

杉並区地域防災計画

(震災編)

【応急・復旧対策】

(令和6年(2024年)修正)

杉並区防災会議

<目次>

第1部 施策ごとの具体的計画（応急・復旧計画）	1
第1章 区民と地域の防災力向上	3
第1節 具体的な取組 【応急対策】	5
1 自助による応急対策の実施	5
2 地域による応急対策の実施	5
3 マンション管理組合等における応急対策の実施	5
4 消防団による応急対策の実施	6
5 事業所による応急対策の実施	6
6 ボランティアとの連携	6
7 外国人の情報収集等に係る支援	7
第2章 安全な都市づくりの実現	9
第1節 具体的な取組 【応急対策】	11
1 消火・救助・救急活動	11
2 河川・社会公共施設の応急対策による二次災害防止	12
3 危険物等の応急措置による危険防止	14
第2節 具体的な取組 【復旧対策】	21
1 公共の安全確保、施設の本来機能の回復	21
第3章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保	23
第1節 具体的な取組 【応急対策】	25
1 道路・橋梁	25
2 鉄道施設	32
3 河川	35
4 水道	36
5 下水道	38
6 電気・ガス・通信等	39
7 エネルギーの確保	48
第2節 具体的な取組 【復旧対策】	49
1 道路・橋梁	49
2 鉄道施設	50
3 河川	50
4 水道	51
5 下水道	51
6 電気・ガス・通信等	52

第4章 応急対応力、広域連携体制の強化	55
第1節 具体的な取組 【応急対策】	57
1 応急対策活動体制及び初動態勢	57
2 消火・救助・救急活動	61
3 応援協力・派遣要請	65
4 復興対策の準備	72
第5章 情報通信の確保	73
第1節 具体的な取組 【応急対策】	75
1 情報収集体制の整備	75
2 防災機関相互の情報通信連絡体制（警報及び注意報等の第一報）	78
3 区本部による情報の集約	79
4 広報体制	80
5 区民等の通信手段の確保	84
6 広聴体制	84
第2節 具体的な取組 【復旧対策】	85
1 遠隔地避難者への支援	85
2 通信設備の復旧	85
第6章 医療救護・保健等対策	89
第1節 具体的な取組 【応急対策】	91
1 初動医療体制	91
2 医薬品・医療資器材の供給	100
3 医療施設の確保	100
4 行方不明者の捜索、遺体の検視・検案・身元確認等	103
第2節 具体的な取組 【復旧対策】	107
1 医療救護活動	107
2 防疫体制の確立	108
3 火葬	111
第7章 帰宅困難者対策	115
第1節 具体的な取組 【応急対策】	117
1 情報収集と判断	117
2 一時滞在施設の開設・帰宅困難者の受入れ	118
3 帰宅困難者・一時滞在施設等への情報提供	120
4 事業所等における帰宅困難者対策	121
5 駅周辺での混乱防止	124
6 集客施設及び駅等における利用者保護	124

第2節 具体的な取組	【復旧対策】	127
1 帰宅ルール等による安全な帰宅の推進		127
2 徒歩帰宅者の支援		130
第8章 避難者対策		133
第1節 具体的な取組	【応急対策】	135
1 避難誘導		135
2 女性等に配慮した震災救援所等の開設・管理運営		141
3 車中泊や臨時的に発生した避難所の対応		145
4 感染症対策		146
5 動物救護		146
6 被災者の他地区への移送		149
第9章 物流・備蓄・輸送対策の推進		151
第1節 具体的な取組	【応急対策】	153
1 備蓄物資の供給		153
2 飲料水の供給		155
3 生活用水の供給		158
4 支援物資の調達要請		158
5 義援物資の取り扱い		159
6 輸送車両の確保		159
7 災害時緊急離着陸場候補地の確保		161
第2節 具体的な取組	【復旧対策】	162
1 多様なニーズへの対応		162
2 炊き出し		162
3 食料品、飲料水等の安全確保		163
4 市場の流通確保、消費者への情報提供		164
5 支援物資の輸送		164
第10章 放射性物質対策		169
第1節 具体的な取組	【応急対策】	171
1 情報連絡体制		171
2 区民への情報提供等		171
3 放射線等使用施設の応急措置		172
4 核燃料物質輸送車両等の応急対策		173
第2節 具体的な取組	【復旧対策】	176
1 保健医療活動		176
2 放射性物質への対応		176
3 風評被害への対応		176

第11章 住民の生活の早期再建	177
第1節 具体的な取組 【応急対策】	179
1 被災住宅等の応急危険度判定	179
2 被災宅地の危険度判定	180
3 地域被害概況把握	180
4 義援金の募集検討及び決定	181
5 応急教育	181
6 応急保育	183
7 応急育成	183
8 災害遺児等の一時的保護	184
9 トイレの確保及びし尿処理	184
10 ごみ処理	186
11 災害廃棄物処理	187
12 災害救助法等の適用	189
第2節 具体的な取組 【復旧対策】	191
1 被災住宅の応急修理	191
2 応急仮設住宅等の供与	192
3 被災者の生活相談等の支援	194
4 住家被害認定調査の開始とり災証明書の発行準備	195
5 義援金の受付・保管・支給	199
6 被災者の生活再建資金援助等	200
7 職業のあっせん	206
8 租税等の徴収猶予及び減免等	207
9 その他の生活確保	209
10 中小企業への融資	210
11 農林漁業関係者への融資	214
12 災害廃棄物処理の実施	214
第2部 災害復興計画	215
第1章 復興の基本的考え方	217
第1節 復興の基本的考え方	217
1 生活復興の考え方	217
2 都市復興の考え方	217
3 杉並区震災復興マニュアル	217

第2章 災害復興体制の整備	218
第1節 災害復興本部の設置	218
1 設置	218
2 構成	218
3 復興本部会議	218
第2節 災害復興本部における分掌事務	219
第3節 震災復興体制の整備に係わる留意点	221
1 被害状況、地域福祉需要等の把握	221
2 復興計画の策定	221
3 復興にかかる財政対応	221
4 人的資源の確保・調整	221
5 用地の確保・調整	221
6 広報・被災者相談体制の整備	221
第3章 震災復興計画の策定	222
第1節 震災復興基本方針の策定	222
第2節 震災復興計画の策定	222
第3節 特定分野計画の策定	223
1 都市の復興	223
2 住宅の復興	223
3 産業の復興	223
第4章 暮らしの復興	225
第3部 南海トラフ地震等防災対策	227
第1章 対策の考え方	229
第1節 策定の主旨	229
第2節 南海トラフ地震等防災対策の基本的考え方	229
第2章 南海トラフ地震等防災対策の事前の備え	230
第1節 広報及び教育	230
1 広報	230
2 教育指導方法	231

第3章 南海トラフ地震に関連する情報が発表された場合の対応	232
第1節 南海トラフ地震臨時情報の発表時の対応	233
1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合	233
2 防災対応等を示すキーワードが付記された南海トラフ地震臨時情報が発表された場合	233
3 南海トラフ地震臨時情報の伝達体制	234
4 南海トラフ地震臨時情報の広報	235
5 混乱防止措置	236
第4部 降灰対策	237
第1章 対策の考え方	239
第1節 計画の目的	239
第2節 被害想定	239
第2章 具体的な取組【予防対策】	245
第1節 防災知識の普及啓発等	245
1 区民、事業者等への普及啓発	245
2 防災市民組織への普及啓発	245
3 事業所への普及啓発	245
第3章 具体的な取組【応急対策】	246
第1節 応急活動体制	246
第2節 降灰情報等の収集及び伝達	246
1 降灰状況の調査	246
2 降灰情報の伝達及び周知	246
3 被害状況の調査報告	247
4 降灰に係る広報の実施	247
第3節 警備・交通規制の要請	248
1 警備活動の要請	248
2 交通規制の要請	248
第4節 応援協力・派遣要請	248
第5節 避難者対策	248
第6節 医療救護対策	248
第7節 道路及び鉄道の応急・復旧対策	248
1 道路	248
2 鉄道	248
第8節 ライフライン施設等の応急・復旧対策	248
1 電気施設	249
2 水道施設（都水道局）	250
3 下水道施設	251
4 電話施設等	251

第9節 応急給水対策	251
第10節 宅地等の降灰対策	252
1 一時的な集積場所の確保	252
2 宅地等の降灰の収集方法等の周知	252
3 降灰袋の配布検討	252
第11節 降灰の収集及び処分	253
1 宅地等以外の降灰の収集	253
2 降灰の回収・運搬の実施	253
3 収集した降灰の処分に係る調整	253
4 降灰量等測定の実施	253
5 被害額の算定及び報告	253

第1部 施策ごとの具体的計画（応急・復旧計画）

第1章 区民と地域の防災力向上

震災編 第1部 施策ごとの具体的計画（応急・復旧計画）
第1章 区民と地域の防災力向上

第1節 具体的な取組 【応急対策】

1 自助による応急対策の実施	6 ボランティアとの連携
2 地域による応急対策の実施	7 外国人の情報収集等に係る支援
3 マンション管理組合等における 応急対策の実施	
4 消防団による応急対策の実施	
5 事業所による応急対策の実施	

1 自助による応急対策の実施

- ・発災時には、まず自身と家族の身を守り、次に出火を防止する。
- ・災害情報、避難情報の収集を行い、震災救援所においては自ら活動する。
- ・地震発生後数日間は、上下水道・ガス・電気・電話等ライフラインをはじめ、食料の供給が途絶える可能性が高いため、最低3日間は、あらかじめ各家庭で準備しておいた食料・水・生活必需品を活用する。

2 地域による応急対策の実施

（1）初期消火活動

火災が発生した場合は、防災市民組織が協力して、スタンドパイプや簡易消火器具（ハリアー）等を活用した初期消火を実施する。なお、地域で行う初期消火活動は、火災の拡大防止を主眼に置き、資機材の能力や市街地の特性を勘案して行う。消防団員や消防隊の到着後は、その指示に従うものとする。

（2）救出・救護活動

地震の揺れから生じる倒壊建物等の二次災害の防止を図り、消防団等と連携して避難誘導や救出・救護活動を実施する。また、災害時要配慮者のうち避難行動要支援者名簿に掲載されている者は、避難行動要支援者名簿を基に安否確認を実施する。

（3）震災救援所運営連絡会の活動

地域住民が、区・学校と協力し可能な限り迅速かつ安全に震災救援所を開設・運営するため、次の活動を行う。

- ・運営管理本部の設営及び各部の編成
- ・震災救援所の開設準備及び運営管理
- ・避難者の受入れ及び避難者名簿の作成
- ・災害時要配慮者の安否確認、救援

3 マンション管理組合等における応急対策の実施

マンション管理組合、マンションに係る自治会等は、「2 地域による応急対策の実施」に掲げる対策のほか、次の応急対策を実施する。

- ・マンション居住者の安否確認
- ・マンション共有の資器材を用いた救出活動支援
- ・集会室等を利用した避難所運営
- ・建物被害調査と二次被害防止
- ・ライフライン復旧状況の確認
- ・在宅避難継続のためのマンション居住者への支援
- ・マンションの復旧に向けた調査、診断、居住者への説明、合意形成への支援、工事等の手配

4 消防団による応急対策の実施

- ・発災と同時に付近の住民に対して出火防止と初期消火の呼びかけを行う。
- ・災害の初期対応を行うとともに、消防活動上必要な情報や被災状況の情報収集を行い、携帯無線機等を活用し、消防団本部等に伝達する。
- ・同時多発火災の拡大防止を図るため、分団受持区域内の建物等の消火活動及び避難道路防護活動を東京消防庁と連携して行う。
- ・所轄消防署（所）の消火活動等の支援をするとともに、活動障害を排除する等の活動を行う。
- ・救助器具等を活用し、地域住民との協働による救助・救出活動を行うとともに、負傷者に対する応急措置を行い、安全な場所へ搬送を行う。
- ・所轄消防署（所）の消火活動等の応援をするとともに、活動障害を排除する等の活動を行う。
- ・救助器具等を活用し、地域住民との協働による救助・救出活動を行うとともに、負傷者に対する応急措置を行い、安全な場所へ搬送を行う。
- ・避難のための指示が出された場合は、これを地域住民に伝達すると同時に、関係機関と連携し、地域住民の避難誘導、避難者の安全確保及び避難場所の防護活動を行う。

5 事業所による応急対策の実施

事業者は発災後、以下の応急対策を順に実施する。

- ① 来訪者や従業員等の安全を確保し、救出活動、救護活動を行う。
- ② 出火防止措置を実施する。
- ③ 正確な情報を収集し、来訪者や従業員等に伝達する。
- ④ 施設の安全を確認したうえで、従業員の一斉帰宅を抑制する。
- ⑤ 事業所での災害対策完了後、地域の消火活動、救助活動、救護活動を実施する。
- ⑥ 火災が発生した場合には安全確保したうえで初期消火を実施する。
- ⑦ 応急対策後は、事業の継続に努め、地域住民の生活安定化に寄与する。

6 ボランティアとの連携

（1）災害ボランティアセンターの設置・運営

ボランティアの受入れや被災者ニーズの把握、ボランティア関連情報の受信・発信、区との連絡調整を実施するため、杉並区社会福祉協議会が災害ボランティアセンターをウェルファーム杉並に設置する。救援部は、被害状況によってウェルファーム杉並の使用が困難な場合は、代替施設を確保する。

（2）ボランティア活動支援

- ・救援部は、ボランティアの活動支援にあたっては、災害ボランティアセンターが必要な情報や災害関連情報、資器材等を提供、ボランティアの待機スペースの確保及び要望に応じた配置等、活動環境を整備し、ボランティアへの直接的な支援を行う。
- ・ボランティアの熱中症にかかる危険性が高まるため、夏季の気温や湿度が高い日が続く場合、災害時の熱中症対策を支援する。
- ・ボランティア活動と救助の調整事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることで、災害ボランティアセンターを支援する。

（3）市民活動団体等と協働した情報共有会議の実施

救援部は、関係各部、杉並区社会福祉協議会、NPO 等の災害ボランティア関係団体、災害中間支援組織と情報共有会議を定期的に開催し、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有する。

（４）感染症流行時のボランティア受入規則の周知

杉並区社会福祉協議会は、区と連携して感染症が流行している時期に大規模地震が発生する場合のボランティアの受入れに関する規則を作成し、周知する。

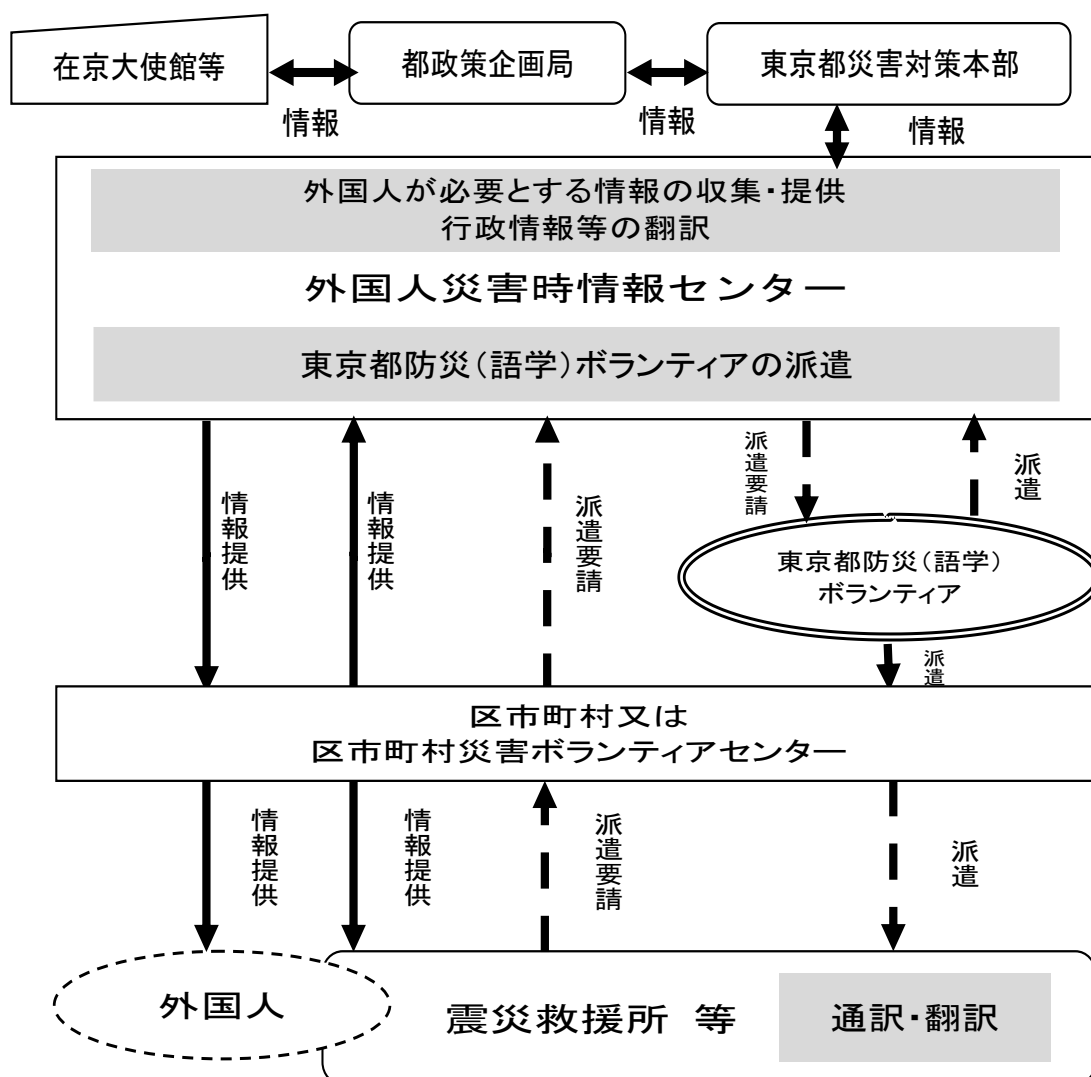
7 外国人の情報収集等に係る支援

（１）外国人災害時情報センターと連携した外国人への情報提供

区は、都外国人災害時情報センターと連携して在住外国人及び外国人旅行者が必要とする情報を収集し、区内の在住外国人及び外国人旅行者に対して情報を提供する。また、区が外国人のニーズ等を把握した場合、外国人災害時情報センターに情報を共有する。

（２）杉並区交流協会との連携

区は、平常時から区内在住の外国人を対象に日本語学習や相談業務等の支援事業を通じて外国人のニーズに関する知識を持つ杉並区交流協会と連携し、必要な支援策について検討等を行う。



震災編 第1部 施策ごとの具体的計画（応急・復旧計画）
第1章 区民と地域の防災力向上
第1節 具体的な取組 【応急対策】

第2章 安全な都市づくりの実現

震災編 第1部 施策ごとの具体的計画（応急・復旧計画）
第2章 安全な都市づくりの実現

第1節 具体的な取組 【応急対策】

- | | |
|-------------------------------|--------------------|
| 1 消火・救助・救急活動 | 3 危険物等の応急措置による危険防止 |
| 2 河川・社会公共施設の応急対策による
二次災害防止 | |

1 消火・救助・救急活動

（1）活動態勢

消防署・警察署は、それぞれの消防活動、警備活動方針によるほか、区医療救護部、杉並区医師会、病院等の医療機関と密接な連携を図り、傷病者の救助活動や搬送活動に備えて、救助・救急態勢をとる。

（2）消防機関による救助・救急活動

ア 活動態勢及び活動内容

関係機関との連携・協力態勢を確立し、救助・救急活動の万全を期するため、次の活動を行う。

- ・救助・救急活動は特別救助隊及び救急隊が連携し、救助・救急資機材を活用して組織的な人命救助・救急活動を行う。
- ・救助・救急活動に必要な重機等に不足が生じた場合は、関係事業者との協定等に基づく迅速な調達を図り、実効性のある活動を行う。また、震災時の救助・救急活動においては、地域住民自身による救助・救急活動が不可欠であるため、震災時に地域住民も利用できる救助用資機材の活用を図る。
- ・救急活動にあたっては、発災直後における医療救護態勢が確立されるまでの間、消防署（所）に仮救護所を設置するとともに、救助・救急現場に現場救護所を設置し、医療関係機関、消防団員、災害時支援ボランティア等と連携し、救急資機材等を有効に活用して傷病者の救護にあたる。
- ・傷病者の搬送は、救急救命士等のトリアージに基づき、緊急度の高い傷病者を最優先とし、救急車等を活用して、医療機関へ迅速に搬送する。
- ・警視庁、自衛隊、防災市民組織等と連携協力し、救助・救急の万全を期する。

イ 傷病者多数発生時の活動

災害の状況等を確認のうえ、安全かつ活動容易な場所に現場救護所を設置し、救助隊、医療救護班と密接な連携を図り、効果的な救助活動を行う。

救護能力が不足する場合は、消防団員、災害時支援ボランティア、防災市民組織等に医療機関への自主的な搬送協力を求めるなど、関係機関との連絡を密にし、効率的な活動を行う。

ウ 消防団、事業所の救出・救護活動能力の向上

《消防署》

- ・消防団の応急救護資機材の整備を行うとともに、応急手当普及員の要請等、教育訓練の充実を図る。
- ・災害時に、消防団、区民及び事業所が、適切な応急手当を行える能力を身につけられるよう、応急救護知識及び技術を普及する。
- ・事業所の実態に応じた、組織、資機材を有効に活用した活動を行うため、自衛消防隊、その他の従業員等の活動技術の向上を目的とした訓練の実施を推進する。

2 河川・社会公共施設の応急対策による二次災害防止

2-1 河川の応急対策

河川管理者は、地震発生後速やかに河川管理施設の被害状況を調査する。その結果により必要な応急対策を実施し、二次災害の防止に努める。

2-2 社会公共施設等の応急対策

(1) 対策内容と役割分担

ア 社会公共施設等の応急危険度判定

地震が発生したとき、応急対策上重要な役割を果たす社会公共施設等について、余震等による倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止するため、早期に被害状況を調査し、使用できるかどうかを応急的に判定する。※応急危険度判定については、第11章第1節を参照。

機関名	対策内容
都 区	<ul style="list-style-type: none"> 都立及び区立の公共建築物が被災した場合、必要に応じて応急危険度判定を実施 応急危険度判定技術者が不足する場合、他団体（他行政庁、民間団体）への協力要請 社会公共施設の管理者から判定実施の支援要請があった場合、公共建築物に準じて、社会公共施設の判定を実施
社会公共施設の 管理者	<ul style="list-style-type: none"> 所管する社会公共施設が被災した場合、必要に応じて応急危険度判定を実施 判定が困難な場合、都又は区に判定実施の支援要請

イ 社会公共施設等の応急対策

機関名	対策内容
区 都 各施設管理者	<ul style="list-style-type: none"> 状況に応じて必要な措置をとる。

(2) 取組内容

ア 社会公共施設等の応急危険度判定

(ア) 都立及び区立の公共建築物が被災した場合

《都》《区》

その所管する公共建築物が被災した場合、必要に応じて応急危険度判定を実施する。
 その判定が困難な場合、都本部に判定実施の支援を要請する。

《都災害対策本部》

公共建築物等応急危険度判定部会を設置し、判定実施の調整を行う。

《都財務局》

判定部会の決定に基づき、都の応急危険度判定技術者等を活用し、判定を実施する。
 応急危険度判定技術者が不足する場合、知事は他団体（他行政庁、民間団体）への協力を要請する。

《災対総務部》

区有施設点検班を中心として、「区有施設等点検基準」に基づき区有施設の応急危険度判定を行う。

（イ）その他の社会公共施設が被災した場合

《社会公共施設管理者》

その所管する社会公共施設が被災した場合、必要に応じて応急危険度判定を実施する。その所管する社会公共施設の判定が困難な場合、都又は区に判定実施の支援を要請する。

《都災害対策本部》《区災害対策本部》

公共建築物に準じて、社会公共施設の判定を実施する。

イ 社会公共施設等の応急対策

（ア）各医療機関

あらかじめ策定した事業継続計画（BCP）等に基づき、患者の生命保護を最優先に対応する。また、通信手段の確保に努めるとともに、状況に応じて必要な措置をとるなど、万全を期する。

（イ）社会福祉施設等

- ・社会福祉施設等の責任者は被災後速やかに施設内外を点検し、落下・倒壊等の危険箇所の有無を確認する。必要に応じて応急修理を行い、安全を確保する。
- ・業務継続計画（BCP）等あらかじめ策定した計画に基づき、利用者の安否確認や安全確保、サービスの継続を行う。
- ・施設独自での復旧が困難である場合は、区災害対策本部等関係機関に連絡し援助を要請する。
- ・震災の被害を受けなかった施設の責任者は、援助を必要とする施設の責任者に積極的に協力し、入所者の安全を確保する。

（ウ）文化財施設

文化財に被害が発生した場合、その所有者又は管理者は、直ちに消防署等の関係機関に通報するとともに被害の拡大防止に努め、被災状況を速やかに調査し、区指定の文化財にあつては区教育委員会及び都へ、国指定の文化財にあつては、区教育委員会を通じて都教育委員会・文化庁へ、報告しなければならない。消防署等関係機関は被災文化財の被害拡大を防ぐため、協力して応急措置を講ずる。

（エ）文化・社会教育等施設

文化・社会教育等施設の管理者は、施設の利用者等が不特定多数であることから、利用者等の避難誘導にあつては、あらかじめ定められた避難場所に誘導し、混乱防止及び安全確保に万全を期する。災害状況に即した対応ができるよう区民生活部及び教育委員会等、関係機関との緊急連絡体制を確立する。

（オ）区営住宅

震災後速やかに区営住宅の被害の概況を調査し、必要に応じて応急措置を講ずる。

2-3 土砂災害の応急対策

土木班は、土砂災害警戒区域等における土砂災害の発生状況等の情報収集を行い、都建設局に報告する。土砂災害の危険性が高い箇所について、関係機関や周辺住民に周知を図り、応急対策を行うとともに、災害のおそれがある場合は避難対策を実施する。

3 危険物等の応急措置による危険防止

都、区、事業者は、有害物質の漏えい及び石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を実施する。

3-1 危険物施設、高圧ガス、毒物・劇物取扱施設等の応急措置

LPガス・塩素等の高圧ガス及び毒物等は、平常時には、燃料、製氷、冷凍、医療等に幅広く利用されている。しかし、これらの保管施設が、地震等で破壊された場合には、その引火性、爆発性、毒性等による二次災害を誘発し、多大な被害をもたらすことは明らかである。また、区内には、現在、石油、火薬、高圧ガス等の危険物貯蔵所等があり、地震時における振動、火災等により、これらの危険物が爆発することや漏えいすることが考えられる。その場合、従業員はもとより、周辺住民に対しても大きな影響を与えるおそれがある。したがって、これらの施設については、関係法令等に基づき防災計画が定められ、防災体制の強化が図られているところであるが、発災した場合、被害を最小限にとどめるための応急対策を確立しておく必要がある。

これらを踏まえ、高圧ガス、毒物・劇物等の保管施設の安全化について、それぞれの施策を取り上げる。あわせて、危険物の各施設の応急措置及び危険物等輸送車両に対する応急措置について必要な事項を定める。

(1) 高圧ガス取扱施設

高圧ガス取扱事業者は、「高圧ガス保安法」や「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」「東京都高圧ガス施設安全基準」、事業所防災計画に基づき、危険防止措置をとる。

(2) 毒物・劇物取扱施設

毒物・劇物の営業者及び業務上取扱者は、事業所防災計画に基づき、毒物・劇物によって、住民の生命及び保健衛生に危険を生じるおそれのあるときは、直ちに保健所、警察署又は消防署に通報するとともに、危害防止のため応急処置を講ずる。

区立小中学校では、「杉並区立学校安全対策の手引き」に基づき、化学薬品に起因する災害の防止に努める。

(3) 危険物施設

危険物事業所は、自主保安体制、危険物事業所間の相互応援組織を基盤として、事故の未然防止と災害発生時の被害の軽減に努める。

(4) 石油類等危険物保管施設の応急措置

消防署は、関係事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者に対して、次に掲げる措置を当該危険物施設の実態に応じて講ずるよう指導する。また、これら施設に対する災害応急対策は、「第4章 1節 具体的な取組【応急対策】2 消火・救助・救急活動」により対処する。

- ・危険物の流出、爆発等のおそれのある作業及び移送の停止、施設の応急点検と出火等の防止措置
- ・混触発火等による火災の防止措置と初期消火活動、タンク破壊等による流出、及び異常反応、浸水等による広域拡散の防止と応急対策
- ・危険物による災害発生時の自主防災活動組織と活動要領の制定
- ・災害状況の把握及び状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措置及び防災機関との連携活動

（5）火薬類保管施設の応急措置

都環境局は、災害の発生防止又は公共の安全の維持のため、必要があると認めるときは、法令の定めるところにより緊急措置命令等を発する。

（6）高圧ガス保管施設の応急措置

《都環境局》

高圧ガス保管施設の破損等に伴う被害の拡大防止又は被害の軽減を行う必要がある場合、都環境局は、東京都高圧ガス保安協会等関係機関で構成する、高圧ガス地域防災協議会を通じて防災事業所への応援出動を要請する。また、被害状況により、緊急の必要があると認める場合、法令の定めるところにより、緊急措置命令を発する。

《消防署》

- ・ 事故時の広報活動及び火災警戒区域に対する規制を行うとともに、関係機関との情報連絡を行いこれらの施設に対する災害応急対策を「第4章1節 具体的な取組【応急対策】2 消火・救助・救急活動」により実施する。
- ・ 災害の進展等により、住民を避難させる必要がある場合は区市町村への通報を行う。
- ・ 人命危険が著しく切迫し、通報するいとまのない場合における災害対策基本法第50条に掲げる避難指示等及び区市町村へのその後の通報を行う。
- ・ 事故時の広報活動及び警戒区域に対する規制を行う。

（7）毒物、劇物取扱施設の応急措置

《都保健医療局》

毒物、劇物輸入・製造業者等に対し、次の各項の実施について指導するとともに緊急の指示を発する。

- ・ 毒・劇物の飛散、漏えい、浸透、火災等による有毒ガスの発生を防止するための応急措置を講ずるよう指示する。
- ・ 危険区域の指示を行うとともに、毒・劇物取扱事業者に対し中和剤等による除毒作業を指示し、周辺住民に対する安全措置を講ずる。
- ・ 防災関係機関との連絡を密にし、毒・劇物にかかる被災情報の収集・伝達に努める。

《区教育委員会》

学校長等に対し、都教育庁が以下の事項について策定した計画に基づき行動するよう指導する。

- ・ 出火防止及び初期消火活動
- ・ 危険物等の漏えい、流出等による危険防止措置
- ・ 実験中における薬品容器、実験容器の転倒、落下防止並びに転倒、落下等による火災等の防止
- ・ 児童生徒等に対して、発災時における緊急措置に関する安全教育の徹底
- ・ 被害状況の把握、情報収集及び伝達等
- ・ 避難場所及び避難方法

《消防署》

- ・ 事故時の広報活動及び火災警戒区域に対する規制を行うとともに、関係機関との情報連絡を行いこれらの施設に対する災害応急対策を「第4章1節 具体的な取組【応急対策】2 消火・救助・救急活動」により実施
- ・ 災害の進展等により、住民を避難させる必要がある場合は区市町村への通報を行う。
- ・ 人命危険が著しく切迫し、通報するいとまのない場合における災害対策基本法第50条に掲げる避難指示等及び区市町村へのその後の通報
- ・ 事故時の広報活動及び警戒区域に対する規制

（８）放射線等使用施設の応急措置

「第10章 第1節 3 放射線等使用施設の応急措置」参照。

（９）石綿含有建築物等の応急措置

《都環境局》

都民、作業員、ボランティア等に対し、石綿ばく露防止について注意喚起を行う。
 協定締結団体及び区市と連携して、倒壊建築物等の石綿露出状況調査及び環境モニタリングを実施する。区市と連携し、建築物所有者等が実施する応急措置の支援を行う。

《区》

都が作成した災害時におけるアスベストの飛散防止マニュアルに基づいて、飛散防止対策を実施する。
 ・区民、作業員、ボランティア等に対し、石綿ばく露防止について注意喚起を行う。
 ・都の協定締結団体と連携し、倒壊建築物等の石綿露出状況調査及び環境モニタリングを実施する。
 ・建築物所有者等が実施する応急措置の支援を行い、必要に応じて応急措置を実施する。

《建築物所有者等》

アスベストの露出等が確認された場合は、速やかに飛散・ばく露防止の応急措置を実施する。

3-2 危険物輸送車両等の応急対策

（１）対策内容と役割分担

ア 危険物輸送車両等の応急対策

機関名	対策内容
都環境局	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関との密接な情報連携 必要な場合、一般高圧ガス等の移動制限又は一時禁止等の緊急措置を命令 災害拡大のおそれがある場合、防災事業所に応援出動を要請
警視庁	<ul style="list-style-type: none"> 事故の状況把握及び都民等に対する広報 施設管理者等に対し、被害拡大等防止の応急措置を指示 関係機関と連携を密にし、事故の状況に応じた交通規制、警戒区域の設定、救助活動等の措置
東京消防庁	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関と密接な情報連絡 災害応急対策の実施
区	<ul style="list-style-type: none"> 必要に応じ、住民に対する避難指示等の措置を実施
関東東北産業保安監督部	<ul style="list-style-type: none"> 都及び関係機関との密接な情報連絡 高圧ガス輸送者に対して、必要に応じ、移動制限又は一時禁止の緊急措置命令等の対応 災害拡大のおそれがある場合、指定した防災事業所に応援出動を要請
関東運輸局	<ul style="list-style-type: none"> 危険物輸送の実態に応じた対策を推進
事業者等	<ul style="list-style-type: none"> 危険が想定される場合等は関係機関への通報等、応急措置

イ 核燃料物質輸送車両等の応急対策

核燃料物質の輸送中に、万一事故が発生した場合のため、国の関係省庁からなる放射性物質安全輸送連絡会（昭和58年(1983年)11月10日設置）において安全対策を講ずる。

機関名	対策内容
文部科学省 経済産業省 国土交通省 警察庁 総務省消防庁 海上保安庁	<ul style="list-style-type: none"> ・放射性物質輸送事故対策会議の開催 ・派遣係官及び専門家の対応
警視庁	<ul style="list-style-type: none"> ・事故の状況把握及び都民等に対する広報 ・施設管理者等に対し、被害拡大等防止の応急措置を指示 ・関係機関と連携を密にし、事故の状況に応じた交通規制、警戒区域の設定、救助活動等必要な措置
東京消防庁	<ul style="list-style-type: none"> ・事故の通報を受けた旨を都総務局に通報 ・事故の状況に応じ、火災の消火、延焼の防止、警戒区域の設定、救助、救急等に関する必要な措置を実施
都総務局	<ul style="list-style-type: none"> ・事故の通報を受け、直ちに関係機関に連絡 ・国への専門家の派遣要請や住民の避難等の措置
事業者等	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関への通報等、応急の措置を実施 ・警察官等の到着後は、情報を提供し、指示に従い適切な措置を実施
区	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関と連携を密にし、必要に応じ、住民に対する避難指示等の措置を実施

(2) 取組内容

ア 危険物輸送車両の応急対策

《都環境局》

- ・正確な情報把握のため、関係機関と密接な情報連携を行う。
- ・必要と認められる場合、一般高圧ガス及び液化石油ガスの移動の制限又は一時禁止等の緊急措置を命令する。
- ・災害が拡大するおそれがあるときは、東京都高圧ガス地域防災協議会が指定した防災事業所に対して応援出動を要請する。

《警視庁》

- ・事故の状況把握に努めるとともに、把握した事故の概要、被害状況等について都民等に対する広報を行う。
- ・施設管理者、運行管理者に対し、災害の発生及び被害の拡大を防止するための応急措置を指示する。
- ・関係機関と連携を密にし、事故の状況に応じた交通規制、警戒区域の設定、救助活動等必要な措置をとる。

《警察署》

警察署は、施設管理者に対し、保安施設、応急資機材を整備充実させ、効果的な活動を推進する。また移動可能なものは周囲の状況により、あらかじめ安全な場所へ移動させ、輸送中の車両は、安全な場所に誘導して退避させる。

《東京消防庁》

- ・関係機関と密接な情報連絡を行う。
- ・事故の状況に応じて、火災の消火、延焼の防止、警戒区域の設定、救助、救急等に関する必要な措置を実施する。

《消防署》

消防署の災害応急対策は、「第4章1節 具体的な取組【応急対策】2 消火・救助・救急活動」により対処する。

《関東東北産業保安監督部》

- ・都及び関係機関と密接な情報連絡を行う。
- ・高圧ガス輸送者に対して、必要に応じ、一般高圧ガス及び液化石油ガスの移動の制限又は一時禁止等の緊急措置命令を発する。
- ・災害が拡大するおそれのあるときは、必要に応じ都又は隣接県の高圧ガス地域防災協議会等が指定した防災事業所に対して応援出動を要請する。

《関東運輸局》

危険物輸送の実態に応じ、次に掲げる対策を推進する。

- ・災害発生時の緊急連絡設備を整備する。
- ・災害発生時の危険物輸送列車の停止箇所は、できるだけ橋梁、ずい道等の危険箇所を避けるよう対策を講ずる。
- ・輸送担当者に災害時の連絡、通報、応急措置等に関し指導を行うとともに、訓練を実施する。

《下水道局》

下水道局は、事業場から有害物質等が下水道に流入する事故が発生したとき、下水道への排出を防止するための応急の措置を講ずるよう指導する。また、関係機関との連絡を密にし、有害物質等に係る災害情報の収集、伝達に努める。

《東日本旅客鉄道》

東日本旅客鉄道は、危険物積載タンク車等の火災、漏えい等の事故が発生した場合は、事故の拡大、併発事故を防止するため、東日本旅客鉄道内における応急措置要領に従い、消火、火気厳禁、立入禁止等の措置を講ずるとともに消防、警察等の関係機関へ通報するものとする。

《事業者等》

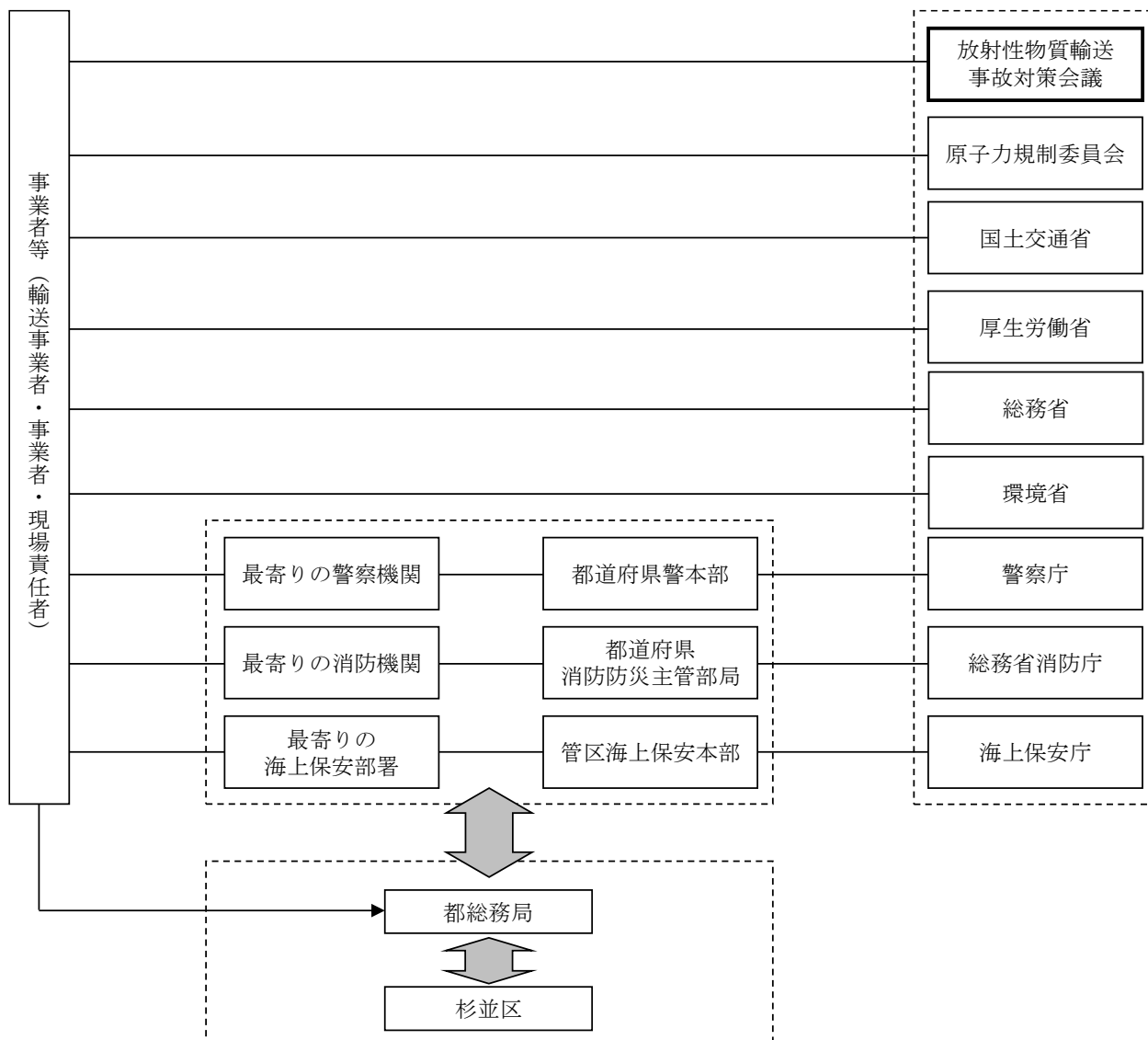
震災により施設が被害を受けた場合や事故が発生したとき、又は危険が予想されるときは、速やかに関係機関に連絡するとともに、応急措置を実施する。

《区》

事故時には必要に応じ、次の措置を実施する。

- ・住民に対する避難指示
- ・住民の避難誘導
- ・震災救護所の開設、避難住民の保護
- ・情報提供、関係機関との連絡

イ 核燃料物質輸送車両の応急対策



《原子力規制委員会》《国土交通省》《厚生労働省》
 《総務省》《環境省》《警察庁》《総務省消防庁》《海上保安庁》

核燃料物質の輸送中に事故が発生した場合、速やかに関係省庁による「放射性物質輸送事故対策会議」を開催し、次の事項に関し、連絡・調整を行う。

- ・ 事故情報の収集、整理及び分析
- ・ 関係省庁の講ずべき措置
- ・ 係官及び専門家の現地派遣
- ・ 対外発表
- ・ その他必要な事項

関係省庁は、核燃料物質の輸送中に事故が発生した場合、現地に係官及び専門家を派遣する。係官は、事故の状況把握に努め、警察官又は消防吏員に対する助言を行うとともに、関係省庁との連絡を密にしつつ、事業者等に対する指示等必要な措置を実施する。

専門家は、関係省庁の求めに応じて必要な助言を行う。

《警視庁》

事故の状況把握に努めるとともに、把握した事故の概要、被害状況等について都民等に対する広報を行う。施設管理者、運行管理者に対し、災害の発生及び被害の拡大を防止するための応急措置を指示する。関係機関と連携を密にし、事故の状況に応じた交通規制、警戒区域の設定、救助活動等必要な措置をとる。

《東京消防庁》

事故の通報を受けた場合、直ちにその旨を都総務局に通報するとともに、事故の状況把握に努め、事故の状況に応じて、火災の消火、延焼の防止、警戒区域の設定、救助、救急等に関する必要な措置を実施する。

《都総務局》

事故の通報を受けた場合、都の窓口として直ちに区市町村をはじめ関係機関に連絡するとともに、国とも連携を密にし、専門家の派遣要請や住民の避難等必要な措置を講ずる。

《事業者等》

事故発生後直ちに関係機関への通報、人命救助、立入制限等事故の状況に応じた応急の措置を講ずる。

警察官又は消防吏員の到着後は必要な情報を提供し、その指示に従い適切な措置をとる。

《区》

関係機関と連絡を密にし、事故時には必要に応じ、次の措置を実施する。

- ・住民に対する避難指示
- ・住民の避難誘導
- ・震災救護所の開設、避難住民の保護
- ・情報提供、関係機関との連絡

3-3 危険動物の逸走時対策

危険動物の逸走の通報があった場合は、関係各局の協力のもと、動物の保護、収容場所の確保、飼主情報の収集等を行う。

《東京都》

情報の収集ならびに各機関との連絡調整、捕獲等に関する措置を行う。

《警視庁》

情報の受理及び伝達ならびに必要な措置（警察官職務執行法）を行う。

《東京消防庁》

情報の受理及び伝達ならびに被害者の救助及び搬送を行う。

《区》

事故時には必要に応じ、次の措置を行う。

- ・住民に対する避難指示
- ・住民の避難誘導
- ・震災救護所の開設
- ・避難住民の保護
- ・情報提供
- ・関係機関との連絡

第2節 具体的な取組 【復旧対策】

1 公共の安全確保、施設の本来機能の回復

1-1 河川の復旧

地震災害等による氾濫等の被害の拡大を防止するため、都と連携して速やかに河川管理施設の復旧に努める。特に公共の安全確保上緊急に復旧を行う必要がある対象は、次のとおりである。

- ・護岸の崩壊等により隣接する道路、家屋等に危険が及ぶおそれのあるもの
- ・護岸基底部の地盤沈下等により、施設倒壊のおそれのあるもの
- ・土砂崩落に伴う河道閉塞により、越流・氾濫のおそれのあるもの
- ・河川管理施設の損壊が、洪水時に二次災害をもたらすおそれのあるもの

1-2 社会公共施設等の復旧

公共施設は、災害時において応急対策活動を推進する拠点となるものであり、その果たすべき役割は極めて重要である。速やかに応急対策活動に着手し、区民の被害を最小限に抑えるために公共施設の機能を保全する十分な安全化対策が図られていなければならない。

（1）区有施設等の点検

- ・震災により区有施設等が被災した場合、余震等による建築物の倒壊や落下物等による二次災害を防止するため、発災後、速やかに建築物の被災状況を調査し、当該建築物の当面の使用継続の可否を判定するものとする。
- ・救援・救護活動の拠点となる施設については、建築設備等の応急復旧対策を講ずる。
- ・区は、第一段階として、震災救援所等の救援・救護活動の拠点となる主要な施設について、発災後、概ね2日間で当該建築物の使用継続の可否を判定するものとする。第二段階として、その他区有施設について、当該施設の管理者と連絡を取りながら逐次点検を実施するものとする。

ア 活動態勢

区有施設等の点検作業は、災対総務部が実施するものとし、発災後、概ね2日間は、区有施設点検班を中心に活動するものとする。

イ 対象施設

対象施設は、以下に掲げる施設とする。

(ア) 救援、救護活動の拠点となる主要な施設	
本庁舎	区災害対策本部が設置される施設
セシオン杉並・井草防災拠点	本庁舎の代替施設
地域区民センター（7か所）	救護部救援隊本隊、一時滞在施設及び第二次 救援所が設置される施設
杉並保健所	医療救護部が設置される施設
小中学校等（65か所）	震災救援所が設置される施設
災害拠点病院・災害拠点連携病院等（11か所）	各地域で中心的に応急医療を行う医療機関
区立障害者通所施設（3所）、こども発達センター、 済美養護学校及び協定を締結している施設（福祉 救援所）	震災救援所及び第二次救援所での生活が極 めて困難な者を受け入れて専門的な支援を 行う施設
震災救援所補助・代替施設（24か所）	震災救援所が使用不可能な場合等に設置さ れる施設
体育館（6か所） 及び下高井戸集会所・井草防災拠点	遺体収容所及び食料、救援物資等の集積地等 として設置される施設
ウェルファーム杉並 （災害ボランティアセンター）	ボランティア活動の拠点施設
(イ) その他の区有施設	

ウ 点検作業

- ・点検作業は、7つの地域区分に従い、被災の著しい地域から優先して実施するものとするが、被災に関する情報が不十分な場合は、情報収集を兼ねて本庁舎から遠方の地域から開始し、特定の地域に偏らないように実施する。
- ・点検は、「区有施設等点検基準」に基づき実施するものとし、判定結果を当該施設の管理者、震災救援所長等に伝達するとともに、見やすい場所に判定シールを貼付する。

エ 施設の使用禁止等の申し入れ・緊急の措置

施設の被災が著しく明らかに危険な場合は、点検実施者は、現地で当該施設の関係職員に対し、使用禁止等の措置を申し入れるとともに協力して施設閉鎖等の措置を実施する。

(2) 区有施設等の応急復旧対策

救援・救護活動の拠点となる施設については、建築設備等の点検を行い、飲料水の確保やトイレの機能等に支障をきたす場合、応急修理を行い、施設の使用に必要な最低限の機能を確保するよう努める。なお、この作業は、区職員による他、建設業協会の協力を得て実施するものとする。

第3章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

第1節 具体的な取組 【応急対策】

1 道路・橋梁	5 下水道
2 鉄道施設	6 電気・ガス・通信等
3 河川	7 エネルギーの確保
4 水道	

1 道路・橋梁

災害が発生した場合、東京国道事務所、都建設局第三建設事務所、区及び首都高速道路等は、所管の道路、橋梁について、被害状況を速やかに把握し、道路交通の確保を図るため活動態勢を確立のうえ、安全対策及び応急並びに復旧措置を行うものとする。

1-1 災害時の応急措置

《都建設局第三建設事務所》

都建設局の道路・橋梁については、東京都の応急対策業務協定業者等と連携して調査・点検を行い、被災状況や交通状況を把握し、道路交通を確保するため、通行規制の措置や迂回道路の選定等、通行者の安全対策を行う。

都の障害物除去路線に指定されている区所管の道路・橋梁については、区からの道路・橋梁に関する被災状況の報告をまとめ、応急措置方策を選定し、区の指導・調整を行う。また、状況によっては、所属職員を現場に派遣し、必要な指示を与える。

《区》

道路の亀裂、陥没等の損壊及び倒壊物等並びに、落橋等による通行不能箇所を調査し、速やかに応急措置を実施する。

《首都高速道路》《中日本高速道路》

（1）災害時における体制

地震による災害が発生したときは、災害の種類及びその程度に応じて、警戒体制、緊急体制又は非常体制をとり、役員及び社員を非常参集させるとともに、社内において災害対策本部を設置し、情報収集連絡体制を確立して必要な措置を速やかに講ずる。

（2）災害応急対策

地震による災害が発生したときは、利用者の安全を確保しつつ、二次災害の防止と緊急輸送機能の確保を最優先に次の応急対策を実施し、首都高速道路等の機能回復を図る。

震災時、首都高速道路及び中央高速道路は消防その他の緊急車両の通行に利用され、一般車両の通行が禁止されることから、警察が実施する交通規制に協力し、かつ、規制状況等を利用者に周知する。また、利用者の被災状況を緊急に把握し、消防等関係機関への迅速な情報伝達、出動・協力要請により、被災者の救出救護その他安全確保に努める。

道路構造物、管理施設等については、その被災状況を緊急点検し、必要に応じた応急復旧に努める。工事の個所については、その被災状況に応じて必要な措置をとる。

路線名	延長 (m)
首都高速4号新宿線（杉並区管内）	4,615
中央自動車道（杉並区管内）	1,059

《東京国道事務所》

国道20号の道路・橋梁については、東京国道事務所の災害応急対策業務協定業者等と連携して調査・点検を行い、被災状況や交通状況を把握し、道路交通を確保するため、緊急輸送路における路上障害物の除去や必要に応じて、通行規制の措置、う回道路の選定等を実施し、通行者の安全対策を実施に努める。

1-2 応急復旧対策

《道路管理者》

道路・橋梁及び道路付属物等が被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、公益占用物件等の復旧計画と調整のうえ、被害を受けた施設を復旧する。公共の安全確保上、緊急に復旧を行う必要のある対象は、次のとおりとする。

- ・道路の陥没・断裂により交通が不可能又は著しく困難であるもの
- ・道路の陥没・断裂で、これを放置することにより二次被害を生じるおそれがあるもの

《都建設局第三建設事務所》

- ・震災初期における被害状況や通行可能道路の情報収集は、緊急点検等により迅速・的確に集約して行う。
- ・「災害時における応急対策業務に関する協定」及び「協力承諾書」に基づき、協力業者が道路上の障害物の除去等を実施する。
- ・障害物除去用資機材の整備については、平素から資機材を確保するため、使用できる建設機械等の把握を行う。

《区》

被害を受けた区道を速やかに復旧し、道路機能をできるだけ早急に回復し、救援活動、物資輸送等のための交通路の確保に努める。なお、作業は、区において選定した緊急道路障害物除去路線を最優先に障害物除去を行うものとし、その後逐次区道の復旧作業を行う。

（1）道路障害物除去作業の実施要領

道路障害物除去作業は、都道及び国道の管理者と緊密に連絡をとり、建設関係事業者団体と締結している「災害時における障害物の除去に関する協定」に基づき、協力業者が道路上のがれき等の排除を行う。確保する交通路幅は、原則として1車線（3m）とする。

区道に生じた路面の亀裂や陥没等は、道路障害物除去と同様協力業者に指示し応急復旧を行う。また、雨水の浸透・洗堀等により地山の崩壊等、二次的被害のおそれのある場合は、適宜な方法により応急復旧を施工する。

協力業者の使用する重機等で燃料が不足する場合は、東京都石油商業組合杉並中野支部と協議し、燃料を確保する。

（2）その他の措置

下水道、電話、電気、ガス等の道路占用施設に危険が発見されたときは、直ちにバリケード等による応急措置をとり、所管の占有者に連絡する。

落下又は危険と認められた橋梁は、直ちに通行止め等の安全対策を行い、う回路の案内を表示する。

1-3 緊急道路障害物除去路線等の選定

災害時の緊急道路障害物除去路線の選定は、緊急輸送道路の指定等を踏まえて、次の基準により行う。

なお、緊急道路障害物除去路線は、東京都「緊急道路障害物除去作業計画書」に定める「緊急道路障害物除去路線網図」並びに、「杉並区緊急道路障害物除去路線網図」による。【別冊・資料 図3】

《都》

震災時における救援救護活動及び緊急物資の輸送等に必要な輸送路のうち、他県等と都内の要所を結ぶ主要道路で、他の道路に優先して道路上の障害物の除去や亀裂等の応急補修を行う道路を「緊急道路障害物除去路線」として選定した。これらの路線の緊急道路障害物除去作業については、都及び国が路線別に分担を決め、それぞれ実施することになっている。

（1）選定基準

- ・緊急交通路等の交通規制を行う路線
- ・緊急輸送ネットワークの路線（緊急輸送道路）
- ・避難場所に接続する応急対策活動のための道路の路線
- ・上記は、原則として、幅員15m以上の道路の路線

《区》

都の緊急道路障害物除去路線は、主要な幹線道路を最優先に選定されていることから、区が救援活動を円滑に行うにあたっては、これらの道路と区内の震災救援所や救急医療機関等を連結する経路の確保が必要である。そこで、区は都の緊急道路障害物除去路線と各防災拠点や災害拠点病院、燃料供給先等を結ぶ道路を区の道路障害物除去路線として選定した。【別冊・資料 図3】

1-4 道路障害物除去作業の内容

落下物、倒壊物、放置された自動車等によって生じた路上障害物を除去し、救援活動のための車両の走行帯（都は原則として上下各1車線・区は原則として1車線（3m程度））を確保する。

陥没、亀裂等の舗装破損は、自動車走行に支障のないよう速やかに応急措置を行う。

1-5 道路障害物除去態勢

緊急道路障害物除去路線の障害物除去作業は、国・都・区及び首都高速道路等が路線別に分担を決めて実施する。

（1）機関別分担路線

区内の各機関別の分担路線は、次のとおりである。

ア 都（建設局）が分担する路線

区分	路線数	延長 (m)	備考
都道	14	46,100	青梅街道、五日市街道、早稲田通り、井ノ頭通り、中杉通り、環状七号線、環状八号線、放射5号線、方南通り、女子大通り、新青梅街道等
区道	3	2,350	
計	17	48,450	

イ 国（関東地方整備局）が分担する路線

実施機関	区分	路線数	備考
国	国道	1	甲州街道（杉並区管内）

ウ 首都高速道路が分担する路線

実施機関	路線数	延長 (m)	備考
首都高速道路	1	4,615	首都高速4号新宿線（杉並区管内）

エ 中日本高速道路が分担する路線

実施機関	路線数	延長 (m)	備考
中日本高速道路	1	1,059	中央自動車道（杉並区管内）

オ 区が分担する路線

区分	路線数	延長 (m)	備考
都道	10	8,822	都道単独5路線、区道混在5路線。延長は混在路線の都道部を含む。
区道	94	30,213	路線数は、区道単独の数。延長には都道混在路線の区道部を含む。
計	104	39,035	

(2) 作業の分担

各実施機関は、道路障害物除去作業にあたっては連絡を密にし、迅速に実施するとともに、被害の状況に応じて優先順位を定め、作業の効率化を図るものとする。

都が分担する緊急道路障害物除去路線の障害物除去作業については、「災害時における応急対策業務に関する協定」及び「協力承諾書」に基づき、協力業者が実施する。

区の緊急道路障害物除去路線の障害物除去作業については、杉並建設業協会、杉並土木災害防止協力会、杉並造園環境改善災害防止協力会、東京建物解体協会と締結している「災害時における障害物の除去に関する協定」に基づき、協力業者が実施する。【別冊・資料158～161】

また、被災状況の把握については、都市再生調査事業協同組合と締結している「災害時における公共土木施設の被災状況把握に関する協定」に基づき、協力業者が実施する。【別冊・資料157】

1-6 放置車両対策

大規模災害時において直ちに道路啓開を進め、緊急車両の通行ルートを迅速に確保するため、道路管理者による放置車両対策の強化に係る所要の措置を講ずる。

(1) 緊急車両の通行ルート確保のための放置車両対策

《都・区等の道路管理者》

放置車両が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ、緊急通行車両の通行を確保する緊急の必要がある場合、道路管理者は、区間を指定して以下を実施する。

- ・緊急車両の妨げとなる車両の運転者等に対して移動を命令する。
- ・運転者の不在時等は、道路管理者自らが、ホイールローダー等により車両を移動する。その際、やむを得ない限度で当該車両を破損することもあるが、この場合、国、都又は区は、災害対策基本法に基づき損失を補償するものとする。

《警察署》

- ・道路交通に関する被害状況等については、ヘリコプター、パトカー、白バイ、交通テレビシステム、警察署等からの報告によるほか、東京消防庁、自衛隊、道路管理者等の関係機関の現場担当者と緊密な情報交換を図り、実態把握に努める。
- ・緊急交通路等の確保のため、各警察署、交通機動隊及び高速道路交通警察隊は、放置車両の排除にあたるほか、道路管理者及び関係防災機関と協力し、道路上の障害物を除去する。

（2）土地の一時使用等

《都・区等の道路管理者》

上記（1）の措置に伴い、沿道での放置車両の保管場所の確保等のため、やむを得ない必要がある時、道路管理者は、その必要な限度において、他人の土地の一時使用、竹木その他の障害物の処分を行う。

（3）関係機関、道路管理者間の連携・調整

《都公安委員会》

都公安委員会は、都・区等の道路管理者に対し、上記（1）の措置を要請することができる。

《国土交通省（関東地方整備局）、都》

国土交通大臣は、都道、区道に関して、道路管理者（都、区等）に対し、上記（1）の措置について指示することができる。また、都知事は、区道に関して、道路管理者（区）に対し、上記（1）の措置について指示することができる。

《首都高速道路》《中日本高速道路》

高速道路については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構及び高速道路会社が連携して、上記（1）、（2）の措置に対応する。

1-7 各警察署の震災時の警備態勢

（1）警備本部の設置

- ・各警察署は、東京都に震度6弱以上の地震が発生した場合、各警察署に現場警備本部を設置して、指揮体制を確立する。
- ・第四方面本部長は、第四方面警備本部を設置し、方面区内の警備指揮にあたる。

（2）警備部隊の編成

各警察署長は、前記事案発生又は発生のおそれがある場合には、直ちに警備部隊を編成し総力をあげて警備にあたる。

（3）警備活動

災害により発生する被害の拡大防止のため各警察署は、次の警備活動を行う。

- ・被害実態の把握及び各種情報の収集
- ・交通規制
- ・被災者の救出救助及び避難誘導
- ・行方不明者の捜索及び調査
- ・遺体の調査等及び検視
- ・公共の安全と秩序の維持

（4）警戒活動資器材の整備

各警察署は、大震災が発生した場合においては、総力をあげて被災地における治安の万全を期することを基本としており、そのための任務遂行に必要な装備資器材の整備を図っている。

1-8 震災時の交通規制態勢

- ・被災地及びその周辺を管轄する警察署長は、震災時における交通規制内容の周知徹底を図るため、危険箇所の表示等を行い、局地的な通行禁止、一方通行等適切な交通規制を行い、被災地及びその周辺における交通の安全と円滑化に努める。
- ・災害地現場において警察官は、道路の混雑、損壊、火災の発生等緊急の必要のある場合は、当該道路における車両の通行を禁止又は制限する。

1-9 交通情報の収集

各警察署は、道路障害及び交通規制の実施措置を円滑に進めるため、交通情報の収集に努め、次の事項を調査のうえ、区本部に通報する。

- ・主要道路、橋梁等の被害状況及び復旧の見通し
- ・交通規制の実施状況
- ・その他道路状況に関する必要な事項

1-10 道路交通規制

各警察署は、大地震（震度6弱以上）発生直後の交通混乱を最小限にとどめ、被災者の安全な避難と緊急車両の通行を確保することを重点として、次のような交通規制を実施する。

（1）第一次交通規制（災害発生直後の交通規制）

大震災が発生した場合は、現場の警察官は命令を待つことなく、速やかに次の規制措置をとる。

ア 環状七号線における都心方向への流入禁止

環状七号線から都心方向へ流入する車両の通行を禁止する。

イ 環状七号線内側の通行禁止

都心部において広域にわたり、道路の損壊等により交通に著しい支障があると認めるときは、一時的に環状七号線の内側について区域又は路線を指定して広域的に車両の通行を禁止する。

ウ 環状八号線における都心方向への流入抑制

環状八号線から都心方向へ流入する車両の通行を抑制する。

エ 緊急自動車専用路における通行禁止

緊急自動車専用路指定予定路線を緊急自動車専用路として指定し、緊急自動車等以外の車両の通行を禁止する。

オ 被害状況等による交通規制の変更

被害状況並びに道路及び交通状況に応じて、交通規制を拡大もしくは縮小し、又は別の路線を指定して交通規制を実施する。

（2）第二次交通規制

緊急自動車専用路指定予定路線を緊急交通路とするほか、その他の路線についても、被災状況等に応じて緊急交通路に指定する。

ア 被災状況等に応じた交通規制

被害状況等により規制範囲を拡大し、又は縮小する。

イ 緊急交通路の指定

指定した緊急自動車専用路を緊急交通路として指定するとともに、被害状況等に応じて青梅街道等の指定31路線の中から緊急交通路を指定し、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止する。

（3）高速道路が緊急交通路等に指定された場合の措置等

ア 高速道路が緊急交通路等に指定された場合の措置

首都高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社は、災害対策基本法又はその他の関係法令の規定に基づき、高速道路が緊急交通路に指定されたときは、これに対処すべき必要な措置を行い、道路交通の確保に協力する。この場合において、料金を徴収しない車両の取扱い等、料金收受業務に関し、適切な措置を実施する。

イ 災害ボランティア車両高速道路通行証明書の発行

首都高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社は、災害ボランティア車両高速道路通行証明書の申請があった場合、証明書を発行する。

ウ 災害派遣等従事車両証明書の発行

区は、災害派遣等従事車両証明書の申請があったときは、証明書を発行する。

1-1-1 緊急通行車両等の確認事務等

（1）緊急通行車両等の確認事務

警察署長及び交通機動隊長は、警察署、隊本部、緊急交通路の起・終点及び交通要所における交通検問所等において、緊急通行車両の確認事務及び交通規制から除外すべき車両の確認事務を行う。

（2）確認対象車両

確認対象車両は、次の業務のいずれかの一つに従事する車両をいう。

- ・警報の発令及び伝達並びに避難指示に使用されるもの
- ・消防、水防その他応急措置に使用されるもの
- ・被災者の救援、救護その他の保護に使用されるもの
- ・被災児童及び生徒の応急教育に使用されるもの
- ・施設及び設備の応急復旧に使用されるもの
- ・清掃、防疫その他保健衛生に使用されるもの
- ・犯罪の予防、交通規制その他被災地における社会秩序の維持に使用されるもの
- ・緊急輸送の確保に使用されるもの
- ・前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防御又は拡大の防止措置のために使用されるもの

1-1-2 緊急通行車両等の事前届出

災害応急対策等を実施する計画がある指定行政機関等の車両について、指定行政機関からの申請に基づき、事前に標章及び緊急通行（輸送）車両確認証明書を交付する。

（1）申請先

対象となる車両の使用の本拠地を管轄する警察署

（2）災害発生後の手続等

ア 緊急通行（輸送）車両確認申出済みの車両

標章を車両に掲示し、緊急交通路を通行する。

イ 緊急通行車両等事前届出済証の交付を受けている車両

届出済証を提示のうえ、「緊急通行（輸送）車両確認申出書」を記載させ、緊急通行（輸送）車両の標章及び確認証明書を交付する。

ウ 緊急通行（輸送）車両確認申出等の交付を受けていない車両

緊急通行（輸送）車両の確認申出を行い、審査結果に基づき、緊急通行（輸送）車両の標章・確認証明書を交付する。

2 鉄道施設

災害発生時において、多数の乗客を輸送している鉄道は、直接人命にかかわる被害が発生するおそれがあるため、その被害を最小限にとどめ、迅速かつ適切な応急措置を講ずることにより、輸送の確保を図るものとする。各交通機関が実施し得る応急措置について、必要な事項を定める。

2-1 災害時の活動態勢

(1) 災害対策本部等の設置

災害が発生した場合、各鉄道事業者は全機能をあげて、乗客及び鉄道施設等の安全確保を行うため、災害対策本部等を設置する。

(2) 通信連絡

災害時の情報収集、伝達、応急措置の指示等の通信連絡は、列車無線、指令電話、鉄道電話等を利用するとともに、必要に応じて無線等を利用する。

2-2 発災時の初動措置

災害発生と同時に、各鉄道事業者は、運転規制その他適切な初動措置を講じ、乗客の安全を図る。各鉄道事業者の初動措置は次のとおり。なお、各鉄道事業者は、震災時に事故が発生した場合、区災害対策本部や関係機関が協力し、負傷者や障害者・高齢者等の災害時要配慮者の救護を優先して実施する。

《東日本旅客鉄道（株）》

(1) 運転規制

- ・社内規程により、速やかに運転中止又は徐行の手続きをとる。
- ・列車の運転は、概ね①う回又は折返し運転 ②臨時列車の特発 ③バスの代行又は徒歩連絡のいずれかの方法により、その都度決定する。

(2) 乗務員の対応

運転中に地震を感知し、運転が危険と認めたときは、直ちに列車を停止させ、停止位置が橋梁上、築堤等の場合には、安全な場所に列車を移動させる。

《京王電鉄（株）》

(1) 運転規制

運輸指令所長は、6カイン以上の地震を感知したときは運転中の全列車に対し、直ちに停止するように指令する。その後6カイン以上を記録したエリアにおいては観測値に応じて運転規制を行うとともに駅構内・沿線施設等の点検を指令する。

(2) 管区長の取扱

地震により線路の支障等があると認めた場合は、列車の運転を見合わせる。また、通過列車であっても、これを停車させる。

（3）乗務員の対応

乗務員は、地震を感知し列車の運転が危険な状況にあると認めるとき、又は運輸指令所長から停止の指令を受けたときは直ちに列車を停止させる。この場合、橋梁上等の危険な箇所は避けなければならない。

《西武鉄道（株）》

（1）運転規制

ア 地震発生時

運転司令長は、地震が発生したときには応急対策として次の処置を行う。

- ・震度4以上の地震が発生したとき、又は緊急地震速報による震度4以上の予報を受信したときは、直ちに列車を一旦停止させる。
- ・停止した列車の列車番号および停止位置を把握し、被害状況をあらゆる手段を尽くして確認する。
- ・緊急地震速報による震度4以上の予報を受信したときで、震度3以下を観測したときは、安全を確認後、運転再開を指令する。
- ・震度4を観測したときは、毎時55キロメートル以下で先行列車が停止していた位置まで注意運転するよう指令する。
- ・震度5弱を観測したときは、毎時25キロメートル以下で先行列車が停止していた位置まで注意運転するよう指令する。
- ・震度5強以上を観測したときは、電気司令長および施設司令長に要注意点検箇所等の点検を依頼し、点検が終わるまで列車の運転を中止する。ただし、震度5強を観測したときに限り、状況により旅客の避難・誘導等を目的として、停止していた列車を毎時15キロメートル以下で次駅又は最近の駅まで運転するよう指令することができる。

イ 乗務員の対応

運転士は、地震発生時には次の処置を行う。

- ・地震が発生し、列車の運転が危険と判断したとき、又は列車無線等で停止指令があったときには、列車を停止させる。
- ・駅間の途中で列車を停止させる場合には、橋梁・隧道・深い切取り・高い築堤等、地震の被害を受けやすい箇所をできるだけ避ける。また必要に応じてパンタグラフを降下し、転動防止の処置をとる。
- ・震度5弱以下の場合で、運転司令長から注意運転の指令があったとき、かつ、付近に異常が認められず安全であると判断したときは、車掌と打ち合わせ、先行列車が停止していた位置まで、毎時55キロメートル又は毎時25キロメートル以下で注意運転（建物、土砂崩壊、地盤沈下等に注意する。）し、異常の有無を運転司令長に報告する。
- ・震度5強以上の場合、要注意点検箇所等の点検が終了し運転司令長から運転再開の指令があるまで運転を中止する。ただし、震度5強の場合、運転司令長から次駅又は最近の駅まで運転する旨の指令を受けたときは、車掌と打ち合わせ、目視で安全を確認しながら毎時15キロメートル以下で運転する。

ウ 駅長の処置

駅長は、地震発生時には次の処置を行う。

- ・地震が発生し被害が予想される場合には、速やかに構内巡視をして異常の有無を点検し、その状況を運転司令長に報告する。
- ・線路巡回中の係員から、巡回区間の異常の有無についての情報を求めて、運転司令長に報告する。

《東京地下鉄（株）》

（1）列車の措置

総合指令所は、強い地震が発生し、地震警報装置に地震警報の表示があった場合は、直ちに一斉発車待ち装置及び無線装置により、全列車を一旦停止させた後、地震警報に応じた運転規制を行う。

乗務員は、列車運転中、異常な動揺、線路の蛇行又は架線の動揺等により地震を感知し、危険と認めるとき、又は総合指令所からの緊急停止があったときは、直ちに列車を停止させたのち、総合指令所に状況を報告し、列車の進退について指示を受ける。

（2）駅の措置

駅係員は、旅客の安全を第一とし、沈着冷静な行動により、旅客の安全退避に努める。

（3）火災発生時の措置

火災が発生した場合は、消防署、警察署等へ通報するとともに、初期消火に努める。また、火災の状況によっては、旅客の避難誘導に努める。

（4）停電時の措置

列車内停電の場合は自動的に列車積載の蓄電池に切替るので、照度 2～5 ルックスで 1 時間程度予備灯を点灯させ、旅客の混乱防止に努める。駅構内停電の場合には、予備電源を付置した非常灯、誘導灯が蓄電池に切替り、非常灯は 1 時間、誘導灯は 20 分以上点灯する。また、携帯用の照明灯、合図灯、深見灯を常備しており、これらにより避難誘導に努める。

2-3 乗客の避難誘導

震災時には、駅にて旅客の集中による混乱が想定され、列車内の乗客の安全を確保する必要がある。そのため、各鉄道事業者は各社の規定により、混乱防止のため案内放送等による情報提供を行い、駅にいる乗客に対してはあらかじめ定めた場所に、列車内の乗客に対しては安全な場所又は最寄り駅まで、駅長と連絡のうえ、速やかに避難誘導を実施する。また、外国人の旅客に対しては、多言語を用いた文字や音声による情報提供を行い、適切な避難誘導を実施する。なお、自家発電設備、蓄電池設備等により、停電時であっても、乗客の避難誘導に必要な照明、非常灯等最低限の電力を確保する。

各交通機関の措置は次のとおり。

《東日本旅客鉄道（株）》

各駅では、区長からの避難指示等があった場合には、乗客を安全な場所に避難するよう案内する。

《京王電鉄（株）》

各駅では、乗客を避難させる必要が生じたときは、予め定めてある避難場所に誘導する。

《西武鉄道（株）》

（1）駅における避難誘導

駅長は、係員を指揮して、旅客を予め定めた臨時避難場所に混乱の生じないように誘導し、避難させる。

（2）列車乗務員が行う避難誘導

列車が駅に停止している場合は、駅長の指示による。

列車が駅間の途中で停止している場合には、原則として乗客は降車させない。ただし、火災その他に

よりやむを得ず乗客を降車させる場合には、次による。

- ・地形その他を考慮し、適切な誘導案内を行い、乗客を降車させる。
- ・隣接線路を歩行することは危険であることを放送等により徹底し、併発事故の防止を図る。

《東京地下鉄（株）》

正確な情勢判断のもとに職員を指揮して、次により旅客の避難誘導にあたる。この場合、高齢者、幼児等単独行動で避難することが困難な旅客に対しては、他の旅客の協力を得るとともに、負傷のため単独避難不可能な旅客に対しては、構内の安全な箇所へ一時退避させる。

（１）地下よりも地上が安全と認めたとき

行政機関指定の避難場所を放送で徹底し、その方向の出口へ誘導する。

（２）地上よりも地下が安全と認めたとき

被害の少ない最も安全な場所へ誘導する。

2-4 事故発生時の救護活動

災害により、旅客等に事故が発生した場合、概ね次の救護措置を行う。

- ・放送により情報を伝達する。
- ・負傷者があったときは、救出救護を行うとともに、必要な場合は、臨時救護所等を開設する。
- ・続発事故の防止に万全を期するとともに、必要により警察署及び消防署に通報し、出動、救援の要請を行う。
- ・その他状況に応じた必要な措置を行う。

2-5 浸水事故発生時の措置

災害により地下路線に浸水事故が発生した場合、人命にかかわる事態につながるおそれがあるため、東京地下鉄では、浸水防止等の応急措置を行うとともに、旅客の誘導を実施する。

（１）応急措置

駅出入口には止水板を、通風口には自動浸水防止機を備え、浸水を防止するとともに、トンネル内に浸水した場合は、排水ポンプにより排水する。

（２）旅客の誘導

地上からの浸水を配慮し、地上へ避難するための有利な場所を選定し、その方向の出口へ誘導する。

2-6 応急復旧対策

災害時に、各交通機関は、都・区が実施する応急対策活動が円滑に実施できるよう、救援物資及び人員の輸送協力を行う責務があることから、速やかに応急復旧を行い輸送の確保に努めるものとする。このため、各交通機関はあらかじめ、応急復旧体制を確立し、資器材等の整備を行っている。なお、各交通機関は応急対策の終了後、速やかに被害原因等の調査分析を行い、この結果に基づき、復旧計画を策定する。復旧作業は、計画に基づき、迅速かつ適切に実施する。

3 河川

地震、洪水等により河川及び排水路の護岸施設が破損したときは、応急復旧に努めるとともに、排水に全力を尽くす。

《都建設局第三建設事務所》

- ・災害が発生した場合、直ちに護岸等の河川管理施設及び工事箇所の被災の発見に努める。
- ・破損等の被害を受けた場合には、特に、氾濫水による被害の拡大防止に重点を置き、速やかに施設の復旧に努めるとともに、区が行う応急措置に関し、必要に応じて技術的指導を行う。
- ・区が実施する応急措置に関し、技術的助言及び総合調整を行うほか、応急・復旧対策を総合的判断のもとに実施する。また、総合的判断のもとに、移動排水ポンプ車の派遣を決定する。
- ・区内の河川管理施設の応急・復旧対策について区に技術的助言を行うほか、大規模なものについては直接実施する。
- ・巡回・点検及び応急対策については、災害時における応急対策に関する協定により対処する。

《区》

- ・管内の河川管理施設を巡視し、被害箇所を都に報告するとともに、必要な措置を講ずる。
- ・水防資機材を使用し、河川の溢水防止及び浸水被害発生箇所の排水作業を行う。なお、能力不足のときは、区内建設業者のポンプや、労力を雇用して応急排水を実施する。

4 水道

災害時における飲料水の確保及び被害施設の応急復旧に対処するため、都水道局は、これに必要な人員、車両及び資機材を確保し、情報連絡体制を確立のうえ、応急復旧を実施する。また、都災害対策本部と連携を保ちつつ、混乱を防止するために水道施設の被害状況、復旧の見通し等について、積極的な広報活動を実施する。水道施設の応急措置について、必要な事項を定める。

4-1 災害時の活動態勢

(1) 活動方針

ア 対策本部の設置

地震の発生により水道施設に甚大な被害が発生した場合など、一定の要件に該当する場合は局内に局長を本部長とする給水対策本部を設置し、応急対策諸活動を組織的に進める。

局に給水対策本部が設置された場合は、西部支所長を部長として応急対策部を西部支所内に設置する。

イ 情報室の立上げ及び情報連絡活動の開始

給水対策本部の設置が必要な状況下においては、直ちに情報室を立上げ情報連絡活動を開始する。また、復旧活動、応急給水活動等を適時適切に行うため、あらかじめ情報連絡の連絡系統、手段等を定め、正確な情報を迅速に収集・伝達する。

ウ 復旧活動

- ・首都中枢機関等への水道水供給にかかわる管路の被害については、発災後3日以内の復旧を目指す。
- ・取水・導水施設の被害については、浄水機能に大きな支障を及ぼすため、その復旧は最優先で行う。
- ・浄水施設の被害のうち、施設の機能に重要な影響を及ぼすものについては、速やかに復旧活動を実施する。
- ・首都中枢機関等への水道水供給にかかわる管路以外の被害については、配水系統の変更等により断水区域を最小限にしたうえで、あらかじめ定める復旧の優先順位に基づき、段階的に復旧作業を進める。

図表：西部支所管内における管路復旧優先施設

優先施設	
(1)	首都中枢機関、三次医療機関等への供給管理 都庁、防衛省、東京女子医大学病院、東京医科大学病院、荻窪病院、杏林大学医学部付属杉並病院、慶応義塾大学病院、東京医療生活協同組合中野病院、保健医療公社大久保病院、国立国際医療研究センター病院、東京山手メディカルセンター、東京警察病院
(2)	国道20号線〔甲州街道〕
(3)	第一次重要路線 送水管及び広大な区域を持つ配水本管
(4)	第二次重要路線・配水小管重要路線 給水所等から配水区域全体に配水するうえで必要不可欠な配水本管
(5)	医療施設及び福祉施設への供給管路 救急病院医療機関となる病院及び腎人工透析医療機関、重症重度心身障害児施設及び特別老人ホーム等の福祉施設に至る管路の復旧により応急給水の軽減を図る
(6)	その他、給水上、極めて重要な路線 支所管内の震災対策用応急給水施設、区役所（本庁）、震災救援所等に至る路線
(7)	復旧活動に支障になる箇所 鉄道、河川の横断箇所等で復旧活動に支障となる箇所、二次災害を起こすおそれがある場所

エ 広報活動

都災害対策本部と連携しながら、被害、復旧及び応急給水の状況等を適時適切に広報し、混乱を防止するよう努める。

4-2 職員の活動態勢

(1) 勤務時間内における活動態勢

本部長が発令した場合、非常配備態勢となり、職員は、所属において応急対策活動に従事する。

(2) 夜間、休日等における活動態勢

ア 震度5弱以下の地震が発生し、本部長が発令した場合【非常配備態勢】

本部長が発令した場合、第1非常配備要員が所属に参集する。

イ 震度5強の地震が発生した場合【準特別非常配備態勢】

第1非常配備要員が発令を待たずに所属に参集する。

ウ 震度6弱以上の地震が発生した場合【特別非常配備態勢】

全職員が発令を待たずに原則所属に参集する。

給水拠点における応急給水要員は、あらかじめ指定された給水拠点に参集する。

4-3 復旧活動に従事する民間事業者の確保

復旧活動に従事する民間事業者について、関係団体との協定や工事請負契約における協力条項等により、あらかじめ必要な協力態勢を確保する。

5 下水道

下水道施設の被害に対し、汚水、雨水の流下に支障のないように応急措置を講じ、排水の万全を期する。都下水道局による下水道施設の応急措置について、必要な事項を定める。

5-1 災害時の活動体制

- ・都災害対策本部の非常配備態勢に基づき、職員の配置を行い、下水道施設の被害に対し、迅速に応急復旧活動を行う。
- ・被害が大規模で、復旧に緊急を要する場合に民間団体の協力を得ることができるよう都下水道局では民間団体と応急復旧業務に関する協定及び細目協定を締結している。
- ・災害時における現場での作業及び指導には、杉並出張所（下井草2-6-13）があたる。下水道メンテナンス協同組合から1班4名編成で、西部第一下水道事務所に待機する。
- ・被害状況に応じ、他の大都市等へ支援を要請し、その受入れに対応する。

5-2 応急復旧対策

（1）災害復旧用資器材の整備

迅速に応急措置活動を実施するため、水再生センター及びポンプ所に備蓄し、また、災害時の応急復旧に関する協定を締結している民間団体に対し資器材の備蓄について協力を求めている。

（2）下水道管

- ・緊急輸送道路等を地上巡視し、下水道施設が起因する道路陥没等を早急に把握し、損傷状況に応じた応急復旧を実施する。
- ・速やかに震災復旧活動の拠点を設置し、下水道管の被害状況等、防災上重要な施設について重点的に被害状況及び措置状況を集約する。

（3）水再生センター・ポンプ所等

- ・水再生センター・ポンプ所等において、停電のためポンプの機能が停止した場合、ディーゼル発電機やガスタービン発電機等の非常用発電機及びエンジン直結ポンプによってポンプ運転を行い、揚水不能の事態が起こらないよう対処する。
- ・各施設の点検を行い、施設の被害に対しては、箇所、程度に応じて応急措置を実施する。
- ・水再生センターは、主要な機能の確保に万全を期しているが、万一機能上重大な被害が発生した場合は揚水施設の復旧を最優先する。各施設の損壊箇所をただちに処置し、流下機能の確保と機能の回復を図る。

（4）工事現場

工事中の箇所においては、被害を最小限にとどめるよう受注者を指揮監督するとともに、必要に応じて現場要員、資器材の補給を行わせる。また、避難道路等での工事箇所については、道路管理者ならびに交通管理者の指示に従い応急措置等の措置を行う。

（5）下水道施設の復旧計画

被害が発生したときは主要施設から復旧を図る。復旧順序については、水再生センター、幹線管きよ等の主要施設の復旧に努め、その後、枝線管きよ、ます、取り付け管の復旧を行う。

5-3 災害時の広報

下水道施設の被害及び復旧等の状況についての広報は、東京都災害対策本部を通じて報道関係機関の協力を得て行う。

6 電気・ガス・通信等

6-1 東京電力

非常災害の発生するおそれがある場合、東京電力パワーグリッド（株）荻窪支社は、各設備に有効な予防方策を講じ、被害を防止し、災害が発生した場合は、二次災害を防ぎ、速やかに応急復旧を行い、社会公共施設としての機能を維持するものとする。

電気施設の応急措置について、必要な事項を定める。

（1）災害時の活動態勢

災害が発生するおそれがあるとき、又は発生したときには、本社本部の指示により非常態勢を発令し、非常災害対策本部を設置する。ただし第一線機関の長は、本社本部の指示にかかわらず、必要に応じて非常態勢を発令することができる。なお、震度6弱以上の地震が発生した時は、発令を待たずに自動的に第3非常態勢に入る。

ア 非常態勢

非常態勢は、次表の定める区分に基づき発令するものとする。

（ア）非常態勢の発令

非常態勢の情勢	非常態勢の区分
<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害の発生が予想される場合 ・ 災害が発生した場合 ・ 電力制御システムへのサイバー攻撃によりシステムに異常が発生した場合 ・ サイバー攻撃による停電が発生したと想定された場合 	第1非常態勢
<ul style="list-style-type: none"> ・ 大規模な災害の発生が予想される場合 ・ 大規模な災害が発生した場合 ・ 電気事故ならびにサイバー攻撃による突発的な広範囲停電が発生した場合 ・ 東海地震注意情報が発せられた場合 ・ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合 	第2非常態勢
<ul style="list-style-type: none"> ・ 大規模な災害が発生し、復旧に長期化が予想される場合 ・ 電力供給区域あるいは事業所のある都・県内で震度6弱以上の地震が発生した場合 ・ 警戒宣言が発せられた場合 ・ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合 	第3非常態勢

（イ）社員の出勤基準

- ・非常態勢発令の伝達があった場合
要員は、所属する非常災害対策本（支）部（以下「対策本（支）部」という。）に出勤する。
- ・非常態勢の発令がなされたと判断される場合
発令がなされたと判断される態勢の要員は、所属する対策本（支）部に出勤する。

イ 情報連絡

災害に関する情報は、給電所及びマスコミ情報に注意し、風水害等の場合には天気図作成や各種情報集約を行い、社内関係箇所に連絡し徹底する。

支社情報班は、区本部に対策委員を派遣するとともに、警察署、消防署等と管内の被害、復旧状況等についての情報交換を有線又は無線によって行う。

（2）応急措置

ア 人員の動員、連絡の徹底

非常災害対策内規により、いつでも出勤できる体制を確立しておき、時間外における連絡体制も確立しておく。また、社外者の応援体制、他支社との相互応援ができる体制を確立しておく。

イ 資材・輸送等

- ・工具は、手持ち分の整備並びに社内各機関との融通等により確保する。
- ・資材は、在庫品を常に把握し、資材等の輸送は、あらかじめ調達契約をしている業者の車両により行うが、輸送力が不足する場合には、他の業者等からの調達も対策本部において適宜行い、輸送力の確保を図る。

ウ 震災時における危険予防措置

電力需要の実態を鑑み、震災時においても原則として送電を継続するが、水害及び火災の拡大等に伴い、円滑な防災活動のため警察、消防機関等から送電停止の要請があった場合には、適切な危険予防措置を講ずる。

（3）応急復旧対策

ア 復旧計画

支社は、被害状況を把握し、以下事項について復旧計画を立てる。

- ・復旧応援要員の必要の有無
- ・復旧要員の配置状況
- ・復旧資材の調達
- ・電力系統の復旧方法
- ・復旧作業の日程
- ・仮復旧の完了見込み
- ・宿泊施設、食料等の手配
- ・その他必要な対策

イ 復旧順位

各設備の復旧準備は、原則として以下によるものとするが、災害状況、各設備の被害状況、各施設の被害復旧の難易等を勘案して、供給上復旧効果の最も大きいものから行う。

（ア）送電設備

- ・全回線送電不能の主要線路
- ・全回線送電不能のその他の線路
- ・一部回線送電不能の主要線路
- ・一部回線送電不能のその他の線路

（イ）変電設備

- ・主要幹線の復旧に係る送電用変電所
- ・重要施設に配電する中間配電用変電所

（ウ）配電設備

- ・病院、交通、通信、情報機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難場所、その他重要施設への供給回線
- ・その他の回線

（エ）通信設備

- ・給電指令回線（制御・監視および保護回線）
- ・災害復旧に使用する保安回線
- ・その他保安回線

ウ 復旧要員の広域運営

他電力会社等と復旧要員の相互応援態勢を整えておくとともに、復旧要員の応援を必要とする事態が想定されるとき、又は発生したときは応援の要請を行う。

エ 復旧要員の編成

東京電力パワーグリッド(株)並びに指定請負業者の復旧要員の編成は、非常災害対策内規による。

（４）災害時における広報

ア 広報活動

災害の発生が予想されるとき、又は発生したときは、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況及び復旧状況についての広報を行う。

（ア）電気事故防止 PR

災害による断線、電柱の倒壊、折損等による公衆感電事故や電気火災を未然に防止するため、一般公衆に対し次の事項を中心に広報活動を行う。

- ・無断昇柱、無断工事をしない。
- ・電柱の倒壊、折損、電線の断線、垂下等設備の異常を発見した場合は、速やかに東京電力の事業所に通報すること。
- ・断線、垂下している電線には絶対にさわらないこと。
- ・浸水、雨漏り等により冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため使用しないこと。
- ・停電による事故を防ぐための漏電遮断器の取付を推進する。
- ・大規模地震時の電気火災の発生抑止のため、感震ブレーカーを取付すること、および電気工事店等で点検してから使用することを推奨する。
- ・屋外に避難するときは安全器又はブレーカーを必ず切ること。
- ・電気器具を再使用する時は、ガス漏れや器具の安全を確認すること。
- ・その他事故防止のため留意すべき事項。

（イ）PRの方法

電気事故防止 PR については、常日頃からテレビ、ラジオ、新聞、ウェブ、SNS 等の報道機関を利用するほか、パンフレット、チラシ等を作成、配布し認識を深める。

（ウ）停電関連

自治体や行政機関等を通じて、病院等重要施設ならびに人工透析等の医療機器を使用しているお客様に、災害による長時間の停電に起因する二次災害を未然に防止するため、自家発電設備の設置や訓練を要請する。

イ 広報の方法

広報については、テレビ、ラジオ、新聞、ウェブ、SNS およびインターネット等を通じて行うほか、広報車等により直接当該地域へ周知する。

6-2 NTT 東日本

災害時における通信の途絶は、災害応急対策活動に支障をきたすとともに、情報の不足からパニック発生のおそれを生ずる等、社会的影響は大きい。このため、災害時における通信の途絶を防止するため、各種通信設備の確保、復旧等について応急対策を確立するものとする。

NTT 東日本による通信設備の確保について必要な事項を定める。

(1) 災害時の活動態勢

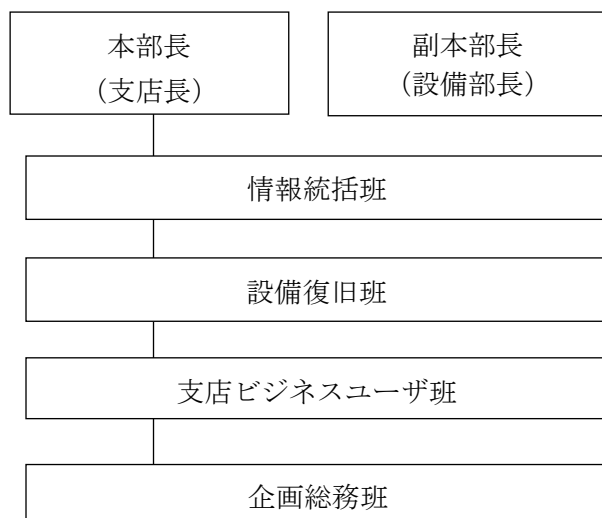
ア 現地災害対策本部の設置

災害が発生し、あるいは災害が発生するおそれがある場合は、現地災害対策本部を設置する。

現地災害対策本部は、被害状況、通信の疎通状況等情報の収集を行い、重要通信を確保し、応急復旧対策、広報活動その他の業務を行う。また、杉並区災害対策本部及び関係防災機関との連絡調整を行う。

イ 班の組織

現地災害対策本部の組織は、以下のとおり。



ウ 情報連絡体制

地震等による災害の発生し、又は発生するおそれのある場合は、情報の連絡体制を確立し、情報の収集及び伝達にあたる。また、本社から支店、関係グループ会社及び現地災害対策措置班員への周知等の連絡網の整備、確立をする。

エ 社員の動員計画

地震が発生し、又は発生するおそれがある場合において、業務の運営あるいは応急対策及び応急復旧に必要な動員を行うため、次の動員計画を定める。

（ア）現地災害対策措置班員の非常招集

東京地方に「震度6弱以上」の地震が発生した場合、現地災害対策措置班員は、非常駆けつけを行うものとする。

（イ）社員の非常招集方法

夜間、休日等に社員を非常招集する場合の連絡方法を定める。

（ウ）社員の非常配置

災害時における応急復旧の内容に応じて、社員の配置、担務、作業内容等を定める。

（エ）事業所相互間の応援

全国の支店、関係グループ会社、事業所等への応援要請方法等を定める。

（2）初期措置

災害発生後、直ちに初動体制確立に向け、次の措置を講ずる。

ア 設備、資機材の点検及び発動準備

- ・電源の確保
- ・災害対策用無線機装置類、非常用移動交換機等の発動準備
- ・予備電源設備、移動電源車等の発動準備
- ・建築物の防災設備の点検
- ・工事用車両、工具、保有資材等の点検
- ・所内外施設の巡回及び点検による被害状況の把握

イ 応急復旧計画の作成

電気通信設備の被害状況を的確に把握し、回線等の応急復旧計画の作成を行い、迅速な復旧作業を実施する。

- ・被害回線の復旧方法の決定
- ・復旧順位の決定
- ・復旧作業の要員確保
- ・工具、計測器、工事用車両、資材の確保
- ・移動無線車、移動電源車、衛星車載車、非常用移動交換機等の設置位置決定
- ・ヘリコプターの出動要請
- ・部外防災関係機関との連絡及び協力

（3）通信疎通に対する応急措置

現地災害対策措置班は、要員、資器材等を最大限に活用し、通信の疎通とその被害設備の早期復旧のため、次の措置を講ずる。

- ・孤立防止用移動無線車の設置
- ・非常用移動交換機の設定
- ・臨時回線の作成
- ・通話方式の変更
- ・特設公衆及び臨時公衆電話機の設定
- ・加入電話等の他NTTビルへの収容

（4）災害時の広報及び情報伝達

ア 防災関係機関の広報活動

災害のため通信が途絶し、もしくは利用の制限を行ったときは、広報車、ラジオ、テレビ、各種 SNS、公式ホームページ及び新聞掲載等の方法によって、次の事項を行い利用者に周知する。

- ・通信途絶及び利用制限の理由・内容
- ・災害復旧に対して取られている措置及び応急復旧状況等
- ・通信利用者に協力を要請する事項
- ・災害用伝言ダイヤル“171”の開設
- ・緊急時の連絡について、公衆電話の利用を呼びかけ

イ 「NTT 東日本からのお願い」の周知

以下の内容を周知する。

- ・「重要通信が優先となります。災害が発生すると、通話が殺到し電話が掛かりにくくなります。」
- ・「防災関係機関等が行う救助・復旧活動を確保するため、お客様の電話や電報の利用を制限することがあります。」
- ・「お客様の電話の受話器が外れていませんか。確認願います。」
- ・「停電時には、コードレスホン・多機能電話機は利用できない場合がありますので、注意してください。」

ウ 輻輳緩和・安否確認策としての「災害用伝言ダイヤル“171”」の提供

(5) 応急復旧

ア 復旧の順位

通信の途絶解消及び重要通信確保のうえで、必要最小限の応急復旧順位は次のとおりであるが、復旧順位の決定にあたっては、「被害状況」「通信疎通状況」「回線構成」「公共の利益」等を考慮し、できる限り疎通回線の均衡を図って復旧する。

順位	復旧回線（重要通信を確保する機関・契約約款に基づく）
第1順位	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係ある機関、通信の確保に直接関係ある機関、電力の供給の確保に直接関係ある機関
第2順位	ガス・水道の供給の確保に直接関係ある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞社、通信社、放送事業者及び第1順位以外の国又は地方公共団体
第3順位	第1順位、第2順位に該当しないもの

イ 改善措置

被害の再発を防止するため、電気通信設備等の被害原因を分析し、各々の原因に応じた改善措置をとるとともに、必要な防災設計を行う。

ウ 復旧工事

以下により工事を実施する。

(ア) 応急復旧工事

- ・電気通信設備等の応急的に復旧する工事
- ・現状復旧までの間、維持に必要な補強、整備工事

(イ) 本復旧工事

- ・電気通信設備が全て消滅した場合に復旧する工事
- ・電気通信設備を機能、形態において、被災前の状態に復する工事
- ・被害の再発を防止し、設備拡張、改良工事を折り込んだ復旧工事

6-3 日本郵便

震災時における郵便施設の途絶は、災害応急活動の阻害要因となるとともに、社会的混乱のおそれを生じる等、その影響は大きい。このため、災害時における通信等の途絶を防止するため、各種通信施設の確保等についての応急対策の確立が必要である。

(1) 震災時の活動態勢

ア 非常災害対策本部等の設置

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、必要に応じて非常災害対策本部又はそれに準ずる対策機関を日本郵便株式会社東京支社又は郵便局に設置し、災害に的確に対処する。また、非常災害対策本部は迅速、的確な情報連絡により、次の業務を行う。

- ・被害状況等情報の収集・周知連絡及び広報活動
- ・郵便及び窓口業務運行の確保
- ・要員措置、被災社員の援護等
- ・応急用事業物品の調達、運送、災害応急対策等
- ・被災した社屋・設備等の復旧
- ・その他

イ 社員の動員

各郵便局の長は、災害が発生し、又は発生するおそれのある場合に備え、所属社員の一部又は全部の者が防災に関する措置にあたるよう配置計画等を立て、動員順位を定めておくものとする。

ウ 情報連絡

各郵便局の長は、迅速、的確な活動ができるよう、他の公共機関との間並びに区との間において、緊密な連携の確保に努める。

(2) 震災時の応急対策

ア 郵便物の送達確保

被災地における郵便の運送、集配の早期回復を図るため、被害の態様と規模に応じて、運送集配の経路又は方法の変更、郵便物区分方法の変更、臨時運送便、臨時集配便の開設等適時の応急措置を講ずる。

イ 郵便局の窓口業務の維持

被災地における郵便局のお客様に対する窓口業務の維持を図るため、被災により業務継続が不能となった郵便局は、仮局舎急設による窓口業務の迅速な再開、移動郵便車等による臨時窓口の開設及び窓口取扱時間又は取扱日の変更等の措置を講ずる。

6-4 東京ガスグループ

(1) 災害時の活動体勢

ア 非常災害対策本部の設置

本社に非常災害対策本部を設置するとともに、各導管事業部に支部を設置し、全社的な応急活動組織を編成する。

イ 震災時の非常体制

体制区分	災害の具体的な状況・被災の程度	本部長
第0次非常体制	・震度5弱の地震が発生した場合、その他必要な場合	防災・供給部長
第一次非常体制	<ul style="list-style-type: none"> ・震度5強の地震が発生した場合、その他必要な場合 ・地震以外の自然災害により、社会的な影響が大きいと考えられる重大な供給支障等の事故が発生、または予想される場合 ・自然災害以外の理由により、社会的な影響が大きいと考えられる重大な供給支障等の事故が発生、または予想される場合 ・地震警戒宣言等（東海地震予知情報、南海トラフ地震臨時情報、北海道・三陸沖後発地震注意情報）が発表された場合。 ・当社の事業運営に大きいな影響を及ぼす非常事態が発生した場合、又は発生が予測される場合・震度6弱以上の地震が発生した場合 	東京ガスネットワーク社長
第二次非常体制	<ul style="list-style-type: none"> ・震度6弱以上の地震が発生した場合 ・震度5弱・震度5強以上の地震が発生し、（中圧又は低圧）ブロックを供給停止した場合 ・地震以外の自然災害により、社会的な影響が極めて大きいと考えられる重大な供給支障等の事故が発生、または予想される場合 ・自然災害以外の理由により、社会的な影響が極めて大きいと考えられる重大な供給支障等の事故が発生、または予想される場合 ・当社の事業運営に極めて大きな影響を及ぼす非常事態が発生した場合、又は発生が予測される場合 	東京ガス社長

(2) 応急対策

ア 震災時の初動措置

- ・官公庁、報道機関及び社内事業所等からの被害情報等の情報収集
- ・事業所設備等の点検 ・製造所、整圧所における送出入量の調整又は停止
- ・ガス導管網の被害状況に応じた供給停止判断と導管網のブロック化 ・その他状況に応じた措置

イ 応急措置

- ・非常事態対策本部の指示に基づき、各事業所が連携し、被害の応急措置にあたる。
- ・施設を点検し、機能及び安全性を確認するとともに、必要に応じて修理・調整を行う。
- ・地震発生直後に、地震防災システムにより被害推定を行い、ガス供給停止の必要性等を総合的に評価し、適切な応急措置を行う。
- ・ガスの供給が停止した地区については、可能な限り速やかなガス供給再開に努める。
- ・その他現場の状況により適切な措置を行う。

ウ 資機材等の調達

復旧に必要な資機材を確認し、調達が必要な資機材は、次の方法により確保する。

- ・取引先、メーカー等からの調達
- ・各支部間の流用
- ・他ガス事業者からの融通

エ 車両の確保

緊急車・工作車を保有しており、常時稼働が可能な態勢にある。

(3) 復旧対策

ガスの供給を停止した地区の復旧作業については、二次災害を抑止するため、予め定めた以下の手順により実施する。

ア 製造施設・供給施設（共通）

ガスの製造又はガスの供給を一時もしくは一部停止した場合には、予め定めた計画に基づき施設の点検及び修理を行い、標準作業に則り各施設の安全性を確認した後、稼働を再開する。

イ 中低圧導管の復旧（被害が発生した場合）

中圧導管及び地区ガバナ等のガス送出源から順に、導管網上に設置したバルブ等を利用してガスを封入し、漏えい検査を行い、漏えい箇所を修理する。

ウ 需要家宅のメーターガス栓の閉止（閉栓）

各需要家宅を訪問し、メーター近傍にあるメーターガス栓を閉める。

エ 復旧地域のセクター化

導管を遮断して、復旧地域を適切な規模のセクターに分割する。

オ 本支管の点検

- ・管内に水等が浸入していた場合には、採水ポンプ等を利用して排出する。
- ・ガスを適切な圧力で封入し、漏えい調査を行い、漏えい箇所を修理する。
- ・ガス供給源から、修理が完了した範囲の導管網にガスを充填し、末端側より管内に混入した空気を排出する。

カ 需要家宅のガス管・排気管等の点検（内管の漏えい検査・修繕）

需要家宅内のガス栓から空気を封入し、圧力の変化を確認し、漏えい有無を判断する。その後、適切な圧力のガスを封入し、ガス検知器を使って漏えい箇所を特定し、配管取替等の修理を行う。

キ ガスの供給再開（開栓）

メーターガス栓を開放し、需要家宅内のガス機器で燃焼試験を行い、供給管と内管の空気抜きが完了していることを確認し、ガスの供給を再開する。

6-5 ガス事業者

震災により都市ガス施設に被害が生じた場合、都と一般社団法人東京都LPガス協会が協力し、避難所等にLPガスを救援物資として供給するよう努める。

6-6 各通信事業者

臨機に措置をとり、通信輻輳の緩和及び重要通信の確保を図る。

災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、重要通信を確保のうえ、被災した電気通信設備等を迅速に復旧するため、次の情報を収集し、対策組織の長に報告するとともに、関係組織相互間の連絡・周知を行う。

- ・ 気象状況、災害予報等
- ・ 電気通信設備等の被害状況、疎通状況及び停電状況
- ・ 自治体リエゾン派遣による通信障害・復旧状況等の情報共有、自治体活動状況の情報収集
- ・ 当該組織の災害応急復旧計画及び措置状況
- ・ 被災設備、回線等の復旧状況
- ・ 復旧要員の稼働状況
- ・ その他必要な情報

7 エネルギーの確保

(1) 対策内容と役割分担

施設の機能を維持するため、自立・分散型電源等の活用により、エネルギーを確保する。

機関名	対策内容
都各局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 非常用発電設備、コージェネレーションシステム等の活用 ・ 重要な施設への燃料油の優先供給
東京ガスグループ ガス事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 移動式ガス発生設備による臨時供給 ・ 避難所等へのLPガス供給（再掲）

(2) 取組内容

《都各局》

非常用発電設備、コージェネレーションシステム等の活用により、病院や社会福祉施設等都民の生命に関わる施設、上下水道や物流拠点（ふ頭、市場等）など都市機能を維持するために不可欠な施設、被災者受入施設や公園等災害時の拠点となる施設の機能維持を図る。

《都総務局》

重要施設等からの要請に基づき、予め整備しているリストを活用し、国、石油関係団体へ速やかに燃料供給要請を行う。また、重要施設等の状況や復旧見込に応じ、東京電力への電源車要請や都各局へのZEVによる給電依頼等の調整を行う。

《東京ガスグループ》 《ガス事業者》

震災により都市ガス施設に被害が生じた場合、都と一般社団法人東京都LPガス協会が協力し、避難所等にLPガスを救援物資として供給するよう努める。

《区》

災害時協定に基づき、東京都LPガス協会城西支部の協力により供給を受ける。【別冊・資料169】

第2節 具体的な取組 【復旧対策】

1 道路・橋梁	4 水道
2 鉄道施設	5 下水道
3 河川	6 電気・ガス・通信等

1 道路・橋梁

（1）対策内容と役割分担

道路の障害物除去及び搬出、応急復旧等を行う。

機関名	対策内容
都建設局	・道路の被災個所で、被害がある箇所への復旧 ・都道上の障害物除去作業の実施
関東地方整備局	・国道上の障害物の除去及び被災箇所の応急復旧等を行い、緊急輸送路としての機能を確保する。
区	・区道上の障害物除去及び応急復旧の実施
東日本高速道路 中日本高速道路	・速やかに交通を確保し、被害の拡大を防止する観点から応急復旧を実施
首都高速道路	・現状復旧を基本にしつつも、災害の再度発生防止等の観点から、可能な限り改良復旧を図る。

（2）取組内容

《首都高速道路》《中日本高速道路》

- ・首都高速道路等の機能を速やかに回復するため、現地調査を実施し、被害状況及びその原因を精査し、復旧工法等を決定する。
- ・災害復旧にあたっては、現状復旧を基本にしつつ、災害の再度発生防止等の観点から、可能な限り改良復旧を行うよう努める。

《都建設局第三建設事務所》

- ・被害を受けた道路の復旧計画を速やかに策定し、復旧工事を行う。
- ・著しく異常かつ激甚な災害が発生し、緊急災害対策本部が設置された災害（以下「特定大規模災害」という。）等を受けた地方公共団体又はその団体の長から要請があり、かつ当該地方公共団体の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、当該地方公共団体又はその団体の長に代わって工事を行うことができる権限代行制度により、被災地方公共団体に対する支援を行う。

《区》

緊急道路障害物除去路線を最優先に障害物除去を行い、救援活動、物資輸送等のための交通路を確保した後、被害を受けた区道の復旧計画を速やかに策定、復旧工事を実施し道路機能の回復に努める。また、液状化現象によって噴砂が発生している場合、路面清掃を実施する。

2 鉄道施設

（1）対策内容と役割分担

施設の被害状況に応じた復旧を行う。

機関名	対策内容
各鉄道事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急点検の実施 ・施設の被害状況に応じた復旧の実施

（2）取組内容

《各鉄道事業者》

- ・鉄道施設は、震災後の都市機能の確保や各種の復旧対策に寄与するため、速やかに応急復旧を行い輸送の確保に努める。
- ・各鉄道事業者は、応急対策の終了後、被害原因等の調査分析を行い、この結果に基づき、再び同様な被害を受けないよう、本復旧計画を立て実施する。

3 河川

（1）対策内容と役割分担

区市町村の河川管理施設の応急復旧、局所管施設の緊急工事等を行う。

機関名	対策内容
区	・区内の河川管理施設に被害が生じた場合の復旧対策
都建設局	<ul style="list-style-type: none"> ・破損等の被害を受けた場合の復旧対策 ・河川管理施設の応急・復旧を図るとともに、区の実施する応急措置を支援する。

（2）取組内容

《区》

河川管理施設が被害を受けた場合は、大規模なものを除き、都の助言の下に応急復旧対策を実施する。特に公共の安全確保上緊急に復旧を行う必要がある対象は、次のとおりである。

- ・護岸の崩壊等により隣接する道路、家屋等に危険のおそれのあるもの
- ・護岸基底部の地盤沈下等により、施設倒壊のおそれのあるもの
- ・土砂崩落に伴う河道閉塞により、越流・氾濫のおそれのあるもの
- ・河川管理施設の損壊が、洪水時等に二次災害の原因となるおそれのあるもの

《都建設局》

都が管理する河川管理施設については、応急復旧対策を全般的に実施する。

- ・区の実施する応急措置に関し、技術的助言及び総合調整を行うほか、応急・復旧対策を総合的判断の下に実施する。
- ・総合的判断の下に、移動式排水ポンプ車の派遣を決定する。
- ・区内の河川管理施設の応急・復旧対策について区に技術的助言を行うほか、大規模なものについては直接実施する。
- ・巡回・点検及び応急対策については、災害時における応急対策に関する協定により対処する。

4 水道

（1）対策内容と役割分担

施設、管路、給水装置等の復旧を行う。

機関名	対策内容等
都水道局	<ul style="list-style-type: none"> ・取水、導水施設の復旧対策 ・浄水、配水施設の復旧対策 ・送、配水管路、給水装置の復旧対策

（2）取組内容

《都水道局》

- ・取水・導水施設の被害は、浄水機能に大きな支障を及ぼすため、その復旧は、最優先で行う。
- ・浄水施設及び配水施設の被害のうち、施設の機能に重要な影響を及ぼすものについては、速やかに復旧活動を行う。
- ・送・配水管路における復旧活動は、断水区域を限定し、可能な限り給水を継続しながらあらかじめ定めた優先施設から順次復旧する。
- ・第一止水栓までの給水装置の復旧は、配水管の復旧及び通水と並行して実施する。
- ・首都中枢機関や災害拠点連携病院等を含む救急医療機関等の重要施設は、配水小管の復旧及び通水状況にあわせ、機能が回復するように優先して復旧にあたり、順次その他の給水管についても復旧を行う。
- ・一般住宅等の給水装置の復旧は、その所有者等が自ら行うことを原則とする。ただし、配水に支障を及ぼす給水装置の破損等については、応急措置を実施する。

5 下水道

（1）対策内容と役割分担

下水道管、水再生センター・ポンプ所、工事現場等の復旧を行う。

機関名	対策内容
都下水道局	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道管の復旧対策の実施 ・水再生センター ・ポンプ所の復旧対策

（2）取組内容

《都下水道局》

被害が発生した時は主要施設から復旧を図る。復旧順序については、水再生センター・ポンプ所等、幹線管きよ等の主要施設の復旧に努め、その後、枝線管きよ、ます・取り付け管の復旧を行う。

ア 下水道管等

緊急調査で判明した被害について、より詳細に被害状況を把握・整理し、流下機能を確保するための復旧を行う。

イ 水再生センター・ポンプ所等

- ・ 流下機能の確保と沈殿、消毒、放流等の機能の回復を図り、さらに環境負荷の低減、公共用水域の水質の向上に努める。
- ・ 水再生センター・ポンプ所等において、停電のためポンプの機能が停止した場合、ディーゼル発電機やガスタービン発電機等の非常用発電機及びエンジン直結ポンプによってポンプ運転を行い、揚水不能の事態が起こらないように対処する。また、最低限の機能確保のための復旧を行う。
- ・ 停電が続いた場合には、水再生センター、ポンプ所の安定稼働のため自家発電設備用燃料油について、石油会社との協定に基づき優先供給を受ける。
- ・ 必要に応じて区へ技術支援を実施する。
- ・ 被害状況に応じ、他の大都市等へ支援を要請し、その受入れに対応する。

6 電気・ガス・通信等

6-1 東京電力

災害に伴う応急・復旧対策については、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速・適切に実施する。

各設備の復旧は、災害状況、被害状況、復旧の難易度を勘案して、電力供給上復旧効果の大きいものから、復旧要員の確保、復旧資機材の確保等、あらかじめ定めた手順により実施する。

主な手順は以下のとおり。

- ・ 供給区域内において震度6弱以上の地震が発生し自動的に非常態勢に入る場合は、呼集を待つことなく、あらかじめ定められた基準に基づき所属事業所に出動する。
- ・ 電力施設等の被害状況及び復旧状況や停電による主な影響状況等を迅速、的確に把握する。
- ・ 復旧資材の確保のため、予備品、貯蔵品の在庫量を確認し、調達を必要とする資材は、可及的速やかに確保する。
- ・ 発電設備は、共通機器、流用可能備品、貯蔵品を活用した応急復旧措置を行う。
- ・ 送電設備は、ヘリコプター、車両等の機動力の活用により仮復旧の標準工法に基づき、迅速に行う。
- ・ 変電設備は、機器損壊事故に対し、系統の一部変更又は移動用変圧器等の活用による応急措置で対処する。
- ・ 配電設備は、配電線路応急工法による迅速、確実な復旧を行う。
- ・ 通信設備は、可搬型電源、車載型衛星通信地球局、移動無線機等の活用により通信を確保する。
- ・ 停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況及び復旧状況について広報する。また、電気火災を防止するため、屋外に避難するときは安全器又はブレーカーを必ず切ること等についても広報する。

6-2 東京ガスグループ

ガスの供給を停止した場合の復旧作業については、被災した地域施設又は設備の復旧を可能な限り迅速に行うとともに、二次災害を防止するため、あらかじめ定めた以下の手順により実施する。

- ・ 非常体制が発令された場合は、対策要員はあらかじめ定められた動員計画に基づき速やかに出動する。
- ・ 予備品・貯蔵品等の復旧用資機材の在庫量を確認し、調達を必要とする資機材は、速やかに確保する。
- ・ 復旧する地域の被害状況を調べ、被害の程度に応じた復旧方法を選び、材料や要員・車両を手配する。
- ・ ガスメーターの近くのメーターガス栓を閉め、地面に埋められているガス管と宅内のガス管を分離する。
- ・ 都市ガスの復旧は、2,000～3,000軒の地域ごとに行い、バルブを閉めたりガス管を切断したりすることによって、地域を分割する。

- ・検査用のガスを封じてガス管の健全性をチェックし、被害箇所の修理や仮配管等を行い、発生材で埋め戻しを行う。
- ・宅内配管を確認して、被害箇所を修理する。被害が大きい場合は仮配管を行う。
- ・ガス管の中に入っている空気を抜いて、ガスが出ることを確認する。ガスが安全に使用できる状態を確認して利用再開する。

さらに、必要に応じて次の対応を行う。

- ・社会的優先度の高い病院や老人福祉施設、避難所等には、『移動式ガス発生設備』を用いて、スポット的にガスを臨時供給する。
- ・地震災害等の大きな被害があった場合、全国のガス会社は相互に応援し合って、一日も早い供給再開に向けて対応する。
- ・地震が発生したときには安全な換気方法、ガスメーターの復帰方法、都市ガスの供給停止地域、都市ガスの復旧予定等の情報を迅速に広報する。

6-3 ガス事業者

ガスの供給を停止した場合の復旧作業については、被災した地域施設又は設備の復旧を可能な限り迅速に行うとともに、二次災害を防止するため、あらかじめ定めた手順により実施する。

LPガスの使用の再開にあたっては、安全の確認を十分に行う必要がある。このため、都は、一般社団法人東京都LPガス協会の点検体制の確立について支援を行う。

6-4 各通信事業者

- ・重要通信の確保又は被災した電気通信設備等を迅速に復旧するため、自治体・ライフラインの活動状況及び気象等の状況や電気通信設備等の被害状況等の情報を収集し、関係組織間相互の連絡を行う。
- ・非常態勢が発令された場合は、速やかに対策本部等に出動するとともに、自治体にリエゾンを派遣し、連絡態勢を構築する。
- ・被災した電気通信設備等の応急復旧工事は、災害復旧に直接関係のない工事に優先して、復旧工事に要する要員・資材及び輸送の手当てを行うなど、早期復旧に努める。
- ・応急復旧工事終了後、速やかに被害の原因を調査分析し、この結果に基づき必要な改良事項を組み入れて災害復旧工事を計画、設計する。
- ・被災地における地域復興計画の作成・実行にあたっては、これに積極的に協力する。

第4章 応急対応力、広域連携体制の強化

第1節 具体的な取組 【応急対策】

1 応急対策活動体制及び初動態勢	3 応援協力・派遣要請
2 消火・救助・救急活動	4 復興対策の準備

1 応急対策活動体制及び初動態勢

(1) 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
区	・非常配備態勢の実施 ・災害対策本部の設置 ・休日・夜間等勤務時間外の態勢
防災関係機関	・各機関の活動領域等に応じた初動・応急活動

(2) 取組内容

区は、区の地域に地震等による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、法令、東京都地域防災計画及び杉並区地域防災計画の定めるところにより、他の防災関係機関及び住民等の協力を得て、その有する全機能を発揮して災害応急対策の実施に努める。

ア 非常配備態勢の実施

(ア) 非常配備態勢の種別

非常配備態勢の種別については、次のとおりとする。なお、この態勢は、平日・休日・夜間を問わず、同態勢とする。また、中央防災会議幹事会が定める「首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画」に基づき、東京都23区の区域において、震度6強以上の震度が観測された場合、被害の全容把握を待つことなく、非常配備態勢下において災害対策本部業務を開始する。

非常配備態勢の種別		時期	態勢
(1)	情報収集態勢	① 東京23区（杉並区を除く）及び多摩東部で震度5弱以上の地震が発生したとき ② 南海トラフ地震臨時情報が発表されたとき	被害情報の収集を主とする。
(2)	災害即応態勢	① 杉並区で震度5弱の地震が発生したとき ② その他の災害（地震以外の大火災、爆発事故、鉄道事故など）に対処する必要があると区長が認めたとき	被害状況の把握及び災害対応を行う。
(3)	非常配備態勢	① 杉並区で震度5強以上の地震が発生したとき ② 災害即応態勢では対応できない災害が発生したとき ③ 被害拡大等により災害即応態勢では対応できない状況になったとき	震災救援所の開設を始め、必要に応じて救護・救援活動又はその準備を行う。

(4)	情報監視態勢	① 災害即応態勢の応急対策業務が終了したとき ② 非常配備態勢の応急対策業務が終了したとき	事態の収束及び二次災害等への警戒のための情報監視を行う。
-----	--------	--	------------------------------

※杉並区業務継続計画及び杉並区災害時受援・支援計画の発動基準

(イ) 非常配備態勢の特例

本部長は、災害の状況その他により必要があると認めるときは、特定の部、班又は隊に対し態勢を発令し、種別の異なる非常配備態勢を発令することができる。

(ウ) 指揮命令系統の代行順位

災害発生後の参集状況によっては、指揮命令の決定権を有するものが直ちに指揮できる状況とは限らない可能性があるため、区では、本部長、副本部長、各対策部長の代行順を位置付けている。

対象者	職務代行の順位			
	第1順位	第2順位	第3順位	第4順位
本部長（区長）	副区長 （総務部を担当とする）	副区長	教育長	代表監査委員
副本部長（副区長）	教育長	代表監査委員	政策経営部長	総務部長
災対総務部長 （危機管理室長）	総務部長	会計管理室長	教育委員会 事務局次長	区議会事務局長
医療救護部長 （杉並保健所長）	健康推進課長	生活衛生課長	保健予防課長	保健サービス課長
救援部長 （保健福祉部長）	区民生活部長	子ども家庭部長	文化・スポーツ担当部長	高齢者担当部長
災対都市整備部長 （都市整備部長）	まちづくり担当部長	土木担当部長	都市整備部 管理課長	都市整備部 建築課長
災対清掃部長 （環境部長）	環境課長	ごみ減量対策課長	杉並清掃事務所長	温暖化対策担当課長

イ 災害対策本部の設置

区は必要があるときは、杉並区災害対策本部（以下「区本部」という。）を設置し、災害応急対策に従事する職員を配置する。なお、区本部が設置される前又は設置されない場合における災害応急対策の実施は、区本部が設置されたときに準ずる。

（ア）区本部の組織

区本部の組織は、杉並区防災対策条例、杉並区災害対策本部に関する規則及び杉並区災害応急対策実施要綱の定めるところによる。組織の概要及び分掌事務は、【別冊・資料6】のとおり。

（イ）区本部の設置及び廃止

○区本部の設置

- ・区長は、区の地域について災害が発生し、もしくは発生するおそれがある場合において、非常配備態勢を発令する必要があると認めたときは、区本部を設置する。
- ・区本部の各対策部長及び各対策部長補佐の職に充てられている者は、本部を設置する必要があると認めたときは、危機管理室長に区本部の設置を要請することができる。
- ・危機管理室長は、本部の設置要請があったとき、又はその他の状況等により区本部を設置する必要があると認めたときは、区本部の設置を区長に申請しなければならない。

○区本部設置の通知等

- ・災対総務部長は、区本部が設置されたときは、直ちに次に掲げる者に区本部の設置を通知しなければならない。

- | | |
|--------------------------|----------------|
| ・都知事（都災害対策本部又は都総務局総合防災部） | ・防災関係機関の長又は代表者 |
| ・隣接区市長 | |

- ・各対策部長及び各対策部長補佐は、区本部が設置されたときは、直ちに所属職員に対し、周知徹底しなければならない。

○区本部の標示の掲出

区本部が設置されたときは、区役所正面玄関又は適当な場所に「杉並区災害対策本部」の標示を掲出する。

○区本部の廃止

- ・本部長は、警戒解除宣言が発せられる等、区の地域について災害が発生するおそれがなくなったと認めたとき、又は災害応急対策が概ね完了したと認めたときは、区本部を廃止する。
- ・区本部の廃止の通知等は、前記に準ずる。

（ウ）本部長室の開設準備

区本部が設置されたときは、災対総務部は直ちに次の処置をとる。

- ・本部長室の用に供するため、区庁舎中棟6階及び西棟6階の会議室の使用を停止し、又は禁止する。
 - ・本部長室の開設に必要な通信その他の設備を整備する。
 - ・本部無線を所定の場所に配置する。
- 災対総務部は、本部長室の開設に必要な整備が完了したときは、直ちに通信連絡事務に従事する指令情報班を本部長室に配置し、各防災関係機関に通知する。

（エ）防災センターの整備

災害から住民の生命・財産を守るためには、災害時において、迅速かつ的確な応急対策活動を実施するための防災活動の中核指令拠点となる杉並区災害対策本部の機能を強化する必要がある。そのため、区庁舎内に防災センターを設置し、中核指令機能を支援するAV（音響・映像等）機器、地震計等を整備し活用を図る。

AV（音響・映像等）機器	大型プロジェクタースクリーン等、各種情報の収集・処理のための機器を設置している。
震度計	地震発生時の杉並区内の震度に関する情報は、気象庁が区庁舎敷地内（杉並区阿佐谷南 1-15-1）に設置した震度計（中棟北東角地上部）及び、東京消防庁が設置している東京消防庁荻窪消防署（杉並区桃井 3-4-1）、同杉並消防署高井戸出張所（杉並区高井戸東 3-32-2）の3か所の震度計で観測した震度のうち最も強い震度を区が対応すべき地震震度の基準として活用する。

ウ 休日・夜間等勤務時間外の態勢

（ア）休日・夜間の警戒態勢

区庁舎内の「休日・夜間警戒本部」に待機している職員は、非常事態が発生した場合には、災害初期における情報の収集、伝達、関係機関との連絡、区本部の設置準備にあたる。【別冊・資料7】

（イ）区本部要員の非常呼集態勢

区長は、休日・夜間等勤務時間外に非常事態が発生した場合において、必要があると認めたときは、職員の安全に十分に配慮のうえ、非常呼集を発令する。非常呼集の指令は「非常呼集連絡網」に基づき、職員非常呼集システム及び継送電話により行うことを原則とする。

<例：大規模な地震が発生した場合>

・初動配備態勢要員

初動配備態勢要員に指名されている職員（本庁舎、各地域区民センター、各区立小中学校、杉並保健所等）は、杉並区の震度が5強以上の場合、初動配備先としてあらかじめ指定された場所に自主的に参集する。その後、災害対策本部組織の要員が到着後、活動を引継ぎ、災害対策本部組織の指定された部署へ参集する。

・その他の職員

初動配備態勢要員以外の職員は、非常配備態勢の例により参集する。

エ 杉並区業務継続計画に基づく業務執行態勢の解除

本部長は、区内外の被害状況等を踏まえて、杉並区業務継続計画に基づく対応を継続する必要性が低いと判断した場合、杉並区業務継続計画に基づく業務執行態勢を解除し、平常時の業務執行態勢に切り替える。

オ 受援体制の展開

杉並区業務継続計画（震災編）が発動となった場合、杉並区災害時受援・支援計画を発動し、区災害対策本部体制下で受援本部を設置して受援体制を展開する。なお、災害の状況によっては、人的支援は不要だが支援物資の調達が必要になるケースも考えられるため、区災害対策本部を設置していない場合や、杉並区業務継続計画（震災編）が未発動の状況にあったとしても、協定締結団体等からの支援を受け入れ、被災者に支援物資を供給する。

カ 先遣隊・リエゾンの活動拠点の設置及び情報共有

区は、東京都、警察、消防、自衛隊、スクラム自治体等から派遣される先遣隊やリエゾンを受け入れるため、速やかに防災センター（西棟6階第5・6会議室）へ先遣隊・リエゾンの活動拠点を設置する。なお、先遣隊・リエゾンとの連携内容については、次のとおりである。

班名	先遣隊・リエゾンとの連携（概要）
総務班	<ul style="list-style-type: none"> ・本部長室会議で使用した資料の情報や本部長室会議での決定事項の伝達 ・本部長室会議への出席を依頼（検討） ・先遣隊やリエゾンから情報の受け取り
指令情報班	<ul style="list-style-type: none"> ・災害情報の伝達
受援班	<ul style="list-style-type: none"> ・各班の受援ニーズの伝達 ・応援職員が従事する受援対象業務の支援内容、人数、対応期間等の調整

キ 区議会の活動態勢

区議会、議員及び区議会事務局は、区業務継続計画が発動となった場合等に、「区議会 BCP（業務継続計画）」を発動し、その役割や行動計画に基づいて緊急時の対応を実施する。

ク 各オープンスペースの把握及び利用調整

（ア）オープンスペースの状況把握

総務班は、オープンスペースの被害状況及び現在の使用状況を各部から把握する。

（イ）利用予定のオープンスペースの情報整理

総務班は、応急対策業務で今後利用するオープンスペース及び利用期間の情報を収集する。

（ウ）オープンスペースの利用調整

総務班は、必要に応じて、オープンスペースを利用する関係班と連携して利用を調整する。

ケ 後発災害発生時の対処計画の策定

総務班は、応急対策を推進している状況で後発災害が発生した場合、継ぎ目なく対策を推進するため、必要に応じて後発災害の対処計画を策定する。また、後発災害では、被害が拡大する可能性や被害の拡大に伴い避難が長期化する可能性が高くなることから、災害関連死の防止対策を強化する。

2 消火・救助・救急活動

（1）対策内容と役割分担

機関名	対策内容
区	<ul style="list-style-type: none"> ・警察署、消防署等からの被害状況、救出・救助に関する情報を集約し、防災関係機関等と協力し、救出・救助活動を支援する。 ・自衛隊（都知事を通じて要請）、周辺自治体、ボランティア等に対し、速やかに応援を依頼する。 ・災害救助法が適用されたときは、区長は、知事の指揮を受けて、法に基づく救助事務を補助する（区の医療救護体制については第6章参照）。 ・人命救助活動の円滑化を図るため、東京都へ安否不明者の氏名情報等の情報提供を行う。

消防署	<ul style="list-style-type: none"> ・災害の規模等に応じ所定の計画に基づき部隊を運用する。 ・限られた消防力を最大限に活用し消火活動を実施する。 ・特別救助隊及び救急隊が連携し組織的な人命救助・救急活動を行う。 ・警視庁、自衛隊、東京 DMAT、消防団、防災市民組織等と連携協力し、消火・救助・救急の万全を期する。 ・所定の計画に基づき、多様な手段を活用して、災害情報の収集伝達、関係防災機関との情報交換等を行う。 ・区災害対策本部に参画し、消防的見地から情報提供や助言等を行う。
警察署	<ul style="list-style-type: none"> ・区医療救護部、杉並区医師会、病院等の医療機関と密接な連携を図り救助・救急活動を行う。

（２）取組内容

《区》

- ・災対総務部は、発災後の初期段階において、警察署、消防署、職員、区民等からの被害状況・救出・救助に関する情報を集約し、関係機関と情報を共有する。
- ・災対総務部、救援部は、防災関係機関及び区民との協働のもと救出・救助活動を支援する。
- ・区長は、区の救出能力を超えると判断したときは、速やかに都知事を通じ、自衛隊等の応援を要請する。また、緊急を要し、都知事を経由するいとまがない場合は、直接自衛隊に対して被災状況等の通報を行い、事後速やかにこれを都知事に要請する。
- ・区の地域について災害救助法が適用されたときは、区長は都知事の指揮を受けて法に基づく救助事務を補助する。
- ・要救助者の迅速な把握のため、警察署や消防署の協力を得て、安否不明者の情報を収集する。また、都へ安否不明者の氏名情報等の情報提供を行う。

《防災市民組織》

防災関係機関と協力し、初期消火、救出・救護を行う。

《消防署》

地震発生時には、火災の多発により、人命に大きな危機が迫ることが予想される。消防署では発災時において、住民や事業者に、出火防止と初期消火を徹底するよう、様々な手段をもって呼びかけを行うとともに、消防団を含め総力で、その全機能をあげて延焼拡大防止に努め、災害状況に対応した消防活動を展開して、大地震や火災から住民の生命、財産を保護する。

ア 署隊本部の機能強化

消防署は、災害活動組織として署隊本部を常設し、常時災害に対応できる体制を確保している。地震発生時には、これらの機能を強化し、震災消防活動体制を確立する。

イ 配備動員態勢

（ア）震災第一非常配備態勢

23区、多摩東部及び多摩西部のいずれかに震度5強の地震が発生したとき、又は地震により火災や救助・救急事象が発生し、必要と認めるときは、震災第一非常配備態勢を発令し、事前計画に基づき活動を開始する。

（イ）震災第二非常配備態勢

東京都23区、東京都多摩東部及び多摩西部のいずれかに震度6弱以上の地震が発生したとき、又は地震により火災や救助・救急事象が発生したときは、震災第二非常配備態勢を発令し、事前計画に基づく活動を開始する。

（ウ）非常招集

震災第一非常配備態勢を発令したときは招集計画に基づき、所要の職員は、直ちに所定の場所に参加する。震災第二非常配備態勢を発令したときは全消防職員並びに全消防団員が、招集計画に基づき、直ちに所定の場所に参加する。

（エ）部隊編成

震災配備態勢及び震災非常配備態勢発令時には、勤務している毎日勤務職員及び参集職（団）員をもって部隊の増強を図る。

ウ 消防活動

（ア）活動の基本

- ・延焼火災が多発したときは、全消防力を挙げて消火活動を行う。
- ・震災消防活動体制が確立した場合は、消火活動と並行して救助・救急等の活動を行う。
- ・延焼火災が少ない場合は、救助・救急活動を主力に活動する。

（イ）情報収集

- ・署隊本部、方面本部、警防本部等は所定の計画に基づき地震被害予測システムの結果、119番通報、高所見張情報、情報活動隊及び参集職（団）員情報による早期災害情報システム等を活用した情報等を活用し、積極的に災害情報収集を行う。
- ・震災消防対策システムを活用し、円滑な情報伝達、管理を行う。
- ・防災関係機関へ職員を派遣し、相互に知り得た災害の情報交換を行う。

（ウ）消防団の活動

消防団は地域に密着した消防機関として、分団受持区域内の住民に対して、出火防止、初期消火等の指導を実施するとともに、火災、その他の災害発生時には、消防署隊との連携、地域住民との協働により、資機材を有効に活用した消防活動にあたる。

活動種別	内容
出火防止	発災と同時に付近の住民に対して出火防止と初期消火を呼びかける。
消火活動	同時多発火災の拡大防止を図るため、消防署隊との連携を一層強化し、分団受持区域内の建物の消火活動及び避難道路防護を、消防団独自に、又は所轄消防署（所）及び防災市民組織等と協力して行う。
消防署隊への応援	所轄消防署（所）の消防署隊応援要員として消火活動等の応援をするとともに、道路障害物の排除等の活動を行う。
情報収集活動	災害の初期対応を行うとともに、消防活動上必要な情報や被災状況の情報収集を行い、携帯無線機等を活用し、消防団本部等に伝達する。
救出・救護	救助器具等を活用し、地域住民との協働による救出活動を行うと同時に、負傷者に対する応急措置や安全な場所への搬送を行う。

避難場所の防護等	避難指示等が出された場合は、これを地域住民に伝達すると同時に関係機関と連絡をとりながら、地域住民の避難誘導、避難者の安全確保と避難場所の防護活動を行う。
----------	--

（エ）東京消防庁災害時支援ボランティアの活動

東京消防庁災害時支援ボランティアの具体的な活動内容は、杉並消防署及び荻窪消防署が行う応急活動・復旧活動の範囲内で次のとおり。

- ・ 応急救護活動
- ・ 後方支援活動
- ・ 消防用設備等の機能確保支援
- ・ 危険物施設等の安全確保支援
- ・ 火災調査支援

エ 大規模救助救急態勢

大規模救助事象及びその他の大規模な災害事故により多数の傷病者等が発生したときは、消防機関が総力を挙げて救助、救急業務を実施するとともに、関係機関と密接な連携により、効果的な活動を図る。

（ア）大規模災害事故

大規模災害事故とは、大型航空機の墜落、列車の火災等及び延焼拡大等で、普通出場では対応できない災害、事故をいう。

（イ）救急態勢

杉並、荻窪各消防署長は、所轄内に大規模災害事故が発生した場合には、災害事故現場に指揮本部、現場救護所を開設し、医療機関、消防団員等と連携し、救出救護活動を実施する。

（ウ）活動内容

災害事故現場における救助救急活動内容は、次のとおり。

- ・ 傷病者の救出活動
- ・ 傷病者に対する応急処置
- ・ 傷病者の担架搬送及び救急車による搬送
- ・ 仮設救護所から常設医療機関への搬送
- ・ 重篤傷病者等の緊急避難輸送
- ・ 傷病者のトリアージ

（エ）防災関係機関への要請

現場指揮本部長は、災害事故の規模等により、交通規制、群衆整理、医療班等の適正配備等を必要とするときは、警察、区、杉並区医師会等の防災関係機関に対し、災害事故概要、必要人員、資器材及び活動内容等について通報連絡し、救急態勢の万全を期する。

オ 救助・救急活動

（ア）活動態勢

消防署は、消防活動方針によるほか、区医療救護部、杉並区医師会、病院等の医療機関と密接な連携を図り、傷病者の救助活動や搬送活動に備えて、救助・救急態勢をとる。

（イ）消防機関による救助・救急活動

関係機関との連携・協力態勢を確立し、救助・救急活動の万全を期するため、次の活動を行う。

- ・救助・救急活動は特別救助隊及び救急隊が連携し、救助・救急資機（器）材を活用して組織的な人命救助・救急活動を行う。
- ・救助・救急活動に必要な重機等に不足を生じた場合は、関係事業者との協定等に基づく迅速な調達を図り、実効性のある活動を行う。また、震災時の救助・救急活動は、地域住民自身による救助・救急活動が不可欠であるため、震災時に地域住民も利用できる救助用資器材の活用を図る。
- ・救急活動にあたっては、医療救護所が開設されるまでの間、消防署（所）に仮救護所を設置するとともに、救助・救急現場に現場救護所を設置し、医療関係機関、消防団員、災害時支援ボランティア等と連携し、救急資器材等を有効に活用して傷病者の救護にあたる。
- ・傷病者の搬送は、救急救命士等のトリアージに基づき、緊急度の高い傷病者を最優先とし、救急車等を活用して、医療機関へ迅速に搬送する。
- ・警視庁、自衛隊、防災市民組織等と連携協力し、救助・救急の万全を期する。

（ウ）傷病者多数発生時の活動

災害の状況等を確認のうえ、安全かつ活動容易な場所に現場救援所を設置し、救助隊、医療救護班と密接な連携を図り、効果的な救助活動を行う。

救護能力が不足する場合は、消防団員、災害時支援ボランティア、防災市民組織等に医療機関への自主的な搬送協力を求めるなど、関係機関との連絡を密にし、効率的な活動を行う。

《警察署》

警察署は、警備活動方針によるほか、区医療救護部、杉並区医師会、病院等の医療機関と密接な連携を図り、傷病者の救助活動や搬送活動に備えて、救助・救急態勢をとる。

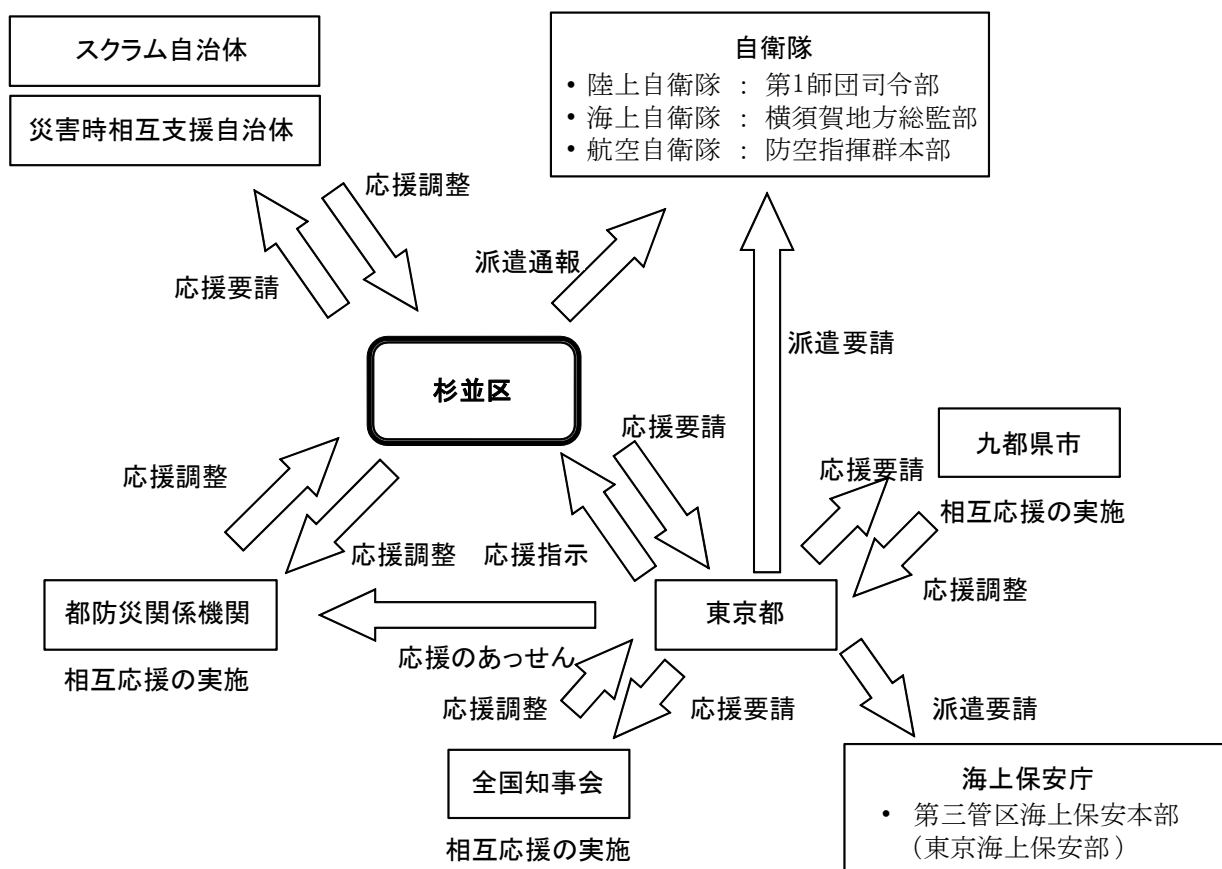
3 応援協力・派遣要請

区は、杉並区災害時受援・支援計画に基づいて都、スクラム自治体、災害時相互援助自治体、協定締結先民間団体等に応援要請を行う。

（1）対策内容と役割分担

機関名	対策内容
区	<ul style="list-style-type: none"> ・知事に応援又は応援のあつせんを求める ・特別区における相互協力 ・災害時相互援助自治体との相互協力 ・防災関係機関等との相互協力 ・協定締結先民間団体等との相互協力 ・区長が応急措置を実施するため必要があると認めた場合、知事に対して自衛隊災害派遣を要請。いとまがない場合は、直接関係部隊へ通報し、速やかに知事に通知
都本部 (都総務局)	<ul style="list-style-type: none"> ・他の区市町村に対し応援すべきことの指示又は防災機関の応援をあっせん ・他の地方公共団体・全国知事会・九都京市との応援協力について実施 ・地震により災害が発生し人命もしくは財産の保護のために必要があると認めたとき、又は区市町村から災害派遣要請の要求があったときは、自衛隊に対して災害派遣を要請

(2) 業務手順



(3) 取組内容

ア 東京都との相互協力

(ア) 応援・協力の原則

- ・区は、都と平常時から連絡を密にし、災害時には一層の連絡強化に努めるとともに、協力して応急対策の円滑な実施を図るものとする。
- ・区長は、災害が発生し区的能力では応急対策に万全を期しがたい場合には、都の応援又は他の区市町村もしくは自衛隊等の応援のあっせんについて、「(イ) 応援措置等の要請」に定める手続きにより都知事に要請するものとする。
- ・都知事から他の区市町村又は指定行政機関等に協力することを依頼されたときは、自らの応急措置の実施に支障がない限り、積極的に協力するものとする。

(イ) 応援措置等の要請

区長は、知事に応援又は応援のあっせんを求める場合は都本部に対し、次に掲げる事項について、まず口頭又は電話等をもって要請し、後日文書により改めて処理するものとする。また、区は、応急対策職員派遣制度の枠組において、区災害対策本部の災害マネジメント支援が必要な場合、東京都を通じて総務省に対して災害マネジメント総括支援員等で編成される総括支援チームの派遣を要請することができる。

東京都に緊急措置の実施又は応援を求める場合	
(1) 災害救助法の適用（第11章参照）	
(2) り災者の他地区への移送	
ア 移送を要請する理由	イ 移送を必要とするり災者の数
エ 収容を要する予定期間	ウ 希望する移送先
オ	その他必要事項
(3) 都災害対策本部への応援要請又は緊急措置実施の要請	
ア 災害の状況及び応援を求める理由（災害の状況及びあつせんを求める場合はその理由）	
イ 応援を必要とする機関名	
ウ 応援を希望する人員、物資、資材、機械、器具等の品目及び数量	
エ 応援等を必要とする場所、期間	オ 応援等を必要とする活動内容
カ	その他必要事項
指定地方行政機関等の応援のあつせんを都知事に求める場合	
(1) 他市町村、指定地方行政機関等又は他府県の応援要請のあつせんを求める場合	
ア 災害の状況及び応援等を要する理由	イ 応援を必要とする期間
ウ 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品目及び数量	
エ 応援等を必要とする場所	オ 応援等を必要とする活動内容
カ	その他必要事項
(2) 他市町村、指定地方行政機関等又は他府県の職員の派遣のあつせんを求める場合	
ア 派遣のあつせんを求める理由	イ 派遣のあつせんを求める職員の職種別人員数
ウ 派遣を必要とする期間	エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
オ	その他必要事項
(3) 日本放送協会、民間放送の放送依頼のあつせんを求める場合	
ア 放送要請の理由	イ 放送事項
エ	ウ 希望する放送日時及び送信系統
カ	その他必要な事項

(ウ) 東京都の連絡先

	勤務時間内 (総合防災部防災対策課)	勤務時間外 (夜間防災連絡室)
NTTダイヤルイン	5388-2456、8	5388-2459
NTTファクシミリ	5388-1260	5388-1958
都防災無線電話	70226～7	70349
都無線ファクシミリ	70013	70023

イ 特別区における相互応援協力

特別区の区域で大規模な地震等の災害が発生した場合において、災害の被害が甚大な区では、自区で十分な応急対策及び復旧対策等が実施できない場合、被災を免れた区あるいは被災の軽微な区であって、被災区の支援が可能な区が、連携して支援体制を構築し、被災区の支援に万全を期すことを目的として、平成8年(1996年)2月16日に特別区長会は「特別区災害時相互協力及び相互支援に関する協定」を締結している。【別冊・資料213】

（ア）特別区支援対策本部の設置

被災を免れた区あるいは被災の軽微な区が、相互に協力して効率的かつ実効性をもって被災区の支援にあたるよう、支援区間の調整機能を持った「特別区支援対策本部」を発災後直ちに設置する。この本部は、あらかじめ定めた方法に従い、支援区のうち1区に設置し、本部長は、本部設置区の区長とする。

本部は、被災区の要請に基づいて活動することを原則とするが、被災区からの要請を待っていない場合は、応急対策に支障が出ると予想されるときは、要請を待たずに本部の判断で行動する。

（イ）相互協力及び相互支援の内容

- ・被災区への職員の派遣、他の自治体を含む応援職員への支援区内での便宜提供等
- ・被災区への救援物資の提供、救援物資の支援区内での集積場所の提供等
- ・避難場所を共有する区間の共同現地対策本部の設置等の相互協力
- ・被災区へのボランティアのあっせん、支援区内でのボランティアへの便宜の提供等
- ・支援区における被災住民の受入れ等 ・動物の保護に関する支援等
- ・救護班の派遣等医療救護活動に関する支援、被災区の負担軽減策の実施
- ・ごみ、し尿、がれきの処理に関する協力、支援
- ・災害時要配慮者に関する専門職員の派遣、支援区内での施設等への受入れ等
- ・遺体の搬送、埋葬等に関する支援 ・道路の早期復旧への支援 ・建物被害の判定に関する支援
- ・仮設住宅に関する被災区内での支援及び支援区における用地の提供等
- ・その他被災区からの要請があった事項に対する支援

ウ 災害時相互援助自治体との相互協力

（ア）スクラム自治体

○プッシュ型支援（災害発生から1週間程度）

- ・自治体スクラム支援会議における災害時の受援・支援計画に基づき、窓口自治体（小千谷市）に応援要請を実施する。
- ・区内で震度5弱の揺れが発生した場合で、かつ、窓口自治体である小千谷市が区と連絡がとれない場合は、小千谷市が先遣隊を派遣する。
- ・区内で震度7の揺れが発生した場合、窓口自治体である小千谷市が先遣隊及び応援職員（プッシュ型）、支援スクラム自治体から応援職員（プッシュ型）を派遣する。この時点で応援要請を行ったものとみなされる。

○プル型（災害発生から1週間程度以降）

- ・自治体スクラム支援会議における災害時の受援・支援計画に基づき、窓口自治体（小千谷市）に応援要請を実施する。
- ・プル型の人的支援は、先遣隊と事前に調整した内容に基づいて、スクラム自治体が応援職員を派遣する。

（イ）上記以外の相互援助協定自治体

区長は、災害時に応急対策及び復旧対策に必要な物資、資材、人員等が不足した場合、相互援助協定自治体に援助の要請を行う。

エ 防災関係機関等との相互協力

区及び防災関係機関等は、災害対策本部が設置された場合、情報の収集、交換等連絡を密にし、迅速かつ適切な応急措置をとるため情報連絡員の派遣等の措置を講ずるものとする。

区及び防災関係機関等は、他の機関等から応援を求められた場合、自らの応急対策に支障のない限り、協力又は便宜を供与するものとする。

オ 協定締結先民間団体等との相互協力

区は、災害応急対策の万全を期するため、災害時に民間団体等の積極的な協力が得られるよう協力体制の確立に努めている。区各部長は、民間団体等との協定に基づき、災害応急活動に必要な業務や施設利用について要請する。【別冊・資料29】

カ 自衛隊の災害派遣

区長は、災害が発生し、人命又は財産の保護のため必要があると認めた場合は、都知事に対して自衛隊の災害派遣要請を求める。

（ア）派遣方法

自衛隊の災害派遣は、災害の様相から次の方法がある。

種別	内容
知事の要請による災害派遣	<ul style="list-style-type: none"> ・災害が発生し、知事が人命又は財産の保護のため必要があると認めて自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合 ・災害に際し、被害がまさに発生しようとしている場合で、知事が予防のため自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合 ・災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、区市町村長が応急措置を実施するため必要があると認めて、知事に対して災害派遣を要請するよう求め、これを受けて知事が自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合
知事が要請するいとまがない場合における災害派遣	<ul style="list-style-type: none"> ・災害に際し、通信の途絶等により、知事との連絡が不能である場合に、区市町村長又は警察署長その他これに準ずる官公署の長から災害に関する通報を受け、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合 ・災害に際し、通信の途絶等により、知事との連絡が不能である場合に、部隊による収集その他の方法により入手した情報から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合 ・災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合 ・災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められる場合 ・災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、知事からの災害派遣要請を待ついとまがないと認められる場合 ・庁舎・営舎その他の防衛省の施設又はこれらの近傍に災害が発生し、自衛隊が自主的に派遣する場合

（イ）派遣要請の手続き等

・災害派遣の要請

区長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、都総務局（総合防災部防災対策課）に対し、次に掲げる事項を明らかにした文書をもって自衛隊の災害派遣要請を求める。ただし、緊急を要する場合にあっては、電話又は口頭をもって要請し、事後速やかに文書を送達するものとする。

- | | |
|-----------------------------------|------------|
| ・災害の状況及び派遣を要請する理由 | ・派遣を希望する期間 |
| ・派遣を希望する区域及び活動内容 | |
| ・その他参考となるべき事項（希望の派遣人員、車両、航空機等の概数） | |

・通信途絶時の派遣要請

区長は、通信の途絶等により知事に対して災害派遣要請を求めることができないときは、直接部隊等に災害の状況を通知するものとし、事後所定の手続きを速やかに実施する。

・緊急の場合の連絡先

部隊名 (駐屯地)	連絡先	
	課業時間内	課業時間外
陸上自衛隊 第1師団司令部 (練馬) 〔都担当〕	第3部長又は同部防衛班長 (3933) 1161 内線：238・269 FAX：713 都防災無線電話：76611	師団司令部当直長 (3933) 1161 都防災無線電話：76615
陸上自衛隊 第1普通科連隊 (練馬) 〔杉並区担当〕	第3科長又は運用訓練幹部 (3933) 1161 内線：2531 FAX：2534 都防災無線電話：76611	部隊当直司令 (3933) 1161 内線：2505 FAX：2534 都防災無線電話：76611

（ウ）災害派遣部隊の受入体制

- ・区は、自衛隊の活動が他機関と競合重複しないよう、的確かつ効率的な作業分担となるよう配慮する。
- ・どのような分野(救助、救急、応急医療、緊急輸送等)について派遣要請を行うのか、平常時より計画しておくとともに、必要な資器材を準備し、また、施設の使用に際して管理者の了解を得る。
- ・救助・救急部隊が使用する重機類等に不足が生じる場合は、都総務局が解体業者等の協力を得て、確保に努める。
- ・派遣された部隊が効率的に活動できるよう、自衛隊の活動拠点、ヘリポート及び宿舎等必要な設備について、その候補地を平常時から計画しておくとともに、災害時には、速やかにその施設等の被害状況、使用の可否を確認し、関係機関と協議のうえ、使用調整を実施し部隊に連絡する。

(エ) 災害派遣部隊の活動範囲及び活動内容

区分	活動内容
被害状況の把握	車両、航空機等の手段によって情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。
避難の援助	避難指示等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
避難者等の捜索援助	安否不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索活動を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のうの作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。
消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具(空中消火が必要な場合は航空機)をもって、消防機関に協力して消火にあたる(消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用)。
道路又は水路の障害物除去	道路若しくは水路が損壊し、又は障害がある場合は、それらの障害物除去にあたる。
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行う(薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用)。
人員及び物資の緊急輸送	緊急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
被災者生活支援	被災者に対し、給食、給水、入浴支援及び宿泊等の支援を実施する。
救援物資の無償貸付又は譲与	防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令(昭和33年総理府令第1号)に基づき、被災者に対し、救援物資を無償貸付又は譲与する。
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物及び有毒ガス等危険物の保安措置及び除去を実施する。
その他臨機の措置等	その他、自衛隊の能力で対処可能なものについては、臨機に所要の措置をとる。 災害対策基本法第63条第3項、第64条第8項から第10項まで及び第65条第3項に基づき、区市町村長、警察官又は海上保安官がその場にいらない場合に限り、自衛隊は区市町村長に代わって警戒区域の設定等の必要な措置をとる。

(オ) 経費負担

自衛隊の救援活動に要した次に列挙する経費は、原則として派遣を受けた機関が負担するものとし、2以上の地域にわたって活動した場合の負担割合は、関係機関が協議して定める。

(カ) 災害派遣部隊の撤収要請を行う場合の協議

区長は、災害派遣部隊の撤収要請を行う場合、民心の安定、民生の復興に支障がないよう知事及び派遣部隊長並びに自衛隊連絡班又は現地調整所と協議する。

キ 応援職員等の活動拠点等の確保

（ア）応援職員等の活動拠点の確保

受援班は、災対各班において応援職員の受入れが決定した場合、各班が杉並区災害時受援・支援計画の受援業務シートに基づいてあらかじめ想定した場所を総務班と調整のうえ、応援職員等の活動拠点として確保するよう周知する。

（イ）応援職員等待機場所、定例会議場所の確保

受援班は、応援職員等の受入状況に応じて、待機場所や定例ミーティングを開催する場所を確保する。

4 復興対策の準備

区は、災害対策本部を設置した場合、災害発生から3日間以内を目標として、災害対策本部内に、復興対策の準備を行う震災復興準備室を設置する。

第5章 情報通信の確保

第1節 具体的な取組 【応急対策】

1 情報収集体制の整備	4 広報体制
2 防災機関相互の情報通信連絡体制 （警報及び注意報等の第一報）	5 区民等の通信手段の確保
3 区本部による情報の集約	6 広聴体制

1 情報収集体制の整備

（1）本部長室の開設、情報収集体制の構築

区本部が設置されたときは、災対総務部は直ちに次の措置をとる。

- ・区本部内に本部長室を設置し、情報の収集に必要な通信その他の設備を配置する。
- ・情報収集、伝達のための無線設備を区本部内の所定の場所に配置する。
- ・災対総務部は、本部長室の開設及び情報収集体制の準備が完了したときは、速やかに各防災関係機関に通知する。

（2）情報の収集

区本部は、災害対応に必要な情報を迅速かつ確実に収集する。

ア 区施設からの情報収集

学校等を含む区施設の管理者は、施設の被害状況及び施設周辺の火災情報等の被害状況を電話、防災行政無線等様々な手段を利用して災対総務部指令情報班に報告する。なお、緊急を要する場合を除き、震災救護所からの要請・報告等は、救援隊本隊で取りまとめのうえ、各担当部に報告する。

イ 統括・情報班による情報収集

- ・地域の被災状況を積極的に収集及び伝達するため、救援隊本隊に統括・情報班を編成する。
- ・災対総務部指令情報班では原動機付自転車を使用する機動力を重視した情報部隊を編成し、携帯型通信機器等を活用して区内の被災状況をすみやかに把握するよう努め、災害対策本部へ伝達する。

ウ 地域 BWA を活用した WEB カメラ、街角防犯カメラ、公開型 GIS「すぎナビ」による情報収集

災害発生時には、地域 BWA を活用した WEB カメラ、街角防犯カメラ、公開型 GIS「すぎナビ」を活用し、区内の被害状況を迅速に把握する。

エ ICT を活用した災害情報の収集

SNS に投稿された災害情報のうち、信頼性や正確性の高い情報を、AI 技術を活用して収集する。

オ その他

災対各部は活動を開始した後、収集した災害情報等を災対総務部指令情報班に報告する。

- ・勤務時間外に発災した場合は、休日・夜間警戒本部が、情報の収集、伝達及び記録、都及び防災関係機関との連絡を行う。【別冊・資料 7】
- ・災害時の区民からの電話問合せについて、対応窓口の一元化を図る。

（3）災害情報（火災情報、避難指示等）の伝達

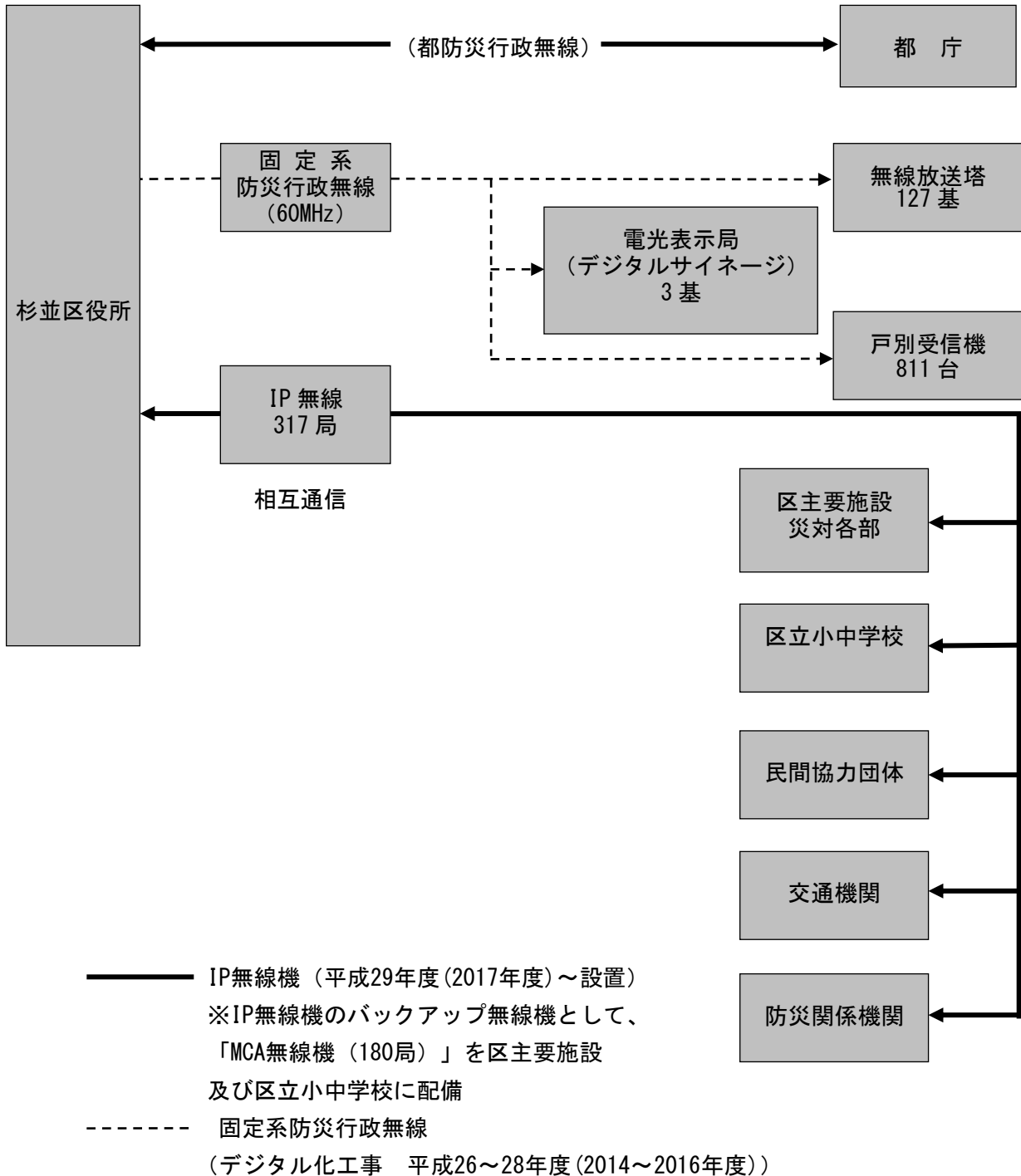
- ・区は、災害情報について都もしくは関係機関から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、直ちに区内の防災関係機関、重要な施設の管理者、防災市民組織等の公共的団体及び区民に周知する措置をとる。
- ・区民に対する重要な情報の伝達は、固定系防災行政無線により周知を図るとともに、広報車、防災・防犯情報メール、電話応答サービス、電話通報サービス、緊急速報メール（エリアメール）、区公式ホームページ、各種 SNS、CATV（J:COM）及び紙媒体等、あらゆる手段を講じて周知を行う。
- ・情報の収集・伝達その他の連絡のため、次頁「杉並区防災行政無線系統図」のとおり、東京都（都防災行政無線による）、区主要施設のほか、防災関係機関、民間協力団体等との間に、防災無線網を整備する。【別冊・資料 23、24】

（4）放送要請

区では、災害により公衆電気通信設備、有線電気通信設備もしくは無線設備による通信ができないとき、又は著しく困難なときにおいて、災害対策基本法第 56 条及び 57 条に基づく警報の伝達又は警告をする必要が生じた場合は、放送機関に対し「放送要請」を行う。

上記「放送要請」は、原則として都総務局を経由して行う。ただし、都との通信途絶等、これによりがたい場合は、直接放送機関に要請することとし、事後速やかに都に報告する。また、区は災害時に災害情報を放送する必要が生じたときは、CATV（J:COM）に対して「放送要請」を行う。【別冊・資料 210】

図表：杉並区防災行政無線系統図（令和5年(2023年)8月現在）



2 防災機関相互の情報通信連絡体制（警報及び注意報等の第一報）

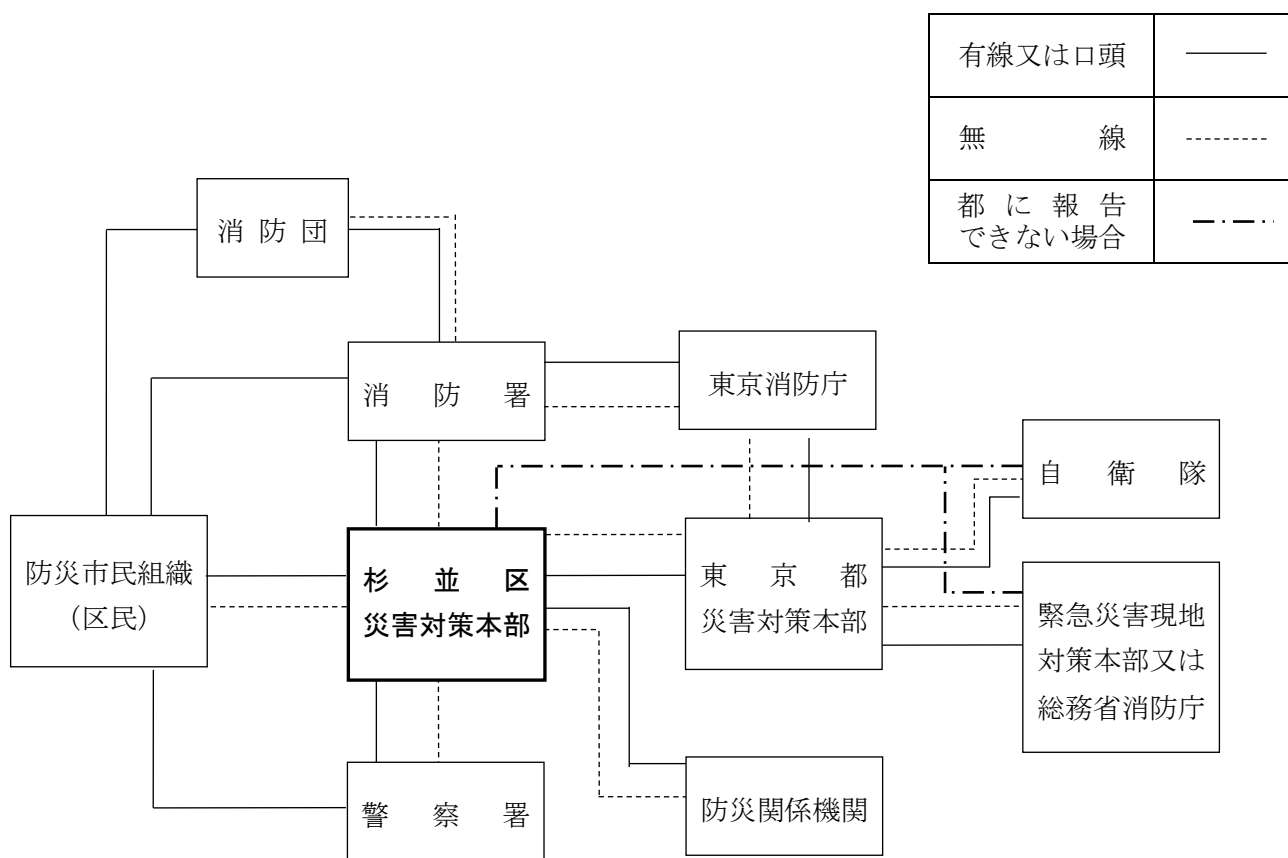
（1）対策内容と役割分担

区、都、消防署、警察署等は、警報及び注意報の発表・伝達し、迅速かつ的確に防災機関相互に共有する。

（2）取組内容

ア 情報連絡体制

災害時の情報通信連絡体制は以下のとおり。



イ 各機関との連絡体制

区、警察署、消防署等防災関係機関は、震災に関する情報の収集、伝達を行うため、情報の連絡体制を構築する。【別冊・資料 27】

無線通信網を構築するほか、区本部において情報を共有する。

ウ 都本部との情報連絡体制の構築

（ア）通信手段

都が区本部に設置している「東京都災害情報システム（DIS）」により、災害発生時における情報の共有、伝達を行う。

無線電話、FAX、TV 会議システムのほか、DIS システムへの入力により、東京都との通信を行う。

(イ) 役割分担

機関名	対策内容
区	・区内の災害状況の把握、震災救援所に関する情報の取りまとめ
都総務局	・所在区市町村別の被害状況等調査 ・国への報告と他関係防災機関への通報 ・被害状況等とりまとめ ・東京都災害情報システム等の運用及び補完する多様な通信手段による行政機関内の情報連絡 ・重層的な連絡体制による外部機関との情報連絡

3 区本部による情報の集約

ア 災対総務部指令情報班の情報集約

(ア) 収集する情報

区本部の災対各部署は、災害が発生してから当該災害に関する応急対策が完了するまで、「報告事項及び報告主管部一覧」【別冊・資料 25】に掲げる被害状況、活動状況等を災対総務部指令情報班に報告する。

(イ) 情報の報告のタイミング

報告の内容により、速報、中間報告及び確定報告に区分する。

	被害状況	措置状況	気象・地象状況
速報	被害の大小にかかわらず所掌事項に関して、状況を把握次第直ちに報告する。	災害応急対策を実施の都度報告する。	異常現象を発見したときは直ちに、その後1時間毎に現状を報告する。
中間報告	災害発生後被害状況が確定するまで、所掌事項に関して所定の報告様式【別冊・資料 26】にとりまとめ、毎日正午までに前日の分を報告する。	災害応急対策活動を実施している間、毎日正午までに前日の分を報告する。	—
確定報告	被害状況が確定したときは、電話又は口頭により報告し、以後3日以内に重ねて文書により報告する。	災害応急対策活動が完了した後、文書によりまとめ報告する。	—

イ 都への報告

区本部は、災対各部署、防災関係機関からの被害状況、活動状況等を取りまとめ、東京都災害情報システム（DIS 端末）により都に報告する。なお、災害対策基本法第53条に基づく被害状況の報告ができない場合には、国（総務省消防庁）に報告する。

(ア) 報告すべき事項

- ・災害の原因 ・災害が発生した日時 ・災害が発生した場所及び地域 ・被害状況
- ・災害に対して既にとった措置及び今後とろうとする措置
- ・災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類 ・その他の必要な事項

（イ）報告の種類・期日等

東京都災害情報システムによる報告の種類、入力期限及び入力画面は、次のとおりとする。

報告の種類		入力期限	入力画面
発災通知		即時	被害第1報報告
被害措置概況速報		即時及び都が通知する期限内	被害数値報告 被害箇所報告
要請通知		即時	支援要請
確定報	災害確定報告	応急対策を終了した後20日以内	被害数値報告
	各種確定報告	同上	被害数値報告
災害年報		4月20日	被害数値報告

東京都災害情報システムが使用できない場合は、災害報告様式に記入し、FAX で報告するものとする。

「災害年報」は、毎年1月1日から12月31日までの災害の状況について、翌年4月1日現在で明らかになったものを報告するものとする。

（ウ）災害救助法に基づく報告

災害救助法に基づく報告については、第11章の定めるところにより行うものとする。

4 広報体制

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、住民に対し、速やかに正確な情報を提供することにより、無用な混乱を防止し適切な判断による行動がとれるようにすることが必要である。このため、区及び各防災関係機関は一体となって迅速かつ適切な広報活動を行う。

（1）取組内容

区分	内容
区	<p>区は、災害が発生し、又は発生するおそれのあるときは、各防災関係機関との密接な連携のもとに、次に掲げる事項を中心に広報活動を実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 災害発生直後の広報 <ol style="list-style-type: none"> (1) 災害の規模、気象・地象の状況等の災害情報 (2) ガス、石油ストーブ等の火災予防の注意 (3) 避難の際の注意と避難誘導経路の周知 (4) 災害時要配慮者等への支援の呼びかけ (5) デマ情報に対する注意 2 災害発生後の広報 <ol style="list-style-type: none"> (1) 給水、給食等の実施状況及び救援物資の配布・受入状況 (2) 医療機関の診療状況 (3) 被害情報 (4) 電気等ライフラインの復旧状況 (5) 安否・居所情報 (6) 必要なボランティアの募集及び活動の状況・受入状況 (7) 通信、交通機関の復旧、運行状況 (8) スーパー、ガソリンスタンド等の生活関連情報 (9) 震災救援所の混雑状況 (10) 熱中症の予防や対処法（夏季） (11) 一時帰宅時における二次被害の注意点 (12) 支援者を装った窃盗や詐欺、家屋修理等の悪質商法等の犯罪に対する注意 3 復旧期の広報 <ol style="list-style-type: none"> (1) 仮設住宅 (2) 融資 (3) り災証明書 (4) 税等の減免 (5) 休校・授業再開等の学校・保育園情報 (6) 店舗の営業状況 (7) 生活相談 (8) その他必要な事項 4 広報の手段 <ol style="list-style-type: none"> (1) 防災行政無線、防災・防犯情報メール配信サービス、電話応答サービス、電話通報サービス、緊急速報メール（エリアメール）、区公式ホームページ、各種SNS、CATV（J:COM）、公開型GIS「すぎナビ」、Lアラート等による広報 (2) 広報車による広報 広報車が不足する場合は、警察署、消防署その他の防災関係機関に協力を依頼する。 (3) 安全パトロール隊による広報 緊急時の初動対応及び応急的な広報として、安全パトロール隊を活用する。 (4) 口頭、掲示、臨時広報等による広報 5 広報手段の多様化 上記の広報手段のほか、様々な手段の活用について検討し、可能なものから整備していく。 6 大規模な停電や通信障害発生時の対応（震災救援所へのリエゾン（情報連絡員）巡回派遣） 大規模な停電や通信障害が発生している地域では、震災救援所や救援隊本隊は情報を得る手段が限られる。このことから、災害対策本部や救援隊本隊が必要に応じて震災救援所等にリエゾン（情報連絡員）を派遣し、無線等を駆使して、情報の入手・伝達を行う。

区分	内容
消防署	1 広報活動 災害時において災害に関する情報を収集し関係機関と協力して次の事項を重点として、適時活発な広報活動をする。 (1) 出火の防止、初期消火、救出救護及び災害時要配慮者への支援の呼びかけ (2) 火災及び水災に関する情報 (3) 避難指示等に関する情報 (4) その他都民が必要としている情報 2 広報手段 (1) 消防車両等の拡声装置等 (2) 消防署、消防団及び町会の掲示板等への掲示 (3) ホームページ・SNS・消防アプリ等を活用した情報提供 (4) 消防団員、東京消防庁災害時支援ボランティア、自主防災組織を介しての情報提供
警察署	1 広報活動 (1) 余震、津波等気象庁の情報 (2) 被害状況、治安状況、救助活動及び警備活動 (3) ライフライン等の被害状況及び復旧見通し (4) 主要道路・高速道路・橋等の被害状況及び復旧見通し (5) 被災地域・避難場所等に対する警戒状況等 (6) 犯罪の防止 (7) その他、各種告示事項 2 広報手段 (1) パトロールカー、白バイ、広報車による広報 (2) 拡声装置、携帯用拡声器による広報 (3) 立看板、横断幕、垂れ幕等の掲示広報 (4) テレビ、ラジオ等報道機関への情報提供 (5) 相談所の開設 (6) ホームページ等による情報提供
都水道局	1 広報内容 (1) 地震発生直後の広報 ア 水道局施設の稼働状況 イ 浄水場、給水所等における飲料水確保状況 ウ 応急対策の基本方針 エ その他住民等への協力要請 (2) 応急対策活動開始時の広報 ア 水道局施設の被害概要及びおおよその復旧見込み イ 復旧作業の開始状況及び復旧の作業方針 ウ 応急給水の実施方針及び災害時給水ステーションでの応急給水実施状況 エ その他住民等への協力要請 (3) 応急対策の進ちよくに伴う広報 ア 水道局施設の被害詳報及び復旧見込み イ 前日までの作業状況及び新たに給水可能になった地域 ウ 当日の復旧活動の概要 エ 水質についての注意 オ その他住民等への協力要請 2 広報手段 2 広報手段 (1) 広域的な広報は、給水対策本部広報担当が都本部を通じて、報道機関の協力を得て実施するほか、ホームページ・SNSを活用して行う。 (2) 水道局事業所の各所管区域内を対象とする広報は、拡声器付き自動車による路上広報を実施する。区の協力を得て、区の防災行政無線により実施する。

区分	内容
都下水道局	1 広報内容 下水道施設の被害状況や復旧状況、下水道の使用制限や使用自粛等について広報を行う。 2 広報手段 広域的な広報については、都本部を通じて報道関係機関の協力を得て行う。 各下水道事務所等が区と連携して地域広報を行う。
東京電力パワーグリッド	お客様に対する広報 1 電気事故防止に関する事項 非常災害の発生が予想されるとき、又は非常災害が発生したときは、感電事故及び漏電による出火等の防止に関する広報を、広報車等により直接当該地域に行う。また、警戒宣言が発せられた場合は、報道機関を通じて、大規模な地震の発生に備えるための具体的な電気の安全措置について広報を行う。 具体的内容は次による。 (1) 無断昇柱、無断工事をしないこと。 (2) 電柱の倒壊折損、電線の断線垂下等設備の異常を発見した場合は、速やかに東京電力の事業所に通報すること。 (3) 断線垂下している電線には絶対にさわらないこと。 (4) 浸水、雨漏り等により冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため使用しないこと。 (5) 漏電による事故を防ぐための漏電遮断器の取付を推進する。 (6) 大規模地震時の電気火災の発生抑止のため、感震ブレーカーを取付すること、および電気工事店等で点検してから使用することを推奨する。 (7) 屋外に避難するときは安全器又はブレーカーを必ず切ること。 (8) 電気器具を再使用する時は、ガス漏れや器具の安全を確認すること。 (9) その他事故防止のために留意すべき事項 2 停電に備えた自衛手段に関する事項 万一来に備え、懐中電灯や携帯ラジオ等を用意し点検しておくこと。
東京ガスグループ	1 広報内容 被害地区におけるガス機器の使用上の注意事項、マイコンメーター復帰方法、ガスの供給状況、ガス供給停止地区の復旧状況や見通し 2 広報手段 ホームページ・SNS・テレビ・ラジオ・新聞等の広報媒体 3 広報活動 NHK及び民放各社に「マイコンメーター復帰方法の映像」を配布している。大地震発生時に放送を依頼し、マイコンメーターが作動してガスが止まったお客様が、ご自身で復帰できる様に、手順をご案内する。
エヌエー東日本	公衆電話の無料化、災害時用公衆電話の開設、避難所 Wi-Fi 等の開設、料金減免の措置等を行ったときは公式ホームページのほか、報道機関、自治体との協力により広報を実施する。
東日本旅客鉄道	災害時に避難の放送、立看板等により情報を提供し、混乱防止に努める。 (異常時における広報の要点) 1 いったん異常時になると、予期しない事態が次々に起きるので、これに対応する広報案内を行う。 2 災害の状況、乗客の挙動、動向に留意して、どのような情報と案内が必要か判断する。 3 正しい情報をわかりやすく、正確な表現で案内する。 4 列車運行状況及び到着予定、変更等をタイミングよく案内する。 5 駅周辺沿線及び広域被害、列車被害の状況を案内して、乗客の不安感を除くように努める。 6 災害時の混乱は、情報の不足と危機感が発生して急速に拡大するので、状況に対応した的確な放送で鎮静するとともに、社員が常にリーダーとなって行動する。

区分	内容
高速 中 日本 道路	地震発生後、直ちに警視庁と協力して交通規制を行い、ラジオ、標識、情報板、看板及びパトロールカー等により情報を提供し、通行の安全確保に努める。
首都 高 速 道 路	1 広報活動 (1) 被害の状況、応急対策の措置状況等災害に関する正確な情報 (2) 道路の通行危険箇所、交通規制状況あるいは迂回路などの道路交通情報 2 広報手段 2 広報手段 (1) 各種道路情報提供設備（標識、情報板、料金所看板等） (2) 首都高ホームページ

（２）報道機関への発表

災害に関する情報及び災害応急対策に関する状況等の報道機関への発表は、原則として、各防災関係機関から収集した情報に基づき、区本部広報班を通じて一元的に行う。

各防災関係機関が独自に報道機関に発表する必要があるときは、事前又は事後にその内容を区本部広報班に報告するものとする。

5 区民等の通信手段の確保

各地域区民センター、震災救援所、補助代替施設、一時滞在施設、福祉救援所に設置された特設公衆電話を活用して、災害発生時における区民等の連絡手段を確保する。

6 広聴体制

（１）対策内容と役割分担

発災後、被災者からの相談及び被災者への支援に関すること等の相談窓口を設置することで、混乱を防止するとともに、被災者等のニーズを把握する。

機関名	対策内容
区	・被災者のための相談所を開設
都総務局	・都各局の相談窓口をとりまとめ住民等へ周知
警察署	・臨時相談所を開設
消防署	・災害の規模に応じて、消防庁舎その他必要な場所で各種相談等に対応

（２）取組内容

《区》

救援隊本隊（各地域区民センター）及び震災救援所に相談窓口を設け、相談・要望・苦情等を聴取し、速やかに区関係部に連絡して早期解決に努力する。相談窓口を担う者は、各救援隊本隊及び各震災救援所の職員とする。

《警察署》

署又は交番その他必要な場所に臨時相談所を設置して警察関係の相談にあたる。

《消防署》

災害の規模に応じて、消防庁舎その他必要な場所で各種相談等に応じる。

第2節 具体的な取組 【復旧対策】

1 遠隔地避難者への支援

2 通信設備の復旧

1 遠隔地避難者への支援

（1）遠隔地の避難先又は疎開先の連絡に関する周知

道路や公共交通機関等の復旧状況に応じて、遠隔地の身寄りへの疎開や他地域の住宅等へ避難する避難者も発生するため、区外への住宅等へ一時的に自主避難する区民を対象に、避難先の住所及び連絡先の区への届出を実施するよう周知する。

（2）遠隔地に避難・疎開する避難者向け情報の提供

区外への住宅等へ一時的に自主避難した区民に向けて、区内の復旧状況、各種支援制度、復興の考え方等の情報を区公式ホームページや各種 SNS などで周知する。

2 通信設備の復旧

災害時における通信の途絶は、災害応急対策活動に支障をきたすとともに、情報の不足から混乱の発生のおそれを生ずるなど、社会的影響は大きい。このため、災害時における通信の途絶を防止するため、各種通信設備の確保、復旧等について対策を確立するものとする。

以下より、NTT 東日本による通信設備の確保、復旧について必要な事項を定める。

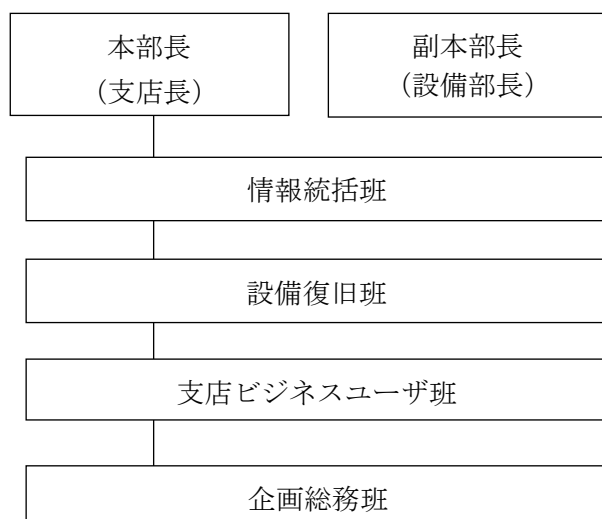
（1）災害時の活動態勢

ア 現地災害対策本部の設置

- ・災害が発生し、あるいは災害が発生するおそれがある場合は、現地災害対策本部を設置する。
- ・現地災害対策本部は、被害状況、通信の疎通状況等情報の収集を行い、重要通信を確保し、応急復旧対策、広報活動その他の業務を行う。また、区災害対策本部及び関係防災機関との連絡調整を行う。

イ 班の組織

現地災害対策本部の組織は、以下のとおり。



ウ 情報連絡体制

地震等による災害の発生し、又は発生するおそれのある場合は、情報の連絡体制を確立し、情報の収集及び伝達にあたる。また、本社から支店、関係グループ会社及び現地災害対策措置班員への周知等の連絡網の整備、確立をする。

エ 社員の動員計画

地震が発生し、又は発生するおそれがある場合において、業務の運営あるいは応急対策及び応急復旧に必要な動員を行うため、次の動員計画を定める。

（ア）現地災害対策措置班員の非常招集

東京地方に「震度6弱以上」の地震が発生した場合、現地災害対策措置班員は、非常駆けつけを行うものとする。

（イ）社員の非常招集方法

夜間、休日等に社員を非常招集する場合の連絡方法を定める。

（ウ）社員の非常配置

災害時における応急復旧の内容に応じて、社員の配置、担務、作業内容等を定める。

（エ）事業所相互間の応援

全国の支店、関係グループ会社、事業所等への応援要請方法等を定める。

（2）初期措置

災害発生後、直ちに初動体制確立に向け、次の措置を講ずる。

ア 設備、資機材の点検及び発動準備

- ・電源の確保
- ・災害対策用無線機装置類、非常用移動交換機等の発動準備
- ・予備電源設備、移動電源車等の発動準備
- ・建築物の防災設備の点検
- ・工事用車両、工具、保有資材等の点検
- ・所内外施設の巡回及び点検による被害状況の把握

イ 応急復旧計画の作成

電気通信設備の被害状況を的確に把握し、回線等の応急復旧計画の作成を行い、迅速な復旧作業を実施する。

- ・被害回線の復旧方法の決定
- ・復旧順位の決定
- ・復旧作業の要員確保
- ・工具、計測器、工事用車両、資材の確保
- ・移動無線車、移動電源車、衛星車載車、非常用移動交換機等の設置位置決定
- ・ヘリコプターの出動要請
- ・部外防災関係機関との連絡及び協力

（3）通信疎通に対する応急措置

現地災害対策措置班は、要員、資器材等を最大限に活用し、通信の疎通とその被害設備の早期復旧のため、次の措置を講ずる。

- ・孤立防止用移動無線車の設置
- ・非常用移動交換機の設定
- ・臨時回線の作成
- ・通話方式の変更
- ・特設公衆及び臨時公衆電話機の設定
- ・加入電話等の他NTTビルへの収容

（4）災害時の広報及び情報伝達

ア 防災関係機関の広報活動

災害のため通信が途絶し、もしくは利用の制限を行ったときは、広報車、ラジオ、テレビ、公式ホームページ及び新聞掲載等の方法によって、次の事項を広報活動として行い利用者に周知する。

- （ア）通信途絶及び利用制限の理由・内容
- （イ）災害復旧に対して取られている措置及び応急復旧状況等
- （ウ）通信利用者に協力を要請する事項
- （エ）災害用伝言ダイヤル“171”の開設
- （オ）緊急時の連絡について、公衆電話の利用を呼びかけ

イ 「NTT 東日本からのお願い」の周知

以下の内容を周知する。

- ・「重要通信が優先となります。災害が発生すると、通話が殺到し電話が掛かりにくくなります。」
- ・「防災関係機関等が行う救助・復旧活動を確保するため、お客様の電話や電報の利用を制限することがあります。」
- ・「お客様の電話の受話器が外れていませんか？確認願います。」
- ・「停電時には、コードレスホン・多機能電話機は利用できない場合がありますので、注意してください。」

ウ 輻輳緩和・安否確認策としての「災害用伝言ダイヤル“171”」の提供

（5）応急復旧

ア 復旧の順位

通信の途絶解消及び重要通信確保のうえで、必要最小限の応急復旧順位は次のとおりであるが、復旧順位の決定にあたっては、「被害状況」「通信疎通状況」「回線構成」「公共の利益」等を考慮し、できる限り疎通回線の均衡を図って復旧する。

順位	復旧回線（重要通信を確保する機関・契約約款に基づく）
第1順位	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係ある機関、通信の確保に直接関係ある機関、電力の供給の確保に直接関係ある機関
第2順位	ガス・水道の供給の確保に直接関係ある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞社、通信社、放送事業者及び第1順位以外の国又は地方公共団体
第3順位	第1順位、第2順位に該当しないもの

イ 改善措置

被害の再発を防止するため、電気通信設備等の被害原因を分析し、各々の原因に応じた改善措置をとるとともに、必要な防災設計を行う。

ウ 復旧工事

以下により工事を実施する。

（ア）応急復旧工事

- ・電気通信設備等の応急的に復旧する工事
- ・現状復旧までの間、維持に必要な補強、整備工事

（イ）本復旧工事

- ・電気通信設備が全く消滅した場合に復旧する工事
- ・電気通信設備を機能、形態において、被災前の状態に復する工事
- ・被害の再発を防止し、設備拡張、改良工事を折り込んだ復旧工事

第6章 医療救護・保健等対策

第1節 具体的な取組 【応急対策】

1 初動医療体制	3 医療施設の確保
2 医薬品・医療資器材の供給	4 行方不明者の捜索、遺体の検視・検案・身元確認等

1 初動医療体制

1-1 医療救護体制等

【フェーズ区分】

災害発生時から概ね2日間及び3日目以降の活動体制（フェーズ）は現状の医療救護所の機能や設置時期等医療ニーズを踏まえ、以下の6区分とする。

図表：フェーズ区分

新フェーズ			
区分		想定期間	状況
0	発災直後	発災～6時間	建物の倒壊や火災等の発生により、傷病者が多数発生し、救出救助活動が開始される状況。
1	超急性期	6時間～72時間	救助された多数の傷病者が医療機関に搬送されるが、ライフラインや交通機関が途絶し、被災地外からの人的・物的支援の受入れが少ない状況。
2	急性期	72時間～1週間程度	被害状況が少しずつ把握でき、ライフライン等が復旧し始めて、人的・物的支援の受入体制が確立されている状況。
3	亜急性期	1週間～1か月程度	地域医療やライフライン機能、交通機関等が徐々に復旧している状況。
4	慢性期	1か月～3か月程度	避難生活が長期化しているが、ライフラインがほぼ復旧して、地域の医療機関や薬局が徐々に再開している状況。
5	中長期	3か月以降	医療救護所がほぼ閉鎖されて、通常診療がほぼ回復している状況。

図表：主な医療救護活動

区分		主な活動内容
0	発災直後	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被害情報の収集・集約 ○ 東京DMATの出場 ○ 緊急医療救護所の運営 ○ 傷病者等の被災地域外への搬送
1	超急性期	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都医療救護班等の被災地域への派遣 ○ 他県DMATによる病院支援 ○ 医療救護所の運営 ○ 医薬品の供給
2	急性期	<ul style="list-style-type: none"> ○ 他県医療救護班の受入れ ○ 避難者の定点・巡回診療
3	亜急性期	
4	慢性期	
5	中長期	

図表：医療救護体制

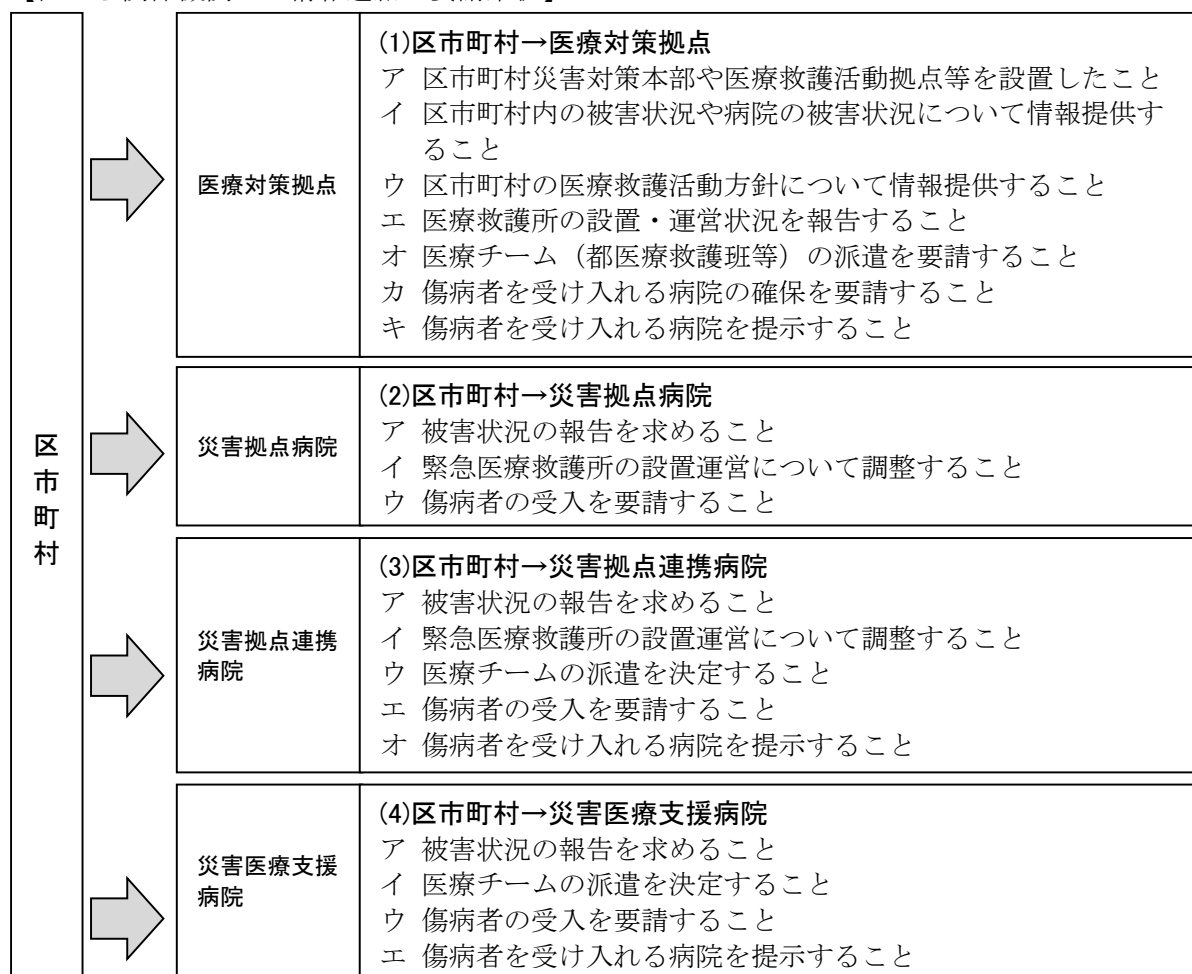
新フェーズ区分	0 発災直後	1 超急性期	2 急性期	3 亜急性期	4 慢性期	5 中長期
開設期間		緊急医療救護所(医療救護班等)		医療救護所(災害医療派遣チーム等・保健師等)		
主な役割・機能	災害拠点病院等医療機関の支援					
	トリアージ・軽症者の治療		避難者への巡回診療(健康相談・診療等)			
	重症・中等症者の搬送調整		災害医療派遣チーム等の医療・後方支援等			
設置場所	【緊急医療救護所】 ・災害拠点病院等の近接地等(病院開設者が認める場合には病院敷地内を含む)に設置。		【医療救護所】 ・急性期以降、震災救援所に併設する医療救護所のうち、原則として、医療ニーズが高く医療機能が復旧していない地域など、状況に応じて開設。			

【発災直後から超急性期にかけての医療救護活動】

図表：活動内容

機関名	活動内容
区	<ul style="list-style-type: none"> ・ 杉並保健所に区災害対策本部医療救護部を設置 ・ 区災害医療コーディネーターの助言を受け、区内の医療救護活動を統括・調整 ・ 災害拠点病院等の敷地内に緊急医療救護所を設置・運営 ・ 杉並区医師会、東京都杉並区歯科医師会、杉並区薬剤師会及び柔道整復師会との協定に基づき、医療救護を実施するよう要請 ・ 震災救援所に必要に応じて医療救護所を設置 ・ 災害医療活動拠点支所を医師会館内に設置して、医療救護班の編成及び派遣業務を要請 ・ 衛生班による震災救援所の巡回を実施（公衆衛生関係の周知等、健康状況の聞き取り調査） ・ 医療救護体制が不足する場合には、区災害医療コーディネーターが東京都地域災害医療コーディネーターに応援を求める。

【区から関係機関への情報連絡・要請系統】



【各関係機関から区への情報連絡系統】

区 市 町 村	←	医療対策拠点	医療対策拠点→圏域内の区市町村 ア 医療対策拠点等を設置したこと イ （必要に応じて）病院の被害状況の確認（現地調査を含む）を要請すること ウ 圏域内の医療救護活動方針について情報提供すること エ 医療チーム（都医療救護班等）の派遣を決定すること オ 傷病者を受け入れる病院を提示すること カ 傷病者を受け入れる病院の確保を要請すること
	←	災害拠点病院	災害拠点病院→区市町村 ア 自院の被害状況を報告すること（EMIS 入力又は FAX による） イ 緊急医療救護所の設置運営について調整すること ウ 傷病者を受け入れる病院の確保を要請すること エ 区市町村からの傷病者の受入要請に対して、可否を回答すること
	←	災害拠点連携病院	災害拠点連携病院→区市町村 ア 自院の被害状況を報告すること（EMIS 入力又は FAX による） イ 緊急医療救護所の設置運営について調整すること ウ 医療チーム（都医療救護班等）の派遣を要請すること エ 自院で対応できない傷病者を受け入れる病院の確保を要請すること オ 区市町村からの傷病者の受入要請に対して、可否を回答すること
	←	災害医療支援病院	災害医療支援病院→区市町村 ア 自院の被害状況を報告すること（EMIS 入力又は FAX による） イ 医療チーム（都医療救護班等）の派遣を要請すること ウ 自院で対応できない傷病者を受け入れる病院の確保を要請すること エ 区市町村からの傷病者の受入要請に対して、可否を回答すること
	←	診療所・歯科診療所・薬局	診療所・歯科診療所・薬局→区市町村 自院で対応できない傷病者を受け入れる病院の確保を要請すること

1-2 医療救護班等の編成

(1) 編成内容

緊急医療救護所1か所に以下の班を編成する。

- ・医療救護班1班（班長 医師1名、班員医師2名、看護師又は保健師3名、事務2名）
- ・薬剤師班1班（薬剤師2名）
- ・接骨救護班（柔道整復師1名）

《医療救護班》

区は、災害時における医療救護活動を迅速かつ適切に行うために、杉並区医師会（以下「医師会」という。）と災害時の医療救護活動について協定を締結している。【別冊・資料33】

医師会は、災害時に区への要請があったときは、直ちに杉並区医師会館内に医師会災害対策本部を設置するとともに、医療救護班を編成し、区が設置する緊急医療救護所に派遣する。【別冊・資料38～48】

《歯科医療救護班》

区は、災害時における歯科医療救護活動を迅速かつ適切に行うために、東京都杉並区歯科医師会（以下「歯科医師会」という。）と災害時の医療救護活動について協定を締結している。【別冊・資料34】

歯科医師会は、急性期以降、杉並区歯科保健医療センター（杉並保健所5階）を災害時における歯科医療救護所として開設するとともに、歯科治療に係る医薬品や医療資器材の供給体制等については、関係機関と協議し、整備する。発災直後においても、診療態勢が整った歯科診療所は診療業務を早期に再開し、地域の歯科診療の提供体制の確保を図る。

《薬剤師班》

区は、災害時における医療救護活動を迅速かつ適切に行うために、杉並区薬剤師会（以下「薬剤師会」という。）と災害時の医療救護活動について協定を締結している。【別冊・資料35】

薬剤師会は、災害時に区の要請があったときは、直ちに薬剤師班を編成し、区が設置する緊急医療救護所に派遣する。

《接骨救護班》

区は、災害時における医療救護活動を迅速かつ適切に行うために、東京都柔道整復師会杉並支部（以下「整復師会」という。）と災害時の医療救護活動について協定を締結している。【別冊・資料36】

整復師会は、災害時に区の要請があったときは、直ちに接骨救護班を編成し、区が設置する緊急医療救護所に派遣する。

《区災害対策本部医療救護部》

区は、災害対策本部を設置したときは、杉並保健所内に医療救護部情報・庶務班及び衛生班を設置する。また、荻窪保健センターに荻窪保健活動班、高井戸保健センターに高井戸保健活動班、高円寺保健センターに高円寺保健活動班を設置し、管内の緊急医療救護所及び医療救護所を所管する。

1-3 医療救護活動

(1) 医療救護班等の活動

ア 超急性期まで（発災後72時間まで）

【緊急医療救護所】

《医療救護班》

- ・ 傷病者に対するトリアージ ・ 傷病者に対する応急処置及び医療
- ・ 傷病者の収容医療機関への転送の要否及び搬送順位の決定 ・ 助産救護
- ・ 死亡の確認及び遺体の検案への協力 ・ その他、都と協議のうえ、必要と認められる業務

《薬剤師班》

- ・ 緊急医療救護所等における傷病者等に対する調剤、服薬指導
- ・ 傷病者に対するトリアージの協力
- ・ 緊急医療救護所及び医薬品の集積場所等における医薬品等の仕分け、管理及び受発注
- ・ 一般用医薬品を活用した被災者の健康管理支援 ・ 震災救援所の衛生管理・防疫対策への協力

《歯科医療救護班》

- ・ 初動期には原則として設置しない。しかし、初動期においても歯科医療救護活動の必要性が高い場合には、区の要請に基づいて歯科医師会は歯科医療救護班を編成派遣し、法歯学上の協力等を行う。
- ・ 傷病者に対するトリアージの協力 ・ 歯科医療を要する傷病者に対する応急処置
- ・ 災害拠点病院等への転送の要否及び転送順位の決定 ・ 検視・検案に際しての法歯学上の協力
- ・ 避難所内における転送の困難な患者、軽症患者等に対する歯科治療、衛生指導

《接骨救護班》

- ・医師の指示による負傷者の応急救護
- ・接骨救護

※なお、緊急医療救護所の統括及び連絡調整は、区職員が行う。

イ 急性期以降（発災後 72 時間以降）

【医療救護所】

原則として、急性期以降（発災後 72 時間以降）に保健師等の保健所職員が主体となり、災害派遣医療チーム（日本 DMAT）等と協働して、巡回診療、服薬指導等を行う。

《医療救護班、薬剤師班、接骨救護班》

医師会及び薬剤師会、柔道整復師会の医療スタッフは、地域の医療機能の回復に努める。

《歯科医療救護班》

杉並区歯科保健医療センター（杉並保健所 5 階）を開設する。また、必要に応じて各震災救援所及び地域を巡回して、歯科医療救護活動を行う。

（2）区災害対策本部医療救護部の活動

《情報・庶務班》

杉並保健所で、国、都その他の防災関係機関、区内医療機関に関する情報収集、連絡調整、関係機関等への派遣要請及び、医療救護部全体の統括を行う。また、各班との連絡調整、医療関係ボランティアの受入れ、災害医療資器材の管理等を行う。

《衛生班》

杉並保健所内において、感染症担当、衛生担当、動物担当を設置する。また、生活衛生課分室内に検査担当を設置する。

・感染症担当

震災救援所において健康調査、防疫指導、相談等支援を行う。感染症発生時には疫学調査の実施、保健指導の強化等、まん延防止に努める。

・衛生担当

震災救援所の環境指導、飲み水、食品の衛生指導を行い、感染症、食中毒等の発生予防に努める。

・動物担当

震災救援所における動物保管や飼育の指導、また負傷動物救護所の設置等を獣医師会と連携して行う。

・検査担当

衛生担当、感染症担当と連携し、簡易検査・衛生指導・衛生検査を実施する。

《保健活動班》

荻窪、高井戸、高円寺保健センターにおいて、管内の緊急医療救護所及び医療救護所の設置・運営並びに管内医療機関に関する情報収集、連絡調整、その他保健活動を行う。また、避難者の健康管理や心のケアを目的として、保健師と医療ボランティアとの協力による巡回を行う。震災による心的外傷後ストレス障害（PTSD）や避難生活の長期化による不安・不眠等に対する、健康相談所等の開設に努める。

（3）医療救護活動の統括・調整

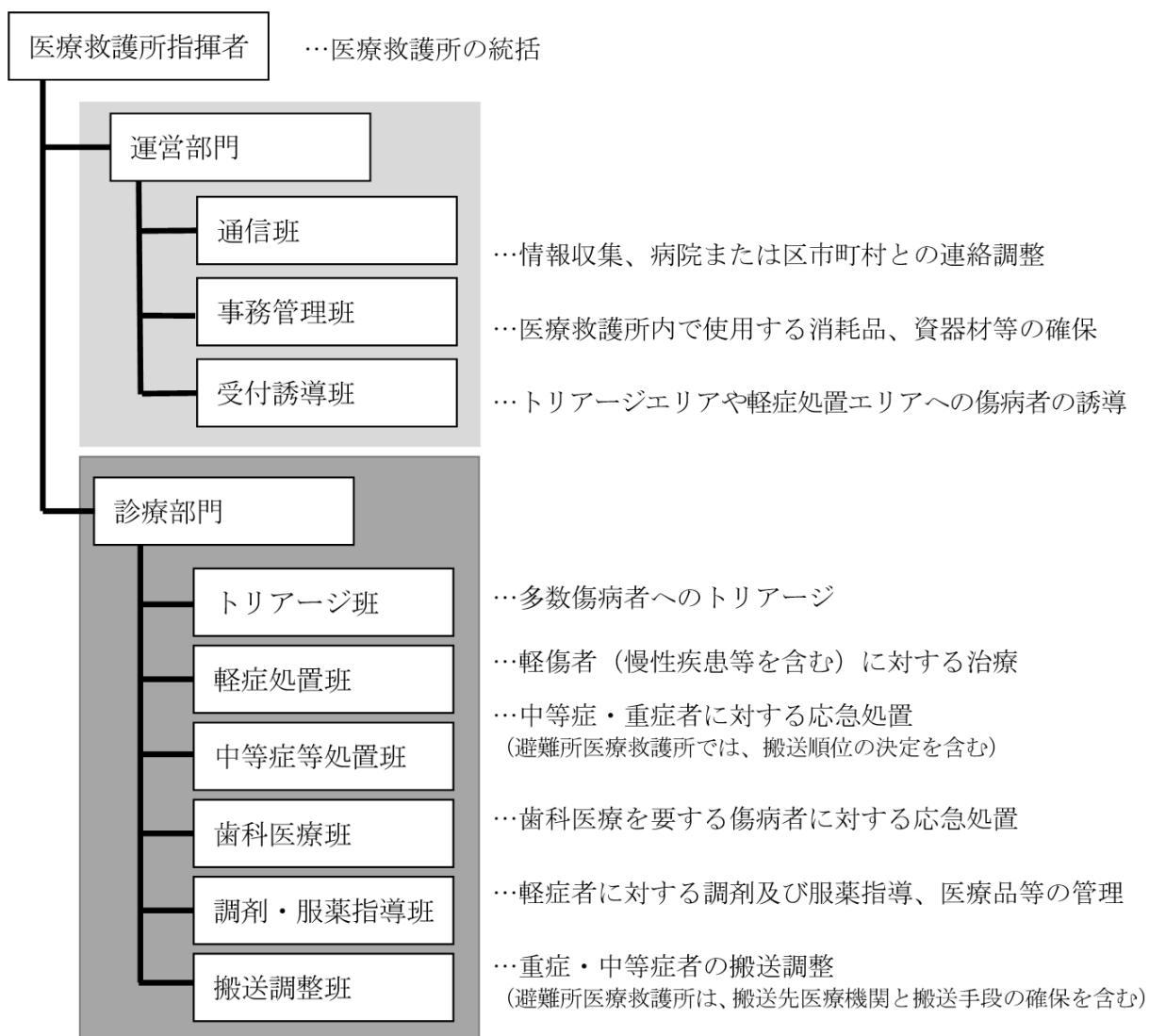
ア 医療救護班等の派遣要請

区は、医師会、歯科医師会、薬剤師会、整復師会に対して医療救護班等の編成及び派遣を要請する。

イ 医療救護所の設置

区は、緊急医療救護所及び医療救護所を設置し、設置状況等を DIS 及び EMIS に入力する。なお、近接病院の医師や地域の医療事情に精通する医師会の医師を医療救護所の指揮者に選任する。

【緊急医療救護所・医療救護所の標準的な体制】



ウ 医療救護班等の再配分

区は、区内の医療機関から医療チームの派遣要請を受けた場合、区災害医療コーディネーターの医学的な助言を踏まえ、区内で活動している医療救護班等を再配分し、医療機関に派遣する。

エ 病院の確保

区は、区災害医療コーディネーターの医学的な助言を踏まえ、医療機関や医療救護所に対応できない傷病者を受け入れる病院を確保する。

受入病院の確保が困難な場合、医療対策拠点に対して病院の確保を要請する。

オ 医療救護所の周知

区は、医療救護所を設置したことを区民に周知する。

（４）東京 DMAT の活動

東京 DMAT の出場（出動）にあたっては、東京消防庁との連携によることとし、「東京 DMAT 運営要綱」に基づき活動する。

災害発生後から概ね 72 時間までの間、災害発生現場等、医療の空白地帯において、多数の傷病者に対し救命処置を実施する。

（５）都に対する派遣要請等

医療救護班等が不足している、又は不足が見込まれる場合、医療対策拠点に対し、医療救護班等の派遣を要請する。また、他地域、他縣市からの応援を依頼する場合は、都を通じて応援要請を行う。

1-4 搬送体制

医療救護班は、トリアージを行った者のうち、医療機関での治療が必要な者（重症患者等）を災害拠点病院・災害拠点連携病院等へ受入要請をする。なお、災害拠点連携病院から災害拠点病院等への傷病者の搬送方法について検討をさらに進めていく。

（１）搬送体制

原則として、被災現場から緊急医療救護所等までは区で対応し、医療機関又は緊急医療救護所等から災害拠点病院等の医療機関までは区が東京消防庁等の関係機関と連携して対応する。

医療機関や医療救護所に対応できない重症者は、日本 DMAT 等の医療従事者による医療搬送を中心とする。搬送車両がない場合は、区が都保健医療局と連携して調達する。

（２）搬送方法

区は、負傷者等の災害拠点病院等への搬送を、原則として次の方法により行う。

- ・ 消防機関に搬送を要請する。
- ・ 区庁有車で搬送する。
- ・ 区職員及び消防機関職員、ボランティアにより担架等で搬送する。

（３）軽症者の対応

軽症者は、原則として自力歩行により、近隣の医療機関又は医療救護所に移動する。自力歩行が困難な場合は、ボランティア等に協力を求める。

（４）医療救護班等の搬送

医療救護班等は、原則として自らで移動手段を確保する。

移動手段の確保が困難な場合は、医療救護班等が区に要請し、車両等を調達する。

1-5 保健衛生体制

（１）対策内容と役割分担

震災救援所等における健康の維持、管理及び増進に関わる保健衛生対策を迅速かつ円滑に行う。

《保健活動班》

- ・ 班を編成し、被災住民に対する健康に関する相談を行う。

《衛生班》

- ・「環境衛生指導班」（区、保健所設置市）を編成し、飲料水の安全等環境衛生の確保に努める。
- ・「食品衛生指導班」（区、保健所設置市）を編成し、食品の安全確保に努める。
- ・被災動物の保護に関する都、関係団体等への協力

（2）業務手順

- ・保健所は、保健衛生に関して被災住民や営業施設等に対し、必要な情報を速やかに提供する。
- ・区は、巡回健康相談等を行うため、保健師・管理栄養士・医療ボランティア等からなる保健活動班を編成して震災救援所等に派遣する。

（3）取組内容

ア 保健活動

- ・保健活動班は、衛生班で編成する「環境衛生指導班」や「食品衛生指導班」、「防疫班」と連携し、避難住民等の健康管理に関する活動を行う。
- ・保健活動班は、震災救援所における健康相談、災害時要配慮者又は容態が悪化した避難者の健康観察、地域における巡回健康相談、その他必要な保健活動を行う。
- ・保健活動で把握した被災者の健康情報や避難所の保健衛生情報等を各専門職と共有を図り、今後の取組に反映する。
- ・都保健医療局と協議のうえ、必要に応じて応援協定に基づき、他道府県市等に保健活動班の派遣を要請する。

イ 精神医療体制の確保

- ・被災住民の必要に応じて電話相談窓口や外来相談窓口を設置する。
- ・被災住民の心的外傷後ストレス障害（PTSD）も視野に入れて、メンタルヘルスケア体制整備を図り、被災の状況に即して活動する。
- ・精神科病院・診療所の外来実施状況について、状況の把握・提供ができるよう努める。
- ・区職員も被災者と同じ状況におかれているため、庁内のメンタルヘルスケア体制を整備する。
- ・他自治体からの応援職員の過労等の兆候を把握し、区職員と同様に精神的ケアを実施する。

ウ 在宅難病患者への対応

- ・保健所及び区は、在宅難病患者の状況把握に努める。

エ 在宅人工呼吸器使用者への対応

- ・区（「災害時個別支援計画」で定めた安否確認を行う機関）は、「東京都在宅人工呼吸器使用者災害時支援指針」を活用して作成した「在宅人工呼吸器使用者災害対策リスト」を基に、「災害時個別支援計画」で定めた方法により、在宅人工呼吸器使用者の安否確認を行う。
- ・人工呼吸器使用者及び家族に被害状況、医療機関の開設状況等の情報を提供するとともに、できるだけ在宅療養が継続できるよう支援する。
- ・在宅療養の継続や避難等に際し、「災害時個別支援計画」による支援が困難な場合は都へ支援を要請する。

オ 災害時要配慮者等への対応

- ・震災救援所に避難した災害時要配慮者や避難生活によって容態が悪化している避難者を対象として、定期的に健康観察を実施する。
- ・健康観察の結果に基づいて、震災救援所での生活が極めて困難な災害時要配慮者等の移送先（第二次救援所又は福祉救援所）を救援隊本隊と調整（マッチング）する。
- ・症状の急変等により医療処置が必要な災害時要配慮者を把握した場合、医療機関に移送する。

カ 被災動物の保護

- ・被災動物の保護に関して都、関係団体等へ協力する。

2 医薬品・医療資器材の供給

（1）区災害薬事センターの設置

区は、区薬剤師会と連携して、医療救護所等への医薬品等の供給拠点となる区災害薬事センターを設置する。なお、区薬剤師会から選任された区災害薬事コーディネーターが区災害薬事センターの統括・調整を行うとともに、区災害医療コーディネーター及び杉並区薬剤師会に協力して、地域の災害医療が円滑に進むよう薬事に関する調整を行う。

（2）医薬品・医療資器材の供給

災害時における医療救護活動で使用する医薬品等医療資器材については、緊急医療救護所を設置する病院に備蓄している。また、全震災救援所に災害救急接骨セットを配備している。【別冊・資料249】

図表：医薬品等の備蓄の状況

医薬品等の備蓄	緊急医療救護所11か所
災害救急接骨セット	震災救援所65か所

また、発災後の医薬品等の円滑な調達を図るため、区災害薬事センターを設置するとともに、医薬品等が不足する場合には、区との協定に基づき医薬品卸売販売会社7社に医薬品等の供給を要請する。

【別冊・資料51～57】

区で医薬品等の調達が困難な場合、都保健医療局に医薬品等の調達を要請する。

（3）輸血用血液製剤の供給

医療機関から輸血用血液製剤が必要との要請を受けた場合、区は都保健医療局に供給を要請する。

都は、供給要請に基づき、日赤東京都支部及び各血液センターに供給要請を行う。都の供給要請があった場合、日赤東京都支部（東京都赤十字血液センター）と献血供給事業団とが密接な連携の下に供給を行う。

3 医療施設の確保

災害時の医療機関の機能分類及び基本的な役割等については、「東京都地域防災計画」に規定される区分に準ずる。

図表：区内の医療機関の役割

医療機関の分類	基本的な役割
災害拠点病院	主に重症者の治療・収容を行う病院 （基幹災害拠点病院、地域災害拠点中核病院及び地域災害拠点病院として都が指定する病院）
災害拠点連携病院	主に中等症者や容態の安定した重症者の収容・治療を行う病院 （救急告示を受けた病院で都が指定する病院）
災害医療支援病院	専門医療、慢性疾患への対応、杉並区地域防災計画に定める医療救護活動を行う病院 （災害拠点病院及び災害拠点連携病院を除く全ての病院）

○指定病院等

- ・区内の都指定災害拠点病院・・・荻窪病院、杏林大学医学部附属杉並病院
- ・区内の災害拠点連携病院・・・河北総合病院、東京衛生アドベンチスト病院、城西病院、山中病院、清川病院、浴風会病院、寺田病院、浜田山病院、ニューハート・ワタナベ国際病院

※災害医療支援病院のうち緊急医療救護所を設置する病院を災害拠点協力病院とする。

【別冊・資料 248】

【緊急医療救護所の設置】

区は、超急性期まで（発災後 72 時間まで）は、従来の震災救援所に併設する医療救護所において医療救護を行う体制から、多くの傷病者が集中する医療機関の診療機能を維持・支援する医療救護体制に見直し、災害拠点病院・災害拠点連携病院等の敷地内に緊急医療救護所を設置して、トリアージ及び軽症者の治療を行い、重症者及び中等症者は、災害拠点病院、災害拠点連携病院等へ受入を要請する。

【別冊・資料 248】

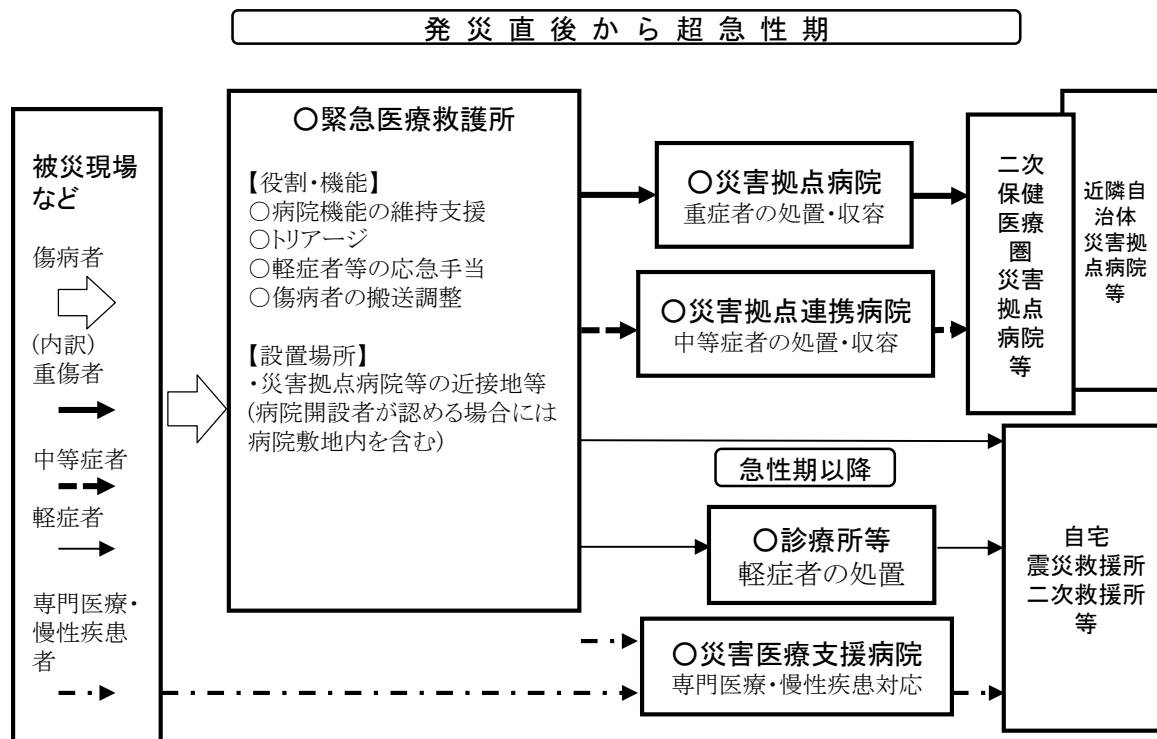
図表：緊急医療救護所を設置する災害拠点病院等一覧

名称	所在地	名称	所在地
荻窪病院	今川 3-1-24	清川病院	阿佐谷南 2-31-12
杏林大学医学部附属杉並病院	和田 2-25-1	浜田山病院	浜田山 4-1-8
河北総合病院	阿佐谷北 1-7-3	浴風会病院	高井戸西 1-12-1
東京衛生アドベンチスト病院	天沼 3-17-3	救世軍ブース記念病院	和田 1-40-5
城西病院	上荻 2-42-11	ニューハート・ワタナベ国際病院	浜田山 3-19-11
山中病院	南荻窪 1-5-15		

【緊急医療救護所設置に伴う地域との連携】

- ・荻窪病院（災害拠点病院）と中央大学杉並高等学校との災害時の協力協定【別冊・資料49】
 - ・清川病院（災害拠点連携病院）と杉並学院中学高等学校との災害時の協力協定【別冊・資料50】
- ※救世軍ブース記念病院については、災害拠点協力病院として、緊急医療救護所を設置する。

緊急医療救護所における発災直後から超急性期の被災傷病者の流れ(イメージ)



【医療救護所】

新たな医療救護体制では、緊急医療救護所を開設するが、急性期以降（発災後 72 時間以降）必要に応じて、震災救援所に併設する医療救護所 15 か所のうち、原則として医療ニーズが高く、かつ医療機能が復旧していない地域等に状況に応じて開設する。

図表：医療救護所一覧

学校名	住所	学校名	住所
桃井第一小学校	桃井 2-6-1	富士見丘小学校	久我山 2-19-1
桃井第二小学校	荻窪 5-10-25	西宮中学校	宮前 5-1-25
桃井第三小学校	西荻北 2-10-7	杉並第一小学校	阿佐谷北 1-5-27
桃井第五小学校	下井草 4-22-4	杉並第二小学校	成田西 3-4-1
三谷小学校	上井草 3-14-12	杉並第十小学校	和田 3-55-49
高井戸第三小学校	下高井戸 4-16-24	馬橋小学校	高円寺北 4-28-5
方南小学校	方南 1-52-14	和田小学校	和田 2-30-21
杉並和泉学園	和泉 2-17-14		

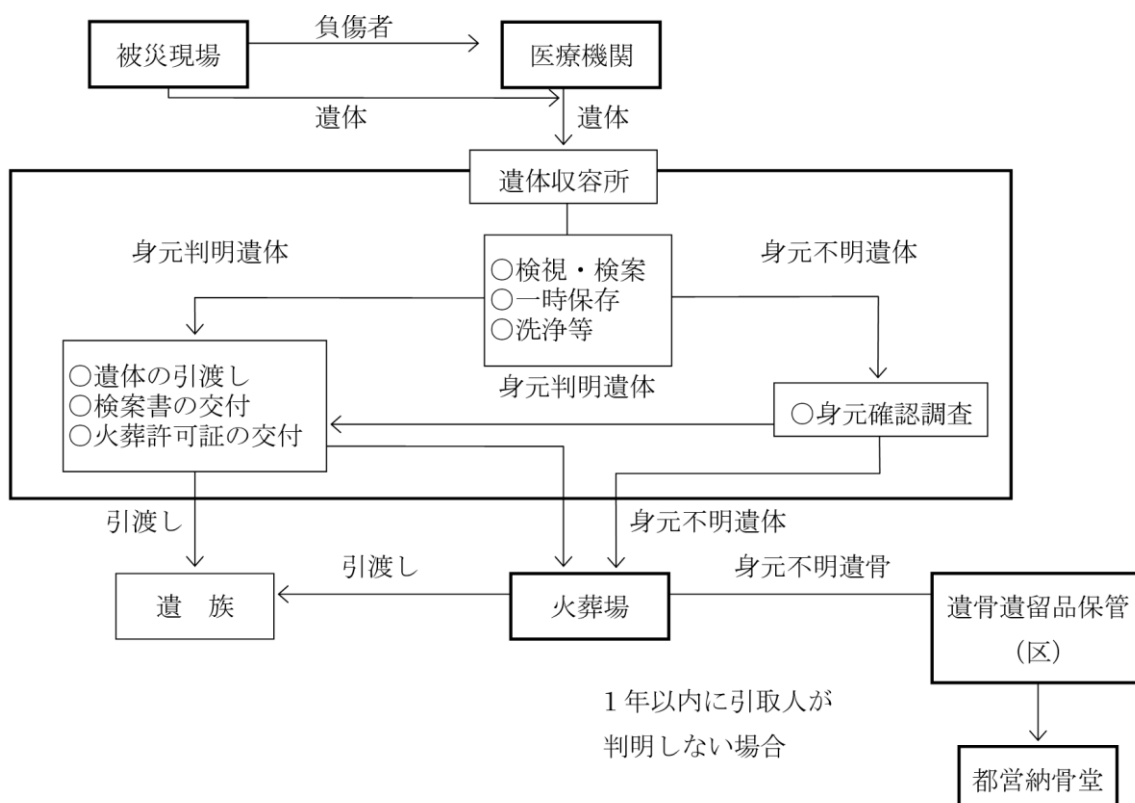
【対策内容と役割分担】

各機関	内容
区	医療機関の空床利用や収容能力の臨時拡大等を要請
都総務局	都は、災害の規模等により、必要と認める場合、自衛隊へ災害派遣を要請
都保健医療局	医療機関の空床利用や収容能力の臨時拡大等を要請
東京都立病院機構	都立病院全体で災害医療提供体制の充実を図るため、都立病院における医療危機管理ネットワークを充実・強化
自衛隊	陸上自衛隊は、救護所を設営、負傷者等の受入れ及び医療処置等を実施 海上自衛隊は、傷病者搬送のための船舶又は傷病者を受け入れる能力のある船舶を出動

4 行方不明者の捜索、遺体の検視・検案・身元確認等

災害により、行方不明者や死亡者が発生したときは、遺体の捜索、収容、火葬の各段階において、区及び防災関係機関は相互に連絡し、人心の安定を図ることが必要である。

4-1 遺体取扱の流れ



4-2 遺体の搜索

(1) 関係機関の役割分担

行方不明者のうち、すでに死亡していると推定される者の遺体の搜索は、次のとおりとする。

各機関	内容
区	・遺体及び行方不明者の搜索を都、警察署、自衛隊、関係機関等の協力のもとに、必要な場合には作業員の雇い上げ、資器材の借上げを行い実施する。
警察署	・救助・救出活動に伴い発見・収容した遺体を、適切に取り扱うとともに、区が行う搜索・収容に協力する。 ・行方不明者の届出受理の適正を期するとともに、情報入手に努め、調査を実施する。
陸上自衛隊	・都の要請に基づき、行方不明者等の救助・救出を実施、救助・救出活動に伴い発見した遺体を関係機関へ引き継ぐ。
都総務局	・遺体の搜索について関係機関との連絡調整にあたり、搜索作業が円滑に実施できるよう支援する。

(2) 取組内容

区は、遺体の搜索を実施した場合、次の書類・帳票を整備する。

- ・救助実施記録日計票
- ・搜索用機械器具燃料受払簿
- ・遺体の搜索状況記録簿
- ・遺体の搜索用関係支出証拠書類

4-3 遺体の搬送

(1) 対策内容と役割分担

各機関	内容
区	・遺族等による搬送が困難な遺体を遺体収容所に搬送する。 ・状況に応じて、都及び関係機関への協力依頼等を行う。
都総務局	・区市町村及び関係機関等との連絡調整を実施 ・状況に応じて、陸上自衛隊に対して、行方不明者の救出・救助、遺体の搬送協力の要請を行う。

(2) 取組内容

区は、遺体収容所の管理者に連絡のうえ、作業員の雇い上げ又は警察署等関係機関の協力を得て、遺体を遺体収容所に搬送する。搬送の際、遺体の写真を撮影し遺族の確認に使用する。死亡時の状況についてはできるだけ情報を収集し、正確な検視・検案を行えるよう整備する。また遺品については一定の範囲をあらかじめ設定しておき、喪失しないよう遺品管理を行う。

4-4 遺体の收容等

(1) 対策内容と役割分担

各機関	内容
区	<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生後速やかに遺体收容所設置準備を実施、順次開設 ・都及び警視庁に報告するとともに、住民等へ周知 ・状況に応じて、都及び関係機関に応援を要請 ・遺体收容所に管理責任者を配置、都等と連絡調整を実施 ・遺体の腐敗防止の対策を徹底
警察署	<ul style="list-style-type: none"> ・遺体收容所の開設状況の情報を収集 ・遺体取扱対策本部を設置し、遺体收容所の開設に備えて検視班等を編成 ・開設された遺体收容所に検視班等を派遣
都総務局	<ul style="list-style-type: none"> ・区長からの要請に基づき、遺体收容所の開設、運営を支援

(2) 取組内容

ア 遺体收容所の開設・運営

区は、災害発生後速やかに遺体收容所を開設し、必要器具を用意したうえで、遺体を收容するとともに、開設状況について都及び警察署に報告する。また、遺体收容所の開設・運営等に関して、区の対応能力のみでは十分でないと認められるときは、都及び関係機関に応援を要請する。

イ 遺体の收容

- ・遺体收容所では、検視・検案の実施、死体検案書の交付、死亡届の受理、火葬許可証の交付等の関係法令に基づく手続きを行う。
- ・遺体の安置・保管及び火葬する際に必要となる棺、ドライアイス等を災害時協定に基づき、全東京葬祭業協同組合連合会及び全日本冠婚葬祭互助協会に依頼して調達する。【別冊・資料 211、212】
- ・必要に応じて遺体の洗浄等（遺体の洗浄については検視・検案終了後、必要のある場合、医師の指示の下に行う。）を一括的に対応する。

ウ 遺体の身元確認

《警察署》

- ・行方不明者と身元不明者の照合、DNA型鑑定等の身元調査を行う。
- ・身元が判明したときは、着衣・所持金品と共に遺体引渡班に引き継ぐ。
- ・おおむね2日間調査を行っても身元が判明しない場合は、所持金品と共に遺体を区に引き継ぐ。

《区》

- ・「遺体処理票」及び「遺留品処理票」を作成のうえ、納棺し氏名及び番号・收容時に撮影した写真を記載した「氏名札」を棺に貼付する。【別冊・資料 255～257】
- ・身元不明者の周知と身元不明遺体の保管について周知する。
- ・警察署の協力を得て身元不明遺体の確認、行方不明者の相談を受けるとともに、身元引受人の発見に努める。
- ・身元確認班より引き継いだ身元不明遺体の適正な保管に努め、概ね1週間程度を経過した身元不明遺体を火葬する。

エ 必要帳票等の整備

区は、以下の帳票等を作成、整備する。

- ・ 救助実施記録日計票
- ・ 遺体処理台帳
- ・ 遺体処理費支出関係証拠書類

4-5 検視・検案

(1) 対策内容と役割分担

機関名	活動内容
区	<ul style="list-style-type: none"> ・ 遺体収容所における検視・検案を含めた運営の準備 ・ 検視・検案は、同一場所で集中的に実施できるよう、遺体収容所の配置区分、業務の体制整備等を決定
都保健医療局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 知事が監察医務院長に命じ、監察医等による検案班を編成、遺体収容所等に派遣、遺体の検案等の措置を実施 ・ 検案態勢が都の対応能力のみでは不足する場合、必要に応じて日本法医学会、都医師会等に応援を要請するとともに、東京都の委嘱等、必要な措置を実施 ・ 検視・検案に必要な資器材が不足する場合、関係団体に要請
警察署	<ul style="list-style-type: none"> ・ 遺体収容所で遺体の受付、検視、所持品等からの身元確認等を実施 ・ 法令及び警視庁の内規に基づき、検視班が遺体の検視及び身元確認に必要な資料の採取等を実施 ・ 各遺体収容所等における遺体の収容状況を集約・調整のうえ、監察医務院長に検案を要請
監察医務院	<ul style="list-style-type: none"> ・ 警視庁遺体取扱対策本部長と調整のうえ、速やかに検案班を編成し、遺体収容所等に派遣 ・ 検案班の指揮者が遺体収容所等で業務を行う各関係機関と調整し、検案活動を実施 ・ 検案班が警視庁検視班等と協力し、遺体の検案、死体検案書の発行、その他必要な措置を実施 ・ 大規模災害時においては、監察医制度の施行区域（区部）にかかわらず、東京都全域において、監察医務院長が統一して検案班の編成・派遣等を実施
都医師会 都歯科医師会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都の要請に基づき、必要に応じて遺体の検視・検案に協力する。

(2) 取組内容

災害発生時における検視・検案、遺体の引渡しを円滑に実施するためには、検視・検案体制に係る必要な情報を区民に提供する必要がある。このため、区は都及び警察署等と連携し、区民に対し死亡者に関する的確な情報を提供する。

第2節 具体的な取組 【復旧対策】

1 医療救護活動	3 火葬
2 防疫体制の確立	

1 医療救護活動

(1) 情報連絡体制

- ・区は、震災救援所の医療ニーズ、慢性疾患、被災者や区職員等の健康管理、公衆衛生に係るニーズ等の医療救護に必要な情報を収集する。
- ・医療救護所の状況は定期的に EMIS に入力することで都に報告する。
- ・震災救援所から医療ニーズ、運営状況を確認する。

(2) 医療救護活動

医療救護班等の活動内容は、次のとおりである。

班名	主な活動内容
医療救護班	<ul style="list-style-type: none"> ・医療救護所又は巡回診療による医療の提供 ・被災者に対する健康相談等 ・避難所の衛生管理や防疫対策への協力 ・復旧する医療機関への引継ぎ
歯科医療救護班	<ul style="list-style-type: none"> ・医療救護所又は巡回診療による歯科医療の提供 ・被災者に対する歯科健康相談等 ・避難所の衛生管理や防疫対策への協力 ・復旧する歯科医療機関への引継ぎ
薬剤師班	<ul style="list-style-type: none"> ・医療救護所等における調剤及び服薬指導 ・医療救護所及び医薬品の集積場所等における医薬品の仕分け、管理 ・避難所での一般用医薬品を活用した被災者の健康管理支援 ・避難所の衛生管理や防疫対策への協力 ・復旧する薬局への引継ぎ

- ・区は、引き続き設置する医療救護所や医療救護班による震災救援所等の巡回診療によって、被災者に対して医療を提供する。
- ・医療救護活動拠点で定期的にミーティングを開催し、区災害医療コーディネーターを中心に医療救護活動の方針等を検討する。
- ・亜急性期以降（災害発生後1か月以降）は、医療対策拠点が閉鎖となるため、医療チームの派遣が必要な場合は、都へ直接要請する。

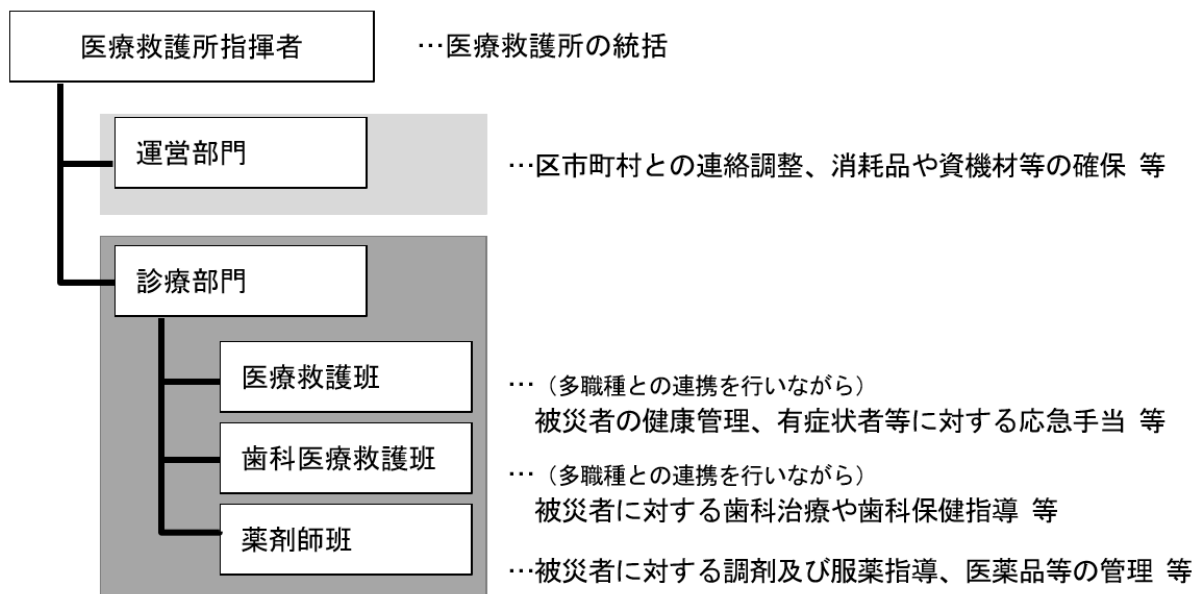
(3) 医療救護所の活動

亜急性期以降は、ライフラインや地域の医療機能が徐々に回復するため、医療救護所では、震災救援所で生活している避難者の健康管理を引き続き実施する。

ア 震災救援所の指揮者の選任

区は、震災救援所の運営長期化を想定し、医師会と協議して、医療救護所の活動を統括し、震災救援所と連携して医療ニーズに応じた医療救護活動を運営する指揮者を選任する。

図 医療救護所の標準的な体制



イ 震災救援所での活動

診療部門（医療救護班、歯科医療救護班、薬剤師班）の震災救援所での活動内容は、次のとおりである。

班名	震災救援所での活動内容（概要）
医療救護班	保健師又は保健活動班と連携して、避難者の健康状態をチェックし、有所見者、有症状者への応急手当を実施する。
歯科医療救護班	保健師又は保健活動班と連携して、歯科治療及び歯科保健指導を実施する。
薬剤師班	調剤・服薬指導を実施する。

（４）医療救護活動拠点の閉鎖

区は、医療救護所の設置数や医療救護活動の状況等を考慮して、区災害医療コーディネーターに医学的な助言を求め、これに基づき、医療救護活動拠点を閉鎖する。

2 防疫体制の確立

（１）対策内容と役割分担

- 被災地や震災救援所における防疫対策を迅速かつ的確に行うことにより、感染症の発生及びまん延を防止する。
- 災害の種類、程度に即応した防疫活動として、飲料水の消毒や震災救援所及び患者発生等の消毒、ねずみ、蚊、ハエ、ゴキブリ等の駆除等を行う。
- 衛生班は、防疫活動を実施するため、「防疫班」、「消毒班」、「食品衛生指導班」及び「環境衛生指導班」を編成する。

- ・被災戸数及び防疫活動の実施について、都保健医療局に対し、迅速に連絡する。
- ・防疫活動の実施にあたって、対応能力が十分でないとする場合は、都保健医療局又は地区医師会に協力を要請する。
- ・都が活動支援や指導、区市町村調整を行う場合、協力する。
- ・被災地や震災救援所における感染症発生状況を把握する。
- ・感染症の流行状況等を踏まえた予防接種を実施する。
- ・震災救援所等における感染症の集団発生時の疫学調査及びまん延防止対策を実施する。
- ・一類・二類感染症等入院対応が必要な感染症患者の入院先医療機関の確保及び移送・搬送手段を確保する。
- ・保健活動班を編成し、被災住民に対する健康調査及び健康相談を行う。
- ・被災動物の保護に関して都、関係団体等へ協力する。

（2）業務手順

衛生班は、他自治体の応援職員等の協力を得て、「防疫班」、「消毒班」、「食品衛生指導班」及び「環境衛生指導班」を編成（又は担当者を配置）して、防疫活動を実施する。また、保健活動班は、健康・栄養相談等を実施する。

ア 班別役割分担

《衛生班》

〈防疫班〉

- ・健康調査及び健康相談
- ・震災救援所等の防疫指導、感染症発生状況の把握
- ・感染症予防のための広報及び健康指導
- ・震災救援所におけるトイレ・ごみ保管場所の適正管理

〈消毒班〉

- ・患者発生時の消毒（指導）
- ・震災救援所の消毒の実施及び指導

〈食品衛生指導班〉

- ・炊飯所、弁当・給食調理場等の衛生確保
- ・食品集積所の衛生確保
- ・震災救援所の食品衛生指導
- ・その他食品に起因する危害発生の防止
- ・食中毒発生時の対応
- ・震災救援所における食品取扱管理者の設置促進等食品衛生管理体制の確立
- ・食品の衛生確保、日付管理等の徹底
- ・手洗いの励行
- ・調理器具の洗浄殺菌と使い分けの徹底
- ・残飯、廃棄物等の適正処理の徹底
- ・情報提供
- ・殺菌、消毒剤の適切な使用
- ・乳幼児、高齢者等の食事の特性に応じた衛生指導

〈環境衛生指導班〉

- ・飲料水の塩素による消毒の確認
- ・区民への消毒薬・簡易残留塩素検出紙の配布
- ・区民への消毒の実施方法及び残留塩素の確認方法の指導
- ・震災救援所の過密状況や衛生状態を調査・確認
- ・震災救援所における室内環境の保持や寝具類の衛生確保のための助言・指導
- ・震災救援所におけるハエや蚊の防除方法についての助言・指導

《保健活動班》

- ・健康・栄養調査及び健康・栄養相談の実施
- ・介護食・栄養補助食品等の特別用途食品を含めた被災者の栄養管理
- ・広報及び健康指導

（3）取組内容

ア 各班の役割

《衛生班》

〈防疫班〉

- ・医療救護班、保健活動班等と緊密に連携をとりながら、被災住民の健康調査を行い、感染症患者の早期発見に努め、被災地や震災救援所の感染症発生状況を把握するとともに、必要に応じて感染症予防のための対策を行う。

〈消毒班〉

- ・防疫班と緊密に連携をとり、患者発生時の消毒（指導）・震災救援所の消毒の実施及び指導を行う。

〈食品衛生指導班〉

- ・保健所長の指揮の下に、食品の安全を確保するとともに、都や他自治体と連携して避難住民に対する食品の衛生的な取扱いの指導等を行う。
- ・食品衛生指導班（計4班 食品衛生監視員2名／班で編成）、本庁（食品衛生広域班）：1班、保健所食品衛生地域班：3班

〈環境衛生指導班〉

- ・飲用しようとする水が塩素剤等で消毒されているか、確認を行う。それ以後は、区民が自主的に消毒を行えるように環境衛生指導班が消毒薬を配布し、消毒方法及び消毒の確認方法を指導する。

《保健活動班》

- ・健康・栄養調査及び健康・栄養相談の実施
- ・介護食・栄養補助食品等の特別用途食品を含めた被災者の栄養管理
- ・広報及び健康指導

イ 感染症対策

- ・一類・二類感染症等入院対応が必要な感染症が発生した場合や、勧告入院中の患者に転院の必要が生じた場合など、都保健医療局と都保健所、杉並保健所は連携して、受入先医療機関の確保及び移送・搬送手段の確保を行う。
- ・都保健医療局及び杉並保健所は、被災地や震災救援所における感染症の発生状況を把握し、評価・分析した情報を提供するとともに、必要に応じて感染拡大防止に向けた注意喚起を実施する。
- ・区は、インフルエンザや麻しん等の流行状況等を踏まえ、予防接種を実施する。
- ・都保健医療局は、インフルエンザや麻しん等の流行状況等を踏まえ、区に対して、予防接種の実施に関する指導・調整を行う。
- ・杉並保健所は、震災救援所等において感染症の集団発生が確認された際には、防疫班と連携して疫学調査及び感染拡大防止対策を迅速かつ的確に実施する。

ウ 被災動物の保護

被災動物の保護に関して都、関係団体等へ協力する。

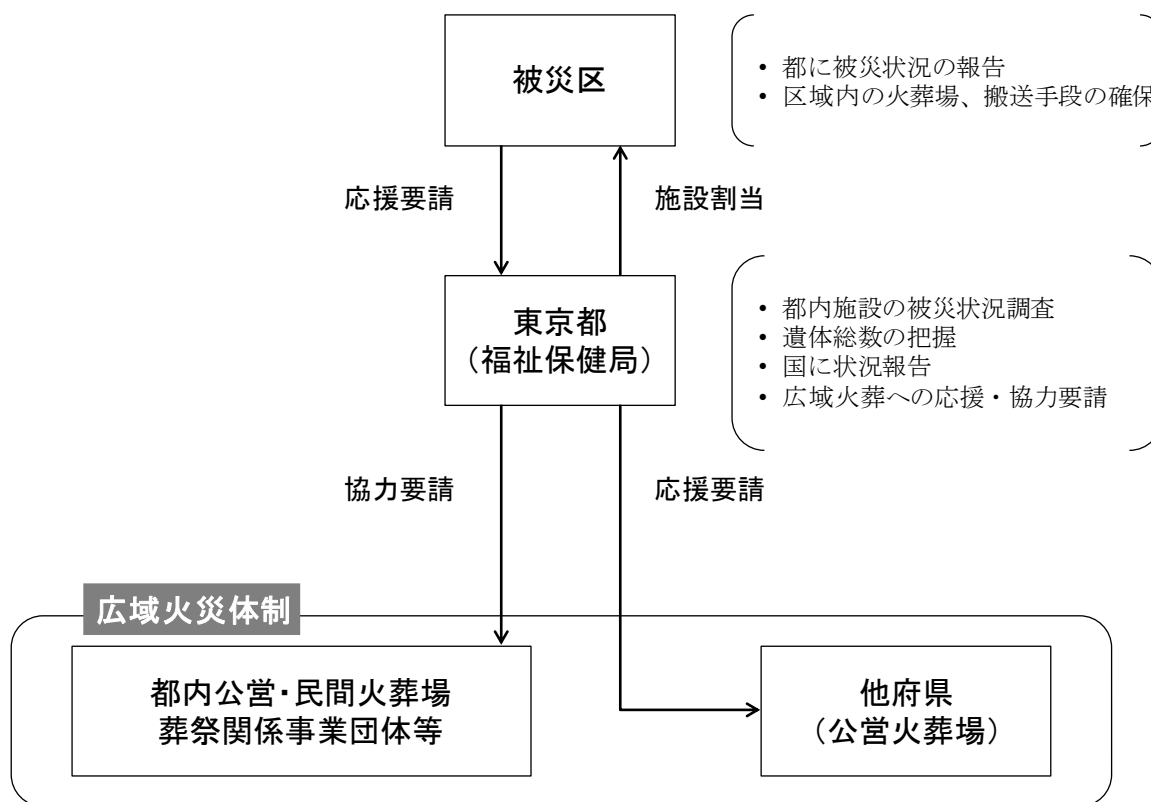
3 火葬

（1）対策内容と役割分担

遺体の火葬は、必要に応じて、区において、火葬許可証に代わる証明書として「特例許可証」を発行するほか、都は、計画に基づき、広域火葬体制を速やかに整備する。

機関名	活動内容
区	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検視・検案を終えた遺体の火葬許可証を発行 ・ 必要に応じて、火葬許可証に代わる証明書として「特例許可証」発行 ・ 火葬場の被災状況を把握するとともに、棺や火葬場を確保 ・ 状況に応じて、都に広域火葬の応援・協力を要請 ・ 都内で広域火葬が実施される場合、都と調整を図り、広域火葬の円滑な実施と住民への広域火葬体制の周知 ・ 都の調整のもと、割り振られた火葬場に、火葬に必要な事項、手順等を確認 ・ 遺体の搬送に必要な車両を確保 ・ 遺体収容所から受け入れ、火葬場まで遺体搬送のための措置 ・ 必要に応じて遺体輸送手段の確保を都へ要請 ・ 身元不明の遺骨、遺留品の一時保管
都保健医療局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広域火葬が必要と判断した場合には、「東京都広域火葬実施計画」に基づき、都本部に広域火葬の対策に専従する班を編成し、広域火葬体制を整備 ・ 区からの応援・協力要請に基づき、必要性を検証したうえで、広域火葬の実施を決定。速やかに区及び関係団体に周知するとともに、近隣県に今後の応援・協力の必要性を含めて通知 ・ 対応可能な都内の火葬場に対し、応援を要請し、広域火葬の受入れについての報告を求める。また、都内で対応が困難な場合には近隣県に対し、応援・協力を要請 ・ 各火葬場の受入可能数に応じ、各区に割り振るとともに、当該火葬場及び当該県に対し協力を依頼 ・ 火葬場経営者からの応援要請に基づき、他の区及び近隣県等に火葬要員の派遣を要請 ・ 遺体の搬送について区から要請を受けた場合は、輸送車両等の確保について関係機関等へ協力要請
都建設局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 管理する火葬場（瑞江葬儀所）や都納骨堂での受け入れを実施 ・ 火葬体制の整備にあたり、施設を管理している立場から、関係機関に対して助言、協力

（2）業務手続き



（3）取組内容

災害時に多数の死亡者が発生した場合、通常の火葬許可証の発行体制では事務の混乱が想定され、遺体の迅速かつ的確な処理に支障をきたし、公衆衛生上の問題が発生する可能性が高い。このため、区は、遺体収容所等において、火葬許可証の迅速な発行に努めるとともに、災害時に多数の死亡者が発生した場合に備え、遺体の安置、保存及び搬送体制等遺体を速やかに火葬する体制を確立する。また、必要に応じて火葬許可証に代わる証明書として「特例許可証」を発行する。

災害発生時においては、速やかに区内の死者数を把握するとともに、近隣の火葬場の被災状況を把握のうえ火葬を行う。区の対応のみでは施設が足りない場合は、都に対し広域火葬の応援・協力を要請する。なお、都が、広域火葬が必要であると判断し、「東京都広域火葬実施計画」（平成11年3月）に基づき、災害規模等に応じた広域火葬が実施された場合、区は、都と調整を図り、広域火葬の円滑な実施に努める。

ア 火葬の要件

- 対象となる者は、災害時に死亡した者であること。（災害時に死亡した者であれば、直接災害により死亡した者に限らない。）
- 災害のため、通常の火葬を行うことが困難であること。

イ 火葬の方法

- ・区は、「災害遺体搬送票」を作成のうえ、遺体を指定された火葬場に搬送する。火葬した後、遺骨等を遺族に引き渡す。【別冊・資料 258】
- ・遺留品及び遺骨に「遺留品処理票」・「遺骨処理票」を付し、一時保管する。【別冊・資料 256、259】
- ・家族その他から遺骨及び遺留品の引き取り希望があったときは、「遺骨及び遺留品処理票」を整理のうえ、引き渡す。
- ・国や宗教上の考え方等により、遺族が火葬に同意しない場合、都へ対応方法を確認する。

ウ 身元不明遺骨の取扱

区は、身元不明遺体の遺骨を遺留品とともに一時保管し、1年以内に引取人が判明しない場合は、身元不明者扱いとして、都営納骨堂その他別に定める場所に移管する。

警察署は、区と協力して身元不明遺体の遺骨の引取人を調査する。

エ 必要な帳票等の整備

区は、次の書類・帳票等を整備し保存する。

- ・救助実施記録日計票
- ・火葬台帳
- ・火葬費支出関係証拠書類

図表：最寄りの火葬場一覧

区分	名称	所在地
民営	堀ノ内斎場	杉並区梅里 1-2-27
〃	落合斎場	新宿区上落合 3-34-12
〃	代々幡斎場	渋谷区西原 2-42-1

第7章 帰宅困難者対策

第1節 具体的な取組 【応急対策】

1 情報収集と判断	4 事業所等における帰宅困難者対策
2 一時滞在施設の開設・帰宅困難者の受入れ	5 駅周辺での混乱防止
3 帰宅困難者・一時滞在施設等への情報提供	6 集客施設及び駅等における利用者保護

1 情報収集と判断

（1）対策内容と役割分担

機関名	対策内容
区	<ul style="list-style-type: none"> 区内の滞留者へ発災直後からの安全確保について呼びかけ 区内の混雑状況や被害状況、交通機関運行状況、一時滞在施設の安全確認状況等について情報収集したうえで、一斉帰宅抑制や一時滞在施設の開設の可否を判断
都総務局	<ul style="list-style-type: none"> 都本部内に、帰宅困難者対策部門を設置 都内滞留者へ発災直後からの安全確保について呼びかけ 都内の混雑状況や被害状況、交通機関運行状況、一時滞在施設の安全確認状況等について情報収集したうえで、一斉帰宅抑制や一時滞在施設の開設の可否を判断
国 交通事業者	<ul style="list-style-type: none"> 公共交通機関の運行状況等について情報収集し、適宜都や区市町村と共有

（2）取組内容

《都》

- ・都は、都災害対策本部内に、帰宅困難者対策部門を設置し、帰宅困難者対策の対応をする。
- ・都は、発災直後から、都内の滞留者に対し報道機関や SNS 等を活用するなどしてなるべく迅速に安全確保のための行動を呼びかける。
- ・都は、都内滞留者の一斉帰宅の抑制や一時滞在施設の開設の要否等を判断するため、混雑状況や被害状況、交通機関の運行状況、一時滞在施設の安全確認等の準備状況等について情報収集し、適宜 DIS 等で共有する。また、開発中の帰宅困難者対策オペレーションシステムについても、都本部において利用可能な機能を順次活用し、GPS 情報に基づく混雑状況や SNS 投稿情報に基づく被害状況等を収集する。
- ・都は、国、区及び交通事業者が連携して公共交通機関の運行状況を共有し、都内滞留者へ適切に発信する。

《区》

- ・区は、発災直後から、区内の滞留者に対し報道機関や各種 SNS 等を活用して迅速に安全確保のための行動を呼びかける。
- ・区は、滞留者の一斉帰宅の抑制や一時滞在施設の開設の要否等を判断するため、混雑状況や被害状況、交通機関の運行状況、一時滞在施設の安全確認等の準備状況等について情報収集し、適宜 DIS 等で都と共有する。
- ・国、都及び交通事業者が連携して公共交通機関の運行状況を共有し、区は区内の滞留者へ適切に発信する。
- ・区は、駅周辺や一時滞在施設の周辺で延焼火災が発生している場合、帰宅困難者を広域避難場所等の安全な場所へ誘導する。

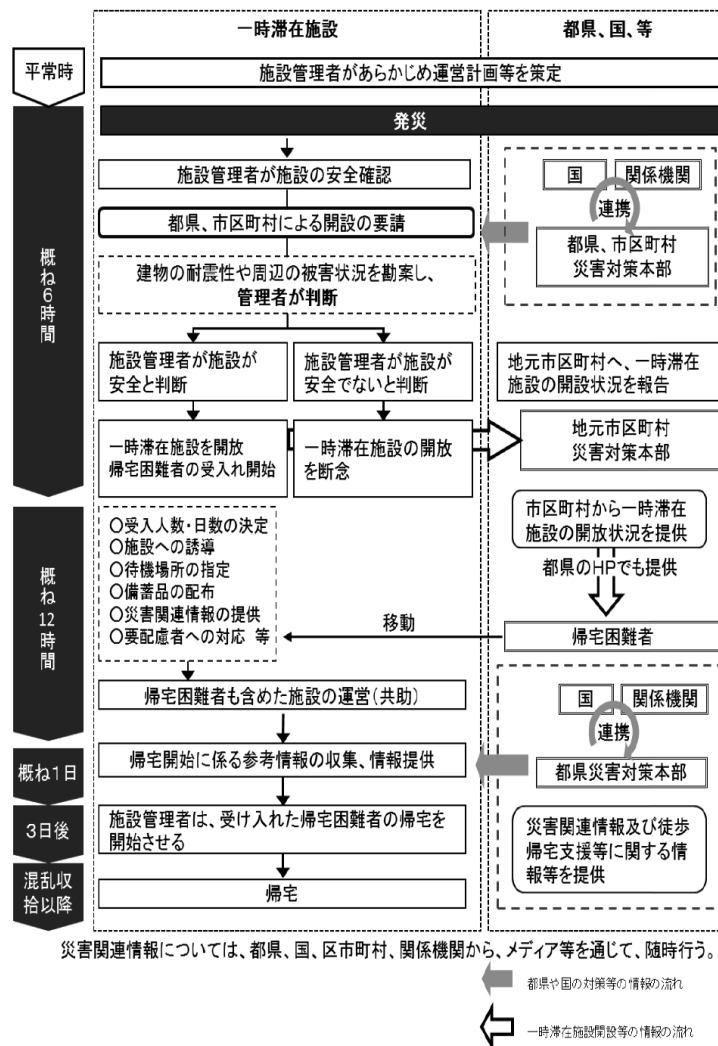
2 一時滞在施設の開設・帰宅困難者の受入れ

(1) 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
区	<ul style="list-style-type: none"> 区施設の一時滞在施設や協定を締結している民間一時滞在施設に開設要請 一時滞在施設の開設・運営状況を情報収集し、滞留者への情報提供や必要に応じて施設運営の支援等を実施
都総務局	<ul style="list-style-type: none"> 都立一時滞在施設に開設要請 区を通じて民間一時滞在施設に開設要請 一時滞在施設の開設・運営状況を情報収集し、滞留者への情報提供や必要に応じて施設運営の支援等を実施
一時滞在施設となる施設	<ul style="list-style-type: none"> 施設管理者が一時滞在施設を開設し、帰宅困難者を受入れ

(2) 業務手順

図表：一時滞在施設運営のフロー図



（3）取組内容

《都総務局》

- ・都災害対策本部（帰宅困難者対策部門）は、一時滞在施設の開設が必要と判断した場合、都立一時滞在施設へ直接開設要請を行う。また、区に対して、所管の民間一時滞在施設へ開設要請を呼びかける。

《区》

- ・区は、一時滞在施設の開設が必要と判断した場合、指定している区有施設を一時滞在施設として開設するとともに、協定を締結している民間施設に一時滞在施設開設を要請する。
- ・区は、一時滞在施設の開設後、DIS もしくは帰宅困難者対策オペレーションシステムにおいて施設の開設・運営状況を適宜都に報告する。
- ・帰宅困難者が多数殺到し、一時滞在施設が不足する地域が発生した場合、最寄りの補助・代替施設等の活用を検討する。

《施設管理者》

- ・発災時の国や都の一斉帰宅抑制の呼びかけ、あるいは区からの要請等により、当該施設の待機場所や入口等の安全確認及び行政機関やその他関係機関から提供される災害関連情報等による周辺状況を確認のうえ、一時滞在施設を開設する。
- ・一時滞在施設として開設した場合（一部スペースの開設も含む）、また、一時滞在施設として開設後収容可能人員に達した場合には、新たな受入れを停止するとともに、速やかにその旨の掲示及び区に報告を行う。
- ・行政からの要請等がなく、又はあらかじめ指定されていなくても、施設の安全性を確認したうえで施設管理者の自主的な判断による開設については妨げるものではない。
- ・建物の安全や周辺状況を確認した結果、一時滞在施設として開設できないと判断した場合、速やかにその旨の掲示及び協定締結先の区に報告を行う。
- ・当該施設が一時滞在施設としてあらかじめ公表されている場合においては、帰宅困難者等による混乱を回避するためにも、施設の入口やその他の目に触れやすい場所に、一時滞在施設として開設できない旨の掲示を行う。

目標とする一時滞在施設の運営の流れは、概ね以下のとおりである。

ア 発災直後から一時滞在施設開設まで（発災直後から概ね6時間後まで）

- ・従業員の安否確認
- ・建物内の被害状況の把握や施設の安全性の確認
- ・施設内の受入スペース、女性専用スペース、災害時要配慮者スペース、運営要員専用スペース及び立入禁止区域（危険個所や事務室等）等の設定
※災害時要配慮者スペースについては別室を確保することがのぞましい。
- ・受入場所の選定に際しては、余震等の可能性を考慮して、滞在者が負傷しないよう、天井部等から物が落下するおそれのある場所を避ける。また、暗がりの部屋、入り組んだ場所のように管理が行き届かない場所を避け、防犯面についても配慮する。
- ・従業員等による運営組織の編成、感染症対策、備蓄や設備の確認等の運営準備
- ・一時滞在施設であることの表示
- ・受入条件の掲示、書類・帳票の準備などを行い、施設の入口や施設内の目に触れる所に受入条件を掲示する。また、受入条件を承諾したことを示す署名等ができるよう、書類・帳票を準備する。
- ・電話、災害時用公衆電話（特設公衆電話）、FAX、無線機、Wi-Fi等の通信手段の確保
- ・区等への一時滞在施設の開設報告
- ・感染症対策を実施

イ 帰宅困難者の受入れ等（概ね12時間後まで）

- ・帰宅困難者の受入開始、受入者の留意事項への署名
 なお、受入れにあたり署名を拒否する者は、受入れを拒否しても良い。
- ・感染症対策、携帯トイレ・簡易トイレ使用区域の設定等の保健衛生活動
- ・計画的な備蓄の配布等、水、食料等の供給
- ・し尿処理・ごみ処理のルール確立・周知
- ・テレビ、ラジオ、インターネット等での災害関連情報の収集及び受入者への伝達
- ・受入可能人数に達した場合の提示及び区への報告

ウ 運営体制の強化等（適宜、実施）

- ・受入者も含めた施設の運営
 一時滞在施設の運営にあたり、受入者（施設滞在者）に協力してもらう場合には、施設管理者は安全配慮義務を果たすため、従業員と同様に適切な指揮監督を行い、危険業務の禁止等を徹底する。
- ・公共交通機関の運行再開や、搬送手段等に関する帰宅支援情報の提供
- ・近隣の一時滞在施設や避難所（震災救援所等）との情報交換

エ 一時滞在施設の閉設（概ね4日後以降）

- ・帰宅支援情報の提供 ・一時滞在施設閉設の判断 ・受入者の帰宅誘導
- ・他の避難所（震災救援所など）への災害時要配慮者の誘導

3 帰宅困難者・一時滞在施設等への情報提供

(1) 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
区	・帰宅困難者や協定締結先の一時滞在施設等に対し、随時情報提供
都総務局	<ul style="list-style-type: none"> ・帰宅困難者等に対し、防災ホームページや各種SNS、デジタルサイネージ等の広報手段を活用して情報を提供 ・一時滞在施設に対し、DISのほか必要に応じて無線やメール等で随時、運営に必要な情報を共有 ・帰宅困難者対策オペレーションシステムを開発し、利用可能な機能を順次活用して、帰宅困難者・一時滞在施設等に対し情報発信 ・事業所防災リーダーを通じて都内の事業所に対し、随時災害情報等を提供
報道機関	・行政機関や交通機関等からの情報について、都民・事業者へ提供

(2) 取組内容

《都総務局》

- ・都は、帰宅困難者や一時滞在施設、事業所等に対し、ホームページ・SNS・デジタルサイネージなど様々な広報手段を通じて、広く災害に関する情報や一斉帰宅抑制など防災行動に関する情報を周知し、適宜、報道機関とも連携して取り組む。

- ・都は、事業所防災リーダーシステムにより、事業所ごとのマイページに対し、適宜災害情報・鉄道運行情報や一斉帰宅抑制など防災行動に関する情報を周知する。また、発災時の行動などについての事業所からの問合せに対し、本システムを活用し、チャットボットで対応する。

《区》

- ・区は、帰宅困難者や一時滞在施設、事業所等に対し、区公式ホームページ・各種 SNS・デジタルサイネージなど様々な広報手段を通じて、広く災害に関する情報や一斉帰宅抑制など防災行動に関する情報を周知する。

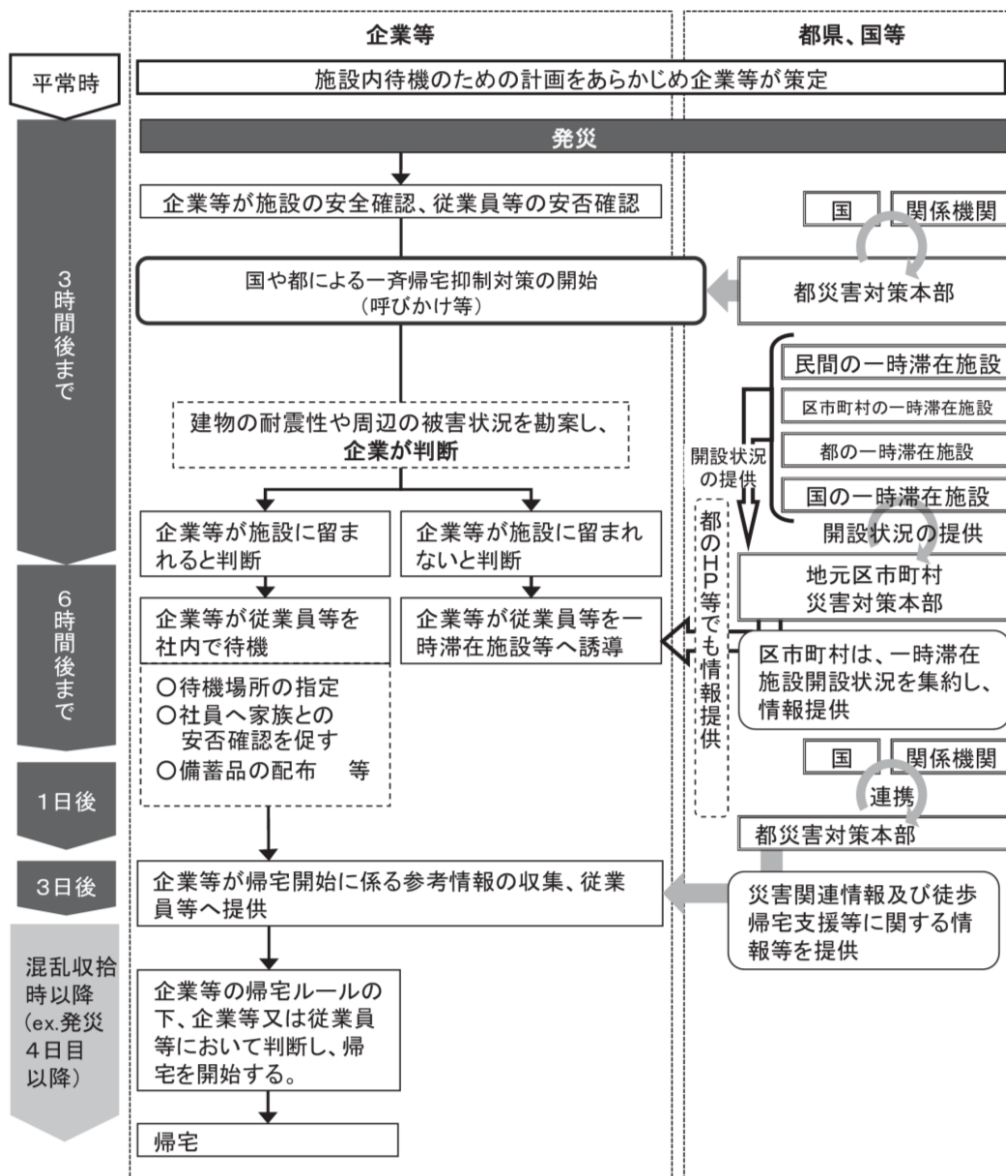
4 事業所等における帰宅困難者対策

（1）対策内容と役割分担

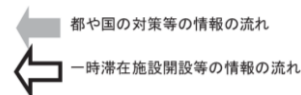
機関名	対策内容
都総務局	<ul style="list-style-type: none">・事業所防災リーダーを通じて、登録事業所へ災害情報や一斉帰宅抑制など防災行動に関する情報等を提供・事業者に対し、従業員、顧客に対する安全確保に努めるよう要請・事業者団体を通じて、事業者へ基本原則の周知徹底
商工会議所等	<ul style="list-style-type: none">・加盟事業者に対して、基本原則の周知徹底を要請
事業者	<ul style="list-style-type: none">・従業員等を施設内に一定期間待機
学校等	<ul style="list-style-type: none">・児童・生徒等を保護し、保護者へ連絡
国、都、区	<ul style="list-style-type: none">・報道機関や通信事業者等と連携協力して、事業所が必要な情報を得られる仕組みを構築

(2) 業務手順

図表：一斉帰宅抑制のフロー図



災害関連情報については、都、国、区市町村、関係機関から、メディア等を通じて、随時行う。



(3) 取組内容

《都》

ア 事業所防災リーダーの活用

- 都は、事業所防災リーダーに登録されたメールアドレスや LINE アカウントに対して、発災時に様々な災害情報や防災行動のお願いなどを発信する。

イ 情報提供体制の確保

- ・ 都は、事業所防災リーダーシステム、帰宅困難者対策オペレーションシステム等を通じて、事業所へ適宜災害情報を発信する。

《事業者》

ア 都からの発信情報の確認

- ・ 各事業所の防災リーダーは、都からの発信情報を参考に一斉帰宅の抑制など事業所内で適切な災害対策を実施する。

イ 事業所による従業員等の施設内待機

- ・ 従業員等がチェックリストにより施設の安全を確認する。
- ・ 国や都の一斉帰宅抑制の呼びかけ等を受けた後は、災害関連情報等を入手し、周辺の火災状況等を確認し、従業員等を施設内又は他の安全な場所に待機させる。なお、各事業所の自主的な判断による待機等の行動も妨げない。
- ・ 来所者についても、従業員等に準じて、施設内又は他の安全な場所で待機させるようにする。

ウ 施設内に待機できない場合の対応

- ・ 建物や周辺が安全でない場合は、事業所は、行政機関からの一時滞在施設等（一時滞在施設、避難所等を指す。）の開設情報等をもとに、一時滞在施設等へ従業員等を誘導する。なお、誘導先は地域の事情によるものとする。また、テナントビルの場合は、施設管理者の指示に従うものとする。

エ 防災活動への参加

- ・ 事業所は、事業継続のための要員を除き、可能な範囲で、被災者支援・復旧活動（特に災害時要配慮者の保護等）に努める。

オ 情報提供体制の確保

- ・ 事業所は、災害発生時に施設内待機の判断を行うとともに、待機させる従業員等に対して災害関連情報や公共交通機関の運行情報等を提供する必要がある。国、都、区はあらかじめ報道機関や通信事業者、公共交通機関等と連携協力して、事業所が必要な情報を得られる仕組みを構築しておく。

カ 学校等の対応

- ・ 学校等は、児童・生徒等を保護し、必要に応じて備蓄物資等を提供する。児童・生徒等の安否等について、事前に定める手段により、保護者へ連絡する。

学校帰宅困難者用食料（平成26年～平成30年）（平成31年～入替開始）
各校生徒・児童・教員数に応じ、1日3食（ビスケット・クッキー・クリームサンドビスケット）を備蓄

5 駅周辺での混乱防止

（1）対策内容と役割分担

機関名	対策内容
区	<ul style="list-style-type: none"> ・駅周辺の滞留者の誘導先を確保 ・滞留者に対する情報提供、帰宅困難者等の誘導
都総務局	<ul style="list-style-type: none"> ・帰宅困難者に対し、区や報道機関等と連携して、一時滞在施設の開設状況等について情報を提供
警察署	<ul style="list-style-type: none"> ・駅周辺の混乱防止対策に係る支援を実施
消防署	<ul style="list-style-type: none"> ・災害情報の提供等、駅周辺の二次災害発生防止に係る支援を実施
通信事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者及び帰宅困難者に対し、情報を提供 ・災害用伝言ダイヤル（171）、災害用伝言板（web171）、災害用伝言板等の利用を周知
報道機関	<ul style="list-style-type: none"> ・行政機関や交通機関等からの情報について、都民・事業者を提供
事業者等	<ul style="list-style-type: none"> ・施設内に待機している利用者を保護し、情報を提供 ・関係機関と連携し、一時滞在施設への誘導を実施

（2）取組内容

- ・駅前滞留者対策連絡会は、発災時に活動の拠点となる現地本部等を立ち上げる。また、地域によっては、現地本部に加え、駅前滞留者へ掲示板等で情報提供を行う「情報提供ステーション」を立ち上げる。あわせて、連絡会参加団体と協力し地域防災活動に必要な情報を収集する。
- ・災害発生直後、連絡会参加団体が参集して現地本部を速やかに立ち上げることが困難な場合は、区側で立ち上げを行い、連絡会の参加団体が参集した時点で連携して対応する。
- ・現地本部は、掲示板等様々な手法を活用し、駅周辺の滞留者に対して、災害情報を多言語で提供する。
- ・駅前滞留者対策連絡会参加団体は、駅前滞留者を一時滞在施設等へ安全に誘導し、公共交通機関が運行を再開するまでは待機を促す。

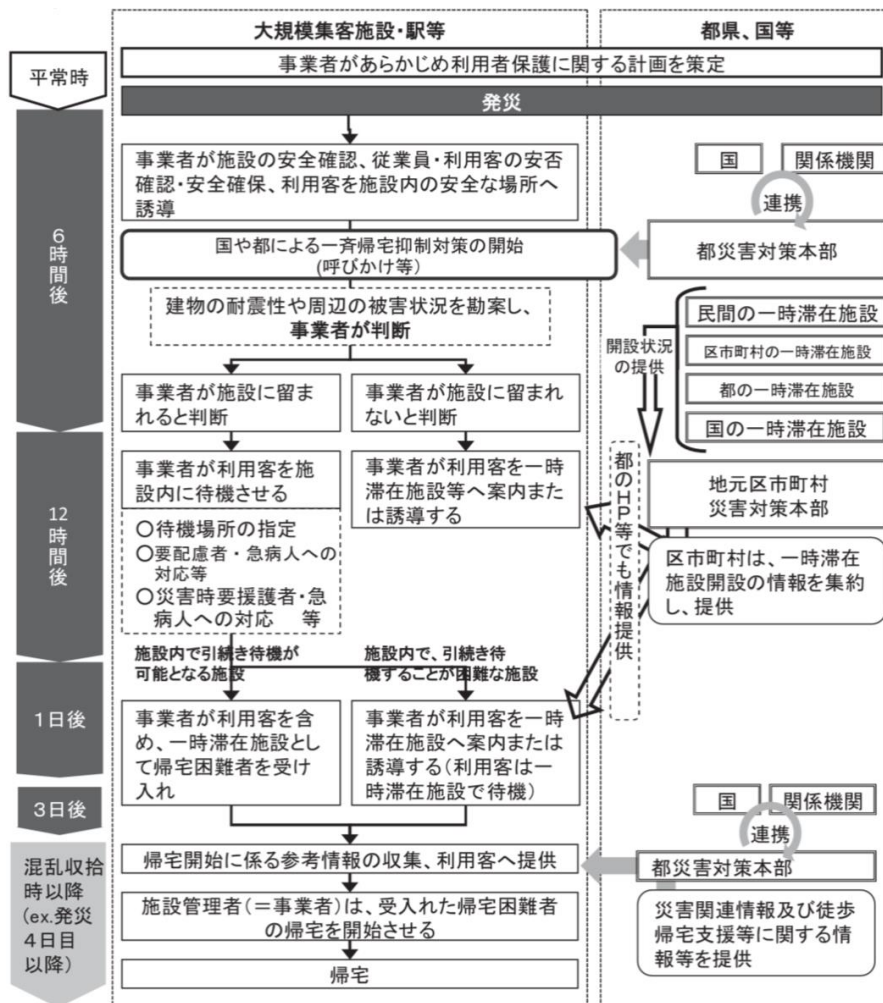
6 集客施設及び駅等における利用者保護

（1）対策内容と役割分担

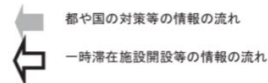
機関名	対策内容
集客施設及び駅等の事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・集客施設及び駅等において、利用者を保護 ・駅前滞留者を一時滞在施設等へ安全に案内又は誘導
鉄道事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・駅利用者に必要な情報を提供
国 都総務局 区	<ul style="list-style-type: none"> ・報道機関や通信事業者等と連携協力して、事業者及び一時滞在施設が必要な情報を得られる仕組みを構築

(2) 業務手順

図表：大規模集客施設・駅等での利用者保護フロー図



※駅前滞留者対策協議会のような企業の集合体も想定している
 災害関連情報については、都、国、区市町村、関係機関から、メディア等を通じて、随時行う。



(3) 取組内容

《集客施設及び駅等の事業者》

ア 施設の安全性の確認

(ア) 従業員・利用者の安否確認

- ・事業者は、従業員・利用者の安否確認を行い、安全を確保する。

(イ) 施設の安全の確認

- ・事業者は、自らが管理する施設建物の安全を確認する。

(ウ) 施設の周囲の安全の確認

- ・国や都の一斉帰宅抑制の呼びかけ等を受け、行政機関や関係機関から提供される災害関連情報等により、火災の状況等、周囲の安全を確認する。

（エ）利用者の保護

- ・安全を確認できた場合、利用者を施設内の安全な場所で保護する。なお、各施設管理者による自発的な対応を妨げるものではない。

イ 一時滞在施設への誘導等

（ア）事業者等による案内又は誘導

- ・保護した利用者については、区や関係機関との連携の下、事業者や駅前滞留者対策連絡会等が一時滞在施設へ案内又は誘導することを原則とする。

（イ）一時滞在施設への案内又は誘導が困難な場合

- ・災害発生時、一時滞在施設への案内又は誘導が困難な場合においては、各事業者は、区や関係機関と連携し、施設の特性或状況に応じ可能な限り待機中の施設又は隣接施設の協力を得て、当該施設が、帰宅が可能になるまでの間、一時的に受け入れる一時滞在施設となることも想定する。さらに、利用者を保護した施設が、一時滞在施設となる場合は、施設の安全性や確保可能なスペース等を勘案し、外部の帰宅困難者等の受入れについても検討する。

ウ 建物や周辺が安全でないために、施設内保護ができない場合の対応

- ・建物や周辺が安全でないために、施設内で利用者を保護できない場合は、区や関係機関との連携の下、事業者が一時滞在施設等へ利用者を案内又は誘導することを原則とする。

エ 災害時要配慮者への対応

- ・利用者保護にあたって、事業者は、区や関係機関とも連携し、あらかじめ定めた手順等に基づき、災害時要配慮者のニーズに対応する。

オ 利用者に対する情報提供

- ・事業者は、災害関連情報や公共交通機関の運行情報等を行政機関や関係機関から入手し、施設内で待機している利用者に情報提供する。例えば、施設に備わる電子掲示板や放送設備を活用するなど、施設の特性或状況に応じて多様な手段を用いることにより情報提供を行う。

《鉄道事業者》

- ・駅利用者に対し、列車や代替輸送等の運行情報を構内放送やメガホン等用い提供する。
- ・駅利用者に対し、駅前滞留者対策連絡会と連携協力して、駅周辺の地図を配布する等、駅周辺の情報を提供する。
- ・鉄道事業者は、IP無線機を使い、運行情報や滞留者数等を区に報告し、一時滞在施設の開設情報を区から受信する

《国、都、区》

- ・あらかじめ報道機関や通信事業者等と連携協力して、事業者が必要な情報を得られる仕組みを構築する。

第2節 具体的な取組 【復旧対策】

1 帰宅ルール等による安全な帰宅の推進	2 徒歩帰宅者の支援
---------------------	------------

1 帰宅ルール等による安全な帰宅の推進

(1) 対策内容と役割分担

ア 帰宅ルールの周知・運用

機関名	対策内容
事業者等	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員等の帰宅に際しては、災害情報を収集し、事前に策定した安全な帰宅のためのルールに基づいて実施することなどに留意 ・事業所防災リーダーは、都から発信される情報も参考にして帰宅方法を周知
国 都総務局 区	<ul style="list-style-type: none"> ・報道機関や様々な広報手段を用い、分散帰宅などの方法を周知
都総務局	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所防災リーダーシステムや帰宅困難者対策オペレーションシステムにより、事業所や帰宅困難者等に情報発信し、分散帰宅などの方法を周知

イ 鉄道運行情報等の提供

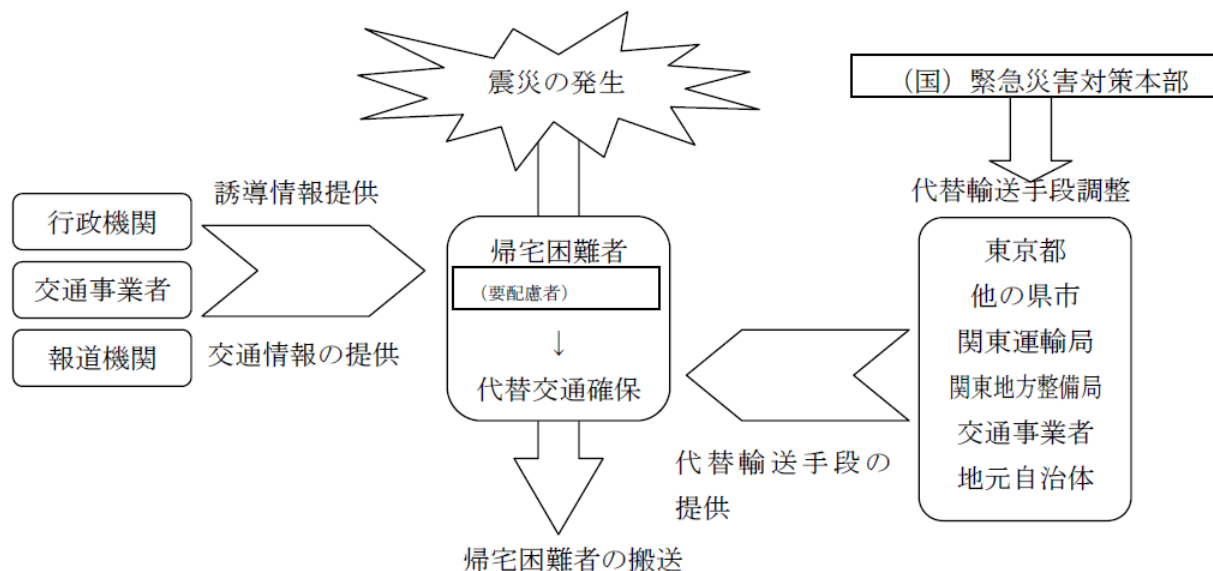
機関名	対策内容
区	<ul style="list-style-type: none"> ・都や交通事業者などからの情報により、徒歩帰宅者の誘導などの支援
都総務局	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所防災リーダーを通じて、事業所に情報提供 ・都内の交通事業者からの情報を集約し、帰宅困難者対策オペレーションシステム、都のホームページにおける帰宅困難者向けポータルサイト等を活用して、都民や自治体に提供
関東運輸局	<ul style="list-style-type: none"> ・所管区域の総合的な交通情報の集約・提供
鉄道事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・折り返し運転の実施状況、乗り継ぎが可能な路線等に係る情報を都・区や報道機関に提供 ・発災後、早期に運転再開することに努める。
バス事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・運行状況、鉄道に乗り継ぎが可能な路線等に係る情報を都・区や報道機関に提供
報道機関	<ul style="list-style-type: none"> ・行政機関や交通機関等からの情報について、都民・事業者提供

ウ 代替輸送手段の確保

機関名	対策内容
区	・ 徒歩帰宅者を利用可能な交通機関や代替輸送等に誘導
国 都	・ 国の緊急災害対策本部（緊急災害現地対策本部）で、内閣府作成の「帰宅困難者等搬送マニュアル（仮称）」に基づき、搬送オペレーションに係る総合調整を実施 ・ バス・船舶による代替輸送手段を確保
関東運輸局	・ 代替交通の許可等を速やかに実施
バス事業者	・ バス等による代替輸送手段を確保

（2）業務手順

図表：代替輸送手段・確保の流れ



（3）取組内容

ア 帰宅ルールの周知・運用

《事業者等》

事業者は、従業員を帰宅させる際、様々な災害関連情報を従業員に提供し、事前に策定した従業員の安全な帰宅のためのルールに基づき実施するよう留意する。特に事前にルールがない場合でも、集中して帰宅せず、分散させるなど呼びかけるようにする。

事業所防災リーダーは、事業所防災リーダーシステムを通じて都から発信される情報等も参考に、帰宅方法を従業員等に周知する。

《都》

都は、事業所防災リーダーシステムや帰宅困難者対策オペレーションシステム等を通じて、交通機関の運行情報や都内の混雑状況等を事業者や帰宅困難者等に発信する。その際、混雑が集中しないよう、分散して帰宅することなどを積極的に周知する。

《区》

区は、事業所等に対して分散して帰宅することなどを積極的に周知する。

イ 鉄道運行情報等の提供

《区》

都や交通事業者等からの情報により、徒歩帰宅者を利用可能な交通機関や代替輸送等に誘導して、帰宅を支援する。

《都》

ガイドライン等により災害時帰宅支援ステーションや代替輸送手段等の確保等の帰宅支援体制を構築するとともに、帰宅支援の実施状況、災害関連情報や公共交通機関の運行情報等について報道機関や帰宅困難者対策ポータルサイト、事業所防災リーダーシステムや帰宅困難者対策オペレーションシステム等を通じて事業者や都民等に提供する。

《関東運輸局》

所管区域の総合的な交通情報の集約・提供を行うとともに、代替交通手段の確保のため、代替交通の許可等を速やかに行う。

《鉄道事業者》

折り返し運転の実施状況、乗り継ぎが可能な路線等に係る情報を都や報道機関に提供する。国土交通省の「大阪北部地震における運転再開等に係る対応に関する連絡会議」の結果を踏まえ、「運転再開までの対応」や「利用者への情報提供」等について検討し、見直しが必要な事項については、鉄道事業者の防災計画を改訂するなどの対応を行う。

《バス事業者》

運行状況、鉄道に乗り継ぎが可能な路線等に係る情報を都・区や報道機関に提供する。

《報道機関》

行政機関や交通機関等からの情報について、都民・事業者に提供する。

ウ 代替輸送手段の確保

《国》

- ・緊急災害対策本部（緊急災害現地災害対策本部）で、内閣府作成の「帰宅困難者等搬送マニュアル（仮称）」に基づき、搬送オペレーションに係る総合調整を行う。
- ・都と協力し、バス・船舶による代替輸送手段を確保する。バスの運行にあたっては、鉄道折り返し駅までの短距離区間のピストン輸送等、効率的な形態により実施する。調達できるバス・船舶には限りがあるため、代替輸送の利用者については、原則、災害時要配慮者を優先する。

《区》

- ・都や交通事業者等からの情報により、徒歩帰宅者を利用可能な交通機関や代替輸送等に誘導して、帰宅を支援する。

《関東運輸局》

- ・関東運輸局は、代替交通手段の確保のため、代替交通の許可等を速やかに行う。

《バス事業者》

- ・バス事業者は、運行状況、鉄道に乗り継ぎが可能な路線等に係る情報を都及び区や報道機関に提供するとともに、行政機関と連携して、バス等による代替輸送手段を確保する。

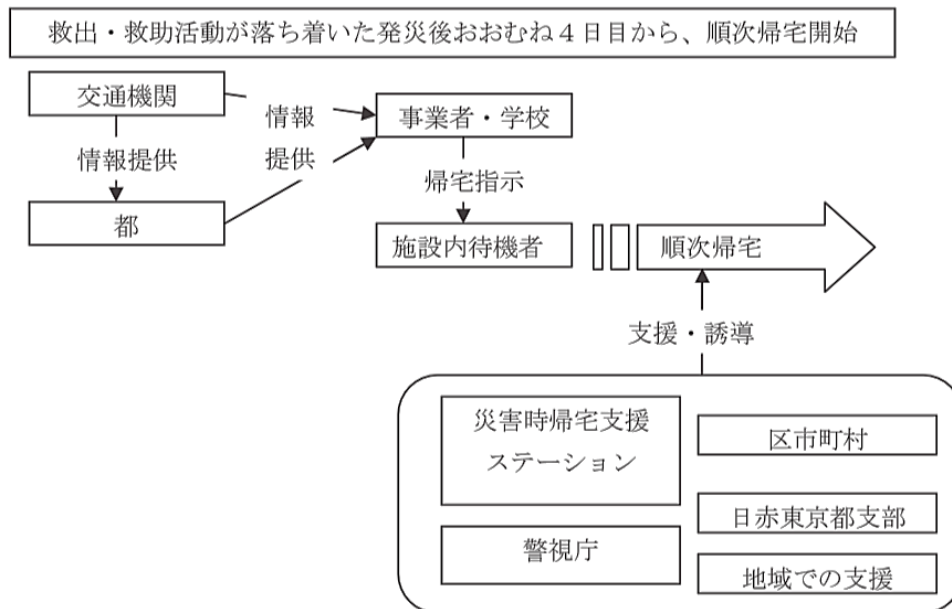
2 徒歩帰宅者の支援

(1) 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
区	・事業者と連携し、帰宅困難者の円滑な徒歩帰宅を支援
都	・事業所防災リーダーシステムや帰宅困難者対策オペレーションシステムによる情報提供 ・交通情報や災害時帰宅支援ステーション等の情報を提供 ・災害時帰宅支援ステーションに指定された都有施設において支援を実施
警察署	・交通規制資器材を活用した誘導経路の確保等を実施 ・避難誘導を行う警察官は、被害状況等徒歩帰宅に必要と認める情報を提供
事業者 学校	・帰宅経路沿いの被害状況等の情報や、行政及び関係機関から提供される情報等により、従業員等が安全に帰宅できることを確認し、従業員や児童・生徒等の帰宅を開始 ・災害時帰宅支援ステーションに指定されている施設は、徒歩帰宅者を支援

(2) 業務手順

図表：徒歩帰宅者支援の流れ



（3）取組内容

《区》

徒歩帰宅訓練の実施等を踏まえて、事業者等と連携し、徒歩帰宅者への情報提供、誘導など円滑な徒歩帰宅支援を行う。

《都》

- ・円滑な徒歩帰宅に向けて、災害時帰宅支援ステーション確保などの帰宅支援体制を構築するとともに、帰宅支援の実施状況、災害関連情報や公共交通機関の運行情報等についてガイドライン等に則り報道機関や帰宅困難者対策ポータルサイト、事業所防災リーダーシステムや帰宅困難者対策オペレーションシステム等を通じて事業者や都民等に提供する。
- ・帰宅支援対象道路として指定した16路線を中心に、通行可能区間などの安全情報、沿道の火災・建物倒壊などの危険情報を収集し、報道機関や帰宅困難者対策ポータルサイト等を通じて事業者や都民等に提供する。

《警察署》

交通規制資器材を活用した誘導経路の確保等を行うとともに、被害状況等徒歩帰宅に必要と認める情報の提供を行う。

《日本郵便》

集配郵便局において、各種災害情報の提供を行う。

《事業者・学校等》

帰宅経路沿いの被害状況等の情報や、行政及び関係機関（テナントビルの場合は、施設管理者を含む。）から提供される災害関連情報等により、従業員等が安全に帰宅できることを確認し、企業内で定めた帰宅の優先順位等あらかじめ定めた手順により従業員等の帰宅を開始する。その際、職場近隣在住者については自宅までの帰路の安全が確認された人等から順に段階的に帰宅させることも検討する。事業者等において、災害時帰宅支援ステーションに指定されている施設は、徒歩帰宅者を支援する。

第8章 避難者対策

第1節 具体的な取組 【応急対策】

1 避難誘導	4 感染症対策
2 女性等に配慮した震災救援所等の開設・ 管理運営	5 動物救護
3 車中泊や臨時的に発生した避難所の対応	6 被災者の他地区への移送

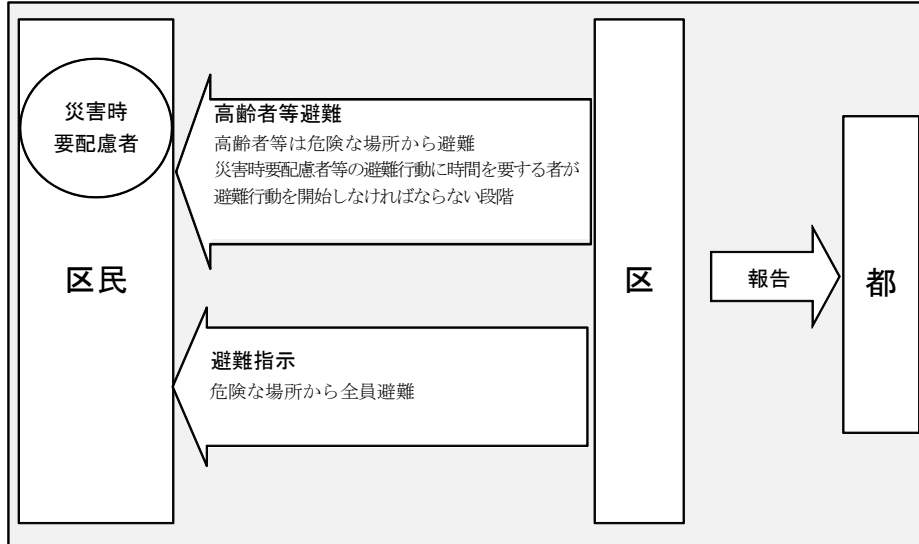
1 避難誘導

(1) 対策内容と役割分担

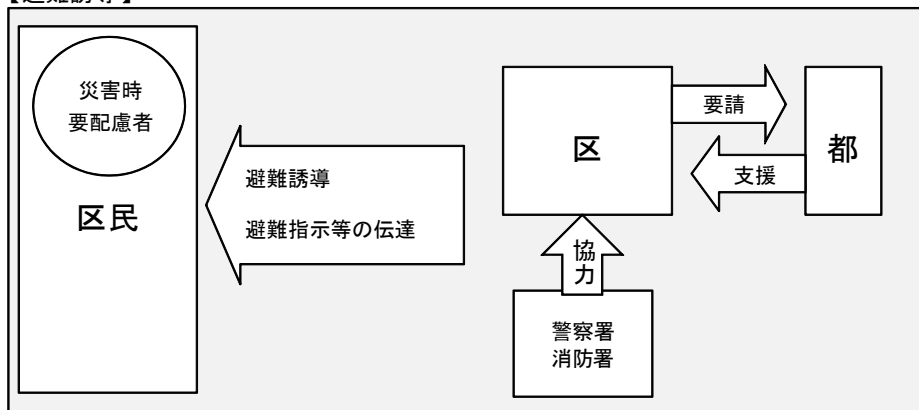
機関名	対策内容
区	<ul style="list-style-type: none"> ・避難指示等の発令 ・関係機関と連携した避難誘導 ・要配慮者に関する情報収集、安否確認 ・警戒区域の設定
都本部	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策基本法に規定する知事の役割（応急措置、区の代行「避難指示、応急措置」） ・区からの要請に関する都関係各局との連絡調整 ・避難指示等の対象地域、判断時期等についての助言
都福祉局	<ul style="list-style-type: none"> ・要配慮者に関する区市町村及び近隣縣市等との連絡調整
都関係各局	<ul style="list-style-type: none"> ・区からの要請対応
消防署	<ul style="list-style-type: none"> ・災害の進展等により、住民を避難させる必要がある場合の区への通報 ・人命危険が著しく切迫し、通報するいとまのない場合における避難指示等及びその後の区への通報 ・被災状況を勘案し、必要な情報を区市町村、関係機関に通報 ・避難指示等の伝達
警察署	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関と連携した避難誘導 ・（区が避難指示できない場合）警察官による避難指示

(2) 業務手続き

【高齢者等避難・避難指示】



【避難誘導】



※各防災機関との情報通信連絡体制は、第5章のとおり

(3) 取組内容

ア 避難指示等

(ア) 発令基準

避難指示等は、原則として次のような場合に行う。

- ・地震による火災が延焼拡大するおそれがあるとき。
- ・地震による土砂崩れが発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- ・ガスの流出拡散等により、広域的に人命に対する危険が予想される時。
- ・建物の崩壊のおそれが大きい地区があるとき。
- ・爆発のおそれがあるとき。
- ・その他住民の生命又は身体を災害から保護するため必要と認められたとき。

（イ）避難指示等の発令

機関名	内容
区	<ul style="list-style-type: none"> 区長は、管轄警察署長及び消防署長と協議のうえ、対象地域、対象者及び避難先を定めて当該地域住民に対し避難指示等を発令する。この場合直ちに都本部に報告し、区民へは警察署及び消防署等の協力を得ながら、防災行政無線、広報車、緊急速報メール（エリアメール）等により迅速かつ的確に伝達する。（第1部 第5章参照）
警察署	<ul style="list-style-type: none"> 現地において著しい危険が切迫しており、区長が避難の指示をすることができないと認めるとき、又は区長から要求があったときは、警察官が直接住民等に避難の指示をする。この場合直ちに区長に対し、避難の指示を行った日時、対象区域、避難誘導方向及び避難先等を通知する。
消防署	<ul style="list-style-type: none"> 災害の進展等により、住民を避難させる必要がある場合の区市町村への通報 人命危険が著しく切迫し、通報するいとまのない場合における避難指示等及びその後の区への通報 消防署長は、火災の延焼拡大又はガスの拡散が迅速で、人命に対する危険が著しく切迫していると認めるときは、当該地域住民に対して退去、出入禁止又は出入制限を行うとともに、直ちに区長に通報する。
都	<ul style="list-style-type: none"> 都知事は、災害の発生により区がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、避難のための立ち退きの指示に関する措置の全部又は一部を区長に代わって実施する。

イ 警戒区域の設定

災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、住民の生命・身体を保護するため必要があると認めたとき、区長は警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の当該地域への立入りを制限もしくは禁止し、又は退去を命ずるものとする。

区職員が現場にいないとき、又は区長から要求があったときは、警察官又は災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官が区長の職権を行使する。この場合直ちにその旨を区長に通知する。

ウ 避難誘導

延焼火災の拡大等の危険が切迫し、住民が避難場所へ避難する場合、避難住民の安全を確保するには、適切な誘導等を行うことにより混乱なく避難の実施を図る必要がある。

避難時の誘導態勢については、次のとおりとする。

（ア）震災時の避難誘導

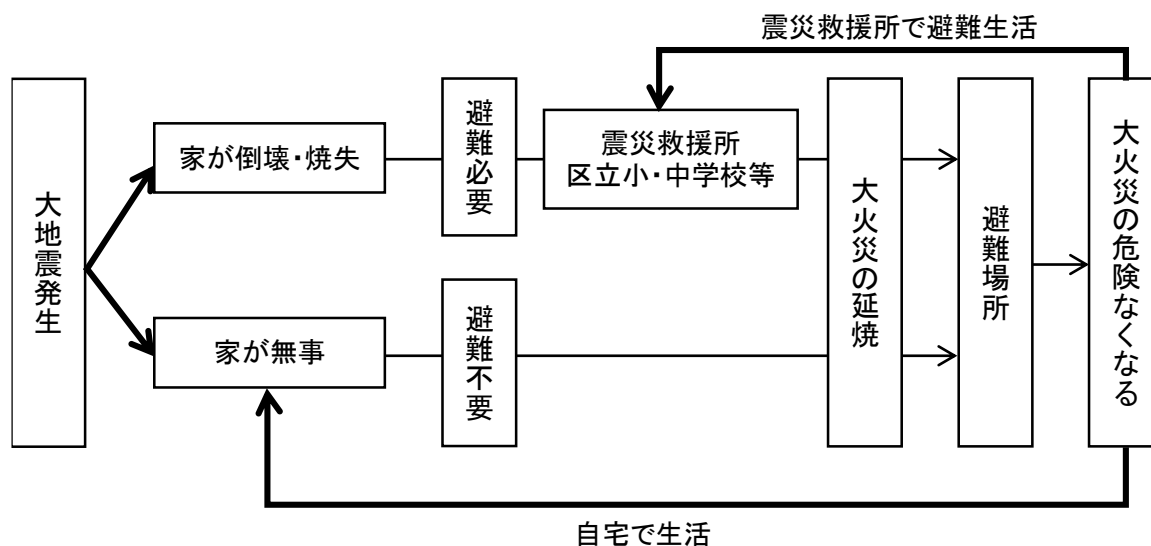
機関名	内容
区	<ul style="list-style-type: none"> ・避難指示等を発令した場合、区は、警察署及び消防署の協力を得て、地域又は防災市民組織（町会等を含む。）、事業所単位に集団の形成を図るため、区立小中学校等に避難者を集合させ、防災市民組織の会長や事業所の管理者等のリーダーを中心に集団を編成したうえで、集団避難を実施する。 ・避難指示等を行ういとまがないとき、又は地域の実情や災害の状況により、必要なときは、避難場所への直接避難も行う。なお、広域避難場所と震災救援所間における避難者の受入れ・送致は、関係機関と協力のもと災害対策本部救援部救援隊本隊を中心に行う。 ・高齢者や障害者、外国人等の災害時要配慮者については、障害の特性や住環境、言語の違い等を踏まえ避難方法に配慮して、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら適切に避難誘導し、安否確認を行う。 ・避難にあたっては、事前に避難経路を検討し、安全性を確認する。危険箇所には標示・縄張り・誘導員の配置等事故の防止に努める。
警察署	<ul style="list-style-type: none"> ・一時集合場所等に集合した地域住民を、事業所従業員等で町会等の役員及び事業所の責任者等のリーダーを中心とした集団単位で、指定された避難場所に避難させる。この場合、避難行動要支援者は優先して避難させる。 ・避難誘導にあたっては、避難道路等の要点に警戒員を配置し、現場ごとに情報提供を行う。 ・火災等の規模や態様等により、できる限り必要な部隊を配置し、地域住民・事業所等のリーダーとの連絡を通じて、必要な避難措置を講ずる。 ・避難場所では、所要の警戒員を配置し、関係防災機関と緊密に連絡をとり、被害情報の収集並びに広報活動、行方不明者等の把握及び危険と認めた場合の再避難の措置等を講じ、避難場所の秩序維持に努める。 ・避難の指示に従わない者に対しては、極力説得して任意で避難させる。 ・現場の警察官は、危険が切迫し、特に急を要すると認めるときは、警察官職務執行法に基づく避難等の措置をとる。 ・避難場所では、できる限り所要の警戒員を配置し、関係防災機関と緊密に連絡を取り、被害情報の収集並びに広報活動、行方不明者等の把握及び危険と認めた場合の再避難の措置等を講じて、避難場所の秩序維持に努める。

機関名	内容
消防署	<ul style="list-style-type: none"> 消防署は、避難指示等が発令された場合には、災害の規模、道路橋梁の状況、火災の拡大の経路及び消防部隊の運用等を勘案し、もっとも安全と思われる方向を区長、警察署等関係機関に通報する。 避難指示等が発令された場合は、災害状況及び消防力の余力に応じ、広報車等により避難指示等の伝達を行う。 避難が開始された場合は、消防団員の活動により避難誘導にあたる。 避難指示等が発令された時点以降の消火活動は避難場所、避難道路の安全確保に努める。

（イ）避難方式

災害の状況によっては、区をはじめとする防災関係機関が、避難指示等を行い避難誘導するという原則的な対応が困難な場合も想定される。したがって、住民が自主的に集団を形成して、秩序正しく避難を行えるように基本的な避難の方式を明確にし、住民に周知徹底を図っていく。

区の定める基本的な避難の方式を系統化すると次のようになる。



- 図は、火災が発生し延焼拡大した場合を想定している。家屋の倒壊による一時的な避難の必要や火災の危険性がなければ、避難する必要はない。
- 地震による同時多発の火災が延焼拡大し、人命への危険性が高まったときや家屋の倒壊等により一時的に避難する必要があると認められるときの避難先は、最寄りの広域避難場所又は一時避難地である。
- 火災が鎮火するなど危険がなくなった時は、住家が居住可能であれば自宅等に帰宅し、住家が居住不可能であれば最寄りの震災救援所で救援を受ける。
- 火災が延焼拡大するなど震災救援所に留まることが危険になった場合は、集団で広域避難場所、一時避難地又は他の震災救援所に避難する。

（ウ）事業者による対策

各交通施設の駅長は、所在地の行政機関等との協力体制の確立に努め、消防署・警察署等の行政機関及び救急医療機関の所在地・電話番号並びに病院等の収容人員、診療科目等を把握しておく。負傷者が発生した場合の処置は、次のとおり。

- ・負傷者の救出の際には、旅客（特に医師・看護師等）の協力を求める。
- ・付近に病院等がある場合には、その医師に協力を求める。
- ・救急車の依頼等、医師の手当てを受ける手配をする。
- ・多数の負傷者が発生した場合には、安全な場所に臨時救護所を設置する。

ウ 避難場所の開設及び管理運営

- ・大火災によって、避難場所に避難する事態になった場合、避難場所の運営は、原則として、区災害対策本部救援隊本隊が防災市民組織等の協力を得て行う。
- ・避難場所の運営は、当該避難場所が所在する区・市（区内の避難場所は杉並区、区外の避難場所はそれぞれ練馬区、中野区、世田谷区、武蔵野市及び三鷹市）が対応する。したがって、区外の避難場所に同行した区職員は、当該避難場所の所在区、区市の長の指揮の下に職務を遂行する。
- ・区は、避難場所の施設管理者等と連絡を密にし、運営に支障をきたさないように努める。
- ・区は、避難場所内にマンホールトイレがある場合、避難者の協力を得ながら設置し、利用方法を周知する。
- ・火災による延焼の長期化が見込まれる場合、避難場所から安全な震災救援所までの避難経路において安全が確保できる場合、対象の震災救援所に避難者を誘導する。
- ・火災による延焼の長期化から避難者が避難場所に滞在し続ける必要がある場合、避難場所で食料、飲料水、滞在に必要な物資の配布方法を検討する。また、マンホールトイレがない避難場所については、備蓄している災害用トイレを設置する。
- ・近隣の緊急医療救護所の開設状況を確認し、傷病者へ開設されている緊急医療救護所の場所を周知する。
- ・火災による危険が解消した場合、震災救援所又は自宅への移動について周知するとともに避難場所内を巡回のうえ、避難場所を閉鎖する。

エ 区内他地域における避難者の移動及び受入れ

建物被害や延焼により、震災救援所や周辺の補助・代替施設の使用ができない地域（「被災地域」という。）が発生した場合、その他必要がある場合、避難者の収容力に余裕がある地域（「受入地域」という。）において、当該避難者を受け入れる。そのため、それぞれの救援隊本隊が次のとおり避難者の移動を促す。

- （ア）被災地域の救援隊本隊は、管轄する震災救援所の開設状況、避難者数、周辺地域の火災発生等の状況を把握する。また、管轄する補助・代替施設の被災状況等を把握する。
- （イ）被災地域の救援隊本隊は、管轄地域の状況を総合的に判断し、震災救援所単位での他地域への移送が必要と判断されるときは、その旨を災害対策本部に進言する。
- （ウ）災害対策本部は、被災地域の救援隊本隊から、震災救援所単位での他地域への移送について進言があったときは、他地域の救援隊本隊に対し、受入れの可否に係る照会を行う。
- （エ）他地域の救援隊本隊は、管轄地域の震災救援所又は補助・代替施設の空きスペースを確認して、受入れの可否を災害対策本部へ回答をする。
- （オ）災害対策本部は、他地域の救援隊本隊の回答を考慮し、移送の必要性を判断する。
- （カ）災害対策本部が移送の必要があると判断した場合は、各救援隊本隊の回答を基に受入れを行う救援隊本隊及び震災救援所又は補助・代替施設を決定し、被災地域の救援隊本隊に対し、受入れを行う救援隊本隊及び震災救援所を連絡する。
- （キ）被災地域の救援隊本隊は、移送を行う震災救援所に、受入れを行う震災救援所又は補助・代替施設を伝達する。

- (ク) 移送を行う震災救援所は、避難が困難な避難者に対して受入れを行う震災救援所又は補助・代替施設への避難を促す。その後、状況を被災地域の救援隊本隊へ報告する。
- (ケ) 被災地域の救援隊本隊は報告を受けたのち、災害対策本部へ状況を報告する。
- (コ) 災害対策本部は、受入地域の救援隊本隊へ状況を報告する。

2 女性等に配慮した震災救援所等の開設・管理運営

(1) 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
区	<ul style="list-style-type: none"> ・震災救援所の開設、管理運営 ・第二次救援所、福祉救援所の開設、管理運営 ・食料・生活必需品等の供給、公衆浴場の確保（第1部 第9章参照） ・飲料水、食品の安全等環境衛生の確保（第1部 第6章参照） ・避難住民に対する健康相談（第1部 第6章参照） ・感染症予防についての避難住民への周知、患者発生時の感染拡大防止対策（第1部 第6章参照） ・トイレ機能の確保（第1部 第11章参照）
都福祉局	<ul style="list-style-type: none"> ・震災救援所、第二次救援所、福祉避難所の開設状況の把握 ・震災救援所等管理運営に関する支援 ・避難所、福祉避難所、社会福祉施設等への福祉専門職派遣による運営支援 ・野外受入施設設置に必要な資材に関する連絡調整 ・生活必需品等の配分について区市町村から要請があった場合、都福祉局は、都総務局等に応援を依頼するとともに、日赤東京都支部に対して東京都赤十字救護ボランティア等の応援要請等の措置を講ずる。
都保健医療局	<ul style="list-style-type: none"> ・区の避難住民に対する健康相談支援 ・「環境衛生指導班」による飲料水の安全等環境衛生の確保 ・「食品衛生指導班」による食品の安全確保 ・避難住民に対する食品の衛生的な取扱指導 ・区の衛生管理対策支援
都財務局	<ul style="list-style-type: none"> ・野外受入施設の開設に向けたテントの調達
都教育庁	<ul style="list-style-type: none"> ・都立学校に避難所を開設する場合の避難所運営協力の支援
都本部	<ul style="list-style-type: none"> ・必要な避難所等の確保のための区市町村支援

(2) 取組内容

ア 震災救援所の開設

区は、震災によって被災した住民の救援・救護をするため必要があるときは、その拠点として震災救援所を開設する。

（ア）開設

- ・必要な地域の区立小中学校等に開設する。【別冊・資料9】
- ・区内で震度5強以上の地震を観測した場合には、全震災救援所を開設する。その他の場合は、被災者、負傷者等の発生状況、区内の被災状況等から区長が決定し、開設を発令する。
- ・開設予定の区立小中学校等が被災する等の事情により、震災救援所として使用できない場合、又は被災者の増大等により震災救援所が不足する場合には、周辺の区有施設その他の公共的施設を補助代替施設として使用する。
- ・震災救援所の開設場所は上記によるが、場合によっては都財務局が調達する資材により一時的に被災者を受け入れる施設を野外に設置する。この場合、野外受入施設の設置期間は、震災救援所が開設されるまでの間又は応急仮設住宅等が供与されるまでの間とする。

（イ）受入基準

震災救援所の受入基準は、居室3.3㎡あたり概ね2人とする。なお、この基準は感染症への対応など、必要な場合には、弾力的に運用する。

（ウ）開設時期及び期間

- ・災対総務部は直ちに応急危険度判定を実施し、建物の安全を確認するものとする。また、建設防災協議会等を通じ地域の土木・建築等事業者や技能者に対し、震災救援所運営連絡会への参画を呼び掛けることなどを通じて、発災直後に迅速に震災救援所の安全を確認する体制を整備する。
- ・区は、杉並建設防災協議会と「災害時における震災救援所の応急点検等に関する協定」を平成21年(2009年)10月に締結し、震災救援所の施設機能維持に係る応急点検及び応急補修等の協力体制を構築した。【別冊・資料162】
- ・震災救援所を開設したときは、開設状況を速やかに都福祉局及び警察署、消防署等関係機関に連絡する。
- ・震災救援所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合には、都知事の事前承認（内閣総理大臣の承認を含む。）を受ける。

（エ）救援活動態勢

震災救援所には、区本部救援部に属する職員を配置し、震災救援所運営連絡会と協力して、速やかに震災救援所を開設する。また、被災者の受入態勢の整備、開設状況等の報告を行う。なお、震災救援所において、医師会、震災救援所運営連絡会及び防災市民組織等の協力を得て実施する救援活動は、概ね次のとおりである。

- ・災害関連情報の収集、伝達
- ・受入被災者の記録、尋ね人等への対応
- ・災害時要配慮者の安否確認、救援
- ・受入被災者及び在宅被災者等に対する給食、給水、生活必需品の給・貸与
- ・医師会医療救護班、接骨救護班等が行う医療救護活動の応援
- ・高齢者、障害者等、震災救援所での生活が困難な者の、第二次救援所、福祉救援所への移送
- ・被災者の防疫、衛生に関すること
- ・死体の捜索、収容、引渡し、仮埋葬に関すること
- ・ボランティアの受入れ、配置
- ・移送など、救助の支援

加えて、震災救援所において、災害時要配慮者の搬送に協力してもらえる人材の確保に努める。震災救援所の災害時要配慮者支援のため、福祉専門職員が必要な場合、東京都災害福祉広域調整センターへ福祉専門職員の区への派遣を要請する。

（オ）管理・運営

震災救援所運営管理標準マニュアルに基づいて震災救援所を運営する。

- ・生活スペース、男女別更衣室、トイレ、女性専用物干し場、授乳室等、女性専用のスペースを確保する。（使用する教室や間仕切りユニットの配置について事前に定めておく。）
- ・震災救援所の運営に女性の意見が尊重されるよう、震災救援所運営連絡会に女性の声を代表するリーダーの設置に努める。また、保健師、助産師、管理栄養士、歯科衛生士等の専門職や、女性団体、子育て支援団体等と連携して、妊産婦や母子をはじめとする女性のニーズに対応する。
- ・治安確保のため、町会・防犯自主団体・安全パトロール隊による女性に配慮した巡回体制の構築に向けた取組を進める。
- ・女性、子供、性的マイノリティ等に対する性暴力・DV等の被害を防止するために、警備上の配慮や相談サービスの提供、注意喚起に努める。なお、仮設トイレを設置する場合は、女性・子供等の安全性の確保に配慮して、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置するほか、トイレ、更衣室、入浴施設等の昼夜問わず安心して使用できる場所への設置、男女ペアによる警備の巡回や照明の増設、注意喚起のためのポスターの掲載等で安全対策を図る。
- ・性的マイノリティから相談を受ける場合は、プライバシーの確保や個人の属性に関する情報の漏洩に留意する。
- ・高齢者、障害者、外国人等の災害時要配慮者に配慮し、多様な手段による情報提供に努める。また、避難生活の長期化を想定し、より良好な震災救援所の環境整備に努めるとともに、必要に応じて、要配慮者のケアのための個別スペースを用意する。
- ・洋式トイレ等、災害時要配慮者の避難生活に必要な備品の確保に努める。
- ・ラジオ、Wi-Fi環境、公衆電話等、被災者の情報入手に資する機器の整備を図る。
- ・食品の取扱い、ごみの適切な排出方法、トイレの使用方法等衛生管理対策を実施する。
- ・感染症等の感染症予防（マスク着用、ソーシャルディスタンス維持、手洗い、うがい、換気等）の徹底を周知するとともに、患者発生時の感染拡大防止対策を実施する。
- ・夏季の気温や湿度が高い日が続くことが想定される場合、震災救援所における熱中症対策を実施する。
- ・食物アレルギーを有する避難者のニーズの把握やアセスメントを実施する。
- ・家族や知人宅の訪問や自宅に一時帰宅している際に、強い余震によって脆弱化した建物の倒壊、急傾斜地の崩壊等が発生し、二次被害のおそれがあることを避難者に周知する。
- ・支援者等を装った被災住宅での窃盗犯罪を防止するため、避難者の中からボランティアを募り地域内パトロールを呼び掛ける。
- ・学校長は、区及び区教育委員会と協議のうえ、教職員の役割分担や初動態勢について定める。また、区立小中学校等は、災害時要配慮者及び女性のニーズを反映できるよう震災救援所の運営体制に協力する。

（カ）避難行動要支援者の情報共有

救援部庶務班は、避難行動要支援者の避難状況を救援隊本隊に確認し、震災救援所への避難している避難行動要支援者の情報を医療救護部と共有する。

（キ）震災救援所の縮小又は統合

震災救援所に滞在している避難者が減少傾向にある場合で、他の震災救援所避難者の受入れの必要がない場合や小中学校を再開する必要がある場合など、震災救援所の縮小又は統合を検討する。

震災救援所の縮小又は統合を決定した場合、各震災救援所の避難者にその旨の周知を図る。なお、避難者の減少等に応じて震災救援所の再配置を進める際には、十分に避難者との調整を図る。

イ 第二次救援所の開設及び運営

原則として、被災した区民の救援・救護は震災救援所で行うものとするが、高齢者、障害者等の災害時要配慮者のうち、震災救援所での生活が極めて困難な者について、区が第二次救援所を開設して救援・救護を行うものとする。

区長は第二次救援所を開設したときは、開設状況を速やかに各震災救援所のほか、都福祉局及び警察署、消防署等関係機関に連絡する。

（ア）開設場所

地域区民センター（7か所）を開設場所とし、被災状況及び避難状況・災害時要配慮者の発生状況等を勘案して、必要な地域において開設する。【別冊・資料9】

なお、地域区民センターの停電等によって空調が使用できない場合、復電している又は停電等が発生していない区有施設の有無を確認して、第二次救援所としての活用を検討する。

（イ）開設時期

救援隊本隊及び震災救援所を設置した後、区長が被災状況、避難状況、災害時要配慮者の発生状況、職員の参集状況等を踏まえ、順次決定し、開設する。

（ウ）救援活動態勢

- ・第二次救援所には、区本部救援部救援隊本隊に属する職員を配置する。
- ・第二次救援所職員は、災害時要配慮者の受入態勢を整え、第二次救援所を開設し、開設状況等を区本部に報告する。
- ・概ね10人の災害時要配慮者に1人の生活相談員等を配置する。

第二次救援所における、主な救援活動は次のとおりである。

- ・災害時要配慮者に対する、給食、給水、生活必需品の提供
- ・災害時要配慮者に対する、介護、保健、防疫、衛生に関すること
- ・災害時要配慮者の付添人の受入れ

（エ）管理・運営

管理・運営にあたって各救援隊本隊は施設長、施設管理者と互いに緊密な連絡を取り合っていく。運営は、付添人やボランティアの協力を得ながら行う。

必要な食料、飲料水、生活必需品、感染症対策物品等を要請する。また、必要に応じて妊産婦や母子専用の休養スペースを確保するなど、生活面の配慮を行う。

（オ）応援要請

第二次救援所において運営に支障をきたしている場合は、東京都災害福祉広域調整センターへ福祉専門職員の区への派遣を要請する。福祉専門職員の派遣の決定を受けた場合、第二次救援所への派遣調整を実施する。

（カ）宿泊施設の活用

災害時要配慮者の避難者が多数発生している等の状況において、二次救援所における災害時要配慮者の受入れの限界が想定される場合は、宿泊施設の活用を検討する。

（キ）縮小又は統合

第二次救援所に滞在している避難者が減少傾向にある場合で、震災救援所からの避難者の受入れがなくなった場合、第二次救援所の縮小又は統合を検討する。

第二次救援所の縮小又は統合を決定した場合、第二次救援所の避難者及びその家族に十分に説明し、新たな避難先を伝達する。

ウ 福祉救援所の開設及び運営

特別な支援や介護を必要とし、第二次救援所での生活が極めて困難な災害時要配慮者を臨時的、応急的に受け入れる救援所として、福祉救援所を開設する。福祉救援所は、区立の障害者通所施設及び区・都が設置している特別支援学校、区と協定を締結している社会福祉法人等が運営する施設に開設する。【別冊・資料 68～101】

福祉救援所の開設及び運営は「イ 第二次救援所の開設及び運営」を準用して実施する。

3 車中泊や臨時的に発生した避難所の対応

（1）対策内容と役割分担

機関名	対策内容
区	<ul style="list-style-type: none"> ・車中泊者発生抑制に向けた普及啓発への協力 ・車中泊者等の状況把握及び都福祉局への報告 ・避難所に来訪できない車中泊者への必要に応じた支援（エコノミークラス症候群等防止のための普及啓発等）
都本部	<ul style="list-style-type: none"> ・車中泊者発生抑制に向けた普及啓発 ・車中泊者等に関する区市町村への情報提供 ・必要な避難所確保のための区市町村支援（再掲）
都福祉局	<ul style="list-style-type: none"> ・車中泊者発生抑制に向けた普及啓発 ・車中泊者等の情報収集（区市町村） ・避難所管理運営に関する支援（再掲）
警察署	<ul style="list-style-type: none"> ・大震災時の交通規制及び新たな自動車の乗り出し自粛依頼に係る普及啓発

（2）取組内容

ア 車中泊者等への対応

（ア）車中泊者発生抑制に向けた普及啓発

震災時の混乱防止に向け、「都における震災時の車中泊に係る基本的考え方」を踏まえ、以下の区民への普及啓発に関し、ホームページや各種 SNS その他媒体等を活用して協力する。また、在宅避難ができない被災者に対して避難所に避難するよう周知する。

<啓発協力内容>

- ・東京都震災対策条例の趣旨（車両による避難の禁止）
- ・大震災時の交通規制及び新たな自動車の乗り出し自粛依頼
- ・緊急輸送道路以外の区市町村道等も避難所支援等に必須の輸送路であり、閉塞すると支援が滞る懸念があること
- ・都内の大規模な公園等は震災時の用途が定められていること
- ・過去の災害でも車中泊等により健康被害が生じており、健康リスクが存在しうること

（イ）車中泊者等の状況把握及び都福祉局への報告

区は、駐車スペースのある公園等を巡回し、車中泊等避難所に滞在することができないと判断した避難者に係る情報の早期把握に努め、都福祉局に報告する。また、車中泊の避難者を確認した場合、対象の避難者の情報を災害対策本部に伝達する。

（ウ）避難所に来訪できない車中泊者への必要に応じた支援

区は、車中泊の避難者を支援するため、巡回健康相談を実施するとともに、エコノミークラス症候群等防止のための普及啓発等に努める。また、総務班は、必要に応じて車中泊の避難者支援を検討する。

イ 臨時的に発生した避難所の対応

（ア）臨時的に発生した避難所の把握

救援部庶務班は、震災救援所に指定していない区有施設で避難所が臨時的に発生していないか災対各部から情報を収集する。

（イ）震災救援所の移動促進

地域住民が自然発生的に集まったことで、指定管理者等が避難所を開設及び運営せざるを得ない状況になっていることを把握した場合、震災救援所等への移動を促すため、救援隊本隊を派遣する。また、震災救援所で食料、飲料水及び生活必需品が配布される一方で、避難所では物資がないことから、震災救援所への避難を推奨していることを避難者に伝達するよう、避難所を開設している指定管理者等に連絡する。

4 感染症対策

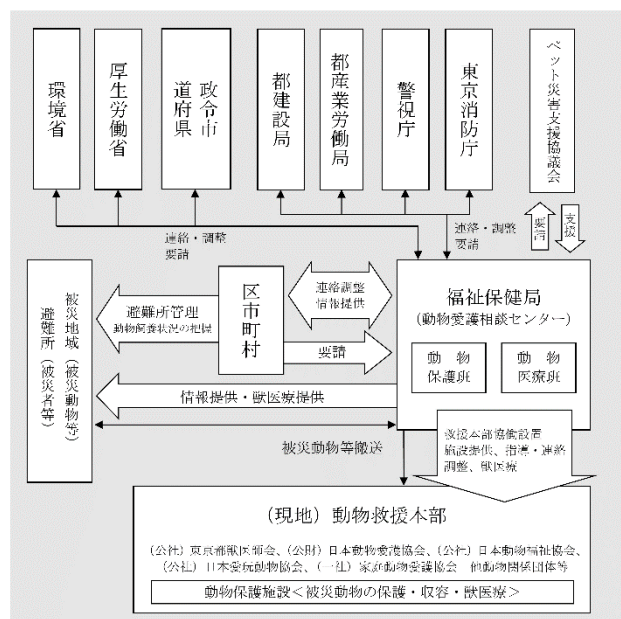
区は、感染症の発生・拡大がみられる場合は、感染症対策として必要な措置を講ずるとともに、震災救援所運営管理標準マニュアルに基づき、震災救援所を運営し、感染症の感染拡大防止を図る。

5 動物救護

（1）対策内容と役割分担

機関名	対策内容
区	<ul style="list-style-type: none"> ・同行避難動物の飼養場所等の確保 ・震災救援所等における動物の飼養状況の把握及び都・関係団体への情報提供 ・震災救援所等における動物の適正飼養の指導等
都保健医療局	<ul style="list-style-type: none"> ・被災動物の保護 ・関係団体等との連絡調整 ・関係団体等との協働による「動物救援本部」の設置 ・震災救援所等における動物の適正飼養の指導等

（2）業務手順



（3）取組内容

災害時には、負傷動物が多数発生すると同時に、多くの飼い主が動物とともに震災救援所に避難してくることが想定される。また、飼い主の分からない動物が、放し飼い状態で地域を放浪することも考えられる。

区は、動物愛護及び公衆衛生上の観点から、これら動物の救護や適正な飼育について、都や東京都獣医師会杉並支部（以下「獣医師会」という。）等の関係機関、動物愛護ボランティア等との協力体制を確立し、適切に対応することが必要である。

ア 負傷動物の救援活動

区は、負傷した動物に対する救護活動等を実施するため、震災救援所のうち5か所に負傷動物救護所を設置する。獣医師会は協力協定【別冊・資料 378】に基づき、動物医療救護班を当該救護所に派遣する。当該救護所においては、負傷した動物に対する応急処置、後方動物医療施設（獣医師会会員病院）への転送判断と順位決定及び死亡確認等の動物に関わる救護活動を実施する。【別冊・資料 247】

都は、発災直後には、動物愛護相談センターに「動物医療班」を配置し、発災後72時間を目標に班の充実を図る。「動物医療班」は、区からの要請に応じて震災救援所等における獣医療提供等の支援を行う。

イ 震災救援所における動物の飼育管理

区内には現在約2万頭の犬が登録されており、災害時には、猫等も含めて多数の飼養動物が、飼い主とともに震災救援所に避難することになる。これらの動物が、震災救援所内で避難住民と共存するためには、飼い主自身が動物の飼育に責任を持つという飼い主責任の考え方を徹底するとともに、区としても対応策を検討する必要がある。

（ア）飼育場所の確保と管理

区は、震災救援所のグランド部分にテントを設置するなど、動物の飼育場所を確保するとともに、獣医師会、地域の都動物愛護推進員、杉並区動物適正飼養普及員（杉並どうぶつ相談員）、ボランティア等の協力を得て、飼い主に対する適正飼育の指導を行う。飼い主は、ケージ等に収容した飼養動物をテント内に置き、給餌、清掃等全ての面で自らの責任において管理するものとする。

（イ）関係機関への要請

- ・区は、震災救援所における動物の飼育状況を把握し、必要に応じて資器材の提供や獣医師等の派遣について、都や関係機関等に要請する。また、都等が設置する保護施設への動物の転送及び譲渡についての必要な調整を行う。
- ・都は、「動物救援本部」が実施する動物救護活動の一時的な拠点として、動物愛護相談センター等の動物保護施設を提供する。

（ウ）飼い主責任の徹底

震災救援所において、他の避難住民に配慮しつつ動物の適正な飼育を行うために、飼い主が平常時から以下の準備をするよう、広報等を通じて周知徹底を図る。

- ・動物を収容するケージ、ペットフード、水、薬等非常持ち出し品の準備
- ・「うるさく吠えない」等の基本的なしつけ
- ・予防接種の徹底と排泄物の処置等衛生面の配慮
- ・鑑札（犬）や迷子札（猫）、マイクロチップ等身元表示の徹底

ウ 飼い主の分からない動物の保護

飼い主の分からない動物の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められる。区は、東京都動物愛護相談センターや動物愛護ボランティア等と連携しつつ、飼い主の捜索や一時保護に努める。

都は、発災直後には、動物愛護相談センターに「動物保護班」を配置し、発災後72時間を目途に班の充実を図る。「動物保護班」は、区、都獣医師会、動物愛護ボランティア等の協力の下、飼い主不明の被災動物を保護し、動物保護施設に搬送する。

エ 特定動物等の逸走対策

区は、「特定動物リスト」に掲載されている特定動物等の逸走に関する情報を把握した場合、都及び防災関係機関への情報提供の体制整備、特定動物等の逸走時における当該地域における区民の避難誘導等について検討する。なお、特定動物等に関する情報は、動物種、動物が受けた被害、大きさ等捕獲に必要な情報を収集する。

オ 同行避難における各震災救援所の情報周知

区は、各震災救援所の同行避難動物の情報を収集し、各震災救援所での同行避難動物の受入状況を把握するとともに、区民に対して、各震災救援所で受入可能な同行避難動物の情報を周知する。

カ 同行避難動物の適正飼養に係る継続指導

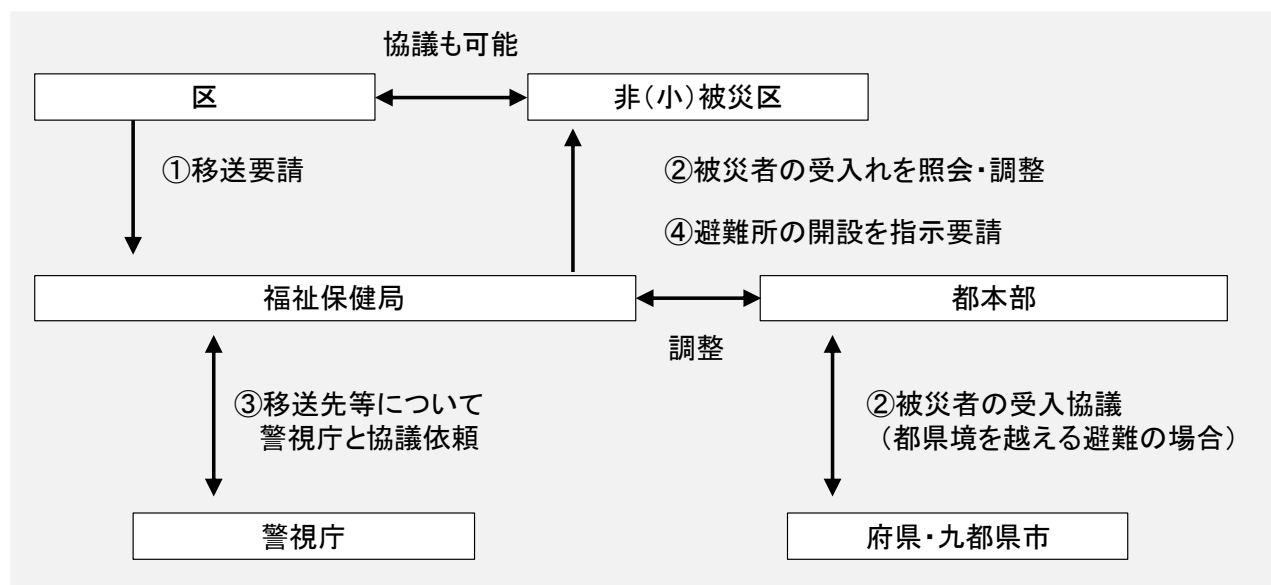
区は、震災救援所における同行避難動物の飼養状況を把握し、都・関係団体への情報提供を実施するとともに、同行避難者への情報提供等を行うことで、飼い主による自主管理体制を維持し、適正な飼養管理と施設管理に努める。

6 被災者の他地区への移送

(1) 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
区	(被災地側) ・他区市町村への避難についての調整 ・移送について知事（都福祉局）に要請 ・移送先における震災救済所管理者を決定し、移送先へ派遣 ・移送後の震災救済所運営へ積極的な協力 (受入側) ・受入態勢を整備 ・移送後の震災救済所運営の協力
都福祉 保健局	・被災者の移送先の決定 ・移送先の区市町村との調整 ・被災者の移送方法を決定、移送手段の確保 ・区市町村による災害時要配慮者等の移送支援
都本部	・都県境を越える避難についての調整

(2) 業務手順



（3）取組内容

- ・区長は、震災救援所に被災者を受け入れることができないときは、被災者の他地区（非被災地もしくは小被災地又は隣接県）への移送について、都知事（都福祉局）及び災害時協定締結区市町村等へ要請する。なお、災害時協定締結区市町村等と受入れについての協議した場合、その旨を都知事に報告する。
- ・被災者の他地区への移送を要請したときは、区長は、移送先における避難所管理者を決定し、区本部救援部に所属する職員を移送先区市町村へ派遣するよう努める。
- ・移送先での被災者の救援、救護は、原則として移送先の区市町村が行い、移送元の区市町村は運営に積極的に協力する。
- ・被災者の移送方法については、都福祉局が当該区市町村の輸送能力等を勘案して定め、都本部が調達するバス等を中心に、都交通局、警視庁、東京消防庁の協力を得て実施するが、区としても車両の確保について協力するものとする。
- ・都及び災害時協定締結区市町村等から被災者の受入要請があった場合は、直ちに震災救援所等を開設し、受入態勢を整備する。

第9章 物流・備蓄・輸送対策の推進

第1節 具体的な取組 【応急対策】

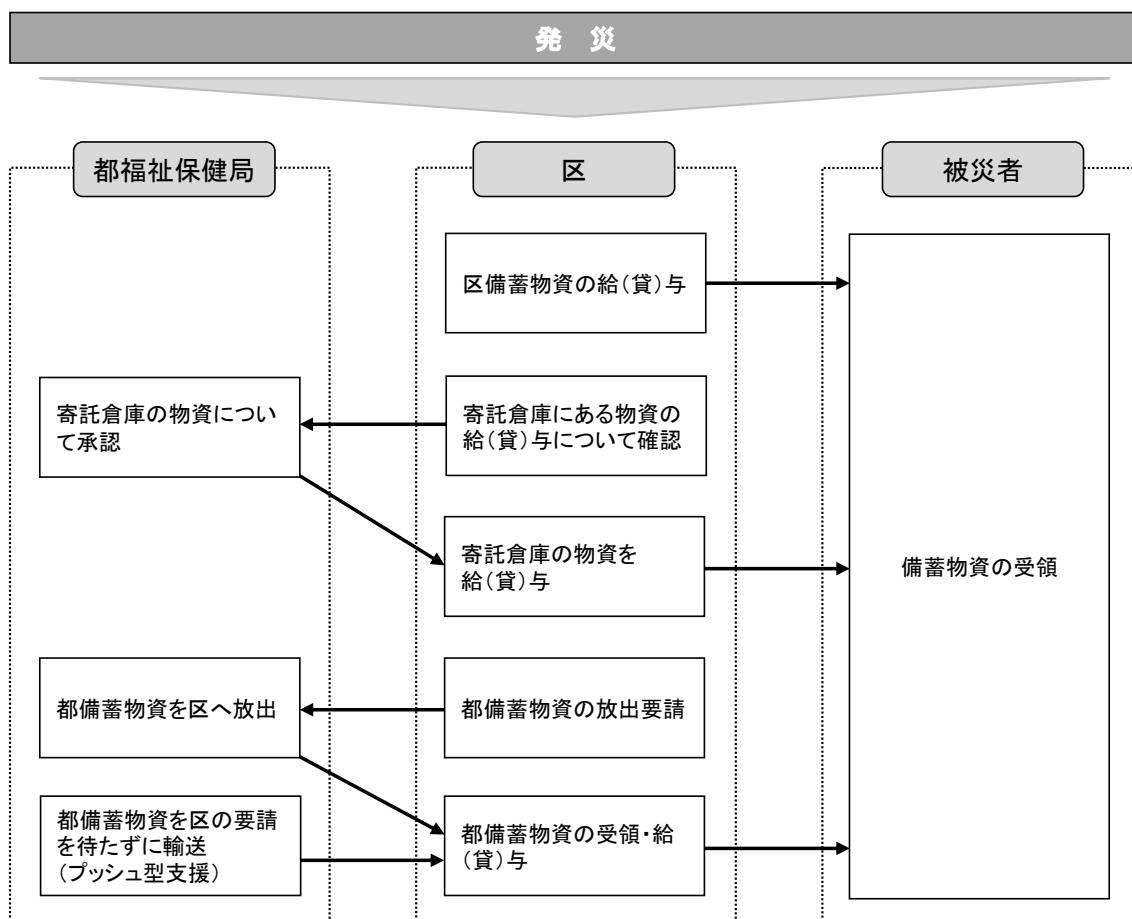
1 備蓄物資の供給	4 支援物資の調達要請
2 飲料水の供給	5 義援物資の取り扱い
3 生活用水の供給	6 輸送車両の確保
	7 災害時緊急離着陸場候補地の確保

1 備蓄物資の供給

(1) 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
区	・備蓄物資を被災者へ配布、貸与
都福祉局	・都備蓄物資を区市町村へ放出

(2) 業務手続き



【備蓄目標及び震災時の物資供給の考え方】

- 首都直下地震等による東京の被害想定に基づき、区では、拠点倉庫を整備し、新たな食料備蓄を進めるとともに、さらに都の寄託物資を区内に保管することにより、避難所避難者約10.4万人分の食料を「区内で3日分の備蓄」として確保する。
- 道路障害物除去が本格化し、輸送が可能と考えられる4日目以降は、原則として米飯等による炊き出し等を行うとともに、被災者の多様な食料需要に応えるため、弁当、おにぎり等加工食品の調達体制を整える。

(3) 取組内容

ア 備蓄食料の配布

- ・被災者に対する給食は、原則として震災救護所において実施する。
- ・給食を必要とする在宅避難者、補助・代替施設収容者等についても、原則として最寄りの震災救護所で配布する。
- ・震災救護所における食料の配布は、震災救護所運営連絡会の協力により公平かつ円滑に実施する。また、高齢者、障害者等の災害時要配慮者、アレルギー保有者への配布については配慮する。
- ・給食内容は、原則として、1日目の第1食及び第2食はクラッカーとし、第3食は乾燥米とするが炊き出しの準備が整い次第、米飯給食を実施する。
- ・都が区に事前措置している備蓄物資は、都福祉局長の承認を受けてから給・貸与する。
- ・必要に応じて、物資調達・輸送調整等支援システムへの入力等により、都福祉局に備蓄物資の放出を要請する。

表：食料配布基準

区分		乳児			2歳児以上65歳未満	65歳以上
		0～6月児	7～11月児	1歳児		
第1日	第1食	粉乳 1人1日 135g ¹	おかゆ 1人1日 90g ²	乾燥米 1人1日 100g ³	クラッカー（1食88g）	乾燥米 （100g）
	第2食				乾燥米（100g）	
	第3食					
第2日		都の支援物資により配布				
第3日						
第4日以降		都の支援物資により配布				

¹ 「1食 27g1日5食」で換算

² 「1食 30g」で換算

³ 「1食 33g」で換算

イ 生活必需品の配布

生活必需品等の被災者への配布は、食料配布の例により震災救援所において実施するが、次の点に留意して配布するものとする。

- ・毛布・その他の寝具類は、原則として、災害時要配慮者、11歳以下及び65歳以上の者を優先に配布する。
- ・オムツ・ティッシュ・タオル等は、必要とする被災者に対し、確保した支援物資をできる限り公平に配布する。
- ・女性特有の支援物資（生理用品等）は、女性から手渡しする、女性用更衣室やトイレに設置するといった配慮に努める。
- ・区は、生活必需品等の給・貸与の実施が困難なときは、都に応援を要請するものとする。
- ・都が区に事前措置している備蓄物資は、都福祉局長の承認を受けてから給・貸与する。
- ・必要に応じて、物資調達・輸送調整等支援システムへの入力等により、都福祉局に備蓄物資の放出を要請する。

2 飲料水の供給

（1）対策内容と役割分担

災害時の飲料水の供給については、都と役割分担のうえ、応急給水活動を実施する。

応急給水の種別	区の役割	都水道局の役割
浄水場（所）・給水所	・住民への給水活動	・応急給水用資器材の設置 ・住民への給水活動（区へ引き継ぐまで） ・給水車等への注水作業
応急給水槽	・応急給水用資器材の設置 ・住民への給水活動	—
車両輸送	・住民、施設利用者等への給水活動 ・仮設水槽の設置、管理	・車両、仮設水槽等への注水 ・水の輸送 ・要請機関等へ給水場所の情報確認（避難者数、仮設水槽の設置等）
避難所応急給水栓	・都水道局へ通水状況等の確認 ・給水栓の設置 ・住民への給水活動	・通水状況等の確認
消火栓等（貸与した資器材を使用する場合）	・都水道局へ通水状況等の確認 ・仮設給水栓の設置 ・住民への給水活動	・通水状況等の確認

※東京都水道局震災応急対策計画（令和5年3月改定）参照

（2）取組内容

ア 給水体制

（ア）区の給水体制

- ・応急給水は、給水対象地域、給水場所、給水予定量、給水資器材、給水従事人員、住民に対する広報等を具体的に定めて実施する。
- ・給水拠点（応急給水槽、浄水場（所）、給水所等）における応急給水を速やかに開始し、必要に応じて車両輸送による応急給水を行う。

- ・ 応急給水を実施するに際しては、必要な情報の収集に努め、運搬先等の優先順位を判断する。被災状況等により、よりきめ細かな給水場所の配置が必要な場合は、応援態勢などの給水態勢の整備状況を勘案して、公園や公共施設等を給水場所とすることも検討する。
- ・ 応急給水は、区救援部を中心に実施するが、災害規模の拡大等により人員の不足が生じる場合には、他の災対各部の応援のほか、防災市民組織やボランティア等の協力を求める。

（イ）都の給水体制

建物や水道施設の被害状況等を踏まえ、適時適切に応急給水計画を策定し、区との役割分担に基づいた段階的な応急給水を実施する。

項目		
応急給水班 (本部)		1 応急給水計画の作成 2 支所、営業所及び本部関係各班との調整 3 飲料水の車両輸送に係る調整 4 応急給水用資器材の配備及び車両の調達 5 区、都各局、他都市及び自衛隊との連絡調整及び配置 6 一般ボランティアの協力要請に係る総務班との調整 7 その他関係機関との調整 8 情報班へ対応状況を報告
支 所	庶務・調達担当	1 応急給水用資器材の確保 2 応急給水に関する広報
	応急給水担当	1 本部応急給水班との連絡調整 2 営業所との連絡調整 3 応急給水の記録 4 仮設給水栓等の設置依頼 5 区との連絡調整
	給水装置復旧担当	1 仮設給水栓の設置

イ 震災救援所における応急給水

震災当初は道路状況等から車両運搬が困難な事態も想定されるため、優先的に、区立小中学校等に設置されている受水槽の水を活用する。また、震災救援所では、路上の消火栓に接続し、給水拠点を確保する。

浄水場、応急給水槽等から震災救援所（65か所）等に搬送して給水するために必要な資器材の整備は以下のとおり。

区分	整備状況	整備計画
給水袋(5ℓ及び6ℓ)	各 3,250 個	1 震災救援所あたり各 50 個

ウ 応急給水槽、浄水場（所）、給水所等における応急給水

（ア）災害時給水ステーション（給水拠点（浄水場〈所〉、給水所等））における応急給水

浄水場（所）・給水所等においては、区と都水道局が協力しながら応急給水を実施するほか、給水タンク車等への注水作業を行う。なお、応急給水槽においては、施設の運転管理、応急給水用資器材の設置及び住民への応急給水活動を区が行う。給水用資器材は備蓄倉庫から搬出し、搬送車両は庁有車及び調達車両を使用する。

表：応急給水槽、浄水場（所）、給水所一覧

施設名	所在地	確保水量（m ³ ）
都水道局 上井草給水所	上井草3-22-12	60,000
都水道局 和泉水圧調整所	和泉2-5-23	16,600
応急給水槽		
都立和田堀公園	大宮2-26	1,500
区立蚕糸の森公園	和田3-55	1,500
区立昭栄公園	高井戸西1-12	1,500
区立井草森公園	井草4-12-1	1,500
小規模応急給水槽		
区立馬橋公園内応急給水槽	高円寺北4-35-5	100
都立善福寺川緑地内応急給水槽	成田西3-14	100
合計		82,800
杉並浄水所※	善福寺3-28-5	0

※杉並浄水所については令和6年(2024年)3月現在停止中

※区立井草森公園については令和6年度(2024年度)から一時停止予定

(イ) 車両輸送による応急給水

次の場合に限り、車両による応急給水を実施する。

車両による給水の要請が多数発生する場合、原則、医療施設及び福祉施設、水を供給できない給水拠点、震災救護所の対応順位で応急給水を実施する。

- ・医療施設及び福祉施設について、当該施設が所在する地区の関係行政機関から、都本部を通じて緊急要請があった場合
- ・震災救護所又は仮設住宅において関係行政機関から要請があり、これを必要と認める場合
- ・その他、都給水対策本部長が特に必要と認める場合
- ・災害時給水ステーション（給水拠点）からの距離がおおむね2キロメートル以上離れている避難場所等で、関係行政機関等から要請があり、必要と認められる場合

(ウ) 仮設給水栓による応急給水

- ・断水地域の状況、水道施設の復旧状況等に応じて、特に必要であると認められる場合、消火栓等に仮設給水栓を接続して応急給水を行う。

(エ) 避難所応急給水栓を活用した応急給水

断水地域、水道施設の状況、通水状況等を都に確認のうえ、応急給水用資器材を接続して震災救護所で応急給水を実施する。

日中の気温が高く応急給水を待つ被災者が熱中症などになる可能性がある場合は、避難所応急給水栓をセルフ方式に変更し、24時間利用可能な状況にする。

3 生活用水の供給

被災者の衛生管理で欠かせないのが、トイレや洗濯等に必要生活用水の確保である。

震災救援所では、学校防災井戸、学校のプールなどの生活用水を活用する。また、必要に応じて区民所有の登録井戸等を活用する。

活用する井戸	内容
登録生活用水井戸	災害時に生活用水を確保するために、区民所有の井戸の登録制度を実施している。【別冊・資料 253】
学校防災用井戸	震災救援所として指定する区立小中学校等及び済美養護学校に防災用の井戸を設置している。
区有施設の防災用井戸	区の防災拠点となる施設や震災時に区民の生活用水確保のため必要となる施設に防災用井戸を設置している。【別冊・資料 252】
公衆浴場の深井戸	区内 17 か所の公衆浴場で生活用水の提供及び入浴ができるよう整備している。【別冊・資料 170】
東京消防庁が設置する深井戸	東京消防庁が、震災時の火災等に対処するために、消防水利として深井戸を設置している。

4 支援物資の調達要請

(1) 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
区	<ul style="list-style-type: none"> 必要な支援物資の調達計画を策定 支援物資の調達を都（福祉局）、スクラム加自治体に要請 協定締結先への調達依頼等現地調達が適当な場合は、現地調達する。
都本部	<ul style="list-style-type: none"> 国・他道府県等との連絡調整 あらかじめ協力依頼している物販事業者（小売事業者等）に支援物資の調達を要請
都生活文化スポーツ局	<ul style="list-style-type: none"> 東京都生活協同組合連合会から支援物資を調達
都福祉局	<ul style="list-style-type: none"> 関係局等に調達を依頼し、直ちに所要量を確保するとともに、都本部を通じて国・他道府県等へ応援を要請
都産業労働局	<ul style="list-style-type: none"> 米穀、副食品及び調味料を調達
都中央卸売市場	<ul style="list-style-type: none"> 生鮮食料品を調達

（2）取組内容

ア 支援物資の調達計画の策定

区は、以下の手順をもって支援物資調達計画を定め、速やかに実施する。また、物資の備蓄状況、支援要請、調達・輸送調整について、情報共有を目的として、内閣府の物資調達・輸送調整等支援システムを活用する。

（ア）物資需要の把握

救援部物資班は、避難所（震災救援所、第二次救援所、福祉救援所等）に必要な物資の品目・量を迅速に把握する。

避難所等の需要の把握にあたっては、各救援隊本隊からの物資の要請に基づき、救援隊本隊ごとに避難者等のニーズを取りまとめ、状況に応じて、感染症対策物品、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等の需要を把握する。

（イ）支援物資の調達要請先の決定

災害救助法適用後、食料、生活必需品等の給・貸与の必要が生じたときは、状況により、支援物資の調達を都福祉局に物資調達・輸送調整等支援システムにより要請する。また、必要に応じて、スクラム自治体へ支援物資の調達を要請する。さらに、被災の状況により、現地調達が適当と認められる場合については、協定締結先等へ依頼し、現地調達する。

区は、杉並区商店会連合会、杉並区商店街振興組合連合会、スーパーマーケット等と支援物資の優先供給等の協力に関する協定を締結している。【別冊・資料 183～191】

（ウ）支援物資の受入先の決定

受入先として、支援物資等受入拠点、地域内輸送拠点、避難所等があげられる。道路障害や交通混雑の状況を考慮して受入先を迅速に決定する。

5 義援物資の取り扱い

平成24年(2012年)7月31日に発表された、中央防災会議防災対策推進検討会議の最終報告では、「個人が被災地に小口・混載の支援物資を送ることは、被災地において内容物の確認、仕分け等の作業が必要となり、被災地方公共団体の負担になることから、特定個人向けのものであって配送も可能な場合は除き、抑制を図るべきである。」とされている。

都、区は、義援物資の取扱について、上記の報告内容や生活必需品等の需給状況等を踏まえ、適宜その要否を検討・決定し、受付・問合せ先等を広報するなど、迅速に対応していく。

6 輸送車両の確保

（1）対策内容と役割分担

機関名	対策内容
区	・輸送車両の確保 ・協定締結団体、自治体スクラム支援会議参加自治体との連絡調整 ・所要車両が調達できない場合、都本部に要請
都本部	・物資等の輸送に必要な車両を調達

（2）取組内容

ア 配車方針

配車にあたっては、災害状況や輸送目的等に基づき緊急度等を考慮し、優先順位を付けて効率的に運用する。

順位	輸送内容及び目的
第1順位	情報収集要員の輸送、救出・救護要員及び救出器具等の輸送、負傷者等救急輸送、医療要員及び応急医療用資器材の輸送
第2順位	応急危険度判定要員の輸送
第3順位	震災救援所等開設要員の輸送、緊急道路障害物除去要員の輸送
第4順位	応急給水のための輸送、遺体及び棺等の輸送、災害時要配慮者の移送
第5順位	その他支援物資の輸送等

イ 配車手続き

災対各部において車両を必要とするときは、車種、トン数、台数、引き渡し場所、日時等を明示のうえ、災対総務部庁舎・車両管理班へ要請する。

災対総務部庁舎・車両管理班は庁有車の活用を優先する。必要に応じて、協定先やスクラム自治体に応援又は配車のあっせんを要請し、車両及び要員を確保する。なお、車両が調達できない場合、都本部に物資等の輸送に必要な車両の調達又はあっせんを要請する。

庁有車の現況は、【別冊・資料 246】のとおり。

東京都トラック協会杉並支部、杉並輸送事業協同組合、ヤマト運輸（株）、佐川急便（株）等との「災害時における緊急輸送業務の協力に関する協定」は【別冊・資料 163～167】のとおり。

ウ 車両の表示

緊急輸送車両については、あらかじめ警察署長の確認を受け災害対策基本法施行規則等に定める標章及び確認証明書の交付を受け、出動の際、携行するものとする。（緊急通行車両等の標章及び確認証明書の交付については、第1部第3章 参照）

エ 燃料の確保

車両用燃料について、「災害時における緊急車両用燃料等の供給に関する協定」に基づき、東京都石油商業組合杉並中野支部から調達する。【別冊・資料 168】

また、区内の被害状況を踏まえ、燃料給油に係る優先順位を検討して、庁内に周知する。

オ 人員及び救助物資等の輸送

人員及び救助物資等の輸送は、災対各部が各々の業務に従い、現地まで輸送する。

震災救援所運営連絡会員は、ボランティアと協力し、直接食料等集積地や備蓄倉庫等から救助物資等を調達する。

災害時要配慮者の救助物資ニーズに対応するため、ボランティアを活用して災害時要配慮者宅への物資を配送する。

カ 都への要請

協定締結団体やスクラム自治体から車両を確保した場合においても、所要車両数に不足を生じる場合には、都本部に応援又は配車のあっせんを要請する。

7 災害時緊急離着陸場候補地の確保

（1）災害時緊急離着陸場候補地の状況確認

道路閉塞や交通混雑の発生により、都からヘリコプターによる支援物資や人員の緊急輸送の決定を受けた場合、各ヘリコプター災害時緊急離着陸場候補地の安全性等を確認する。

（2）滞留している避難者等の誘導

ヘリコプター災害時緊急離着陸場候補地に多数の避難者、帰宅困難者等が滞留し、運用に支障が発生する可能性がある場合、避難者等を近隣の震災救援所、広域避難場所、一時滞在施設に誘導する。

（3）災害時緊急離着陸場の報告

安全性等を確保できたヘリコプター災害時緊急離着陸場候補地のうち、使用するヘリコプター災害時緊急離着陸場を決定し、都に報告する。

第2節 具体的な取組 【復旧対策】

1 多様なニーズへの対応	4 市場の流通確保、消費者への情報提供
2 炊き出し	5 支援物資の輸送
3 食料品、飲料水等の安全確保	

1 多様なニーズへの対応

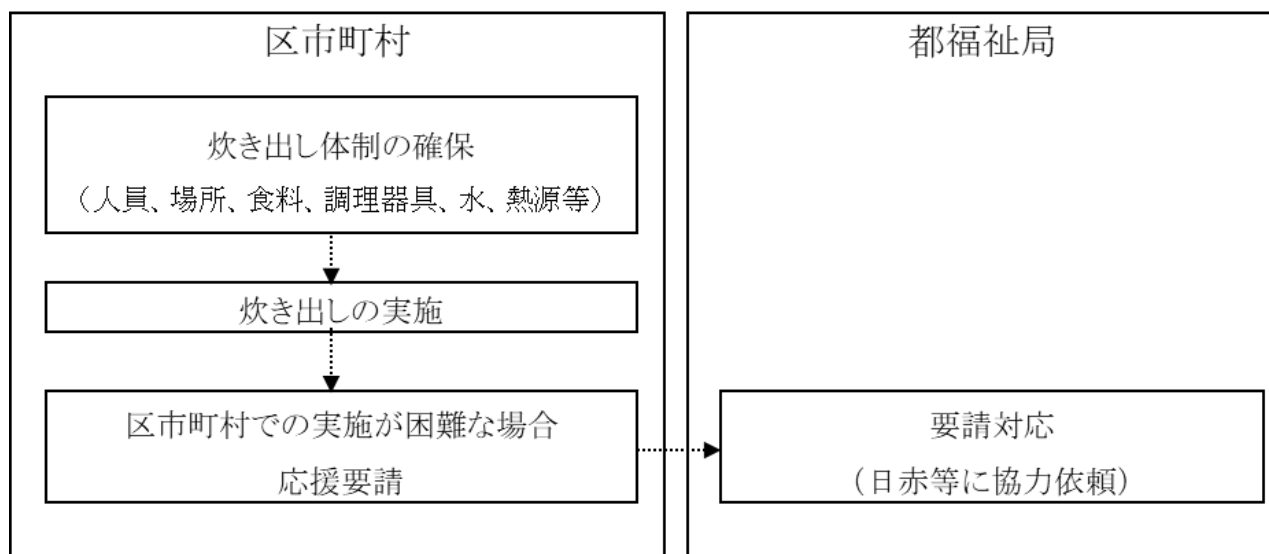
- ・被災地で求められる支援物資は、時間の経過とともに変化し、多様化すると考えられる。また、災害時要配慮者及び女性等の避難者の特性によって必要となる支援物資は異なる。
- ・ボランティアやNPO等と連携しながら、災害時要配慮者及び女性等の様々な避難者ニーズに対して、次の体制で対応していく。
 - 各救援隊本隊は、各震災救援所にて把握した避難者数及び支援物資ニーズ情報を収集し、救援部物資班に報告する。
 - 救援部物資班は、都を通じて全国の自治体に支援物資供給を要請するとともに、必要に応じて協定締結先やスクラム自治体等と連携して避難者ニーズに対応した支援物資を調達する。
- ・都は広域的見地から区市町村を補完するため、国、他道府県等からの支援物資の受入体制及び事業者からの調達体制を整えて、必要な支援物資の確保に努める。企業、団体からの大口の義援物資について、上記の体制の中で受入れを検討する。

2 炊き出し

- ・震災後およそ4日目以降、原則として米飯の炊き出しにより給食する。
- ・炊き出しは、災害時協定に基づき、東京都麺類協同組合杉並支部・荻窪支部の協力により実施する。【別冊・資料31、32】
- ・炊き出しに必要な炊飯器具は区が備蓄するものを使用し、燃料については、災害時協定に基づき、東京都LPガス協会城西支部の協力により供給を受ける。【別冊・資料169】
- ・ボランティアやNPO等と連携して、感染症対策を十分に講じながら、円滑な炊き出しの実施に努める。
- ・区は、被災者に対する炊き出し、その他による食料の給与が実施できないときは、炊き出し等について都に要請する。

機関名	対策内容
都福祉局	・区市町村長から炊き出しの要請に対応する。
区	・震災後およそ4日目以降、原則として米飯の炊き出しにより給食する。

【炊き出しの実施又は要請】



3 食料品、飲料水等の安全確保

災害時においては、水道の断水、家屋の浸水、汚水のいっ水等により、感染症がまん延するおそれがある。このため、被災地の家屋内外その他の場所を消毒するとともに、感染症患者を早期に発見するために、各種の検査、予防措置及び応急的救助を実施する必要がある。

防疫及び保健衛生について、必要な事項を定める。

3-1 防疫活動

区は、災害時において、震災救援所及び家屋の内外その他必要な場所の消毒、食品の衛生管理等を行い、感染症の発生防止及びまん延の予防策を講ずる。

(1) 防疫対策の体制

- ・医療救護部の衛生班に、防疫対策として衛生担当、感染症担当を編成する。
- ・炊き出し等の実施には、使い捨て手袋等の着用励行、支援物資の温度管理、消毒液の配布をはじめとした衛生管理指導体制を構築する。
- ・衛生班の中から「環境衛生指導班」を編成し、飲料水の消毒及び消毒効果の確認を行う。

(2) 衛生担当の活動

- ・震災救援所及び家屋内外等の消毒
- ・震災救援所におけるトイレや汚物集積所の清掃・消毒の指導等、生活衛生の確保
- ・被災者に対する食品・生活環境等の衛生指導
- ・震災救援所での飲料水の安全を確保するため、必要に応じて飲用に供する水の消毒を行う。それ以後の消毒について、消毒の確認を行うとともに、住民が自主的に消毒を行えるように消毒薬を配布し、消毒方法及び消毒の確認方法を住民に指導する。
- ・ライフライン復旧後、住民が給水設備の点検及び残留塩素濃度を確認し、飲用の可否等について、適正に周知する。

(3) 感染症の発生

- ・感染症が発生したときは、直ちに医療救護部及び区本部に通報する。また、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」等に基づく措置を講ずる。
- ・医療機関への搬送体制を整えるとともに、都保健医療局に通報する。

（4）協力要請

防疫活動の実施にあたり、区だけでは対応できないと認めるときは、東京都保健医療局又は杉並区医師会等に協力を要請するものとする。

3-2 防疫用機材等

初期防疫活動に使用するため、区は防疫用機材（エンジンスプレー及び手押式肩掛けスプレー）を備蓄する。また、防疫（消毒）用機材等で不足する場合には、杉並区薬剤師会に協力を求めて調達し、さらに不足する場合には、都保健医療局に要請する。

4 市場の流通確保、消費者への情報提供

（1）対策内容と役割分担

機関名	対策内容
区	・都と連携して、消費者に対し正確な情報提供を図る。
都中央卸売市場	・生鮮食料品価格の安定を図る。 ・広域輸送基地と本来の市場取引業務との適切な調整を図る。
都生活文化スポーツ局	・物資流通に係る情報を提供

（2）取組内容

区は、物資や流通に対する混乱を防止するため、関係機関からの情報収集や、都関係局等との連携により、物資の流通等に関する正確な情報を把握し、区民に対し提供する。

5 支援物資の輸送

（1）対策内容と役割分担

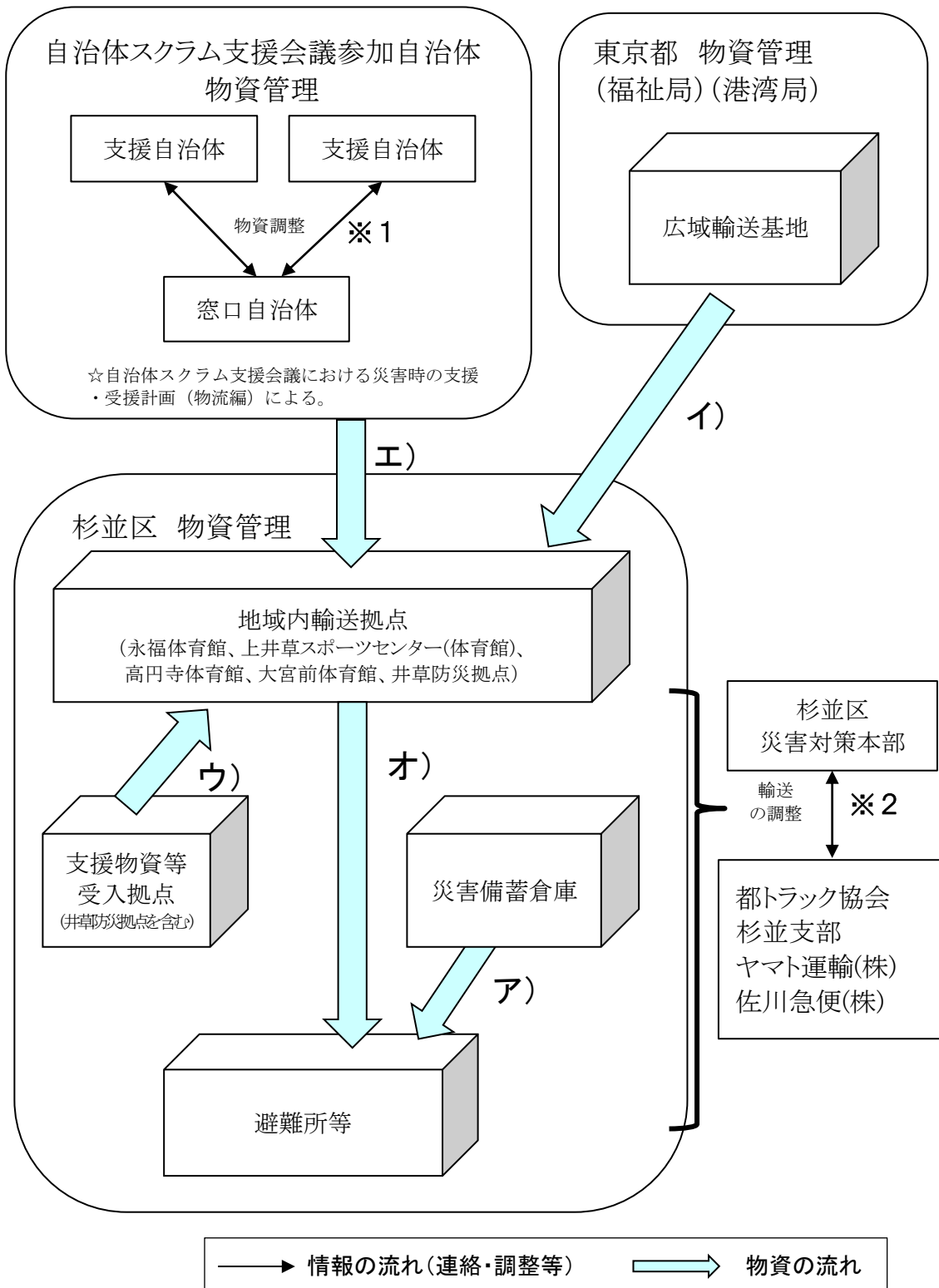
機関名	対策内容
区	・支援物資の輸送 ・支援物資等受入拠点、地域内輸送拠点における支援物資の荷受け・荷捌き、在庫管理・出荷調整・需給ニーズ調整や防災倉庫での備蓄物資管理 ・物資の管理・受領・仕分け・配分 ・都災害対策本部、他府県、スクラム自治体との連絡調整
都福祉局	・調達した物資、国・他道府県等から陸上輸送による応援物資等を、区市町村の指定する地域内輸送拠点に輸送
都生活文化スポーツ局 都産業労働局 都中央卸売市場	・調達した物資を、広域輸送基地又は区市町村の指定する地域内輸送拠点まで輸送
都本部	・調達した物資、国・他道府県等から陸上輸送による応援物資等を、区市町村の指定する地域内輸送拠点に輸送 ・国・他道府県等からの支援物資で滞留の可能性のある物資の一時保管をする。

（2）取組内容

救援部物資班は、地域内輸送拠点を指定し、都福祉局に報告する。また、道路等の被害状況の情報を災対総務部と共有しながら、支援物資の輸送調整を行う。輸送経路図は次ページのとおり。

支援物資の仕分け、受入れ等は、区災害対策本部救援部物資班及び救援隊本隊が中心となり行うが、災害規模の拡大等により人員の不足が生じる場合には、受援班の指示に基づき、他の災対各部の応援要請、他自治体からの応援及び防災市民組織、ボランティア等の協力によって対応する。

図表：輸送経路図



※1 スクラム自治体のなかで、窓口となる自治体が支援物資の調達調整を行い、情報の一元化を図る。(自治体スクラム支援会議における災害時の受援・支援計画による。)

※2 杉並区災害対策本部救援部物資班は、東京都トラック協会杉並支部、ヤマト運輸(株)、佐川急便(株)に支援物資輸送の要請を行う。東京都トラック協会杉並支部、ヤマト運輸(株)、佐川急便(株)は、連絡調整を行い、配車車両を確保する。

- ア) 災害備蓄倉庫から震災救援所等に備蓄物資を搬送する場合、各震災救援所運営連絡会が、避難者の中から募ったボランティアの協力のもと行う。また、必要に応じて救援隊本隊へ応援を求める。
- イ) 国、都、他府県からの支援物資は、原則、都福祉局が地域内輸送拠点まで輸送する。地域内輸送拠点にて支援物資を受け入れる際には、受取りや配分作業に係る要員の確保が必要となる。そのため、区災害対策本部救援部は、必要に応じて人員の確保を行う。
- ウ) 区災害対策本部救援部は、ヘリコプター災害時緊急離着陸場候補地の中から指定される支援物資等受入拠点において、支援物資を受け入れた場合は、東京都トラック協会杉並支部、ヤマト運輸（株）、佐川急便（株）の協力のもと地域内輸送拠点に支援物資を輸送する。なお、支援物資等受入拠点、地域内輸送拠点において支援物資を受け入れる際には、受取、配分作業に係る要員の確保が必要となる。そのため、区災害対策本部救援部は、必要に応じて人員を確保する。
- エ) 自治体スクラム支援会議参加自治体からの支援物資については、原則、支援側の自治体が地域内輸送拠点及び震災救援所等に輸送を行う。
- オ) 区災害対策本部救援部物資班及び救援隊本隊は、東京都トラック協会杉並支部、ヤマト運輸（株）、佐川急便（株）の協力のもと地域内輸送拠点から震災救援所等へ支援物資の輸送を行う。なお、震災救援所等にて支援物資を受け入れる際には、受取や配分作業に係る要員の確保が必要となる。受入れは、各震災救援所運営連絡会を中心に行い、必要に応じて避難者の協力を得て人員を確保する。
- カ) 災害時要配慮者の支援物資ニーズに対応するため、各震災救援所運営連絡会は必要に応じてボランティアを活用して災害時要配慮者宅への支援物資を配送する。

震災編 第1部 施策ごとの具体的計画（応急・復旧計画）
第9章 物流・備蓄・輸送対策の推進
第2節 具体的な取組 【復旧対策】

第10章 放射性物質対策

第1節 具体的な取組 【応急対策】

1 情報連絡体制	3 放射線等使用施設の応急措置
2 区民への情報提供等	4 核燃料物質輸送車両等の応急対策

1 情報連絡体制

(1) 対策内容と役割分担

放射性物質等による影響が生じた際に、円滑かつ的確に対応できる区の体制を整備する。

機関名	対策内容
区	(仮称)放射能対策チームを設置する。

(2) 取組内容

ア 区災害対策本部を設置する場合

区災害対策本部の下に、区関係で構成する(仮称)放射能対策チーム(以下、「対策チーム」という。)を設置する。

対策チームでは、各部課が連携した対応策を実施するため、被害情報等の情報の共有化や必要な連絡調整を行う。

(仮称)放射能対策チームの構成(案)

- ・環境部 ・杉並保健所 ・危機管理室
 - ・政策経営部 ・総務部 ・区民生活部 ・保健福祉部 ・高齢者担当部 ・子ども家庭担当部
 - ・都市整備部 ・教育委員会事務局
- 上記から必要に応じて招集

イ 区災害対策本部を設置しない場合

危機管理対策会議の下に、放射能対策部会を設置する。
 機能は上記対策チームと同様とする。

2 区民への情報提供等

(1) 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
区	空間放射線量率や放射性物質の測定・検査と、内容・結果の公表
都総務局 政策企画局	正確な情報提供・広報
都環境局	大気環境測定局で得られた気象データの提供 都内区市町村等と連携し、焼却施設等の放射能濃度等の測定データを収集
都保健医療局	被ばく線量の測定等に関する医療情報の提供 保健所において被ばく線量等の測定 空間放射線率や流通食品等の放射性物質の測定と結果の公表
都産業労働局	都内産農林水産物等の放射性物質検査
都中央卸売市場	出荷が制限・自粛された食品の流通を防止

機関名	対策内容
都水道局	浄水場原水・浄水等の放射性物質の測定及び情報提供
都下水道局	下水汚泥焼却灰及び混練灰に含まれる放射能濃度の測定、情報提供

（２）取組内容

《区》

- ・放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないという原子力災害の特殊性を考慮し、緊急時における区民の心理的動揺あるいは混乱を抑え、原子力災害による影響をできる限り少なくするため、区民に対する情報提供・広報を迅速かつ的確に行う。
- ・情報提供にあたっては、情報の発信源を明確にするとともに、できるだけ専門用語や曖昧な表現は避け、理解しやすく誤解を招かない表現を用いる。利用可能な様々な情報伝達手段を活用し、繰り返し広報するよう努める。
- ・東日本大震災の経験から、異常発生時あるいはおそれのある場合には、防災行政無線、防災・防犯情報メール配信サービス、区公式ホームページ、広報車等を活用して迅速に情報を伝達する。
- ・事故発生直後からは通常の空間放射線量率のモニタリング測定の頻度を適宜引き上げる対応をしていき、結果を公表する。
- ・国や東京都の情報を迅速に提供する。

3 放射線等使用施設の応急措置

（１）対策内容と役割分担

機関名	対策内容
区	関係機関と連絡を密にし、必要に応じ、住民に対する避難指示等の措置を実施
消防署	放射性物質の露出、流出による人命危険の排除を図ることを主眼とし、使用者に必要な措置をとるよう要請 事故の状況に応じ、必要な措置を実施
都保健医療局	RI 使用医療施設での被害が発生した場合、RI 管理測定班を編成し、必要な措置を実施

（２）取組内容

《消防署》

消防署は、放射性物質の露出、流出による人命危険の排除を図ることを主眼とし、次の各措置ができるよう取扱者を指導する。また、災害応急活動を「第4章1節 具体的な取組【応急対策】2 消火・救助・救急活動」により対処する。

- ・施設の破壊による放射線源の露出、流出の防止を図るための緊急措置
- ・放射線源の露出、流出に伴う危険区域の設定及び被害の拡大防止、人命安全に関する応急措置

《都保健医療局》

都保健医療局は、RI 使用病院での被害が発生した場合、当該施設から応援要請があった場合、RI 管理測定班を編成して、警戒区域外における放射線の測定、当該医療機関における、入院患者等の安全性の確保並びに当該患者等の放射線不安への対応を行う。

《区》

関係機関と連絡を密にし、事故時には必要に応じて、次の措置を実施する。

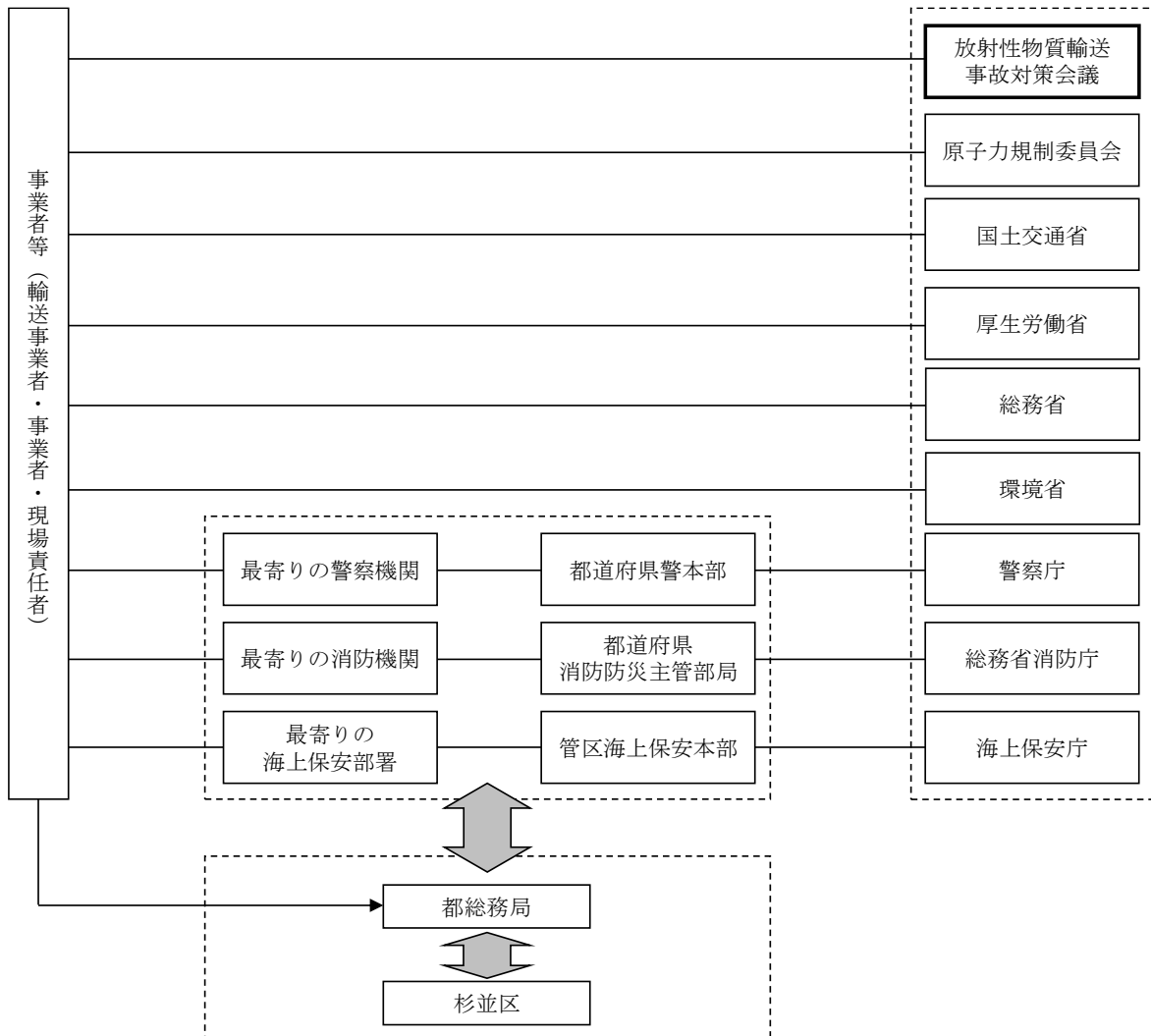
- ・住民に対する避難指示等
- ・住民の避難誘導
- ・震災救援所の開設、避難住民の保護
- ・情報提供、関係機関との連絡

4 核燃料物質輸送車両等の応急対策

(1) 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
区	関係機関と連絡を密にし、必要に応じ、住民に対する避難指示等の措置を実施
原子力規制委員会 経済産業省 国土交通省 警察庁 総務省消防庁 海上保安庁	放射性物質輸送事故対策会議の開催 派遣係官及び専門家の対応
警視庁	事故の状況把握及び都民等に対する広報 施設管理者等に対し、被害拡大等防止の応急措置を指示 関係機関と連携を密にし、事故の状況に応じた交通規制、警戒区域の設定、救助活動等必要な措置
東京消防庁	事故の通報を受けた旨を都総務局に通報 事故の状況に応じ、火災の消火、延焼の防止、警戒区域の設定、救助、救急等に関する必要な措置を実施
都総務局	事故の通報を受け、直ちに関係機関に連絡 国への専門家の派遣要請や住民の避難等の措置
第三管区海上保安本部	事故の状況に応じ、原子力事業者等と協力して、現場海域への立入制限、人命救助等に関する必要な措置を実施 都知事からの要請を受け、動員されたモニタリング要員等を搭載しての海上モニタリングの支援
事業者等	関係機関への通報等、応急の措置を実施 警察官等の到着後は、情報を提供し、指示に従い適切な措置を実施

(2) 業務手順



(3) 取組内容

《区》

関係機関と連絡を密にし、事故時には必要に応じて、次の措置を実施する。

- ・住民に対する避難指示
- ・住民の避難誘導
- ・震災救援所の開設、避難住民の保護
- ・情報提供、関係機関との連絡

《原子力規制委員会》《国土交通省》《厚生労働省》
 《総務省》《環境省》《警察庁》《総務省消防庁》《海上保安庁》

- ・核燃料物質の輸送中に事故が発生した場合、速やかに関係省庁による「放射性物質輸送事故対策会議」を開催し、次の事項に関して、連絡・調整を行う。
 - 事故情報の収集、整理及び分析
 - 関係省庁の講ずべき措置
 - 係官及び専門家の現地派遣
 - 対外発表
 - その他必要な事項
- ・関係省庁は、核燃料物質の輸送中に事故が発生した場合、現地に係官及び専門家を派遣する。
- ・係官は、事故の状況把握に努め、警察官、海上保安官又は消防吏員に対する助言を行うとともに、関係省庁との連絡を密にしつつ、事業者等に対する指示等必要な措置を実施する。
- ・専門家は、関係省庁の求めに応じて必要な助言を行う。

《警視庁》

- ・事故の状況把握に努めるとともに、把握した事故の概要、被害状況等について都民等に対する広報を行う。
- ・施設管理者、運行管理者に対し、災害の発生及び被害の拡大を防止する応急措置を指示する。
- ・関係機関と連携を密にし、事故の状況に応じた交通規制、警戒区域の設定、救助活動等必要な措置を行う。

《東京消防庁》

事故の通報を受けた場合、直ちにその旨を都総務局に通報するとともに、事故の状況把握に努め、事故の状況に応じて、火災の消火、延焼の防止、警戒区域の設定、救助、救急等に関する必要な措置を実施する。

《都総務局》

事故の通報を受けた場合、都の窓口として、直ちに区市町村をはじめ関係機関に連絡するとともに、国とも連携を密にし、専門家の派遣要請や住民の避難等必要な措置を講ずる。

《第三管区海上保安本部》

- ・事故の通報を受けた場合、事故の状況把握に努めるとともに、事故の状況に応じ、原子力事業者と協力して、現場海域への立入制限、人命救助等に関する必要な措置を実施する。また、措置を実施するために必要な体制を整備する。
- ・海上におけるモニタリングに関し、都知事から第三管区海上保安本部長に対し、要請が行われたときは、巡視船艇等を出動させ、現地に動員されたモニタリング要員及び機材を搭載のうえ、モニタリングのための海上行動に関し必要な支援を行う。

《事業者等》

- ・事故発生後直ちに、関係機関への通報、人命救助、立入制限等事故の状況に応じた応急の措置を講ずる。
- ・警察官、海上保安官又は消防吏員の到着後は、必要な情報を提供し、その指示に従い適切な措置をとる。

第2節 具体的な取組 【復旧対策】

1 保健医療活動	3 風評被害への対応
2 放射性物質への対応	

1 保健医療活動

（1）対策内容と役割分担

機関名	対策内容
区	健康相談に関する窓口の設置 外部被ばく線量等の測定
都保健医療局 東京都立病院機構	健康相談に関する窓口の設置等 要請に基づき、要請に基づき、保健所、都立病院において外部被ばく線量等の測定

（2）取組内容

《区》

- ・健康相談に関する窓口を設置する。
- ・住民の求めに応じ、公立病院、保健所において外部被ばく線量等の測定等を実施する。

2 放射性物質への対応

（1）対策内容と役割分担

機関名	対策内容
区 都各局	放射性物質の除去等の必要性を検討し、必要に応じて対応を行う。

（2）取組内容

- ・東日本大震災における区の実施した結果及び放射性物質による環境汚染に関する国の対処方針や都内の状況等を踏まえ、除去対策等の必要性を検討し、杉並区放射性物質除去マニュアルを活用するなど、必要に応じて対応を行う。
- ・緊急モニタリングの結果により、校庭・園庭及びグラウンド等のある区立施設の汚染状況を確認する。また、区立施設で放射性物質の溜まりやすい箇所を抽出し、測定を行う。
- ・杉並区放射性物質除去マニュアルの除去相当数値の場合は、除去対応を行う。

3 風評被害への対応

（1）対策内容と役割分担

風評等により農作物の産地に経済的な被害が生じる。このような風評被害を防ぐために、正しい情報を把握し発信する。

（2）取組内容

- ・定期的な空間放射線量率のモニタリング測定や、保育園・学校給食等の検査を実施して結果を公表するなど、迅速かつ的確な情報提供を行い、区民の不安除去に努める。
- ・国や東京都の情報を迅速に提供する。

第11章 住民の生活の早期再建

第1節 具体的な取組 【応急対策】

1 被災住宅等の応急危険度判定	7 応急育成
2 被災宅地の危険度判定	8 災害遺児等の一時的保護
3 地域被害概況把握	9 トイレの確保及びし尿処理
4 義援金の募集検討及び決定	10 ごみ処理
5 応急教育	11 災害廃棄物処理
6 応急保育	12 災害救助法等の適用

1 被災住宅等の応急危険度判定

（1）対策内容と役割分担

地震によって建築物が被害を受けた場合、被災した建築物の所有者や居住者は、その建築物の安全性について自ら判断できる保証はなく、多くの区民が余震等によって二次災害のおそれに直面することになる。このため、できる限り速やかに、被災した建築物の倒壊等の危険の有無を建築の専門技術者によって判断する必要がある。

そこで、災害対策本部内に区職員（建築職）や外部協力員を中心とした応急危険度判定班を編成し、「杉並区被災建築物応急危険度判定実施本部業務マニュアル」をもとに、住宅等の応急危険度判定を行う。なお、対象となる建築物は、民間住宅であり、社会公共施設等として応急危険度判定を行う公的住宅を除くものとする。

機関名	対策内容
区	・余震等による二次的災害を回避するため、被災建物・構造物の応急危険度判定を早急に行い、安全性を確認する。
都都市整備局	・区に対する支援を効果的に行うため、都本部の下に被災建築物応急危険度判定支援本部を設置する。 ・知事は、区長が判定の実施を決定した場合には、東京都防災ボランティア要綱に基づいて登録した建築物の応急危険度判定員の出動要請等、必要な支援を行う。

（2）取組内容

ア 応急危険度判定班の設置

区は、応急危険度判定を迅速かつ的確に実施するために、災対都市整備部に応急危険度判定班を設置する。

イ 応急危険度判定員の出動要請

区は、災害により被災した建築物の被害状況を把握し、応急危険度判定作業を行う概ねの調査区域、建築物の棟数、必要な応急危険度判定員の人数等を決定し、区内に在住・在勤する応急危険度判定員に対し、出動要請をする。さらに、都に対し、区外からの応急危険度判定員の支援を要請する。なお、災害発生後の被害情報が乏しい場合は、防災関係機関や区民等から情報を収集し、被害状況の把握に努める。

ウ 応急危険度判定員のコーディネート

区は、応急危険度判定員に対し、判定作業の説明、判定作業に必要な備品の支給、判定作業中の交通手段の確保、判定作業中の連絡体制の確立、宿泊・食事の世話等、応急危険度判定作業が円滑かつ効率的に行われるよう努める。また、災害時を想定したコーディネーター研修及び訓練を実施する。

エ 応急危険度判定作業

応急危険度判定員は、被災した建築物の調査を行い、建築物の危険度の度合いを示す「危険」、「要注意」、「調査済」のいずれかの判定シールを調査建築物に明示する。

対象建築物は、専用住宅や共同住宅等の建築物で、判定に必要な資機材は常時確保しておく。

オ 調査結果の報告

区は、応急危険度判定の調査結果をまとめ、国、都、他の自治体及び関係機関に報告する。

2 被災宅地の危険度判定

- ・ 災対都市整備部は、大地震等の発生後に、被害に関する情報に基づき、必要に応じて、宅地⁴の危険度判定を実施する。
- ・ 区長は、宅地危険度判定のため、必要に応じて宅地判定士の派遣等の支援を都知事に要請することができる。宅地危険度判定士は、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、危険度判定を行い、二次災害を軽減・防止し住民の安全の確保を図る。

3 地域被害概況把握

（1）対策内容と役割分担

機関名	対策内容
区	・ 建物の被害概況について情報収集を行い、都本部に報告
消防署	・ 区と調整し、火災による被害状況調査
都	・ 都内の被害概況情報を区へ提供

（2）取組内容

地域ごとの被害概況を把握し、復興基本方針の策定や都市復興における被害状況図、家屋被害台帳の作成等に活用する。また、住宅の供給量の把握や効率的な住家被害認定調査、り災証明書の発行をするための情報とする。

ア 被害状況の把握

災害対策本部や関係機関からの情報共有、テレビ・ラジオの報道及びインターネット等の情報収集により総合的に判断し、区内地域ごとの被害概況を把握する。

イ 報告の実施

区内地域ごとの被害概況について得られた結果を必要に応じて都本部に報告する。

⁴ 宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第2条第1号に規定する宅地（農地、採草放牧地及び森林並びに道路、公園、河川その他公共の用に供する施設の用に供せられている土地以外の土地）のうち、住居である建築物の敷地及び危険度判定の必要を認める建築物の敷地並びにこれらに被害を及ぼすおそれのある土地が対象となる。

4 義援金の募集検討及び決定

（1）対策内容と役割分担

機関名	対策内容
区	・義援金の募集を行うか否かを検討し、決定する。 ・義援金の募集・受付に関して、都、日本赤十字社、関係機関等と情報を共有する。
都総務局 都福祉局	・区の義援金の募集・受付状況等を把握 ・義援金の募集・受付に関して、区、日本赤十字社、関係機関等と情報を共有する。
日本赤十字社	・募集を行うか否かを都、区、関係機関と検討し決定する。 ・受付に関して情報を共有する。

（2）取組内容

都、区、日赤東京都支部等各機関は、被害の状況を勘案して、義援金の募集を行うか否かを検討し、決定する。

ア 義援金の募集検討及び決定

- ・区は、義援金の募集について、実施是非を検討し、必要に応じて義援金の募集を決定する。
- ・義援金の募集を決定した場合、義援金の受付窓口を開設し、災対総務部義援金班で直接義援金を受け付けるほか、銀行等に災対総務部長名義の普通預金口座を開設し、振込による義援金の受付を開始する。

イ 義援金の募集等に関する情報共有

区は、都総務局、都福祉局、日赤東京都支部等と義援金の募集や受付状況の情報を共有する。

5 応急教育

災害時における区立子供園、小中学校、特別支援学校（以下「学校等」という。）の園児、児童、生徒（以下、「児童・生徒等」という。）の生命及び身体の安全並びに教育活動の確保を図るため、学校等における災害予防、応急対策等について万全を期する必要がある。

このため、学校等は、区教育委員会が策定した区立学校等防災体制基本方針（以下「基本方針」という。）、杉並区立学校標準防災マニュアル（以下「マニュアル」という。）及び杉並区立学校（園）における震災時対応及び防災対策の指針（以下「指針」という。）に基づき、応急教育に関する計画を作成するものとする。

これら応急教育について基本方針、マニュアル及び指針に基づき、必要な事項を定める。

（1）災害時の態勢

- ア 学校長は直ちに授業（保育）を打ち切り、各学校で策定した対応計画・マニュアル（防災訓練時の取り決め・約束）等に従って、幼児・児童・生徒及び教職員の安全確保を図るための危険回避対応等を迅速かつ適切にとる。また、直ちに校（園）長の指揮の下、「対策本部」を立ち上げ、組織的な緊急対応を開始する。なお、日頃から、管理職不在時の代行者とその動き、連絡方法については、全教職員で共通理解を図っておく。

- イ 幼児・児童・生徒の下校方法については、既に下校してしまっている児童・生徒の把握、保護者、学童クラブとの連携に努めるとともに、幼児・児童・生徒を帰宅させるにあたっては、集団下校等ではなく、保護者又は緊急引き取り者への「引き渡し」を原則とする。また、自宅に家族が不在の場合は、保護者に引き渡すまで、学校（園）に預かり続けるとともに、繰り返し、勤務先や緊急連絡先等に電話等する。
- ウ 学校長は児童・生徒の安全確保を最優先に考え、併せて一般区民の震災救援所としての役割も考慮し、マニュアルに基づき各学校の実態に即した対応計画により適切な指示を与える。
- エ 学校長は、学校防災委員長として、学校防災委員会を円滑に運営し、地域の防災市民組織と協力して、震災救援所の業務を支援する。
- オ 教職員の震災救援所への支援は、概ね発災後1週間程度とし、震災救援所の活動が軌道に乗り教育活動の再開に向けて準備が整ったときは、教職員は、震災救援所従事職員等との連携により学校再開の組織づくりを行い、早期の教育活動の再開を目指す。

（2）災害復旧時の態勢

- ア 学校長は、教育活動の再開に向けて準備ができる体制が整ったときは、以下により教育活動の再開を目指す。
 - ・児童・生徒の被災状況、避難先を把握する。
 - ・教科書や学用品等の被害状況を把握する。
※上記事項を教育委員会に報告し、教育活動の再開について協議する。
 - ・施設・設備の応急補修及び衛生点検を行う。
 - ・教室等を確保する。
 - ・事前に作成した応急教育計画を被災状況により見直し、現状に適した臨時教育課程・時間割り等を作成する。
 - ・通学路の安全を確保する。
 - ・児童・生徒の心のケアに十分配慮し、健康・安全教育、生活指導に重点を置いた教育内容とする。
- イ 区教育委員会は、被災学校ごとに担当職員、指導主事を定め、応急教育に関する情報及び指令の伝達について万全を期する。
- ウ 学校長は、区教育委員会と協議のうえ、学校の実情に応じて授業再開時期を決定し、保護者に対して、掲示・チラシ等を通じて周知する。

（3）教材、学用品の調達及び支給

ア 支給の対象

災害救助法が適用された災害により住家に被害を受け、教科書等の教材、学用品を喪失又はき損し、就学上支障のある児童・生徒（私立学校含む。）に対し、被害の実情に応じ教材及び学用品を支給する。なお、災害救助法に基づく救助の程度・方法及び期間については、内閣総理大臣が定める基準に基づき知事が定める。

イ 支給の期間

災害発生の日から教科書等については1か月以内、学用品については15日以内とする。ただし、交通、通信等の途絶により調達及び輸送の困難が予想される場合には、内閣総理大臣の承認を受け必要な期間を延長する。

ウ 支給の方法

特別な場合を除き、区教育委員会が学校長の協力を受け、調達から配分までを実施する。

エ 費用の限度額

災害救助法の給与基準に定めるところによる。

6 応急保育

（1）災害時の態勢

- ア 保育園長・子供園長は、状況に応じて適切な緊急避難の措置を講ずる。残留園児がいる場合は保護者が引き取りに来るまで、保育園・子供園職員が保護する。
- イ 保育園長・子供園長は、災害の規模、園児、職員及び施設設備等の被害状況を把握するとともに、子ども家庭部保育課（区に災害対策本部が設置された場合は本部。以下同じ）に連絡し、職員を指揮し災害対策を実施して保育園の管理等必要な措置を講ずる。
- ウ 保育園長・子供園長は、災害の規模に応じて、臨時の編成を行う等、災害状況と合致するよう速やかに調整する。
- エ 保育園長・子供園長は、本部の指示に従い、保育園・子供園の復旧に努める。
- オ 保育園長・子供園長は、平常保育に戻るときは、その時期を速やかに保護者に連絡する。

（2）応急保育終了後の保育

震災の復旧・復興に伴い、通常保育が開始された時点で応急保育は終了するものとする。

なお、震災救援所又は各区立保育園・子供園における応急保育が終了した後、引き続き保育が必要な未就学児童のうち、区立保育園・子供園在園児以外の児童については、必要に応じて緊急一時保育等の既存事業で対応する。また、緊急一時保育等の保育期間を超える保育が必要な場合は、保育園・子供園の入所申込を勧める。この場合、定員の弾力化等の措置も考慮し、可能な限り保育園・子供園で受入れを行うものとする。

7 応急育成

（1）災害時の態勢

- ア 施設長は、状況に応じて適切な緊急避難の措置を講ずる。
- イ 残留学童クラブ出席児童がいる場合は、保護者が引き取りに来るまで学童クラブ職員が保護する。また、一般来館児童についても「児童館危機管理マニュアル」に従い適切な措置を講ずる。
- ウ 施設長は、災害の規模、児童・職員及び施設設備の被害状況を把握するとともに、子ども家庭部児童青少年課（区に災害対策本部が設置された場合は本部。以下同じ）に連絡し、職員を指揮し災害対策を実施して、児童館、子ども・子育てプラザ、学童クラブの管理等必要な措置を講ずる。
- エ 施設長は、災害の規模に応じて臨時の編成を行う等、災害状況と合致するよう速やかに調整する。

オ 施設長は、災害対策本部や子ども家庭部児童青少年課の指示に従い、児童館、子ども・子育てプラザ、学童クラブの復旧に努める。

カ 施設長は、児童館、子ども・子育てプラザ、学童クラブが通常運営又は通常育成に戻るときは、その時期を速やかに利用者又は保護者に連絡する。

（2）応急育成終了後の育成

震災の復旧・復興に伴い、通常育成が開始された時点で応急育成は終了する。なお、震災救援所又は学童クラブにおける応急育成が終了した後、引き続き育成が必要な児童のうち、学童クラブ在籍児以外の児童については、必要に応じて緊急一時保護入会等の既存事業で対応する。また、緊急一時保護入会等の期間を超える場合は、学童クラブへの入会申請を勧める。この場合、定員の弾力化等の措置も考慮し、可能な限り受入れを行うものとする。

8 災害遺児等の一時的保護

災害により保護者が死亡又は行方不明等となり、身寄りのなくなった乳幼児及び児童の身体の安全を確保するため、震災救援所及び第二次救援所で一時的な保護を行う。

（1）災害遺児等の受入れ

ア 災害遺児等は、まず震災救援所で受け入れる。第二次救援所が開設された後は第二次救援所において保護する。ただし、救援部長は第二次救援所開設前に救援隊本隊（地域区民センター）への移送を決定することができる。

イ 第二次救援所への移送にあたっては、本人の意志等も十分尊重する。

ウ 第二次救援所の場所及び管理・運営については、「第1部第8章」のとおりである。

（2）保護の期間

災害遺児等を保護する期間は一時的なものとし、速やかに福祉事務所及び児童相談所等の連携により決定した受入先に災害対策本部を通じて引き継ぐものとする。

9 トイレの確保及びし尿処理

（1）対策内容と役割分担

機関名	対策内容
区	<ul style="list-style-type: none">・発災後3日目までは、し尿収集車による収集を要しない災害用トイレ、震災救援所等のトイレを活用・断水した場合には、学校のプール、防災用井戸等を活用し、災害用トイレで必要となる生活用水を使用・し尿処理計画に基づき搬入処理を実施・車両、作業員の不足に備え、都及び覚書を締結した民間事業所に車両、作業員の提供を要請
都下水道局	<ul style="list-style-type: none">・水再生センターや下水道幹線におけるし尿受入用マンホールでの、し尿の受入れ・処理

(2) 取組内容

ア し尿発生量の推計

被害状況と震災救援所等の防災拠点の開設状況及び災害用マンホールトイレの設置状況を把握し、避難者数等からし尿の発生量を推計する。

イ 災害用トイレの活用

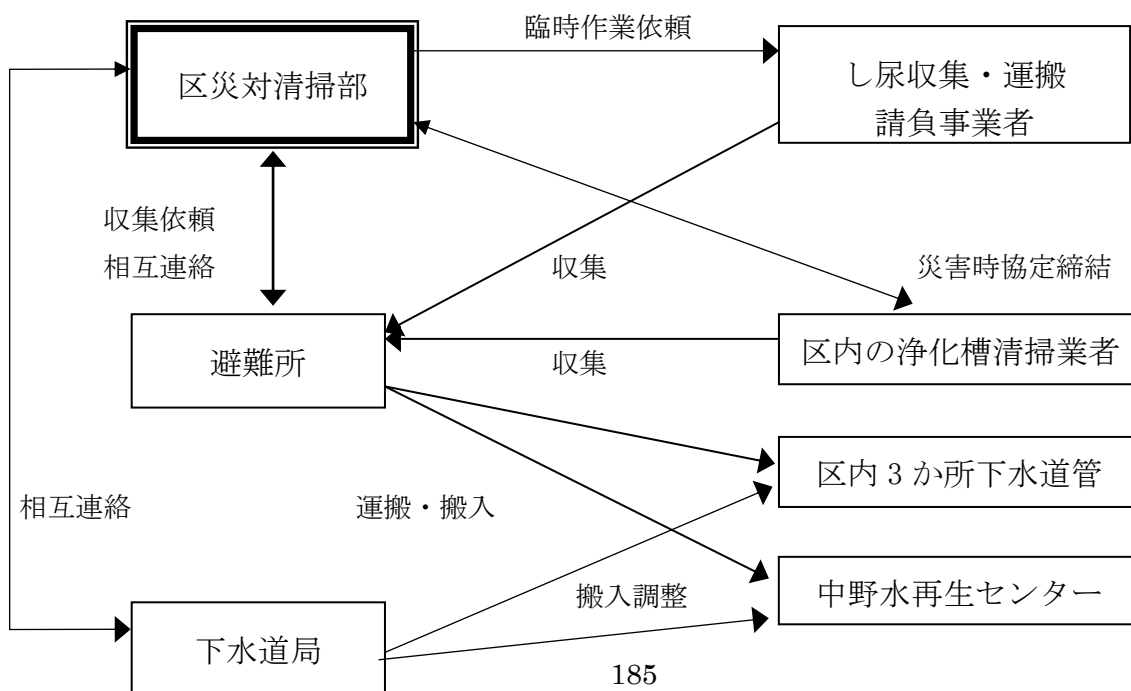
- ・災害用トイレで使用した収便袋は、区が所有する直営車両と委託事業者の車両等を用い、収集する。なお、作業員・車両が不足した場合は、都、他府県自治体、協定を締結している民間事業者等から確保する。
- ・下水道管きよに被害がなければ、震災救援所等の防災拠点に指定された施設のトイレも活用する。なお、断水時には、防災井戸や学校のプール等で確保した水を使用する。また、震災救援所に備蓄されている簡易トイレ、ペール缶トイレ、洋式便器セット、災害用マンホールトイレを活用する。
- ・西荻地域区民センター、阿佐谷地域区民センター及び高円寺地域区民センターに配置されている災害用マンホールトイレについては、被災状況や地域区民センター内のトイレの使用状況に応じて、各救援隊本隊を中心に設置・運営を行う。
- ・区立柏の宮公園、都立和田堀公園、区立桃井原っぱ公園、区立下高井戸おおぞら公園、区立馬橋公園及び都立高井戸公園に配置されている災害用マンホールトイレについては、被災状況や震災救援所のトイレの使用状況に応じて、各救援隊本隊を中心に設置・運営を行う。

ウ 搬入処理が必要なし尿について

- ・区は、汲み取りを必要とする仮設トイレ等の位置を把握し、協定事業者等から収集車両と作業員の確保を図り、し尿の収集の臨時作業を依頼する。なお、収集・運搬請負業者等での収集のみでは対応できない場合、都に応援を要請する。
- ・区は、搬入処理が必要なし尿については、都下水道局との覚書に基づき、以下の活動体制のもとに中野水再生センター及び主要管きよの指定マンホールへの搬入・処理を実施する。

【別冊・資料 180】

【活動体制】



10 ごみ処理

(1) 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
区	・災害のために発生した被災地のごみの発生推定量を算出、集積場所の決定等、ごみ処理計画を速やかに策定し、ごみを迅速かつ適切に処理
都環境局	・広域的な支援要請等を実施 ・災害廃棄物処理に関して、国と国庫補助等の調整
都総務局	・都災害対策本部のもと、災害廃棄物処理のほか応急対策全般に関する調整 ・環境局と連携し、ごみ処理対策に関して広域的に協議

(2) 取組内容

ア ごみ発生量の推計及び収集

被災状況や震災救援所等の開設状況等からごみの発生量を推計し、区が所有する直営車両と委託事業者の車両等を用い、ごみを収集する。なお、作業員・車両が不足した場合は、都、他府県自治体、協定を締結している民間事業者等から確保する。

イ ごみの排出場所

各ごみの排出場所は、次のとおりである。

なお、処理施設や道路等の被災状況により排出場所の変更を検討する。

排出場所	排出するごみの種類
応急集積場所	家屋の片づけにより発生する廃家電・粗大ごみ等
通常のごみ集積所	生活ごみ（災害時に排出される割れたガラス食器類等、通常生活で排出されるごみを含む）
震災救援所	避難所ごみ

ウ 区民への周知

不燃ごみや資源等、衛生面に支障のないごみについては、家庭で保管するよう区民に対して協力を要請するとともに、ごみを排出する際の分別の徹底を呼びかける。

11 災害廃棄物処理

(1) 対策内容と役割分担

被災地の応急対策を円滑に実施するとともに、最終処分量の削減を図るため、区は、関係機関と調整を図り、がれきの再利用、適正処理を図る。

機関名	対策内容
区	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災対都市整備部内に「がれき対策班」を設置し、区災害廃棄物処理計画に沿って対応 ・ 所管区域内の被災状況を確認し、災害廃棄物の発生推定量を算出し、災害廃棄物処理実行計画を策定 ・ 被災状況を都に報告し、必要に応じて応援を要請 ・ 円滑な災害廃棄物処理の実施のため、ボランティアやNPO等と連携
都環境局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「東京都災害廃棄物対策本部（仮称）」を設置し、関係各局及び区市町村から被災状況等に関する情報を収集、把握 ・ 区市町村の要請に応じて、広域的支援を国や他府県に要請
都建設局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急道路障害物除去路線上の障害物や災害廃棄物の道路障害物除去作業を実施、関係各局に報告
都総務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都災害対策本部のもと、応急対策全般に関する調整 ・ 環境局、建設局等と連携し、災害廃棄物処理対策に関して協議

ア 災害救助法適用前

- ・ 区長が除去の必要を認めたものを対象として、区が実施する。
- ・ 実施方法は、半壊住家のうち、急を要するものを選定して実施する。

イ 災害救助法適用後

- ・ 区は、除去対象戸数及び所在を調査し、都に報告する。
- ・ 都は、区からの報告に基づき、実施順位、除去物の集積地を定め実施する。使用資材等は、第一的には、区保有のものを使用し実施する。労力、機械等が不足の場合は、都に要請し、隣接区市町村からの派遣を求め、さらに不足の場合は、東京建設業協会から資器材、労力等の提供を求める。

(2) 取組内容

ア がれき対策班の設置

発災後、区は災対都市整備部内に「がれき対策班」を設置し、災対清掃部と連携して都との連携活動体制の確立を図る。

イ 災害廃棄物処理基本方針及び災害廃棄物処理実行計画の策定

国の指針に基づき、区内の被害状況及び災害廃棄物発生状況等を踏まえ、災害廃棄物処理基本方針及び災害廃棄物処理実行計画を速やかに策定する。

ウ 応急集積場所、一次仮置場の設置

- ・ 区内の被害棟数から、がれきの発生量を推計し、関係課と調整のうえ、あらかじめ選定した候補地から決定し、応急集積場所、一次仮置場を設置する。

- ・ 応急集積場所を設置した場合、警察、消防、自衛隊の救助活動機関へ場所を報告する。
- ・ 必要面積が不足する場合は、国、都等の用地活用について各管理者と協議するとともに、私有地の借用を検討する。

エ 仮置場等の管理運営

仮置場等の管理運営を円滑に行うためには、多くの作業員と重機等の資機材が必要となるため、仮置場等の管理運営は、委託契約を締結し委託事業者が実施する。

オ 環境対策、モニタリング

災害廃棄物処理においては、収集運搬、仮置き、分別等の各段階において、環境への影響を最小とし、公衆衛生の確保に努める。

カ 区民への広報

迅速かつ適正に災害廃棄物の処理を行うためには、区の対応だけでなく、区民や事業者の協力が不可欠であるため、あらゆる媒体を通じて、周知を行う。また、災害廃棄物に関する情報、D.Waste-Netや地域ブロック協議会の取組等の周知に努める。

発信内容	主な周知内容
がれき	・ 仮置場等の開設場所及び環境保全対策 ・ 被災建築物の解体・撤去等に関する手続き
ごみ	・ ごみの排出・分別ルール ・ 収集の優先順位 ※生ごみ等の腐敗性の高いごみを優先的に収集し、不燃ごみや資源等、衛生面に支障のないごみについては、家庭で保管するよう協力を要請 ・ 家屋の片づけにより発生する廃家電・粗大ごみ等の排出方法 ※仮置場等の開設場所、不法投棄の禁止
し尿	・ 携帯トイレの排出方法 ※吸水ポリマー等で固形化した状態で、できる限り密閉し排出

キ 災害対策基本法に基づいた廃棄物処理の特例

区が国によって廃棄物処理特例地域の指定を受け、区から災害廃棄物を円滑かつ迅速に処理することを求める要請を実施し、国が必要と認めた場合には、災害対策基本法に基づき、国が災害廃棄物の処理を行うことがある。

ク 一般ボランティア、NPO 団体の活用

区は、災害廃棄物処理に関して一般ボランティアや、NPO 団体の人的支援を受ける場合、杉並区社会福祉協議会、NPO 団体と連携、作業実施地区や作業内容を調整及び分担して、効率的な災害廃棄物等の搬出（片付けごみ等の収集運搬）を実施する。

ケ 支障となる空家等の除去

区は、適切な管理のなされていない空家等を把握し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、外壁等の飛散のおそれのある部分や応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を実施する。

1.2 災害救助法等の適用

(1) 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
区	<ul style="list-style-type: none"> 区長は、災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、直ちにその旨を知事に報告する。 区長は、激甚法の指定を受けた場合、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を十分に考慮して、災害状況等を調査し都知事に報告する。

(2) 取組内容

ア 災害救助法

(ア) 災害救助法の適用の要請

災害に際し、区における災害が、災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、区長は、直ちに次の事項を都知事に報告し、災害救助法の適用を要請しなければならない。

- ・災害発生時の日時及び場所
- ・災害の原因及び被害の状況
- ・法の適用を要請する理由
- ・法の適用を必要とする期間
- ・既にとった救助措置及び今後とろうとする救助措置
- ・その他必要な事項

種別	災害救助法の適用基準
災害が発生した段階の適用	<ul style="list-style-type: none"> 区内の住家滅失世帯数が150以上になったとき 都内の住家滅失世帯数が2,500以上になり、かつ、区内の住家滅失世帯数が75以上になったとき 都内の住家滅失世帯数が12,000以上になったとき、又は災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情があるときであって、かつ、区内の多数の世帯の住家が滅失したとき 多数の者が生命・身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたとき
災害が発生するおそれ段階の適用	<ul style="list-style-type: none"> 災害が発生するおそれがある場合において、国に災害対策基本法に規定する災害対策本部が設置され、都が当該本部の所管区域として告示されたときに、都の区域内において災害により被害を受けるおそれがある場合

※住家が滅失した世帯の数の算定にあたっては、住家が半壊し、又は半焼する等著しく損傷した世帯は、2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は、3世帯をもって、それぞれ住家の滅失した1世帯とみなす。

(イ) 災害救助法の適用

都は、区市町村からの報告又は要請に基づき、災害救助法の適用を決定し、災害救助基金等を運用し、救助活動を実施する。

(ウ) 災害報告

- ・災害救助法による救助の程度、方法及び期間等については、【別冊・資料28】による。
- ・災害救助法に基づく「災害報告」には、災害発生の時間的経過に併せ、発生報告、中間報告、決定報告の3段階がある。これらの報告は、救助用物資、義援金品の配分等の基礎になるほか、各種の対策の基礎資料となる。このため、迅速かつ正確に被害状況を収集把握し、速やかに都知事に報告するものとする。

(エ) 救助実施状況の報告

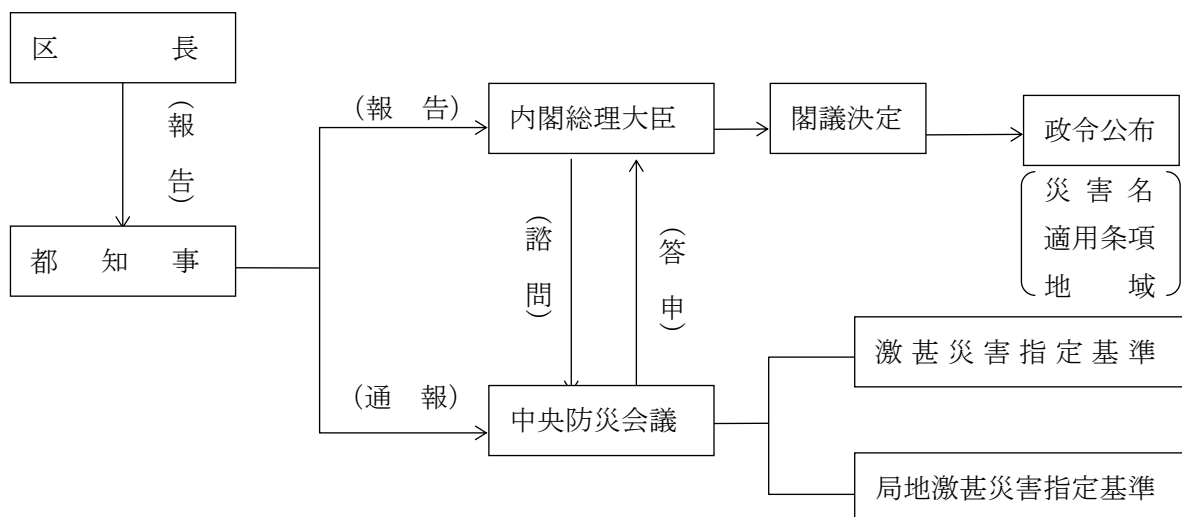
災害直後における当面の応急措置及び災害救助費国庫負担金の清算事務に必要となるため、各救助種目の救助実施状況を初期活動から救助活動が完了するまでの間、日ごとに記録、整理し、都知事に報告する。

(オ) 基金の活用

災害救助法に基づく応急救助等の実施に要する費用は、財政調整基金等を活用する。

イ 激甚法

- ・ 区長は、災害が発生した場合、速やかに、その災害の状況及びこれに対してとられた措置の概要を都知事に、都知事は内閣総理大臣に報告する。（災害対策基本法第53条）
- ・ 内閣総理大臣は、これを受けてその災害が激甚法第2条第1項に規定する激甚な災害に該当すると判断したときは、中央防災会議の意見を聞いたうえで激甚災害として指定し、及びその災害に対してとるべき措置を指定する政令を制定することとなり、これにより必要な財政援助措置がとられることになる。



(注) 局地激甚災害の指定については、1月から12月までに発生した災害を一括して、翌年の1月～2月頃に手続きを行う。

(ア) 激甚災害に関する調査報告

区長は、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を十分に考慮して、災害状況等を調査し都知事に報告する。報告は、災害が発生した時から当該災害に対する応急措置が完了するまでの間、次に掲げる事項について行う。

- ・ 災害の原因
- ・ 災害が発生した日時
- ・ 災害が発生した場所又は日時
- ・ 被害の程度（災害対策基本法施行規則別表第1に定める事項）
- ・ 災害に際しとられた措置
- ・ その他必要な事項

(イ) 特別財政援助等の申請手続

区長は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書を作成し、都各局に提出する。なお、激甚法に定める主な事業及び都関係局は【別冊・資料262】のとおり。

第2節 具体的な取組 【復旧対策】

1 被災住宅の応急修理	7 職業のあっせん
2 応急仮設住宅等の供与	8 租税等の徴収猶予及び減免等
3 被災者の生活相談等の支援	9 その他の生活確保
4 住家被害認定調査の開始とり災証明書の発行準備	10 中小企業への融資
5 義援金の受付・保管・支給	11 農林漁業関係者への融資
6 被災者の生活再建資金援助等	12 災害廃棄物処理の実施

1 被災住宅の応急修理

(1) 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
区	・都が提示する募集選定基準等に基づいて募集・受付・審査を実施
都住宅政策本部	・応急修理の実施に係る方針（受付基準、金額等）の決定 ・関係団体及び協力業者との連絡調整 ・区市町村に対して募集・受付・審査等を事務委任

(2) 取組内容

ア 応急修理の対象者

(ア) 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理

災害のため住家が半壊（焼）又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者とする。

(イ) 日常生活に必要な最小限度の部分の修理

災害のため住家が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理ができない者及び大規模な補修を行わなければ居住することが困難で、ある程度に住家が半壊した者とする。

イ 対象者の調査、選定

- ・災害救助法適用の場合は、都から応急修理事務の委任を受ける。
- ・区は、対象者の資力その他の生活条件の調査を実施する。
- ・区が発行する災証明書、都が定める選定基準により、応急修理の募集・受付・審査等の事務を実施する。なお、同法が適用されない場合で、区長が実施の必要を認めるときは、区において調査し、選定する。

ウ 修理の方法

(ア) 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理

災害救助法適用の場合、都が応急修理に関する協定締結団体と調整のうえ、応急修理を行う業者のリストを作成する。区は、リストより業者を指定し、住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対し、合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて修理を行う。

（イ）日常生活に必要な最小限度の部分の修理

災害救助法適用の場合、都が応急修理に関する協定締結団体と調整のうえ、応急修理を行う業者のリストを作成する。区は、リストより業者を指定し、居室、炊事場、トイレ等日常生活に必要な最小限度の部分の修理を行う。

なお、（ア）（イ）に関する事項に同法が適用されない場合は、区が区内業者の協力により実施する。被災住宅の応急修理の方法は同法適用の場合に準ずるものとし、建設事業団体等との協定に基づき、被災住宅の応急修理に対する支援を行う。【別冊・資料 206】

エ 経費

災害救助法の定めによる。

オ 工事の期間

（ア）住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理

災害救助法適用による住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理は、原則として、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。

（イ）日常生活に必要な最小限度の部分の修理

災害救助法適用による日常生活に必要な最小限度の部分の修理は、原則として、災害発生の日から3か月以内に完了しなければならない。（国の災害対策本部が設置された災害においては6か月以内に完了）

カ 帳票の作成

応急修理を実施した場合、都及び区は、必要な帳票を整備する。

2 応急仮設住宅等の供与

（1）対策内容と役割分担

機関名	対策内容
区	・必要に応じた建設型応急住宅の工事監理への協力 ・応急仮設住宅等の入居者の募集・受付・審査等の事務
都住宅政策本部	・応急仮設住宅等（公営住宅等の空き住戸利用、賃貸型応急住宅及び建設型応急住宅）の必要量を迅速に把握し、応急仮設住宅等供給方針を作成・公表 ・応急仮設住宅等の供与に係る建設業務や既存空き住戸の確保業務等を開始するとともに、住宅種別毎に募集計画等を策定し、区市町村、関係機関への周知、応援体制の確保

（2）取組内容

ア 応急仮設住宅等の提供

（ア）公営住宅の活用による一時提供型住宅

- ・区は、区営住宅の空室情報について、災害時に迅速に収集する体制を整備する。また、公営住宅の空き住戸を一時的に被災者用住宅として確保・供給に努める。
- ・都は、都営住宅等の空き住戸の確保に努めるとともに、独立行政法人都市再生機構、東京都住宅供給公社及び他の地方公共団体に空き住戸の提供を求め、被災者に供給する。

（イ）賃貸型応急住宅の供給

- ・建設型応急仮設住宅の供給可能量の限界を考慮し、空室のある民間賃貸住宅への入居を促進するための支援方法を整理する。なお、都は関係団体と協力し、借上げにより民間賃貸住宅を被災者に提供し、区はこれに協力する。

（ウ）建設型応急住宅の建設・管理

a 設置主体

建設型応急住宅の設置は、災害救助法が適用される場合は都が行い、区はこれに協力する。ただし、災害救助法が適用されないとき、又は区長が特に必要と認めたときは、区において設置する。

b 設置

- ・都が関係団体と協力して仮設住宅を建設し、被災者に提供する。
- ・区は、都から委任を受けた場合、建設型応急住宅の建設に伴う工事の監督を実施する。

c 設置基準・構造

- ・規模及び費用
1戸当たりの面積は災害救助法の定める面積を基準とし、地域の実情、世帯構成等に応じて、都が設定する。
1戸当たりの設置費用についても、災害救助法の定める基準による。
- ・型式
原則として平屋建て・2階建ての軽量鉄骨系プレハブ、木質系プレハブ、木造又はユニットを標準とし、災害の状況に応じて、その他構造を選定する。必要に応じて、高齢者や障害者世帯に配慮した設備・構造の住宅とする。また、入居後のケアについては、保健福祉部が対処する。

d 管理

- ・災害救助法が適用され、都が設置する応急仮設住宅の管理については、原則として、都が行い、区はこれに協力する。また、都が借り上げにより確保する民間賃貸住宅及び、区営住宅等の公的住宅の管理は、それぞれの供給主体が行う。
- ・同法が適用されない場合に区が設置するものについては、同法が適用された場合に準ずるものとする。入居者管理等は、区が行う。
- ・災害救助法適用による応急仮設住宅の供与できる期間は、内閣総理大臣が定める基準に従い、あらかじめ知事が定める。なお、同法が適用されない場合に区が設置するものについては、同法が適用された場合に準ずるものとする。

e その他

区は、東京消防庁が策定する防火安全対策について、入居者に対し指導する。

イ 入居者の選定

（ア）入居資格

対象者は次に掲げる各号のすべてに該当する者のほか、都知事が必要と認める者とする。ただし、使用申し込みは一世帯一か所限りとする。

- ・住家が全壊、全焼又は流失した者
- ・居住する住家がない者
- ・自らの資力では住家を確保することができない者

（イ）入居者の募集・選定

- ・都の依頼を受け、区が入居者の選定を実施する。入居者の選定は、都が策定する基準に基づくものとする。なお、区は高齢者、障害者、ひとり親家庭等の優先を原則とし、生活条件等を考慮するものとする。入居者募集計画は被災状況に応じ都が策定し、区に住宅を割り当てる。
- ・割り当てに際しては、原則として各区市町村の行政区域内における必要戸数の確保が困難な場合を想定し、都が区市町村との調整を踏まえ、広域的に割り当てる。

ウ 帳票の整備

応急仮設住宅等の供給に伴い、区は入居者の管理のため、必要な帳票を整備する。

エ 自力再編への支援

区は、都、関係機関が実施する自力再建に係る支援制度等の情報提供や被災者の相談に対応できる体制を整備するとともに、関係機関との連携を密にして一般住宅・マンション等の再建に対する支援活動を推進する。

3 被災者の生活相談等の支援

（1）対策内容と役割分担

機関名	対策内容
区	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者生活実態調査（被災者センサス）を実施 ・被災者のための相談窓口を設置 ・被災者の生活再建にかかる活動に必要な情報提供 ・支援状況等を被災者台帳に記録
消防署	<ul style="list-style-type: none"> ・災害の規模に応じて、消防庁舎その他必要な場所で各種相談等に対応
警察署	<ul style="list-style-type: none"> ・警察署、交番その他必要な場所に、臨時相談所を開設
都	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者に関する情報の提供を実施 ・被災者臨時相談窓口を設置 ・被災1か月後を目途に被災者総合相談所を開設 ・男女平等参画の観点からの相談支援等の実施
都福祉局 都都市整備局 都住宅政策本部	<ul style="list-style-type: none"> ・区市町村と連携し、被災者生活実態調査（被災者センサス）を実施

（2）取組内容

ア 区による生活相談の受付

区は、区本庁舎内に被災者のための相談所を設置し、総務部区政相談課が中心となり関係課等の協力を得ながら、次の業務を実施する。

- ・被災者からの要望事項を聴取し、その解決を図る。
- ・効果的かつ迅速な被災者の生活再建に向けて必要な情報を提供する。
- ・被災者への迅速かつ適切な相談業務を行うため、区関係部局と緊密な連携を図る。
- ・相談内容、被害状況等について、都、防災関係機関との連絡を密にし、相談態勢の確立を図る。
- ・区は、災害の規模に応じ、必要がある場合は区民事務所等に相談窓口を開設する。
- ・相談事項、実施した支援内容等を被災者台帳に記録する。
- ・不動産団体、NPO や福祉事業者等とも連携し、住まい、住み替えだけでなく生活の支援等に関する相談に対応できるよう整備する。

イ 消防署による各種相談の受付

被災者に対して、出火防止として次のような指導を行う。

- ・被災建物、仮設建物及び震災救援所等における火災予防対策の徹底
- ・電気、都市ガス等の機能停止に伴う火気使用形態の変化に対応した出火防止及び機能復旧時における出火防止対策の徹底
- ・危険物施設等で余震に対する警戒体制、構造、設備に関する点検等の強化

ウ 警察署による臨時相談の受付

警察署、交番その他必要な場所に、臨時相談所を開設し、警察関係の相談にあたる。

エ 被災者生活実態調査の実施

区は、都と連携して、震災救援所等における避難者、在宅避難者、自主避難者等の全被災者（世帯）を対象とした被災者生活実態調査（被災者センサス）を実施する。

4 住家被害認定調査の開始とり災証明書の発行準備

（1）対策内容と役割分担

機関名	対策内容
区	<ul style="list-style-type: none"> ・住家被害認定調査及びり災証明書発行の実施体制を構築 ・システム稼動に向けた準備や資機材を確保 ・住家被害認定調査実施に向けた計画等を策定 ・住家被害認定調査の結果に基づき、り災証明書の交付手続きを実施 ・必要に応じて住家被害認定調査の2次調査を実施 ・被災者台帳を作成し、被災者生活再建支援の進捗状況を管理 ・火災による被害状況に係るり災証明書交付のための情報共有 ・火災被害のり災証明書交付について東京消防庁と連携した交付時期や交付場所等の調整
消防署	<ul style="list-style-type: none"> ・火災による被害状況調査の実施に向けた区との調整 ・区と連携し、発行時期や発行場所等について調整を図り、火災被害に係るり災証明書の発行手続きの支援を実施 ・火災による被害状況に係るり災証明書交付のための情報共有
都総務局	<ul style="list-style-type: none"> ・区市町村の要請に応じて、関係機関や他の地方公共団体に対して、住家被害認定調査等の要員確保に関する協力を要請 ・職員を被災区市町村へ派遣 ・共同利用版の被災者生活再建支援システムの利用に関する区市町村間の調整を実施 ・住家被害認定調査の実施に向けて区市町村間の調整を実施 ・り災証明書交付窓口の開設時期等について区市町村間の調整を実施 ・住家被害状況や被災者に対する支援状況の全体像の把握

（２）取組内容

地震等により被災した世帯の生活再建を促進するために、国、都及び区において住宅新築・補修に資する資金の貸付等の各種公的融資や、租税、保険料等の減免・徴収猶予等を実施することがある。その場合に、当該災害によって被災したという証明が必要である。

「災害発生時における被災者生活再建支援業務の実施体制整備に関するガイドライン」に基づき、住家被害認定調査及びり災証明書発行に伴う準備を実施する。また、区においては被災世帯に対してり災証明書を、消防署長は申請者に対し焼損状況の調査等に基づき、り災証明書を発行する。

ア 発行準備

（ア）調査体制及び発行体制の構築

住家被害認定調査の実施やり災証明書の交付を行うため、必要に応じて応援職員を確保し、体制を構築する。被害調査班は、被害状況や調査地域等を踏まえ、被害調査隊の調査態勢の規模を決定する。また、災害対策本部業務の実施状況により、人員を調整したうえ、各班に呼集連絡を行い、被害調査隊を設置する。

区職員のみで調査等の実施が困難な場合は、東京都を通じて応援職員の派遣を求めるほか、必要に応じて対口支援による応援職員の受入れや臨時アルバイトの雇用を検討する。

なお、現地での住民対応の必要性も考慮したうえで、区職員と都・他自治体職員等のバランスに配慮しながら、区職員はバックアップ及び調査の指導並びに地区復興まちづくり計画の策定作業を優先する。

（イ）自己判定方式の採用検討

区内の被害概況から明らかに準半壊に至らない程度の被害に該当する家屋について、現地による調査を実施せずに、被災者が撮影した写真から、り災証明書を迅速に交付する自己判定方式を採用することを検討する。

自己判定方式で提出された資料等で、準半壊以上となる可能性がある場合、現地調査により判定する必要がある。

内容	手順（例）
自己判定方式実施の広報	自己判定方式を実施する場合、被災者に対して自己判定方式を実施する旨を広報する。 【広報内容】 ・自己判定方式が実施できる条件（準半壊に至らない程度の被害で自ら結果に合意できる等） ・自己判定方式の申請書類等の受付窓口 ・自己判定方式による申請受付の開始時期 ・被災状況の写真撮影等
申請書類等の周知	自己判定方式を実施する被災者に対して、申請書類を周知する。 ・申請に必要な書類等について説明した書類 ・申請書類の記載方法や写真の撮影方法等が分かる書類等
申請の受付	り災証明書に係る窓口等で、自己判定方式の申請を受け付ける。 受付後、申請書類の内容を確認し、明らかに準半壊に至らない程度の被害であることが確認でき、本人の同意が得られれば、り災証明書を交付する。

(ウ) 調査環境及び発行環境の整備

被災者生活再建支援システムに住民情報や家屋情報を登録する等のシステム稼働に向けた準備や資機材、会場の確保を実施する。また、災害の規模に応じて、り災証明書の発行場所を見直す。

(エ) 調査計画の策定及び住家被害認定調査

住家被害認定調査の調査方針、調査体制、業務日程等を含む調査計画を策定する。また、住家被害認定調査の調査員及び庁内外の関係部署と共有し、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に基づき、住家被害認定調査を開始する。

a 調査計画の策定

被害情報を収集し、収集した被害情報に基づいて調査対象、調査地域等調査方針を定め、調査件数等を想定して、調査計画を策定する。

検討・実施項目	概要
調査業務経験のある地方公共団体への相談	り災証明書交付業務全体を円滑に進めるため、調査方針に着手する前に、住家被害認定調査業務の経験のある地方公共団体に相談
被害情報の収集	調査方針を決定するため、災害の規模（被害棟数）や被害集中地域等、必要な被害状況に関する情報を収集
関連情報の収集	隣接区市の調査方針と調査スケジュール、講じられる各種被災者支援措置と支援措置の区分、被災者からの要望について情報を収集
調査方針の設定	調査方針として、調査対象、調査対象地域、被害区分、調査結果の伝達方法、調査手法を決定
調査件数の想定	被害範囲にあると見込まれる住家の件数を算出
全体スケジュールの確認・調整	各種の被災者支援施策のスケジュールを勘案し、り災証明書交付開始日を設定

b 調査方法

地震により被災した住家に対する被害認定調査は、第1次調査、第2次調査の2段階で実施する。調査棟数が少ない場合等は、第1次調査を実施せず、第2次調査から実施することも検討する。なお、住家被害認定調査が2段階で実施されることや意義について区民に対して周知する。

種別	内容
第1次調査	・調査棟数が膨大となり、余震による二次災害のおそれがある等の地震災害の特性を踏まえ、外観の損傷状況の目視による把握、住家の傾斜の計測及び住家の主要な構成要素（外観から調査可能な部分に限る。）ごとの損傷程度等を目視により把握する。
第2次調査	・第1次調査を実施した住家の被災者から申請があった場合に実施する。 ・第2次調査は、外観目視調査及び内部立入調査により、外観の損傷状況の目視による把握、住家の傾斜の計測及び住家の主要な構成要素ごとの損傷程度等の目視により把握する。

※地震による地盤の液状化等による地盤被害が発生した場合や、斜面崩壊等による不同沈下や傾斜が発生した場合は、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」の「第4編 液状化等の地盤被害による被害」に定める方法で調査を行うこともできる。

c 判定方法

①調査による判定

「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」のうち、地震による被害の判定方法に定められている方法で損害割合を算定し、住家の被害の程度を判定する。

②航空写真等を活用した判定

- ・発災前後の航空写真等が入手でき、航空写真等を活用することが調査の効率化及び迅速化に繋がる場合、当該航空写真等を活用して判定する。
 - ・航空写真等から発災後の当該住家の屋根の軸がずれている又は屋根の位置が変化している等、明らかに住家全部又は一部の階が全部倒壊している等、一見して「全壊」と判定できる場合には、当該航空写真等により判定した結果をもって「全壊」の被害認定を行う。
- なお、航空写真等からだけでは住家の被害が判定できない場合には現地調査を実施する。

(オ) 消防署との連携

火災による被害状況に係るり災証明書を交付するために消防署と必要な情報の共有を図る。

(カ) り災証明書の発行に関わる調整

- ・住家被害認定調査の調査結果をデータ化する。
- ・住家被害認定調査の進捗状況や仮設住宅入居等の日程を確認しながら、り災証明書の発行日程について庁内で調整する。
- ・都や近隣区市とり災証明書の発行日程の足並みを揃える等調整を実施のうえ被災者に広報する。

イ 発行手続

- ・区は、被災者の申請により発行する。また、区民に対して、発行窓口の開設時期及び開設場所等について、適切な方法により広報する。
- ・発行機関は、次のとおり。ただし、消防署長が発行する火災によるり災証明書については、消防署と区が協議した場所において発行する。

(ア) 区に災害対策本部が設置された場合

- ・救援部で発行する。ただし、災害が鎮静し、応急対策活動態勢が縮小された場合は、区民生活部地域課で発行する。
- ・他自治体の過去の災害における課題として、応急危険度判定とり災証明書発行のための被害調査との違いや活動の目的について、被災者から理解が得られにくかったことが挙げられている。これを踏まえて、住民の誤解やトラブルを解消するため、発災後に区公式ホームページや広報紙により目的の違いを周知するなど広報の方法について、今後検討する。

(イ) 区に災害対策本部が設置されない場合

区民生活部地域課において発行する。

ウ 証明の範囲

り災証明書（消防署長が発行するり災証明書を除く。）は、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害による被害の範囲で、次の事項について証明する。【別冊・資料260】

ただし、消防署長が発行する火災によるり災証明書の様式は東京消防庁が定める。消防署が発行するり災証明書（火災被害）と区が発行するり災証明書（火災以外）が矛盾することがないように、消防署との合同調査を行う体制を整備し、合同による訓練に取り組む。

・住家、住家以外の建造物の被害

- a 全壊（焼） b 大規模半壊 c 中規模半壊 d 半壊（焼） e 準半壊
f 準半壊に至らない（一部損壊）

エ 証明手数料

無料とする。

オ 近隣自治体との調整

り災証明書の発行基準（揺れ・火災・浸水・液状化等）を近隣自治体と調整する。

カ 再調査の実施

発行したり災証明書について、被災者から同意が得られない場合、再調査（第2次調査）を実施する。

キ 被災者台帳の整備

災害対策基本法第90条の3により、被災者台帳を整備する。整備にあたっては、住家被害認定調査を基本に、各種台帳との整合性や都主税局の固定資産台帳データ、消防署の火災調査による台帳等との調整を図る。記載する主な内容は次のとおりとする。

（ア）記載内容

氏名（世帯構成）、生年月日、性別、住所又は居所、住家の被害その他区市町村長が定める種類の被害の状況、援護の実施の状況、災害時要配慮者であるときはその旨及び災害時要配慮者に該当する事由、その他内閣府令で定める事項

（イ）個人情報保護

台帳の整備及び利用については、杉並区個人情報保護条例に留意するとともに、災害対策基本法等に基づく利用ができることとする。

5 義援金の受付・保管・支給

（1）対策内容と役割分担

機関名	対策内容
区	・義援金の募集、受付 ・義援金の配分
都	・東京都義援金配分委員会の設置 ・義援金の配分 ・義援金の広報

（2）取組内容

一般から拠出された義援金で区に寄託されたもの及び都委員会から送付された義援金を、迅速に被災者に配分するため、義援金の受付、配分等について必要な事項を定める。

ア 義援金の受付

- ・受領した義援金については、寄託者に受領書を発行する。ただし、義援金受付口座への振込による場合は、振込用紙をもって受領書の発行に代える。なお、受領書の様式は、【別冊・資料 261】のとおり。
- ・義援金の受付状況について都委員会に報告し、受け付けた義援金は、都委員会の指定する口座に送金する。

イ 義援金の保管

- ・ 寄託者より受領した義援金は、都委員会の指定口座に送金するまでの間、義援金受付口座に預金保管する。
- ・ 都委員会から配分される義援金を受け入れるため、普通預金口座を開設し、都福祉局に報告する。
- ・ 都委員会から送金された義援金についても、被災者に配分するまでの間、同様に預金保管する。

ウ 義援金の支給

- ・ 都委員会から配分される義援金は、都委員会の配分計画に基づく配分率及び配分方法により、救援部から被災者に配分する。
- ・ 都委員会から具体的な配分率が示されなかった際には、区が義援金配分委員会を設置し、配分を決定する。
- ・ 義援金の支給状況について、経過、実施方法等を記録するとともに都委員会に随時報告する。

6 被災者の生活再建資金援助等

6-1 災害援護資金等の貸付

（1）資金の貸与

- ・ 地震等の災害により、住家等に被害を受けた者に対して、住宅の建設又は補修等の整備に必要な資金を貸付け、居住の安定を図る。
- ・ そのほか被害を受け、困窮するものに対して応急小口資金（区の貸付）、生活福祉資金（杉並区社会福祉協議会が窓口）を貸付け、その自立の助長に寄与する。
- ・ 区及び都、国の貸付等各種の融資は、次のとおりである。

震災編 第1部 施策ごとの具体的計画（応急・復旧計画）

第11章 住民の生活の早期再建

第2節 具体的な取組 【復旧対策】

種別	貸付対象	貸付金額	貸付条件
<p>災害援護資金・国制度（都福祉局・区）</p>	<p>自然災害により世帯主の負傷又は住居、家財に被害を受けた世帯で、その世帯の前年の年間所得が次の額未満の世帯に限る。</p> <p>1人 220万円 2人 430万円 3人 620万円 4人 730万円 5人以上 730万円に世帯人員が1人増すごと30万円を加算した額</p> <p>（注）住居が滅失した場合は、1,270万円に緩和</p>	<p>貸付区分及び貸付限度額</p> <p>1 世帯主の1か月以上の負傷 150万円</p> <p>2 家財等の損害</p> <p>ア 家財の1/3以上の損害 150万円</p> <p>イ 住居の半壊 170万円</p> <p>ウ 住居の全壊 250万円</p> <p>エ 住居全体の滅失又は流失 350万円</p> <p>3 1と2が重複した場合</p> <p>ア 1と2のアの重複 250万円</p> <p>イ 1と2のイの重複 270万円</p> <p>ウ 1と2のウの重複 350万円</p> <p>4 次のいずれかの事由の1に該当する場合であって、被災した住居を建て直す際に、特別な事情がある場合</p> <p>ア 2のイの場合 250万円</p> <p>イ 2のウの場合 350万円</p> <p>ウ 3のイの場合 350万円</p>	<p>1 据置期間 3年（特別の事情がある場合5年）</p> <p>2 償還期間 据置期間経過後7年</p> <p>3 償還方法 年賦、半年賦又は月賦</p> <p>4 貸付利率 年3%以内で条例で定める率（区が規則で規定）</p> <p>据置期間中は無利子 連帯保証人を立てる場合は無利子</p> <p>5 違約金 年5%</p>

震災編 第1部 施策ごとの具体的計画（応急・復旧計画）

第1章 住民の生活の早期再建

第2節 具体的な取組 【復旧対策】

種別	貸付対象	貸付金額	貸付条件
<p>災害援護資金・都制度（都福祉局・区）</p>	<p>国制度と同じ</p>	<p>次のいずれかに該当する場合 150万円を上限に貸付</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 世帯主の1ヶ月以上の負傷 2 家財の1/3以上の損害 3 住居の半壊 4 住居の全壊 5 住居の全体が滅失又は流出 	<ol style="list-style-type: none"> 1 据置期間 3年（特別の事情がある場合5年） 2 償還期間 据置期間経過後7年 3 償還方法 年賦、半年賦又は月賦 4 貸付利率 年1%以内（区が規則で規定） 据置期間中は無利子 連帯保証人を立てる場合は無利子 5 違約金 年5%
<p>応急小口資金（区）</p>	<p>災害により住宅又は家財に被害を受け、資金を必要とする場合で、杉並区応急小口資金貸付条例第2条に定める資格を有するもの</p>	<p>貸付限度額</p> <p>1世帯50万円以内 (単身世帯は30万円)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 据置期間 6か月 2 償還期間 据置期間経過後貸付金額により、10か月、20か月又は30か月以内 3 償還方法 均等月賦償還 4 貸付利率 無利子

震災編 第1部 施策ごとの具体的計画（応急・復旧計画）

第1章 住民の生活の早期再建

第2節 具体的な取組 【復旧対策】

種別	貸付対象	貸付金額	貸付条件
生活福祉資金（福祉資金）（都福祉局）	<p>低所得世帯（生活保護基準額の概ね1.9倍以内）のうち、他から融資を受けることのできない者で、この資金の貸付を受けることによって災害による困窮から自立のできる世帯等</p> <p>窓口は、杉並区社会福祉協議会となる。</p>	1世帯 150万円以内	<p>1 据置期間 6か月以内</p> <p>2 償還期間 据置期間経過後 7年以内</p> <p>3 貸付利率 1.5%（据置期間中は無利子） ただし、連帯保証人を立てる場合は無利子</p> <p>4 連帯保証人 原則必要</p> <p>5 償還方法 月賦</p> <p>6 申込方法 官公署の発行するり災証明書を添付し、杉並区社会福祉協議会に申し込む。</p>
生活福祉資金（緊急小口資金）（都福祉局）	<p>低所得世帯（生活保護基準額の概ね1.9倍以内）のうち、被災によって、緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった世帯</p> <p>窓口は、杉並区社会福祉協議会となる。</p>	1世帯 10万円	<p>1 据置期間 2か月以内</p> <p>2 償還期間 据置期間経過後 12か月以内</p> <p>3 貸付利率 無利子</p> <p>4 連帯保証人 不要</p> <p>5 償還方法 月賦</p> <p>6 申込方法 官公署の発行するり災証明書を添付し、杉並区社会福祉協議会に申し込む。</p>

種別	貸付対象	貸付金額	貸付条件						
災害復興住宅融資	<p>(独) 住宅金融支援機構</p> <p>1 自然災害等により被害が生じた住宅の所有者又は居住者で地方公共団体から「り災証明書」を交付されている方</p> <p>2 自身が居住するための住宅を建設、購入又は補修する方</p> <p>3 年収に占めるすべての借入れの年間合計返済額の割合（総返済負担額）が以下の基準を満たす方</p> <table border="1" data-bbox="290 1249 603 1442"> <tr> <td>年収</td> <td>400万円未満</td> <td>400万円以上</td> </tr> <tr> <td>基準</td> <td>30%以下</td> <td>35%以下</td> </tr> </table> <p>4 日本国籍の方又は永住許可等を受けている外国人の方</p>	年収	400万円未満	400万円以上	基準	30%以下	35%以下	<p>1 建設資金</p> <p>土地を取得する場合 3,700万円</p> <p>土地を取得しない場合 2,700万円</p> <p>2 購入資金 3,700万円</p> <p>3 補修資金 1,200万円</p> <p>(注)被災親族同居の場合は上表の額に640万円が加算される（補修の場合を除く）。被災親族同居とは、借入申込時において、申込本人と親族の関係にある方が被災し、かつ、新たに建設された住宅に申込本人と同居する場合をいう。</p>	<p>1 金利（令和5年6月） 年1.22%（新機構団体信用生命保険に加入する場合） ※金利は加入する団体信用生命保険等によって異なる。金利は毎月見直す。</p> <p>2 返済期間 次のいずれか短い期間で設定 (1)申込区分のよる最長返済期間 ・建設購入 35年 ・補修 20年 (2)80歳から申込本人又は収入合算者のいずれか年齢が高い方の申込時の年齢</p> <p>3 元金据置期間 (1)建設購入 3年間 (2)補修 1年間</p> <p>4 返済方法 (1)元利均等毎月払い (2)元金均等毎月払い ※融資額の10分の4以内でボーナス払いの併用が可能</p> <p>5 担保 建物と土地に第1順位の抵当権を設定 ※ただし、融資金額が300万円以下の場合は設定不要</p> <p>6 融資住宅の基準 築年数の制限なし。 共同建て又は重ね建ての場合は、耐火構造又は準耐火構造の住宅であること。 中古住宅購入の場合は、購入する住宅の築年数に応じ、機構の定める耐震性や劣化状況の基準に適合する住宅であること。</p>
		年収	400万円未満	400万円以上					
基準	30%以下	35%以下							

6-2 災害弔慰金・災害障害見舞金の支給

（1）対象となる自然災害

（暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずるもの）

- ア 1 区市町村において住居が5世帯以上滅失した災害
- イ 都道府県内において住居が5世帯以上滅失した区市町村が3以上ある場合の災害
- ウ 都道府県内において災害救助法が適用された区市町村が1以上ある場合の災害
- エ 災害救助法が適用された区市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害

（2）支給対象者

ア 災害弔慰金

死亡者の遺族（配偶者、子、父母、孫、祖父母の範囲。いずれもが存在しない場合は、兄弟姉妹（ただし、死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者。）

イ 災害障害見舞金

災害により負傷（疾病を含む）し、治ったとき（その症状が固定したときを含む）に、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）別表に掲げる程度の障害がある者

（3）支給金額

ア 災害弔慰金

死亡者が主たる生計者の場合500万円、それ以外の場合250万円

イ 災害障害見舞金

障害がある者が主たる生計者の場合250万円、それ以外の場合125万円

（4）支給の制限

災害弔慰金は、その災害による死亡がその者の故意又は重大な過失により生じたものである場合など、支給が制限される場合がある。災害障害見舞金について、これを準用する。

（5）災害弔慰金等支給審査会

災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、災害弔慰金等支給審査会を置く。

6-3 被災者生活再建支援金の支給

（1）対象となる自然災害

暴風、豪雨、地震その他の異常な自然現象により生ずる被害であり、対象となる災害は以下のとおり。なお、この制度が適用になる自然災害が発生した場合には、都道府県から、その旨の公示がなされる。

- ア 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した区市町村の区域に係る自然災害
- イ 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した区市町村の区域に係る自然災害
- ウ 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県の区域に係る自然災害
- エ ア又はイの区市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した区市町村（人口10万人未満に限る）の区域に係る自然災害
- オ ア～ウの区域に隣接し、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した区市町村（人口10万人未満に限る）の区域に係る自然災害

カ アもしくはイの区市町村を含む都道府県又はウの都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した区市町村（人口10万人未満に限る）又は2世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した区市町村（人口5万人未満に限る）の区域に係る自然災害

（2）対象世帯

（1）の自然災害により

- ・ 居住する住宅が全壊した世帯
- ・ 居住する住宅が半壊し、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ・ 災害による危険な状態が継続し、居住する住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- ・ 居住する住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）
- ・ 居住する住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯）

（3）支給対象者及び支給額

対象世帯となった世帯の世帯主に対し支給する。

支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる

（※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額）

図表：住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊	中規模半壊
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円	—

図表：住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法		建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)
支給額	全壊 解体 長期避難 大規模半壊	200万円	100万円	50万円 ※1
	中規模半壊	100万円	50万円	25万円 ※2

※1 一旦住宅を賃借し、加算支援金を受給した後、自ら居住住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200（又は100）万円

※2 一旦住宅を賃借し、加算支援金を受給した後、自ら居住住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で100（又は50）万円

7 職業のあっせん

（1）対策内容と役割分担

機関名	対策内容
区	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被災後の区内における雇用状況・生活状況に関する調査の実施 ・ 被災者の実情に合致した就労の場の維持と求人情報開拓等に関する支援
東京労働局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害による離職者の把握、職業のあっせん

（2）取組内容

被災した区民が自立した生活を再建するには、経済的な基礎となる職が必要である。また、働き手を失うことにより事業の継続が困難となる事業所は、新たな働き手を求めている。

《区》

- 被災後の区内における雇用状況・生活状況に関する調査を行う。求人情報の提供、雇用の確保等、被災者の実情に合致した就労の場の維持と求人情報開拓等に関する支援を行い、区民生活の経済的な再建を進める。
- 被災者のために開設する相談所等において、離職者の状況を把握し、東京労働局に報告するとともに、状況によっては臨時職業相談所の開設又は巡回職業相談の実施を要請する。

《東京労働局》

公共職業安定所を通じ、臨時職業相談窓口の設置、臨時職業相談所の設置又は巡回職業相談の実施等により、早期再就職の促進を図る。

8 租税等の徴収猶予及び減免等

（1）対策内容と役割分担

機関名	対策内容
区	<ul style="list-style-type: none"> 特別区税の納税緩和措置の実施 国民健康保険料及び一部負担金の減免等の実施 後期高齢者医療保険料及び一部負担金の減免等の実施 国民年金保険料の免除及び所得による支給停止の休止 介護保険料及び利用者負担額の減免の実施 保育の実施等に係る保育料の減額の実施
都主税局	<ul style="list-style-type: none"> 都税の納税緩和措置として、期限の延長、徴収猶予及び減免等、適時、適切な措置の実施
東京労働局	<ul style="list-style-type: none"> 労働保険料等の納入期限の延長措置を実施

（2）取組内容

被災した納税者又は特別徴収義務者（以下「納税者等」という。）、被保険者等に対し、関係法令・区条例・規則により期限の延長、徴収猶予及び減免等の緩和措置を申請又は状況に応じ適時適切に実施するものとする。

ア 特別区税の納税緩和措置

（ア）期限の延長

災害により、やむを得ず納税者等が期限内に申告その他書類の提出又は区税を納付もしくは納入することができないと認めるときは、次の方法により当該期限を延長する。

- 災害が広域にわたる場合、区長が職権により適用の地域及び期限の延長日を指定する。
- その他の場合、災害がおさまった後、速やかに被災した納税者等から申請があったときは、区長が期限を延長する。

（イ）徴収猶予

災害により財産に被害を受けた納税者等が区税を一時に納付し、又は納入することができないと認められるときは、その者の申請に基づき1年以内において徴収を猶予する。なお、やむを得ない理由があると認められるときは、さらに1年以内の延長を行う。

（ウ）減免

災害により住宅や家財に損害を受けた次の税目にかかる納税者からの申請に対し、基準により納期限が到来していない税額の減免を行う。

- ・特別区民税（都民税個人分を含む。）
- ・軽自動車税種別割

イ 国民健康保険料及び一部負担金の減免等

災害等により生活が著しく困難になった者に対し、世帯主の申請により保険料の所得割額及び一部負担金が減額又は免除になることがある。

ウ 後期高齢者医療保険料及び一部負担金の減免等

災害等により生活が著しく困難になった者に対し、申請により保険料の所得割額及び一部負担金が減額又は免除になることがある。

エ 国民年金保険料の免除及び所得による支給停止の休止

（ア）免除

災害により被保険者（第1号被保険者）又はその世帯員が所有する住宅や家財等に概ね2分の1以上の損害を受け保険料を納付することが困難な場合は、申請に基づき日本年金機構が審査し、承認されると保険料の納付が一定期間免除される。

注）保険等により補てんがある場合、その分は除く。

（イ）所得による支給停止の休止

障害基礎年金受給権者等で、所得のため年金の一部又は全部が支給停止されている者が、災害により住宅や家財等に概ね2分の1以上の損害を受けた場合は、申請に基づき日本年金機構が審査し、承認されると年金の支給停止が一定期間行われぬ。

注1）翌年の所得審査により、遡って支給停止が行われる場合がある。

注2）保険等により補てんがある場合、その分を除く。

オ 介護保険料及び利用者負担額の減免

第1号被保険者（利用者負担額の減免の場合は要介護・要支援認定被保険者）又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災、その他これらに類する災害により、住宅・家財又はその他の財産について著しい損害を受けたとき、申請に基づき、介護保険料については、申請日に属する年度の確定した保険料額の3か月を限度として減免する。ただし、区長が必要を認める場合は、6か月を限度とする。また、利用者負担額については、申請日の属する月から3か月を限度として減免する。ただし、区長が必要を認める場合は、さらに3か月延長する。

カ 保育の実施等に係る保育料の減額

応急保育の実施に係る保育料及び震災に伴い保育園を閉鎖した場合の保育料等の取扱については、次のとおりとする。

（ア）応急保育

応急保育期間の保育料は、これを無償とする。

（イ）通常保育

保育園の閉鎖期間に係る保育料は、無償とする。

なお、通常保育再開後の保育料については、杉並区児童福祉法施行細則に定める減額基準がある場合は、保護者の申請により減額する。

（ウ）緊急一時保育

緊急一時保育料については、杉並区児童福祉法施行細則に定める減額基準がある場合は、保護者の申請により減額する。

9 その他の生活確保

（1）対策内容と役割分担

機関名	対策内容
東京労働局	・雇用保険の失業給付等に関する特別措置 ・労働保険料等の徴収の猶予
日本郵便	・被災者に対する郵便葉書等の無償交付 ・被災者が差し出す郵便物の料金免除 ・被災地あて救助用郵便物の料金免除 ・被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄附金の配分

（2）取組内容

ア 郵便局の対応

（ア）被災地に対する郵便はがき等の無償交付

被災地の郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付する。

（イ）被災者が差し出す郵便物の料金免除

被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施する。

（ウ）被災者あて救助用郵便物の料金免除

被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施する。

（エ）被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄附金の配分

被災者の救助を行う団体が被災者に配付する救助物資を購入するために必要な費用に充てるため、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、総務大臣の認可を得て、お年玉付郵便葉書等寄附金を配分する。

10 中小企業への融資

(1) 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
区	・被災後の区内産業・就労の状況を詳細に把握し、区内産業の復興支援を実施
都産業労働局 関係機関	・中小企業事業者及び組合への融資

(2) 取組内容

ア 中小企業施策

震災により区内中小企業は、大きな人的・物的損害を被ることが想定される。このような被災企業の事業再建には自助努力に加え、公的にその復興を支援していく。

区は、被災後の区内産業・就労の状況を詳細に把握し、区内産業の復興支援を積極的に行う。

特に、区内中小企業事業主に対しては、事業の再建に関する相談窓口の増設、再建資金の負担を軽減するあっせん融資制度の利用促進等により、事業復興を支援する。

- ・被災状況の把握
- ・産業支援
- ・事業再開支援

イ 中小企業への融資

都及び政府系金融機関は、災害により、被害を受けた中小企業及びその組合に対し、事業の復旧に必要な資金の融資を行い、災害からの痛手を軽減し、事業の安定を図る。

なお、区、都及び政府系金融機関が実施する中小企業への融資については、次のとおりである。

機関名	区分	内容	
		番号	内容
東京都 (産業労働局)	災害復旧資金融資	1	資金使途 運転資金、設備資金
		2	対象企業 都内に住所(営業の本拠)を有し、東京信用保証協会の保証対象業種である企業及び組合で次に定める災害により、被害を受けたもの
		3	対象災害 次の(1)又は(2)に該当するもののうち知事が指定するもの (1) 災害救助法の適用があった災害 (2) (1)のほか特に知事が必要と認めたもの
		4	限度額 一災害につき8,000万円
		5	利率 〔固定金利〕年1.7%以内又は1.5%以内(令和5年4月1日現在)責任共有制度が適用される中小企業者等に対しては、東京都が利子の一部(責任共有制度対象外との金利差相当分)を補助
		6	期間 運転資金、設備資金10年以内
		7	保証人 必要となる場合がある。ただし、法人代表者(組合は代表理事)を除き連帯保証人は不要。
		8	担保 信用保証合計残高が8,000万円以下は原則無担保
		9	信用保証 東京信用保証協会の信用保証を要する。
		10	信用保証料 保証協会の定めるところによる。ただし、東京都が保証料全額を補助する。
		11	返済方法 分割返済(元金据置期間は1年以内)。ただし融資期間が1年以内の場合は一括返済とすることができる。

機関名	区分	内容	
東京都（産業労働局）	経営安定融資（経営セーフ）	1	資金使途 運転資金・設備資金
		2	対象企業 都内に住所（営業の本拠）を有し、東京信用保証協会の保証対象業種である企業及び組合でセーフティネット保障に係る区市町村長の認定を受けたもの
		3	限度額 2億8千万円（組合4億8千万円）
		4	利率 融資期間に応じて固定年1.5%以内～2.2%以内（令和5年4月1日現在）
		5	期間 10年以内
		6	保証人 必要となる場合がある。ただし、法人代表者（組合は代表理事）を除き連帯保証人は不要
		7	担保 原則として、信用保証合計残高が8,000万円以下は不要
		8	信用保証 東京信用保証協会の信用保証を要する。
		9	信用保証料 保証協会の定めるところによる。なお、小規模企業者に対しては東京都が2分の1を補助する。
		10	返済方法 分割返済（元金据置期間は2年以内）。ただし融資期間が1年以内の場合は一括返済とすることができる。
	経営安定融資（経営一般）	1	資金使途 運転資金、設備資金
		2	対象企業 都内に住所（営業の本拠）を有し、東京信用保証協会の保証対象業種である企業及び組合で次のアからキまでのいずれかに該当するもの ア 「最近3か月間の売上実績」又は「今後3か月間の売上見込」が前年同期と比較して、5%以上減少していること イ 「最近3か月間の売上実績」又は「今後3か月間の売上見込」が令和2年1月以前の直近同期と比較して、5%以上減少していること ウ 売上原価の20%以上を占める原油等の仕入価格が20%以上上昇の一方で、価格転嫁できていないこと エ 金融機関からの総借入金が前年同期比10%以上減少していること。 オ 倒産等企業に事業上の債権を有していること カ 災害により事業活動に影響を受けており、当該災害について官公庁の発行するり災証明を受けていること キ 東京都知事が指定するもの（アスベスト対策）
		3	限度額 1億円 組合2億円
		4	利率 融資期間に応じて固定1.5%以内～2.2%以内（令和5年4月1日現在）
		5	期間 運転資金、設備資金10年以内
		6	保証人 必要となる場合がある。ただし、法人代表者（組合は代表理事）を除き連帯保証人は不要
		7	担保 原則として、信用保証合計残高が8,000万円以下の場合には不要
		8	信用保証 東京信用保証協会の信用保証を要する。
		9	信用保証料 保証協会の定めるところによる。なお、小規模企業者に対しては都が信用保証料の2分の1を補助する。
		10	返済方法 分割返済（元金据置期間は2年以内）ただし、融資期間が1年の場合は一括返済とすることができる。

機 関 名	区 分	内 容	
区	災害復旧特例資金、 災害復旧特例小口資金	1	資金使途 運転資金・設備資金
		2	対象企業 次の1～7をすべて満たしている方（小口の場合は1～9） 1 区内に主たる事業所（法人の場合が本店登記）を1年以上有している方 2 区内において同一の事業を引き続き1年以上営んでいる方 3 申込みをする日までに納付すべき住民税及び事業税を滞納していない方 4 信用保証協会の保証対象業種を営んでいる方 5 許認可を必要とする業種においては、その許認可を受けている方 6 個人の場合には、主たる収入を事業から得ている方 7 広範囲にわたり発生した災害により被害を受け、杉並区のり災証明書が発行された方 8 従業員が20人（卸売業・小売業、サービス業は5人）以下であること 9 今回の申込分の融資を含めて、信用保証協会の保証付き融資合計残高が2,000万円以下であること
		3	限度額 300万円
		4	本人負担利率 年0.5%（小口融資資金対象0.45%）（平成23年4月1日から）
		5	期間 3年6月以内（据置期間6月以内）
		6	担保・保証 東京信用保証協会の保証・保証人・担保のいずれか
		7	返済方法 据置期間経過後、元金均等月賦償還

機関名	区分	内容	
中小企業事業 日本政策金融公庫	災害復旧貸付	1	資金使途 災害復旧のための設備資金、長期運転資金
		2	対象企業 別に指定された災害により、被害を受けた中小企業者
		3	限度額 直接貸付 1 災害につき 1 億 5,000 万円 代理貸付 直接貸付の範囲内で別枠 7,500 万円
		4	利率 基準利率（閣議決定により、特別利率が適用される場合があります。）
		5	期間 設備資金 15 年以内（うち据置期間 2 年以内） 運転資金 10 年以内（うち据置期間 2 年以内）
		6	担保・保証 担保設定の有無、担保の種類等、相談のうえ決定 ※直接貸付において、一定の要件に該当する場合には、経営責任者の方の個人保証が必要
		7	返済方法 据置後、原則として元金均等割賦返済
国民生活事業 日本政策金融公庫	災害貸付（一般貸付・特別貸付）	1	資金使途 被災によって生じた損害を復旧するために必要な設備資金、運転資金
		2	対象企業 別に指定された災害により、被害を受けた中小企業・小規模事業者
		3	限度額 各融資制度の限度額に 1 災害につき 3,000 万円を加えた額
		4	利率 各融資制度に定められた利率
		5	期間 【一般貸付】 運転資金：10 年以内＜うち据置期間 2 年以内＞ 設備資金：10 年以内＜うち据置期間 2 年以内＞ 【特別貸付】 各融資制度に定められた返済期間内
		6	担保・保証 申込者との協議による
	災害貸付（生活衛生貸付）	1	資金使途 被災によって生じた損害を復旧するために必要な設備資金、運転資金 ※運転資金は、振興計画に基づく事業を実施している生活衛生関係の事業者又は生活衛生同業組合等に限る。
		2	対象企業 別に指定された災害により被害を受けた生活衛生関係の事業者又は生活衛生同業組合等
		3	限度額 各融資制度の限度額に 1 災害につき 3,000 万円（組合等は 5,000 万円）を加えた額
		4	利率 各融資制度に定められた利率
		5	期間 運転資金：10 年以内＜据置期間については各融資制度に定められた期間内＞ 設備資金：各融資制度に定められた返済期間内＜うち据置期間 2 年以内＞
		6	担保・保証 申込者との協議による

1.1 農林漁業関係者への融資

機関名	対策内容
都産業労働局	<ul style="list-style-type: none"> ・経営資金等の融通 ・特別対策資金の融通 ・農林漁業団体に対する指導
日本政策金融公庫	<ul style="list-style-type: none"> ・経営資金等の融資

1.2 災害廃棄物処理の実施

(1) 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
区	<ul style="list-style-type: none"> ・所管区域内の仮置場の集積や運搬状況等を把握 ・災害廃棄物の最終処分受入場所を確保
都環境局	<ul style="list-style-type: none"> ・有害物質対策や仮置場等の衛生管理を指導 ・区市町村からの各施設の被災状況報告を受け、広域的な支援策等を検討 ・仮置場、最終処分場の確保に関する支援
都総務局	<ul style="list-style-type: none"> ・国に対して災害廃棄物への応援を要請

(2) 取組内容

ア 解体等の受付準備

解体等の受付開始に向けて、解体業者等との契約、仮置場の確保、受付窓口の設置箇所等を検討し、都や関係機関等と調整を行い、決定する。

イ 公費解体

- ・所有者の申請に基づき、関係所管と連携して実施するとともに、解体現場で可能な限り分別を行う。
- ・解体・撤去後の災害廃棄物は、順次一次仮置場へ搬入するが、仮置場等の搬入許容量や収集効率等を考慮し、必要に応じて、解体現場から直接二次仮置場や破砕等処理施設へ搬入する。

ウ 災害廃棄物処理実行計画の見直し

発災直後に把握できなかった被害の詳細や災害廃棄物の処理にあたって、次第に課題が判明することから、処理の進捗状況に応じて、災害廃棄物処理実行計画の見直しを実施する。

第2部 災害復興計画

第1章 復興の基本的考え方

第1節 復興の基本的考え方

- ・震災後の甚大な被害を受けた後の復興には、長い期間を要するほか、大規模で広範な実務が必要になる。復興対策を円滑に実施するためには、震災前から、復興に関する基本的な考え方や具体的な復興の進め方、復興体制等について十分な準備をしておかなければならない。
- ・復興に際しては、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことを踏まえ、被災を繰り返さない災害に強い安全なまちづくりに努めるとともに、誰もが安心して暮らせるよう、女性・要配慮者等の視点や災害関連死対策の観点も十分に踏まえつつ、住宅、福祉、医療、環境、雇用、産業等の施策を総合的かつ計画的に進めることが重要である。

1 生活復興の考え方

- ・第一の目標は、被災者のくらしを一日も早く震災前の状態に戻し、その安定を図る。
- ・区民が心身や財産に回復し難いダメージを受け、震災前のくらしに戻ることが困難な場合には、新しい現実のもとで、適合したくらしのスタイルを構築していくことができるようにする。
- ・区民及び事業者は自らの責任において、共に助け合って復興を図っていくことが基本である。行政は、区民及び事業者の復興作業が円滑に進むよう、環境整備を行う。
- ・自らの力のみでは生活の復興に特別の困難を伴う区民に対しては、生活復興のための直接支援を行う。

2 都市復興の考え方

- ・今後も都市としての繁栄を続けるとともに、あらゆる人が活躍・挑戦でき、豊かで安定・充実した生活ができるよう、迅速かつ計画的な復興に取り組まなければならない。
- ・被災を繰り返さない、活力とゆとりのある高度成熟都市の実現を目標として、都市復興後に再び地震等の自然災害が発生した場合であっても、被害を限りなく低減できるよう、高度に成熟した都市を目指す。

3 杉並区震災復興マニュアル

- ・区では、震災復興の道筋を示す総合的なマニュアルとして、平成30年(2018年)1月に杉並区震災復興マニュアルを修正した。
- ・杉並区震災復興マニュアルは、区が実施する復興施策に関する活動指針となる。
- ・令和6年(2024年)以降に東京都震災復興マニュアルが都によって大幅な改訂がされることを見込まれることから現在の杉並区震災復興マニュアルは、時点修正としたものであるため、次回の見直しの際には、全面改定を実施する。

第2章 災害復興体制の整備

震災直後には、まず応急・復旧対策を臨時的・機動的に実施するために杉並区災害対策本部が設置され、その後、杉並区災害復興本部が設置されることになる。両本部は当分の間併存するが、復興施策を長期的視点に立って、迅速にかつ計画的に実施するための組織体制である災害復興本部は、災害対策本部とはその目的と機能が異なっている。災害対策本部が所掌する応急的対策で、震災復興にも関係し、大きな影響を与えるものについては、両本部が連携しながら対応を図ることになる。

第1節 災害復興本部の設置

1 設置

区長は、区が地震、豪雨、大規模な火事等により重大な被害を受けた場合において被災地の復興及び区民生活の再建に関する施策を迅速に、かつ、計画的に実施するため必要があると認めるときは、杉並区防災対策条例第33条第2項及び杉並区災害復興本部に関する規則第2条の規定に基づき、災害復興本部を設置する。

2 構成

- ・復興本部長：区長
- ・復興副本部長：副区長
- ・復興本部員：教育委員会教育長、杉並区組織条例（平成13年杉並区条例第5号）第3条に規定する部の長、総務部危機管理室長、杉並保健所長、都市整備部まちづくり担当部長、都市整備部土木担当部長、会計管理室長、教育委員会事務局次長及び区議会事務局長

3 復興本部会議

復興に係る重要事項を審議するため、「復興本部会議」を設置する。この会議は、復興本部長、復興副本部長及び復興本部員で構成する。

4 廃止

区長は、復興事業がおおむね終了したと認めるときは、復興本部を廃止する。

第2節 災害復興本部における分掌事務

名称	分掌事務
復興政策経営部	(1) 復興に係る基本方針及び計画の策定に関すること。 (2) 復興に係る調査及び企画に関すること。 (3) 復興に係る財政の計画に関すること。 (4) 復興に係る予算の総括に関すること。 (5) 復興基金の創設に関すること。 (6) 区有施設の復旧及び再建に関すること。 (7) その他政策経営部の所管に属すること。
復興総務部	(1) 復興施策に係る人事計画に関すること。 (2) 復興施策に係る職員の派遣の調整に関すること。 (3) 復興に係る広報及び被災者の相談体制の整備に関すること。 (4) その他総務部の所管に属すること。
復興区民生活部	(1) 復興に係るNPO、ボランティア等による市民活動に関すること。 (2) 復興に係る税制の調査研究に関すること。 (3) 復興に係る生活支援対策に関すること（区民生活部の所管に属するものに限る。）。 (4) 在住外国人等に対する復興に係る情報連絡等に関すること。 (5) 社会体育施設の再建に関すること。 (6) 商店街及び中小企業への支援に関すること。 (7) 雇用の確保に関すること。 (8) その他区民生活部の所管に属すること。
復興保健福祉部	(1) 区における福祉に対する需要の把握に関すること。 (2) 社会福祉施設の再建に関すること。 (3) 復興に係る地域福祉体制の整備に関すること（他の部に属するものを除く）。 (4) 復興に係る生活支援対策に関すること（他の部に属するものを除く）。 (5) 入所施設及び福祉人材の確保に関すること。 (6) その他保健福祉部の所管に属すること。
復興杉並保健所	(1) 復興に係る地域医療体制の整備に関すること。 (2) 医療機関の再建に関すること。 (3) 復興に係る保健対策及び生活環境の整備に関すること（他の部に属するものを除く）。 (4) その他杉並保健所の所管に属すること。

名称	分掌事務
復興子ども家庭部	(1) 復興に係る地域福祉体制の整備に関すること（子ども家庭部の所管に属するものに限る。）。 (2) 復興に係る生活支援対策に関すること（子ども家庭部の所管に属するものに限る。）。 (3) 児童福祉施設の再建に関すること。 (4) その他子ども家庭部の所管に属すること。
復興都市整備部	(1) 被災市街地の復興に関すること。 (2) 復興に係る応急的な住宅の整備に関すること。 (3) 住宅の再建支援に関すること。 (4) その他都市整備部の所管に属すること。
復興環境部	(1) 復興施策の実施に係る環境対策に関すること。 (2) 災害廃棄物の処理に係る連絡調整に関すること。 (3) その他環境部の所管に属すること。
復興会計管理室	(1) 復興施策の実施に係る公金の歳入及び歳出に関すること。
復興教育委員会事務局	(1) 被災した児童及び生徒への支援に関すること。 (2) 教育施設の再建に関すること（他の部に属するものを除く。）。 (3) 文化財に関すること。 (4) その他教育委員会事務局の所管に属すること。
復興選挙管理委員会事務局	(1) 特命事項に関すること。
復興監査委員事務局	(1) 特命事項に関すること。
復興区議会事務局	(1) 特命事項に関すること。

第3節 震災復興体制の整備に係わる留意点

1 被害状況、地域福祉需要等の把握

区は、区内の区有施設の点検や民間家屋の応急危険度判定及び家屋の被害状況調査を行う。この家屋の被害状況調査は、復興事業を推進していくうえで重要な基礎情報となる。また、復興計画の策定、住宅整備や福祉対策充実のため、都と調整し、被災者生活実態調査を行う。この調査は地域福祉需要実態調査を兼ねて実施し、被災者の生活・住宅状況等を聞き取り、福祉ニーズを把握する。この際、女性・障害者・高齢者等の災害弱者の視点からの情報収集に努める必要がある。

2 復興計画の策定

- ・復興本部長（区長）は速やかに、復興後の区民生活や市街地形成のあるべき姿及びその実現に至る基本的な取組を明らかにする「杉並区震災復興基本方針」を策定し、公表する。
- ・復興本部は、杉並区震災復興基本方針に基づき、区単独又は都と共同で震災復興計画案を策定し、区民意向の聴取等の調整を経て、長期的展望に立った総合的な復興計画を災害復興本部会議で決定し、公表する。

3 復興にかかる財政対応

発災後の復旧・復興対策や区民の生活支援に機動的、弾力的に取組むため、復興計画の前提となる財政需要を把握する。生活支援等については、莫大な財政需要とともに税収減が想定されるため、震災復興基金の創設等、復旧・復興事業に充当できる財源の確保対策を講ずる。また、国・東京都に対し、既存の制度の活用や、特例措置を講ずる必要のあるものについて、提案・要求事項をとりまとめ、要請する。

4 人的資源の確保・調整

復興事業の実施に際しては、区の通常業務に加え、長期間にわたる膨大な事務が発生し、特定の部署や職種において人員が不足する場合は、集中的な職員配置等、機動的な職員体制を構築する。また、区全体として職員が不足する場合は、相互援助協定を締結している他の自治体等への職員の派遣要請を行う。

5 用地の確保・調整

復興本部は応急・復旧事業及び復興事業を円滑に実施するため、速やかな被害状況の把握と、必要なオープンスペースの確保を図り、各分野にわたる用地需要を総合的に集約・整理し、国有地・都有地等を含めた計画的な用地等の確保及び調整を行う。

6 広報・被災者相談体制の整備

復興に際し、情報の錯綜による混乱を招かないよう、区の基本的方針や具体的な事業、生活関連情報等を区民に正確に伝えるため、臨時広報紙・区公式ホームページ等、様々な媒体を活用して周知する。また、被災者が抱える生活上の不安や問題に対し、区民の不安解消・問題解決のため、総合的な相談窓口を開設する。法律問題等の専門的な問題に対しては、専門の相談員の派遣・協力体制の確立を図る。

第3章 震災復興計画の策定

第1節 震災復興基本方針の策定

震災後の復興に関して、復興本部長は速やかに、復興後の区民生活や市街地形成のあるべき姿及びその実現に至る基本的戦略を明らかにする「杉並区震災復興基本方針」を策定し、公表する。復興基本方針の策定にあたっては、その後の復興計画の柱となるため、杉並区基本構想との整合性を図る。

第2節 震災復興計画の策定

震災後の復興に関して策定した「杉並区震災復興基本方針」に基づき、区単独又は都と共同で震災復興計画案を策定し、区民意見の聴取等の調整を経て、震災復興計画を公表する。

	杉並区	東京都
発 災	・ 杉並区災害対策本部の設置	・ 東京都災害対策本部の設置
被災後 1 週間程度	・ 杉並区災害復興本部の設置	・ 東京都復興本部の設置
被災後 2 週間程度	・ 杉並区震災復興基本方針の決定	・ 東京都震災復興方針の決定 ・ 震災復興検討会議の招集(復興計画の理念等の検討依頼)
1 か月程度	・ 震災復興計画の策定方針を各部に通知 ・ 各部に復興計画素案の作成依頼	・ 検討会議からの提言を踏まえ、復興計画策定方針を作成 ・ 復興計画の策定方針を各局に通知 ・ 関係各局に計画原案の作成依頼
4 か月程度	・ 各部から復興計画素案提出 ・ 財政計画の調製	・ 各局は局原案を作成し、総務局総括部と調整 ・ 財政計画の検討
被災後 5 か月程度	・ 復興政策調整会議において震災復興計画原案調整、作成 ・ 案の公表予告、案の公表	・ 復興計画原案作成 ・ 区市町村への意見照会・集約 ・ 一般都民(被災地域住民及びその他地域住民)及び昼間都民へ提示、意見集約 ・ 特定分野計画との調整 ・ 区市町村の復興計画等との調整
被災後 6 か月程度	・ 区民意見の聴取、意見等の公表 ・ 東京都の復興計画との調整	・ 復興計画案を作成し、復興政策会議に付議
被災後 6 か月	・ 災害復興本部会議で杉並区震災復興計画を決定後、公表	・ 復興計画決定、公表

第3節 特定分野計画の策定

復興にあたって、その性質上具体的な事業計画等を必要とする分野については、復興計画の策定と並行して、個別の復興計画を策定する。

1 都市の復興

(1) 都市復興基本方針の策定

第一次建築制限の内容を基に、「東京都復興方針」の都市復興の分野との整合を図りながら、杉並区まちづくり基本方針（杉並区都市計画マスタープラン）を踏まえ、地域特性を加味し都市復興基本方針を策定する。

(2) 都市復興基本計画の検討

「東京都復興計画（原案）」の都市復興の分野、杉並区まちづくり基本方針（杉並区都市計画マスタープラン）等、都の整合を図りつつ、杉並区都市復興基本方針に基づき、「杉並区都市復興基本計画（骨子案）」を策定する。

(3) 復興まちづくり計画等の作成

区は、「東京都復興計画（原案）」の都市復興の分野を踏まえ、地区ごとの復興の取組を実現する事業手法を具体的に示すため、復興まちづくり計画、復興都市計画及び修復型事業計画を作成する。

復興まちづくり計画、復興都市計画及び修復型事業計画は、「東京都復興計画（原案）」の都市復興の分野で示された都市づくりの骨格部分を踏まえ、個別地区の復興の取組について具現化を図る。なお、作成の際には、地区復興センターで得た情報、区が復興プロセスの中で行う各種説明会で出された意見、地域復興協議会との協議内容等を考慮する。

(4) 杉並区都市復興基本計画の作成

杉並区都市復興基本計画は、具体的な復興の取組を体系的に取りまとめた都市復興のマスタープランである。また、本計画は、骨格部分の計画内容を盛り込んだ杉並区都市復興基本計画（骨子案）を修正し、区の震災復興計画の部門別計画となるように作成する。

2 住宅の復興

(1) 住宅の供給可能量・供給量の算定

区は、住宅被災度区分判定により取壊し、又は補修・補強と判定された区営住宅等の供給可能戸数を調査し、都住宅政策本部に報告する。

(2) 区住宅復興計画の策定

区は、平常時から準備している住宅復興計画のフレーム案をもとに、都の住宅復興計画との整合を図り、区住宅復興計画原案を策定する。

3 産業の復興

(1) 被害状況やニーズの把握

迅速かつ的確に産業復興に取り組むためには、実施すべき施策について効率的な資源配分と資金の割当てを行う必要があるため、区内産業関連の各地域の被害状況やニーズを把握する。

（2）産業復興計画の策定支援

都は、産業復興対策委員会の下に計画策定のための作業部会を設置し、外部専門家から専門的・技術的な助言等も受けながら、産業復興計画の策定を行う。

区は、産業復興計画原案に関する意見照会に対して、内容確認及び庁内意見の集約を実施し、必要に応じてその内容について都と調整する。

第4章 暮らしの復興

区は、区民の暮らしの復興を早期に実現するため、福祉・保健・医療等に関する支援を実施する。具体的な実施内容は、次のとおりである。

取組名	項目名
地域福祉需要の把握等	福祉活動関連情報の収集
	児童の一時入所及び緊急保育の実施
	障害者の入所施設及び福祉人材の確保
	高齢者の入所施設及び人材の確保
社会福祉施設等の再建	福祉施設の再建・支援（区立・法人立）
福祉サービス体制の整備	在宅サービス体制の整備（高齢者）
	在宅サービス体制の整備（障害者）
生活支援対策	生活に必要な資金の貸付
	災害弔慰金等の支給
	被災者生活再建支援金の支給
	義援金の募集、配分
	生活保護
	租税の減免等（特別区税の減免）
	租税の減免等（特別区税の期限の延長）
	租税の減免等（特別区税の徴収猶予）
	租税の減免等（国民健康保険料の減免）
	租税の減免等（後期高齢者医療保険料の徴収猶予及び減免）
	租税の減免等（国民年金保険料の免除）
	租税の減免等（介護保険料の減免及び利用者負担の軽減）
租税の減免等（保育料の減額）	
保健対策	メンタルヘルスケアの実施
	被災住民の健康管理
	防疫活動の実施
生活環境の整備	震災救援所の衛生管理
	公衆浴場の再開支援
	飲料水・食品の安全確保
	ごみ等の処理

取組名	項目名
生活環境の整備	生活衛生関係営業施設の営業状況に関する情報提供と再開支援
	特例許可証の発行
医療機関の機能回復	医療機関の復旧状況に関する情報提供
地域医療体制の再構築	仮設診療所の設置
動物救護	震災救護所における動物の保護管理
	負傷動物の救護
その他	防犯対策

第3部 南海トラフ地震等防災対策

第1章 対策の考え方

第1節 策定の主旨

南海トラフ巨大地震の発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まっていると評価された場合等に「南海トラフ地震臨時情報」が発表される。南海トラフ地震等の防災対策は、地震に伴う津波被害を防止又は軽減するため、平成25年(2013年)5月に発表された「南海トラフ巨大地震等による東京の被害想定」等で明らかになった南海トラフ巨大地震等への対策として、基本事項を定めるものである。

第2節 南海トラフ地震等防災対策の基本的考え方

南海トラフ巨大地震による区部や多摩地域の最大震度や津波等の想定は、令和4年(2022年)5月に東京都防災会議が発表した「首都直下地震等による東京の被害想定」よりも小さいため、杉並区における対策は、震災・風水害編第1部から第2部、震災編第1部から第2部に記載されている首都直下地震等の対策を推進していくこととする。

南海トラフ地震に関連する情報の種類と発表条件【別冊・資料263】

第2章 南海トラフ地震等防災対策の事前の備え

第1節 広報及び教育

- ・南海トラフ地震等による災害に対応するためには、区民の意識とその活動のあり方が最大の課題となる。
- ・区民が南海トラフ地震等による災害に対し、的確な行動がとれるように区及び防災関係機関は、平常時から広報及び教育を行い、地震に関する知識と防災対応を啓発指導する。

1 広報

- ・平常時から南海トラフ地震等防災対策の内容、区の地域の予想震度、南海トラフに関連する情報が発表された際にとる防災措置の内容等を広報し、発災に伴う被害の軽減と社会的混乱の防止を図る。なお、広報内容は次に掲げる事項について行う。
- 南海トラフ地震についての教育、啓発及び指導
- 南海トラフ地震に関連する情報の種類と発表条件【別冊・資料 263】
- 杉並区の地域の予想震度及び被害程度
- 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合や南海トラフ地震等が発生した場合における区民のとりべき行動
- 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合や南海トラフ地震等が発生した場合における事業者のとりべき行動
- 防災関係機関が行う措置

主な例を示すと次のとおりである。

ア 帰宅ラッシュに伴う駅等の混乱防止のための広報

- ・列車の運行計画及び混乱発生時の規制内容
- ・南海トラフ地震臨時情報発表時の時差退社の協力及び優先乗車の方法
- ・その他防災上必要な事項

イ 道路交通の混乱防止のための広報

- ・南海トラフ地震臨時情報発表時の交通規制の内容
- ・自動車利用の自粛の呼びかけ
- ・その他防災上必要な事項

ウ 電話の大混雑防止のための広報

- ・南海トラフ地震臨時情報発表時の電話利用の自粛
- ・電話回線の大混雑と規制の内容

エ 買急ぎによる混乱防止のための広報

- ・生活関連物資取扱店の営業
- ・生活関連物資の流通状況と買急ぎをしないこと

オ 預貯金引き出し等による混乱防止のための広報

- ・銀行、郵便局等金融機関の営業
- ・預貯金を急いで引き出す必要のないこと

カ その他の広報

- ・電気・ガス等の使用上の注意

- ・ 広報の方法等は次のとおりである。
 - 印刷物による広報
区広報をはじめ、各防災関係機関の各種広報、印刷物により防災知識の普及を図る。
 - 動画等による広報
防災講演会・防災懇談会等を積極的に開催し、防災知識の普及を図る。
 - インターネット等による広報
ホームページ等に速報情報を掲載し、混乱防止を図る。

2 教育指導方法

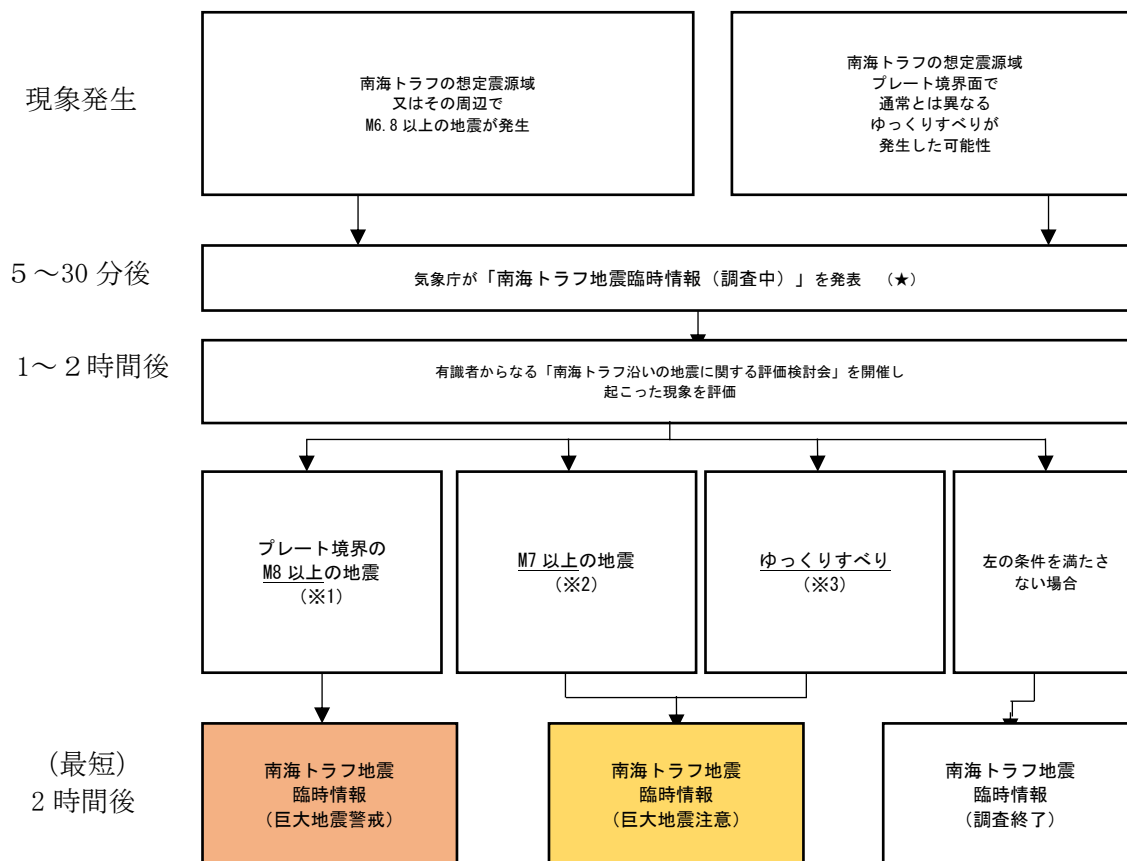
区及び学校等は、以下の教育指導方法について児童・生徒等及び関係職員に対する地震防災教育を実施し、保護者に対し周知を図る。

- ・ 児童・生徒に対しては、「防災ノート～災害と安全～」を活用することで防災教育を行う。
- ・ 教職員に対しては、「安全教育プログラム」における必ず指導する基本的事項（地震発生時の安全行動、登下校（園）時等の安全行動等）に基づき指導する。
- ・ 保護者に対しては、PTA等の活動を通じて周知徹底を図る。

第3章 南海トラフ地震に関連する情報が発表された場合の対応

南海トラフ全域を対象に地震発生の可能性の高まり、気象庁から「南海トラフ地震に関連する情報」が発表された場合の対応について定める。

【南海トラフ地震臨時情報発表までの流れ】



※内閣府「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン【第1版】」の図に加筆・修正

- ※1 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生した場合（半割れケース）
 - ※2 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上、M8.0未満の地震が発生したとき、又は南海トラフの想定震源域内のプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震が発生したとき（一部割れケース）
 - ※3 ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合（ゆっくりすべりケース）
- （★）調査が2時間程度以上に及ぶ場合等において、調査の継続状況を「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」により複数回発表することがある

（資料）気象庁「南海トラフ地震臨時情報」等の提供開始について（令和元年5月31日）

第1節 南海トラフ地震臨時情報の発表時の対応

1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合

南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の区の体制については、次のとおりとする。

ケース	発生した事象	区の体制
南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合	南海トラフの想定震源域又はその周辺でマグニチュード6.8以上の地震が発生した場合	区内で発生した震度が4以下の場合、情報収集態勢を確立する。 区内で発生した震度が5弱の場合、災害即応態勢を確立する。 区内で発生した震度が5強以上の場合、非常配備態勢を確立する。
	通常とは異なるゆっくりすべりが発生した可能性がある場合	地震は未発生であるが、以降、地震が発生する可能性があるため、情報監視態勢を確立する。 また、都総務局総合防災部等から情報収集を行い、区各部、防災関係機関等に情報を伝達する。 なお、休日・夜間等勤務時間外においては、区休日・夜間警戒本部が必要な対応を行う。

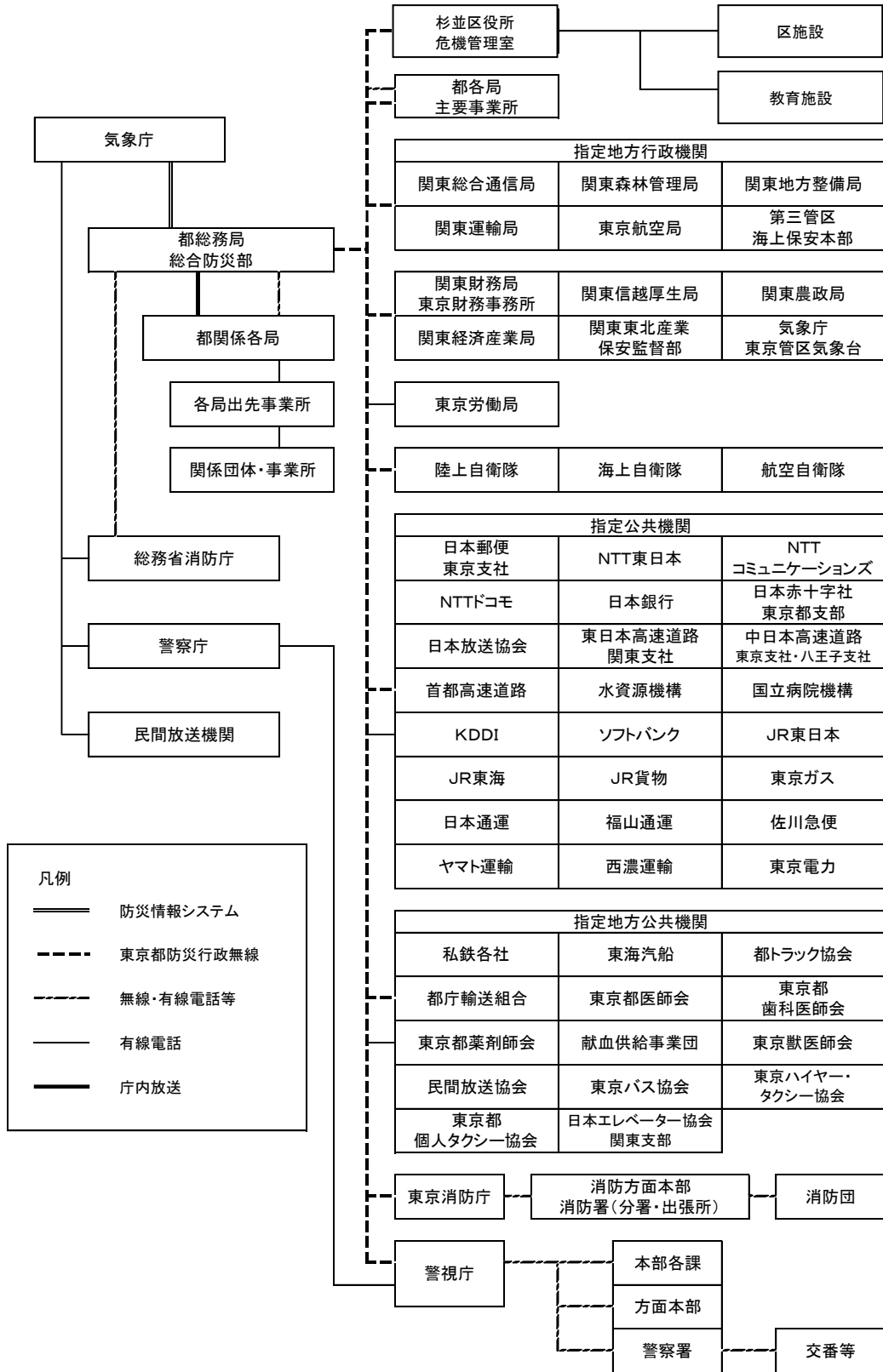
2 防災対応等を示すキーワードが付記された南海トラフ地震臨時情報が発表された場合

南海トラフ地震臨時情報（調査中）の発表後、さらに南海トラフ地震に関する情報が発表された場合の区の体制については、次のとおり。

ケース	発生した事象	区の体制	警戒期間等
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合	プレート境界のマグニチュード8以上の地震が発生した場合	区内で発生した震度が4以下の場合、情報収集態勢を確立する。 区内で発生した震度が5弱の場合、災害即応態勢を確立する。 区内で発生した震度が5強以上の場合、非常配備態勢を確立する。	現象発生から1週間は警戒期間、当該期間経過後1週間は注意期間
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合	プレート境界のマグニチュード7～8の地震が発生した場合	区内で発生した震度が4以下の場合、情報収集態勢を確立する。 区内で発生した震度が5弱の場合、災害即応態勢を確立する。 区内で発生した震度が5強以上の場合、非常配備態勢を確立する。	現象発生から1週間は注意期間
	通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合	区内で震度が5弱以上の揺れが発生していない場合は、引き続き情報監視態勢で情報収集を継続する。 なお、休日・夜間等勤務時間外においては、情報監視態勢が確立されるまでの間は、区休日・夜間警戒本部が必要な対応を行う。	ゆっくりすべりの変化が収まってから変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間は注意期間
南海トラフ地震臨時情報（調査終了）が発表された場合	上記の条件を満たさない場合	区内で震度が5弱以上の揺れが発生していない場合は、情報監視態勢を終了する。	—

3 南海トラフ地震臨時情報の伝達体制

図表：南海トラフ地震臨時情報の連絡伝達系統図



機 関 名	内 容
区	<ul style="list-style-type: none"> ・危機管理室は、都総務局から南海トラフ地震臨時情報を受けた場合、各種無線、有線電話、その他の手段を活用して、直ちに区各部、区出先機関及び施設（教育施設を含む。）に伝達する。 ・防災行政無線、防災・防犯情報メール配信サービス、区公式ホームページ、各種SNS等を活用して、直ちに南海トラフ地震臨時情報を区民に周知する。 ・総務部及び教育委員会事務局は、直ちに各種学校に対し、南海トラフ地震臨時情報を伝達する。 ・総務部、保健福祉部、子ども家庭部は、直ちに高齢者関連施設、障害者関連施設、私立保育園、幼稚園、無認可保育所等に対し、南海トラフ地震臨時情報を伝達する。なお、総務部、保健福祉部、子ども家庭部、教育委員会事務局は、上記伝達を行うにあたって、あらかじめ連絡網を作成し、周知徹底を図らなければならない。 ・勤務時間外における区職員への伝達は、区職員非常呼集要綱に基づき、連絡網により伝達する。 ・危機管理室は、消防署（消防団を含む）と連携して必要な対策を行う。
警 視 庁	都総務局又は警察庁から通報を受けたときは、直ちに一斉通報により全所属に伝達する。
東 京 消 防 庁	都総務局から通報を受けたときは、直ちに一斉通報、消防無線及びその他の手段により、庁内各部課、消防方面本部、消防署（分署・出張所）及び消防団に伝達する。
そ の 他 の 防 災 機 関	都総務局から通報を受けたときは、直ちに各部課及び出先機関に伝達するとともに、必要な関係機関、団体等に伝達する。

4 南海トラフ地震臨時情報の広報

社会的混乱防止のため、区民等に対し、南海トラフ地震臨時情報の内容とその意味についてわかりやすく周知するとともに、特に注意が必要な期間において、適切な対応を呼びかける。

具体的には、旅行の自粛、火元の管理や家具の転倒・落下・移動防止ほかの安全対策の実施等である。なお、気象庁が南海トラフ地震臨時情報（調査終了）を発表した場合は、区においても迅速に同様の発表を実施する。

種類	発生した事象	警戒期間等
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合	プレート境界のマグニチュード8以上の地震が発生した場合	現象発生から1週間は警戒期間、当該期間経過後1週間は注意期間
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合	プレート境界のマグニチュード7～8の地震が発生した場合	現象発生から1週間は注意期間
	通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合	ゆっくりすべりの変化が収まってから変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間は注意期間

5 混乱防止措置

南海トラフ地震臨時情報の発表による混乱を防止するために必要に応じて危機管理室が関係部、各防災関係機関の協力を得て対処する。

- ・混乱防止に必要な情報の収集伝達
- ・各防災関係機関等が実施する混乱防止措置の連絡及び実施の協力
- ・区集会施設等の利用者に対して、その旨を正確に周知するとともに、冷静な行動を要請

第4部 降灰対策

第1章 対策の考え方

第1節 計画の目的

平成12年(2000年)10月から12月まで及び平成13年(2001年)4月から5月までの間に低周波地震が急増した富士山について、国の火山噴火予知連絡会は、地殻変動は見られないことから、直ちに噴火等の活発な火山活動に結びつくものではないとの見解を示している。しかし、仮に富士山が噴火した場合、広範囲、かつ、多大な被害及び影響が生じるおそれがあり、区内においても降灰の被害が予想されているため、富士山の噴火から生じる降灰対策を実施する。また、平成21年(2009年)2月に浅間山が噴火し、都内にも降灰が発生した。そのため、他の火山の噴火の場合の対応についても本計画に準ずる。

第2節 被害想定

東京都地域防災計画(火山編)において、富士山噴火による被害想定的基础とされている「富士山ハザードマップ検討委員会報告書」(平成16年)の被害想定を本計画の前提とする。

表 噴火の規模及び被害の概要

	内容	
噴火の規模等	規模	宝永噴火と同程度
	継続期間	16日間
	時期	①梅雨期 ②その他の時期
被害の原因	降灰	
被害の範囲	都内全域	
被害の程度	八王子市及び町田市の一部 10cm程度 その他の地域 2~10cm程度 (具体的範囲は別図のとおり)	
被害の概要	降灰に伴うもの	健康障害、建物被害、交通・ライフライン・農林水産業・商工業・観光業への影響
	降灰後の降雨等に伴うもの	洪水、泥流及び土石流に伴う人的・物的被害

(出典) 東京都地域防災計画(火山編)(平成30年修正)

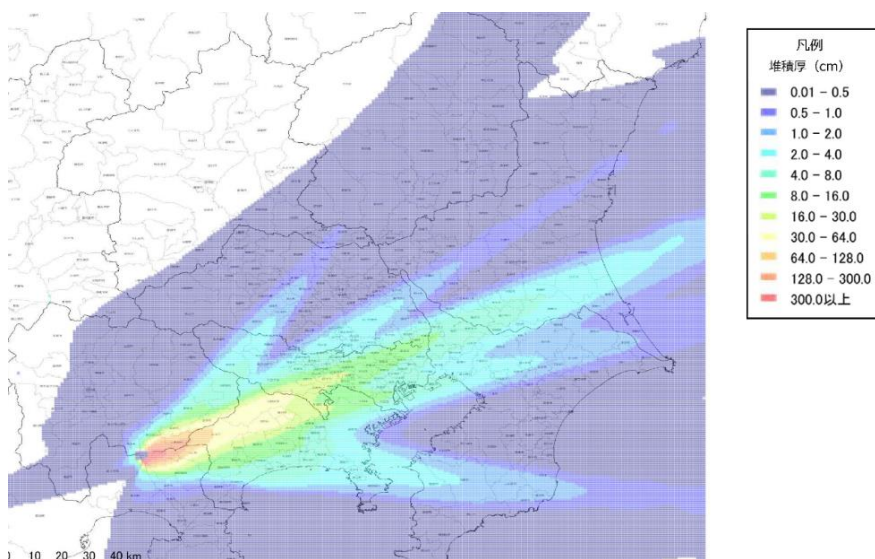
図 降灰予想図（降灰の影響がおよぶ可能性の高い範囲）



（出典）東京都地域防災計画（火山編）（平成30年修正）

令和元年度(2019年度)に中央防災会議の大規模噴火時の広域降灰対策検討ワーキンググループで検討された降灰のシミュレーションのうち、人口・資産が比較的多い地域に降灰が集中するケース（西南西風卓越）の場合、風向風速によって、区内の降灰の堆積厚が8.0cmから16.0cmに達することが想定されている。

図 降灰のシミュレーション結果



（出典）大規模噴火時の広域降灰対策について—首都圏における降灰の影響と対策—（令和2年4月）

表 降灰による影響の一覧

		想定される影響		閾値
直接被害	資産被害	家屋等被害	荷重による木造家屋の倒壊	降雨時 30-45cm、降雨なし 45-60cm
			支点間の長い大型建物のたわみ・損壊	地域の積雪荷重を超える降灰の厚さ
			降灰後の土石流による家屋の損壊・流出	降雨時、1cm以上で発生可能性、10cm以上で被害大。
	農林水産物被害	公共土木施設等被害	—	—
			農作物の商品価値の低下	葉物野菜・果実類等微量、その他野菜等 1.5cm以上、稲 0.05cm以上
			農作物の収穫不能	野菜等 10cm以上、稲 15cm以上、果実類 20cm以上
			森林の幹の折損、生育不良や枯死	降雨時 10cm以上
			牧草の生育不良	2cm以上
			漁獲量の低下	(定性)
			人的被害	家屋の倒壊・流出による死傷
健康被害(目・鼻・咽頭の異常及び呼吸器系疾患・心疾患患者の症状の増悪等)	(定性)			
間接被害	交通支障の影響	道路	車線等の視認障害による速度低下	0.1cm以上
			視界不良による通行不能・速度低下	通行不能 視程 30m以下 速度低下 視程 60m以下
			火山灰の再移動による視界不良による速度低下	1cm以上
			タイヤ接地面の摩擦の低下による通行不能・速度低下	2輪駆動車通行不能 降雨時 3cm以上 降雨なし 10cm以上 速度低下 20km/h 降雨なし 2cm以上 10km/h 降雨時 0.5cm以上 降雨なし 5cm以上
			4輪駆動車通行不能	降雨時 10cm以上、 降雨なし 30cm以上
			タイヤのスタック・スリップ事故等による滞留車両の発生	(定性)
			交通量の多い道路での速度低下に伴う渋滞	(定性)
			鉄道・航空交通の停止による需要の増加	(定性)
			スリップ等の発生により安全運行が確保できない路線で通行禁止又は制限	(定性)
			緊急交通路として指定された路線では一般車両の通行禁止	(定性)

		想定される影響		閾値
間接被害	交通支障の影響	道路	道路の低くなっている箇所 に火山灰が堆積することによる 通行困難区間の拡大	(定性)
			小さな噴石の降下による 車両のガラスの破損	(定性)
		鉄道	車輪やレールの通電不良による 車両位置検出・踏切動作不良	0.05cm以上 (初回は微量で運行停止)
			視界不良による速度低下・ 運行停止	視程 50m以下
			ポイントの動作不良	0.05cm以上
			レールの埋没	15cm以上
			停電・電力供給不安定による 運行不能	降雨時 0.3cm以上等停電時
			需要の増加や車両・作業員不足 による運行停止・輸送力低下	(定性)
			車両検査不能に伴う使用可能 車両の減少による運転区間の 変更・輸送力低下	(定性)
		航空	除灰作業等が行われるまでの 間滑走路の使用不可	0.04～0.2cm以上
			航空機による火山灰が存在する 空域の迂回・到着空港の変更	微量
			大幅な迂回が必要となった場合 の運航可能便数制限	(定性)
			鉄道や道路等の二次交通の使用不可 に伴うターミナル混雑等による 欠航	(定性)
		船舶	東京湾の特定の航路における 視界不良による航路外待機	降灰中
	冷却水管の目詰まり		(定性)	
	エンジンフィルタの目詰まり・ 可動部分の摩耗		(定性)	
	停電による港湾の荷役機械 使用不可		降雨時 0.3cm以上	
	ライフラインの停止の影響	電力	碍子の絶縁低下による停電	降雨時 0.3cm以上
			倒木による送配電線の切断による 停電	降雨時 10cm以上 (幹折れ多数)
			タービンの摩耗 (水力発電所)	(定性)

		想定される影響	閾値	
間 接 被 害	ライフラインの停止の影響	電力	吸気フィルターの延命化・交換頻度増による火力発電所の供給力の低下	降灰中 6cm 以上で停止
			太陽光発電パネルへの降灰による発電量の減少	0.03cm 以上
			道路の通行不能による復旧現場への到達不能	降雨時 3cm 以上、降雨なし 10cm 以上
			空調設備の不具合による機器の動作異常	(定性)
			燃料不足による火力発電所の停止	(定性)
			必要な供給力を確保しきれない場合の停電	(定性)
			火山灰の侵入によるガスタービン式非常用発電設備の不具合、メンテナンス頻度増によるディーゼル式非常用発電設備の出力低下	(定性)
		上水道	濁度の増加	緩速ろ過式の浄水場 0.2cm 以上
			ろ過池等浄水施設の機能低下	緩速ろ過式の浄水場 1cm 以上
			pH の低下、元素の溶出等による原水の水質の悪化による飲用不向き	(定性)
			停電による運転停止	降雨時 0.3cm 以上等停電時
			薬剤等の不足による機能低下	(定性)
			水需要の増加による水不足	(定性)
		下水道	下水道管路等排水施設の閉塞	(定性)
	下水処理場の処理能力低下、ポンプ場の機能不全		(定性)	
	停電による運転停止		降雨時 0.3cm 以上等停電時	
	下水管路（雨水）の閉塞により、閉塞上流から雨水があふれる		(定性)	
	薬剤等の不足による下水処理施設の機能低下		(定性)	
	アンテナへの火山灰の付着による通信不調		(定性)	
	通信	利用者の増加による輻輳	(定性)	
		停電による運転停止	降雨時 0.3cm 以上等停電時	
		空調設備の不具合による機器の動作異常	(定性)	
		火山灰の侵入による電子機器の不調	(定性)	

		想定される影響		閾値
間 接 被 害	波及影響	生活への波及影響	買い占め等による食料・水等の店舗在庫の売り切れ	0.1cm以上（道路輸送力低下）
			交通支障による物資の入手困難	降雨時 3cm以上、降雨なし 10cm以上
			医療・福祉施設の機能低下	交通・ライフラインの支障地域
			交通支障による大量の滞留者の発生	微量
			空調設備の不具合	5cm以上
			家電製品・情報機器の不具合	(定性)
	経済への波及影響	人員の確保不能、顧客の移動不能による営業停止、事業の縮小	交通・ライフラインの支障地域	
			サプライチェーンの寸断に伴う操業停止	交通・ライフラインの支障地域
			応急対策費用の発生	(定性)
	精神的被害		火山灰の影響による精神的打撃	(定性)
その他	処分すべき火山灰の発生	火山灰の仮置き場所・処分場の不足等	(定性)	

(出典) 大規模噴火時の広域降灰対策について—首都圏における降灰の影響と対策— (令和2年4月)

第2章 具体的な取組【予防対策】

第1節 防災知識の普及啓発等

降灰が発生した場合、大きな混乱が予想されるため、区民等が対応できるように防災知識の周知徹底等を図る。

1 区民、事業者等への普及啓発

区は、区民、事業者等に対して次の内容を降灰対策の防災知識として啓発する。

- ・気象庁が発表する噴火警報、噴火警報レベル、降灰予報等の促進
- ・マスク、目を守るゴーグル、水、食料、衣料品、携帯ラジオ等の非常持出用品の準備
- ・降灰を屋内に浸入させないための対策及び家族の役割分担の決定
- ・インターネット、携帯電話等で配信する降灰注意報等の情報確認
- ・降灰が雨水等の流れをせき止めないように、側溝の詰まり等を取り除く等の対策

2 防災市民組織への普及啓発

区は、防災市民組織に対して、降灰被害に関する知識の普及、避難時の注意事項及び降灰被害発生時の支援体制の整備を降灰対策として啓発する。

3 事業所への普及啓発

区は、事業者に対して、降灰被害を想定した自衛消防隊の活動能力の充実及び強化を降灰対策として啓発する。

第3章 具体的な取組【応急対策】

第1節 応急活動体制

区は、降灰による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、法令、東京都地域防災計画及び杉並区地域防災計画の定めるところにより、他の防災関係機関及び住民等の協力を得て、その有する全機能を発揮して災害応急対策の実施に努める。

なお、実施にあたっては、杉並区地域防災計画（震災編）第1部に記載している応急対策の内容に準ずる。

第2節 降灰情報等の収集及び伝達

区は、降灰による被害発生時において、円滑な応急対策活動を実施するため、各防災機関の緊密な連携のもと、降灰による被害に関する情報を的確かつ迅速に把握する。

なお、降灰の情報は、気象庁地震火山部火山監視課火山監視・警報センターで取りまとめ、「富士山の火山活動解説資料」として伝達される。

1 降灰状況の調査

区は、降灰に関する区民、防災関係機関からの通報や区内で降灰のあった事実を確認した場合、降灰状況を調査する。

降灰の調査項目	備考
降灰の有無及び堆積の状況	—
時刻及び降灰の強さ	—
構成粒子の大きさ	可能な場合は確認
構成粒子の種類、特徴等	可能な場合は確認
堆積物の採取	—
写真撮影	—
降灰量及び降灰の厚さ	可能な場合は確認

2 降灰情報の伝達及び周知

（1）降灰情報の伝達

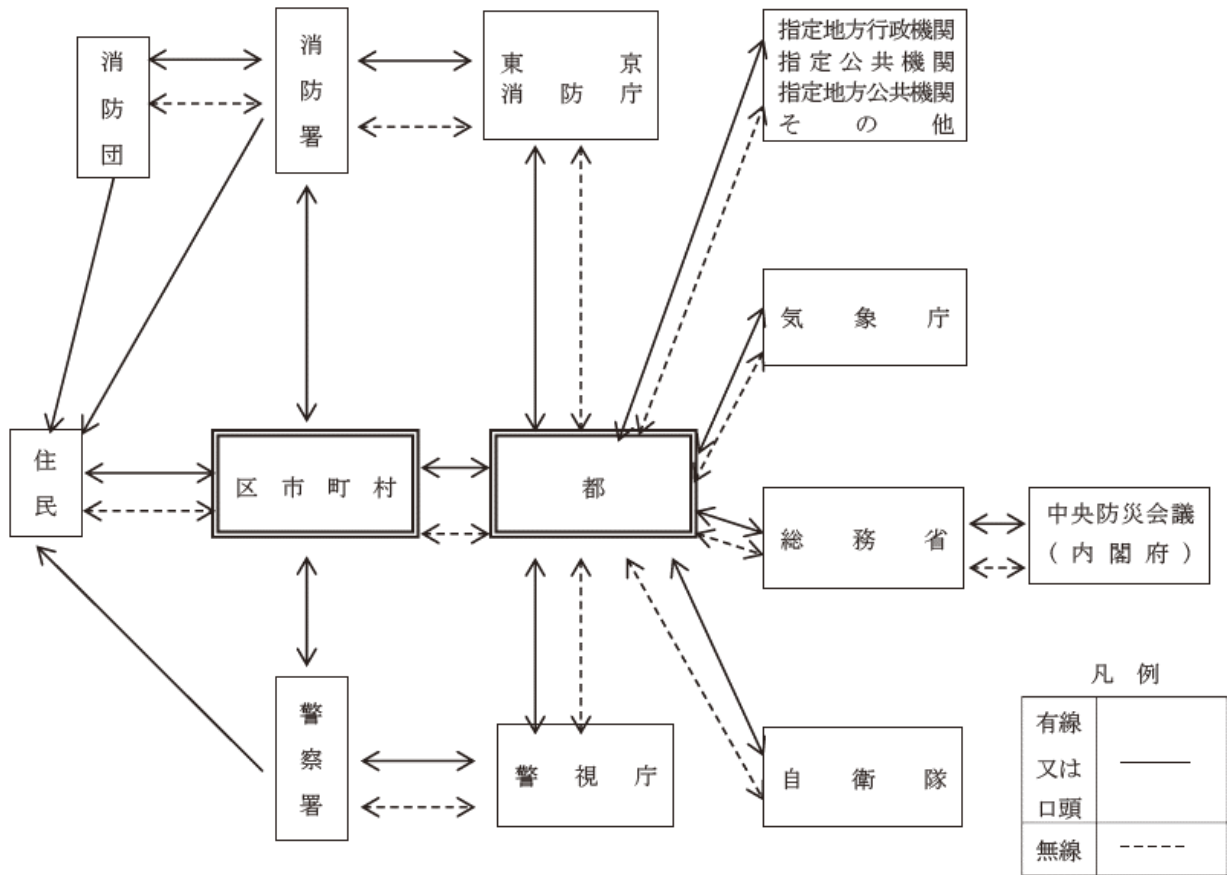
区は、降灰に関する情報について、気象庁及び関係機関から伝達を受けたとき、又は自ら知ったときは、直ちに防災関係機関、防災市民組織等に伝達する。また、所管課を通じて区施設に伝達する。

（2）降灰情報の周知

区は、警察署、消防署等と連携して降灰に関する情報を区民に周知する。

(3) 情報連絡体制

富士山噴火降灰対策における情報連絡の流れは、次のとおり。



3 被害状況の調査報告

区は、降灰による被害の発生に際して、速やかに区内の被害状況や区施設の影響等を把握し、被害が発生している場合は、被害状況及び活動状況を都本部に報告する。

4 降灰に係る広報の実施

区は、区内で降灰による被害が発生し、又は発生するおそれのある場合、直ちに警察署、消防署等と連携し、必要な広報を実施する。

種別	広報内容
火山噴火時の広報 (降灰含む)	<ul style="list-style-type: none"> ・噴火の規模及び状況 (降灰含む) ・開設する避難所の所在地 ・避難誘導路の周知 ・その他必要な事項
被災者に対する広報	<ul style="list-style-type: none"> ・被害情報 ・食料及び物資の配給状況 ・医療機関の診療状況 ・デマ情報の防止 ・通信及び交通機関の復旧状況 ・その他必要な事項

第3節 警備・交通規制の要請

1 警備活動の要請

降灰による被害発生時には、交通の混乱等の発生や様々な社会的混乱が想定されるため、区は、警察署が実施する警備活動の状況を把握し、必要に応じて警備活動の実施を要請する。

2 交通規制の要請

降灰時には、視界不良による衝突事故やスリップ事故等が急増することが想定されることから、区は、警察署が実施する交通規制の状況を把握し、必要に応じて通行禁止、一方通行等の交通規制を要請する。

第4節 応援協力・派遣要請

必要に応じて、震災編第1部第4章に準ずる。

なお、降灰による被害が発生し、人命又は財産の保護のため必要であると認めた場合は、都を通じて自衛隊に対し、災害派遣を要請する。

第5節 避難者対策

震災救援所の開設及び運営が必要な場合、震災編第1部第6章、震災編第1部第8章に準じ、震災救援所の開設及び運営、震災救援所の運営に係る衛生・防疫活動、動物救護活動を実施する。

なお、体育館等への屋根への降灰による荷重で使用が危険となった場合、校舎等のより安全な施設に避難先を変更する。

第6節 医療救護対策

必要に応じて、震災編第1部第6章に準じ、降灰による被害発生後の被災者に対する救助及び医療救護を実施する。

第7節 道路及び鉄道の応急・復旧対策

1 道路

区は、降灰により、道路、その他の道路施設が被害を受けた場合、速やかに被害を調査し、関係機関に周知する。また、速やかに被害を受けた道路、その他の道路施設を復旧する。

2 鉄道

東日本旅客鉄道株式会社、京王電鉄株式会社、西武鉄道株式会社及び東京地下鉄株式会社は、降灰により、鉄軌道、踏切、その他の鉄道施設が被害を受けた場合、速やかに被害を調査し、関係機関に周知するとともに、復旧を図る。

第8節 ライフライン施設等の応急・復旧対策

電気、水道、電話等の施設は、日常生活の基幹を成すものであり、これらの施設が被災した場合、その影響は極めて大きいため、これらの施設においてそれぞれの活動体制を確立し、応急対策活動を迅速に実施する。

1 電気施設

(1) 活動態勢

ア 非常災害対策本(支)部の設置

- ・災害が発生したとき、東京電力グループは非常災害対策本(支)部を設置する。
- ・本部は、本社、総支社、電力所、火力事業所、原子力発電所及び建設所に設置する。
- ・支部は、支社、火力発電所その他店所が指定した第一線機関等に設置する。
- ・夜間休日等の緊急呼集及び交通機関、通信の途絶に対応できるよう、要員の選抜、呼集方法、出動方法等につき検討し、適切な活動組織を編成する。

イ 要員の確保

- ・災害が発生したとき、非常災害対策本(支)部長は、情勢に応じた非常態勢を発令する。
- ・非常災害対策本(支)部長は、当該本(支)部編成のため必要とする要員について、その出動を指示する。
- ・その他の社員は、非常災害に対する安全対策を実施し、可能な限り通常の業務に従事する。
- ・非常態勢が発令された場合、非常災害対策本(支)部は請負会社に対し、その旨を連絡し、必要があれば直ちに応援を求める。

ウ 情報連絡活動

- ・本社本部は、定期的に諸情報を被害店所本部から収集する。
- ・被害店所本部は、現地の実態を速やかに把握するため、第一線機関の動員等により、確実な被害状況の収集に努める。

(2) 応急対策

ア 資材の調達及び輸送

- ・第一線機関等においては、予備品、貯蔵品等の在庫品を常に把握し、調達を必要とする資材は、次のいずれかの方法により速やかに確保する。
 - 第一線機関等相互の流用
 - 本社本部に対する応急資材の請求
- ・非常災害対策用資材の輸送は、あらかじめ調達契約をしている輸送会社の車両、船艇等により行う。輸送力が不足する場合には、他の輸送会社から車両、船艇等の調達を対策本部において適宜行い、輸送力の確保を図る。

イ 災害時における危険予防措置

円滑な防災活動のため、警察、消防機関等から送電停止の要請があった場合には、送電停止等の適切な危険予防措置を講ずる。

ウ 災害時における応援の組織・運営

本社本部及び店所本部は、被害が多大な被災地の店所本部及び第一線機関支部のみの災害活動では早期復旧が困難であると判断した場合には、他店所本部、支部及び請負会社に復旧応援隊の編成を要請し、被害状況及び復旧状況を勘察した上、必要な応援隊を出動させる。

2 水道施設（都水道局）

（1）活動態勢

ア 活動方針

（ア）給水対策本部の設置

災害の発生により、水道施設に甚大な被害が発生した場合等、一定の要件に該当する場合は、局内に局長を本部長とする給水対策本部を設置し、応急対策諸活動を組織的に進める。

（イ）情報連絡活動

- ・復旧活動、応急給水活動等を適時適切に行うため、あらかじめ情報連絡の連絡系統、手段等を定め、正確な情報を迅速に収集及び伝達する。
- ・被害状況等の情報収集は、一般加入電話及び専用回線を利用した震災情報システム等を使用して行う。
- ・一般加入電話及び震災情報システムが使用できない場合は、通信の疎通状況を勘案して次の通信手段を用い、給水対策本部内における情報連絡を行う。
○水運用専用電話 ○東京都防災行政無線 ○水道業務用移動無線 ○衛星携帯電話

（ウ）復旧活動

浄水施設の被害については、速やかに復旧活動を行う。

（エ）広報活動

都本部と連携しながら、被害及び復旧の状況等を適時適切に広報し、混乱を防止するよう努める。

イ 職員の活動態勢

- ・職員は、発災時には、その所属する部署において、あらかじめ指定された応急対策に従事することを原則とし、状況に応じて、必要な職員を確保する。
- ・夜間、休日等の勤務時間外に災害が発生した場合は、局の災害対策職員住宅に入居している職員、あらかじめ指定された管理職員等の初動要員により初動態勢を確保する。
- ・都水道局職員で不足する人員は、他の水道事業者のほか、都本部を通じて都各局等に応援を求める。

（2）応急対策

ア 貯水施設

原水の濁度上昇に対処するため、凝集剤等を使用し、濁度の低減を図る。

イ 浄水施設

原水の濁度上昇による処理能力の低下、沈でん汚泥の堆積、ろ過閉塞等の水処理への不具合が生じないよう薬品の適切注入、沈でん池清掃、ろ過池洗浄等の措置を速やかに行う。

浄水場の処理能力低下等被害が発生した場合は、他の比較的被害が少ない浄水場を活用し、水配系統の連携で対応する。

（3）復旧対策

ア 浄水施設

浄水施設の被害については、速やかに復旧活動を行う。

3 下水道施設

降灰時においては、汚水及び雨水の流下に支障のないように必要な措置を講ずる。

(1) 降灰による被害発生時の活動態勢

- ・被害の状況に応じ、職員の配置を行い、下水道施設の降灰被害に対し、迅速に復旧活動を行う。
- ・被害が大規模で、復旧に緊急を要する場合に協力を得ることができるよう、都下水道局では民間団体等と応急復旧業務に関する協定及び細目協定を締結している。

(2) 復旧対策

ア 災害復旧用資機材の整備

迅速に復旧活動を実施するため、災害時の応急復旧に関する協定を締結している民間団体等に対し資機材の備蓄について協力を求める。

イ 管きょ

- ・管きょ内に降灰が流入し、つまりが生じた場合は、管きょ内清掃等必要な措置を講ずる。
- ・工事中の箇所においては、受注者に被害を最小限に止めるよう指揮監督するとともに、必要に応じて現場要員及び資機材の補給を行う。

ウ 水再生センター・ポンプ所

- ・降灰の流入による施設の機能低下を防止するため、施設を点検し、異常が確認された場合は、必要な措置を講ずる。
- ・停電が発生した場合、ディーゼル発電機、ガスタービン発電機等の非常用発電機及びエンジン直結ポンプによってポンプ運転を行い、揚水機能を確保する。
- ・建物その他の施設には、火山災害に備え、特に防護の必要のあるものに対しては、所要の資機材を備蓄する。

(3) 下水道施設の復旧計画

被害が発生したときは主要施設から漸次復旧を図る。なお、復旧順序については、まず水再生センター、ポンプ所、幹線管きょ等の主要施設の復旧に努め、その後、枝線管きょ、柵、取り付け管の復旧を行う。

4 電話施設等

災害時における通信の途絶を防止するため、各種通信施設の確保、復旧等についての応急対策の確立が必要である。

各通信事業者の対策は、東京都地域防災計画火山編第4部 富士山噴火降灰対策第3章 災害応急・復旧対策計画に記載のとおりである。

第9節 応急給水対策

火山灰の影響から断水被害が発生した場合、震災編第1部第9章に準じ、断水地域の被災者に応急給水を実施する。

第10節 宅地等の降灰対策

宅地等に降った降灰は、所有者又は管理者が対応することが原則であるが、降灰が長期間続いた場合は、宅地、公園等に大きな被害を与えるため、区は、区民では降灰の処理が困難な対策を実施する。

1 一時的な集積場所の確保

区は、がれき仮置場等の活用を検討し、降灰の一時的な集積場所を確保する。

降灰の一時的な集積の際には、降灰をシート等で覆うことで、風による飛散防止を実施する。なお、降灰盛土の崩壊防止のために盛土高5m以下を目安とする。

2 宅地等の降灰の収集方法等の周知

区は、宅地等に降った降灰について、区民による降灰の収集方法や運搬の方法を決定し、周知する。なお、上記の周知事項については、区内の降灰を踏まえて次の内容を含めるものとする。

- (1) ごみ袋を使用した降灰の収集方法
(ごみ袋を二重にする、降灰を入れたらごみ袋の口を閉じる等)
- (2) 降灰を収集したごみ袋の置き場
- (3) 区による降灰の回収方法

3 降灰袋の配布検討

区内への降灰状況や区民によって収集された降灰の収集場所や収集対応の状況を踏まえて、区民に対して降灰袋の配布を検討する。

第11節 降灰の収集及び処分

1 宅地等以外の降灰の収集

区は、区施設に降った降灰を収集し、一時的な集積場所に運搬する。
なお、宅地以外に降った火山灰の収集及び運搬については、各施設管理者が行うものとする。

2 降灰の回収・運搬の実施

区は、一般廃棄物とは別に運搬を実施するため、民間事業者等に対して宅地等で置き場を巡回し、出されている降灰のごみ袋を回収及び運搬を要請する。

降灰が続き、多量の降灰が発生している場合は、民間事業者等による収集及び運搬の実施頻度を増加させる等の対策を行う。

3 収集した降灰の処分に係る調整

区は、一時的な集積場所に集めた降灰の処分方法を都及び関係機関と検討し、決定した内容に基づいて降灰を処分する。

4 降灰量等測定の実施

都都市整備局から降灰量等の測定方法の指導を受け、区内の降灰の測定を実施する。

5 被害額の算定及び報告

区は、降灰から生じる区内の被害額を算定し、都都市整備局に報告する。

索引

D

DIS..... 78, 97

P

PTSD..... 96, 99

あ

安否確認.....5, 99, 125, 135, 138, 142

い

遺体収容所 22, 104, 105, 111, 112

一時滞在施設..... 22, 118, 119, 120, 123, 124, 126

一般ボランティア 156, 188

医療救護活動68, 92, 93, 94, 95, 97, 100, 101, 107, 108,
142

医療救護所65, 91, 93, 95, 96, 97, 98, 100, 101, 102,
107, 108

え

液状化 197, 199

駅前滞留者対策連絡会 124, 126

エコノミークラス症候群..... 145, 146

お

応急育成..... 183, 184

応急仮設住宅..... 142, 191, 192, 193

応急危険度判定12, 13, 142, 179, 180, 198, 221

応急給水.....37, 82, 155, 156, 157, 160

応急給水槽 155, 156, 157

応急教育..... 31, 181, 182

応急修理..... 13, 22, 191, 192

か

外国人災害時情報センター 7

核燃料物質 17, 19, 173, 174

火葬 103, 105, 107, 111, 112, 113

火葬場..... 111, 112, 113

感染症..... 142, 143, 146

き

義援金..... 181

帰宅困難者 118, 119, 120, 124, 126, 127, 130

帰宅困難者対策115, 117, 121

帰宅支援ステーション..... 129, 130, 131

給水拠点 37, 155, 156, 157

緊急医療救護所 93, 94, 95, 96, 97, 98, 100, 101, 102

緊急交通路 27, 28, 30, 31, 38, 241

緊急通行車両..... 28, 30, 31, 160

緊急道路障害物除去路線..... 187

緊急道路障害物除去路線..... 26, 27, 28, 49

緊急輸送 31, 70, 71

緊急輸送車両..... 160

緊急輸送道路..... 26, 27, 145

く

区議会..... 61

け

警戒区域..15, 16, 17, 18, 19, 20, 71, 137, 172, 173, 175

警戒宣言 83

激甚災害..... 190
 建設型応急住宅..... 192, 193

こ

広域火葬..... 111, 112
 広域避難..... 138
 広域輸送基地..... 164
 交通規制..... 16, 17, 19, 25, 27, 29, 30, 31, 64, 84, 145,
 173, 175, 230, 248
降灰対策..... 237, 239, 245, 252
 高齢者等避難..... 136
 ごみ処理..... 120, 186

さ

災害医療コーディネーター..... 93, 97, 100, 107, 108
 災害援護資金..... 200, 201, 202
 災害救助法..... 61, 62, 67, 79, 80, 159, 182, 183, 187, 189,
 190, 191, 192, 193, 205
 災害拠点病院..... 22, 27, 93, 98, 101
 災害時給水ステーション..... 82, 156, 157
 災害時要配慮者..... 5, 32, 68, 81, 82, 119, 120, 123, 126,
 129, 138, 142, 143, 144, 149, 154, 155, 160, 162,
 167, 199
 災害情報メール..... 76, 81, 235
 災害即応態勢..... 233
 災害弔慰金..... 205, 225
災害廃棄物処理..... 187, 188, 214
 災害備蓄倉庫..... 167
 災害復旧資金..... 210
 災害復興本部..... 218, 219
災害ボランティアセンター..... 6, 22
災害薬事センター..... 100
 在宅避難者..... 154

し

自衛消防隊..... 11, 245
 支援物資..... 60, 153, 154, 155, 158, 159, 160, 161, 162,
 163, 164, 165, 166, 167
 事業所防災計画..... 14
 し尿処理..... 120, 184
 車中泊..... 145, 146
 受援本部..... 60
 情報監視態勢..... 233
情報共有会議..... 6
 初期消火..... 5, 6, 34, 62, 63, 82
 初動医療体制..... 91
 初動態勢..... 57, 143, 250
初動配備態勢要員..... 60
 震災救援所..... 5, 18, 20, 21, 22, 27, 37, 75, 79, 81, 84, 93,
 95, 96, 98, 99, 100, 101, 102, 107, 108, 109, 110,
 120, 135, 138, 139, 140, 141, 142, 143, 144, 145,
 146, 147, 148, 150, 154, 155, 156, 157, 158, 159,
 162, 163, 167, 173, 174, 182, 184, 186, 195, 225,
 226, 248
震災救援所運営連絡会..... 5, 142, 143, 154, 160, 167
震災非常配備態勢..... 63
震災復興準備室..... 72

せ

先遣隊..... 61

た

第二次救援所..... 22, 141, 142, 144, 184

ち

賃貸型応急住宅..... 192, 193

と

東京 DMAT..... 62, 98
東京消防庁災害時支援ボランティア 64
東京都広域火葬実施計画..... 111, 112
同行避難動物..... 146, 148
トリアージ 11, 64, 65, 95, 98, 101

な

南海トラフ地震臨時情報..229, 230, 232, 233, 234, 235,
236

に

日本 DMAT..... 96, 98

ひ

被害想定..... 229, 239
被災者生活再建支援金 205, 225
非常呼集態勢..... 60
非常配備態勢..... 37, 38, 57, 58, 59, 60, 233
備蓄倉庫..... 156, 160
避難行動要支援者 138
避難行動要支援者名簿 5
避難指示..... 15, 34, 64, 76, 82, 135, 136, 137, 138, 139
避難道路..... 38, 63, 138, 139
避難場所..6, 13, 15, 27, 34, 35, 41, 64, 68, 82, 137, 138,
139, 140, 157

避難誘導..... 5, 6, 13, 18, 20, 29, 34, 35, 130, 135, 137,
138, 139, 148, 173, 174

ふ

福祉救済所 22, 141, 142, 144, 145

へ

ヘリコプター緊急離着陸場 161

ほ

防疫 31, 71, 142, 144, 163
防災教育 231
防災行政無線..... 75, 76, 77, 81, 137, 235, 250
防災市民組織..5, 11, 62, 63, 65, 76, 138, 140, 142, 156,
165, 182, 245, 246
防災用井戸 184
補助・代替施設 22, 140, 141, 142, 154

め

メンタルヘルスケア 99

り

リエゾン..... 61, 81
り災証明書 .81, 191, 195, 196, 197, 198, 199, 203, 204,
212

